日光市地域防災計画

（令和４年３月修正）

日光市防災会議

● 目次 ●

第１編　総論
第１節　計画の目的等 1
第２節　防災関係機関等の責務と業務の大綱 2
第３節　日光市の概要 13
第４節　日光市の災害対策の課題と目指す方向 21

第２編　震災対策編
第１章　総則 26
第１節　日光市の震災を取り巻く自然的条件 26
第２節　過去の主な地震災害 28
第３節　地震被害想定 30
第２章　予防 34
第１節　防災意識の高揚 34
第２節　地域防災の充実・ボランティア連携強化 37
第３節　防災訓練の実施 42
第４節　避難行動要支援者等対策 44
第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 51
第６節　震災に強いまちづくり 53
第７節　地盤災害予防対策 55
第８節　農林水産業関係災害予防対策 57
第９節　地震情報観測・収集・伝達体制の整備 58
第１０節　情報通信の整備 59
第１１節　避難体制の整備 61
第１２節　火災予防及び消防・救急・救助体制 67
第１３節　保健医療体制の整備 70
第１４節　緊急輸送体制の整備 72
第１５節　防災拠点の整備 74
第１６節　建築物等災害予防対策 77
第１７節　公共施設等災害予防対策 81
第１８節　危険物施設等災害予防対策 86
第１９節　鉱山災害等予防対策 89
第２０節　倒木災害等予防対策 90
第２１節　文教・文化財対策 91
第２２節　防災関係機関相互応援体制の整備 94
第２３節　孤立地区対策 96
第２４節　災害廃棄物等の処理体制の整備 98
第３章　応急対策 99
第１節　活動体制の確立 99
第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策 107
第３節　相互応援協力・派遣要請 114
第４節　災害救助法の適用 117

第５節　避難対策 120
第６節　災害警備活動 130
第７節　救急・救助・消火活動 131
第８節　医療救護活動 136
第９節　二次災害防止活動 139
第１０節　緊急輸送活動 140
第１１節　食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動 144
第１２節　農地・農林水産業用施設等対策 149
第１３節　保健衛生活動 150
第１４節　障害物等除去活動 158
第１５節　廃棄物処理活動 160
第１６節　文教・文化財対策 163
第１７節　住宅応急対策 168
第１８節　労務供給対策 170
第１９節　公共施設等応急対策 172
第２０節　危険物施設等応急対策 180
第２１節　観光客対策 181
第２２節　広報活動 182
第２３節　自発的支援の受入 184
第２４節　孤立集落支援対策 186
第４章　復旧・復興 187
第１節　復旧・復興の基本的方向の決定 187
第２節　民生の安定化対策 189
第３節　公共施設等災害復旧対策 192

第３編　風水害等対策編
第１章　総則 194
第１節　日光市の風水害等を取り巻く自然的条件 194
第２節　過去の主な風水害等 197
第３節　その他の災害状況 203
第２章　予防 210
第１節　防災意識の高揚 210
第２節　地域防災の充実・ボランティア連携強化 212
第３節　防災訓練の実施 212
第４節　避難行動要支援者等対策 212
第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 212
第６節　風水害・雪害に強いまちづくり 213
第７節　土砂災害・山地災害予防対策 215
第８節　水防体制の整備 220
第９節　積雪・雪崩・融雪害予防対策 222
第１０節　農林水産業関係災害予防対策 223
第１１節　警戒情報観測・収集・伝達体制の整備 224
第１２節　情報通信の整備 228
第１３節　避難体制の整備 229

第１４節　消防・救急・救助体制 235
第１５節　保健医療体制の整備..... 236
第１６節　緊急輸送体制の整備..... 236
第１７節　防災拠点の整備..... 236
第１８節　建築物等災害予防対策 237
第１９節　公共施設等災害予防対策 239
第２０節　危険物施設等災害予防対策 243
第２１節　鉱山災害等予防対策..... 243
第２２節　文教・文化財対策..... 243
第２３節　防災関係機関相互応援体制の整備 244
第２４節　孤立地区対策..... 244
第２５節　倒木災害予防対策..... 245
第２６節　災害廃棄物等の処理体制の整備 246
第３章　応急対策..... 247
第１節　活動体制の確立..... 247
第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策 255
第３節　災害拡大防止活動..... 262
第４節　相互応援協力・派遣要請 265
第５節　災害救助法の適用..... 265
第６節　避難対策..... 266
第７節　災害警備活動..... 277
第８節　救急・救助活動..... 278
第９節　医療救護活動..... 281
第１０節　緊急輸送活動..... 281
第１１節　食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動 281
第１２節　農地・農林水産業用施設等対策 282
第１３節　保健衛生活動..... 284
第１４節　障害物等除去活動..... 285
第１５節　廃棄物処理活動..... 287
第１６節　文教・文化財対策..... 289
第１７節　住宅応急対策..... 292
第１８節　労務供給対策..... 292
第１９節　公共施設等応急対策..... 292
第２０節　危険物施設等応急対策 292
第２１節　観光客対策..... 293
第２２節　広報活動..... 293
第２３節　自発的支援の受入..... 293
第４章　復旧・復興..... 294
第１節　復旧・復興の基本的方向の決定 294
第２節　民生の安定化対策..... 294
第３節　公共施設等災害復旧対策 294
第５章　火災災害対策..... 295
第１節　予防..... 295
第２節　応急対策..... 304

第３節　復旧 312
第6章　火山災害対策 313
第１節　予防 313
第２節　応急対策 322
第３節　復旧・復興 332
第7章　危険物等事故災害対策 334
第１節　予防 334
第２節　応急対策 341
第３節　復旧 351

資　料　編

第１　防災関係機関の連絡先 1
１　市 1
２　県 1
３　指定地方行政機関 2
４　自衛隊 2
５　指定公共機関及び指定地方公共機関 3
６　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 4
第２　条例・要綱等 5
１　日光市災害対策本部条例 5
２　市災害対策本部の体制図 6
３　市災害対策本部員の代替職員 7
４　市災害対策本部の事務分掌 9
５　日光市震災建築物応急危険度判定実施規程 14
６　日光市被災宅地危険度判定実施規程 17
第３　雨量・水位観測所一覧 20
１　雨量観測所一覧 20
２　水位観測所一覧 22
３　危機管理型水位計 22
第４　災害危険箇所等 23
１　土砂災害危険箇所別避難伝達体制一覧 23
２　雪崩危険箇所一覧 73
３　山地災害危険地区（林野庁所管）一覧表 78
４　山地災害危険地区（県環境森林部所管）一覧表 80
５　鉱山、砂利採取場一覧 100
６　農業用ダム一覧 100
７　ダム施設現況一覧 101
８　浸水想定範囲の示されているダム 102
第５　消防関係 103
１　消防組織・施設の状況 103
２　消防団の消防力 105
３　消防団施設状況 106
４　消防水利・資器材の現況 108
第６　危険物の大量貯蔵所等一覧 110
第７　情報収集・伝達及び通信確保 111
１　非常通信計画 111
２　栃木県非常通信用無線局局名録 112
３　ダム放流通報の伝達系統一覧 116
第８　相互応援協定等 118
１　災害時における相互応援協定等一覧 118
２　自衛隊災害派遣要請 126
第９　避難 128
１　指定避難場所・避難所一覧 128
２　避難所名簿様式 136

第１０　医療関係 137
１　災害拠点病院一覧 137
２　市内医療機関一覧 137
第１１　市内社会福祉施設等一覧 141
１　社会福祉施設一覧 141
２　教育施設一覧 150
第１２　土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設一覧 153
第１３　指定文化財一覧 155
第１４　輸送関係 156
１　市域における緊急輸送道路一覧 156
２　ヘリコプター離着陸場一覧 157
第１５　市内建設業者、給排水事業者一覧 160
１　市内建設業者一覧 160
２　排水設備指定工事店一覧 164
３　指定給水装置工事事業者一覧 169
第１６　自主防災組織一覧表 174
第１７　災害救助法 180
１　災害救助法施行細則：別表第一、第二 180
第１８　復旧・復興関連 188
１　被災者生活再建支援金の支給額 188
２　融資・貸付・その他資金等の概要 188
３　災害復旧事業の種別 189
４　激甚災害指定手順、激甚災害適用措置と指定基準 191

第１編　総論

第１編　総論

第１節　計画の目的等

第１　計画の目的

日光市地域防災計画は、日光市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第４２条及び日光市防災会議条例に基づき、日光市防災会議が策定するものであり、市、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

市は、この計画に基づき具体的計画を定め、その推進を図る。

第３　計画の構成

この計画は、当市の地域における震災、風水害、火山災害、火災・事故災害等の対策を体系化したものであり、次の各編から構成される。

１　総論
２　震災対策編
３　風水害等対策編（火山災害対策、火災・事故災害対策を含む。）

第４　修正

市、防災関係機関等は、引き続き防災に関する調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

第２節　防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急及び復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第１　防災関係機関等の責務

１　市

市は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

２　県

県は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言その他適切な措置を行う。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

５　公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び市民

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第２　防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

１　市

機関名	処理すべき業務等の大綱
日光市	１　災害予防対策 （１）防災に関する組織の整備・改善 （２）防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 （３）都市整備、治水等災害に強いまちづくりの推進 （４）災害危険箇所の災害防止対策 （５）防災に関する施設・設備の整備、点検 （６）災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 （７）防災用屋外スピーカー及び戸別受信機の整備、運用、点検 （８）県、他市町村、防災関係機関との相互連携体制の整備 （９）自主防災組織等の育成支援 （１０）ボランティア活動の環境整備 （１１）災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 （１２）避難施設の確保・整備 （１３）その他法令及び日光市地域防災計画に基づく災害予防の実施 ２　災害応急対策 （１）被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 （２）活動体制の確立、他機関との連携による応援協力体制の確立 （３）災害救助法の運用 （４）消火・水防等の応急措置活動 （５）被災者の救助・救急及び医療措置の実施 （６）保健衛生、廃棄物処理に関する措置 （７）緊急輸送体制の確保 （８）緊急物資の調達・供給 （９）災害を受けた児童、生徒の応急教育 （１０）施設、設備の応急復旧 （１１）防犯、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 （１２）市民への広報活動 （１３）ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 （１４）その他法令及び日光市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 ３　災害復旧・復興対策 （１）被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 （２）民生の安定化策の実施 （３）公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 （４）その他法令及び日光市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

２　消防機関等

①　消防本部等

機　関　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
日光市消防本部 （今市消防署） （日光消防署） （藤原消防署）	１　災害予防対策 （１）消防力の維持･向上 （２）市と共同での地域防災力の向上 （３）防災用資機材の整備 （４）危険物施設等の安全対策 （５）自主防災組織の育成強化 （６）通信施設の防災対策・整備促進 ２　災害応急対策 （１）災害情報の収集・伝達 （２）救助救出活動・消火活動 （３）水防活動 （４）避難誘導活動 （５）行方不明者等の捜索 （６）危険物施設等災害拡大防止活動 （７）その他災害対策本部長が指示する応急対策

②　消防団

機　関　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
日光市消防団 連合会 （今市消防団） （日光消防団） （藤原消防団） （足尾消防団） （栗山消防団）	１　災害予防対策 （１）団員の能力の維持・向上 （２）市及び消防本部等が行う防災対策への協力 ２　災害応急対策 （１）情報収集・広報 （２）消火・水防活動 （３）救助活動 （４）避難誘導活動 （５）行方不明者等の捜索 （６）その他災害対策本部長が指示する応急対策

３　警察署

機　関　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
今市警察署 日光警察署	１　災害予防対策 （１）災害警備計画の策定 （２）災害装備資機材の整備 （３）危険物の保安確保に必要な指導、助言 （４）防災知識の普及 ２　災害応急対策 （１）災害情報の収集・伝達 （２）被災者の救出・負傷者等の救護 （３）行方不明者の調査・捜索 （４）危険箇所の警戒、市民に対する避難指示・誘導

機　関　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
	（５）被災地、避難場所、重要施設の警戒 （６）緊急交通路の確保 （７）交通の混乱防止、交通秩序の維持 （８）犯罪の予防、災害における社会秩序の維持 （９）広報活動 （１０）死体の検分・検視

４　県

機　関　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
栃　木　県	１　災害予防対策 （１）防災に関する組織の整備・改善 （２）防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 （３）都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 （４）災害危険箇所の災害防止対策 （５）防災に関する施設・設備の整備、点検 （６）災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 （７）県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 （８）消防防災ヘリコプターの運用、点検 （９）国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 （１０）自主防災組織等の育成支援 （１１）ボランティア活動の環境整備 （１２）環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 （１３）災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 （１４）その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 ２　災害応急対策 （１）被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 （２）活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 （３）専門家等の派遣要請 （４）災害救助法の運用 （５）消火・水防等の応急措置活動 （６）被災者の救助・救急及び医療措置の実施 （７）保健衛生、廃棄物処理に関する措置 （８）緊急輸送体制の確保 （９）緊急物資の調達・供給 （１０）災害を受けた児童、生徒の応急教育 （１１）施設、設備の応急復旧 （１２）犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 （１３）県民への広報活動 （１４）ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 （１５）県外避難者の受入れに対する総合調整 （１６）住民の避難・屋外退避、立入り制限

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
	（１７）飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 （１８）その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 ３ 災害復旧・復興対策 （１）被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 （２）民生の安定化策の実施 （３）公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 （４）除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 （５）損害賠償の請求等に係る支援 （６）風評被害による影響等の軽減 （７）各種制限の解除 （８）その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

５ 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関東管区警察局	１ 管区内各県警察の災害警備活動、相互応援の指導・調整に関すること ２ 他管区警察局、警察庁との連携に関すること ３ 管区内各県警察、防災関係機関等から情報収集・報告連絡に関すること ４ 警察通信の確保、統制に関すること
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	１ 災害における金融上の措置に関すること ２ 地方公共団体に対する融資に関すること ３ 国有財産の管理・処分に関すること
関東総合通信局	１ 電波、有線電気通信の監理に関すること ２ 防災・災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関すること ３ 災害時における非常通信の確保に関すること ４ 非常通信訓練の計画、その他についての指導に関すること ５ 非常通信協議会の運営に関すること ６ 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること ７ 電気事業者の被災・復旧状況を把握すること ８ 放送局の被災・復旧状況を把握すること
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること
栃木労働局 (日光労働基準監督署) (日光公共職業安定所)	１ 産業安全(鉱山関係を除く)に関すること ２ 雇用の安定、雇用保険失業給付の特例支給に関すること ３ 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること

機　関　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
関東農政局	災害時の主要食料の需給に関すること
関東森林管理局 （日光森林管理署）	１　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること ２　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること ３　国有林林産物等の安全性の確認に関すること
関東経済産業局	１　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ２　商工鉱業従事者の業務の正常な運営の確保に関すること ３　被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	１　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること ２　鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
関東地方整備局 （渡良瀬川河川事務所） （日光砂防事務所） （鬼怒川ダム統合管理事務所） （宇都宮国道事務所）	直轄する河川・砂防・道路についての計画、工事、管理を行うほか、次の事項に関すること。 １　災害予防対策 （１）防災上必要な教育、訓練 （２）通信施設等の整備 （３）公共施設等の整備 （４）災害危険区域等の関係機関への通知 （５）官庁施設の災害予防措置 （６）豪雪害の予防 ２　災害応急対策 （１）災害に関する情報の収集、「災害時の情報交換に関する協定」に基づく職員の派遣、予警報の伝達等 （２）水防活動、土砂災害防止活動、土砂法に基づく緊急調査、避難誘導等 （３）建設機械と技術者の現況の把握 （４）災害時における復旧用資材の確保 （５）災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 （６）災害時のための応急資機材の備蓄 （７）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 （８）緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること ３　災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
関東運輸局 （栃木運輸支局）	１　運輸事業の災害予防に関すること ２　災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること ３　輸送事業の復旧、復興に関すること

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
東京航空局 （東京空港事務所）	１　災害時における航空機の輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること ２　遭難航空機の捜索、救助に関すること ３　指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関すること
東京管区気象台 （宇都宮地方気象台）	１ 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること ２ 気象、地象(地震にあっては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること ３ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること ４ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、気象等に係る支援情報の提供を行うこと ５ 避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと ６　環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること ７　その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
関東地方環境事務所 （日光国立公園管理事務所）	１　災害時の国立公園内の状況調査に関すること ２　災害に関する情報の提供及び伝達に関すること ３　災害時の避難等に対する協力に関すること ４　有毒物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ５　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ６　放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
国土地理院 関東地方測量部	１　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること ２　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること ３　地殻変動の監視に関すること

６　自衛隊

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
陸上自衛隊 第１２特科隊	１　天災地変その他災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

7　指定公共機関

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
日本郵便㈱ (日光郵便局)(日光東郵便局)	1　郵便、その他の事業の業務通行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2　災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること 3　災害特別事務取扱いに関すること （1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （3）被災地宛て救援用郵便物の料金免除 （4）被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 （5）被災者救援のための寄附金送金用通常振替の料金免除
東日本旅客鉄道㈱ (大宮支社)	1　災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと 2　災害により路線が不通となった場合 （1）列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと （2）路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること 3　路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視、及び場合によっては巡回監視を行うこと 4　死傷者の救護及び処理を行うこと 5　事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと 6　停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと
東日本電信電話㈱ (栃木支店)	1　平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2　電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること 3　災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること 4　災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5　災害復旧及び被災地における情報流通について住民、国、県、市町村、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること
ＫＤＤＩ㈱ (小山テクニカルセンター) ソフトバンク㈱	1　通信施設の運用と保全に関すること 2　災害時における通信のそ通の確保に関すること
㈱ＮＴＴドコモ (栃木支店)	1　移動通信施設の運用と保全に関すること 2　災害時における移動通信のそ通の確保に関すること
東京電力パワーグリ	1　電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
ッド㈱(栃木北支社)	復旧に関すること
日本赤十字社 (栃木県支部)	1　災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2　災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること 3　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 4　義援金品の募集、配分に関すること 5　日赤医療施設等の保全に関すること 6　輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること
日本放送協会 (宇都宮放送局)	1　情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2　報道 災害、気象の予報、警報、避難、被害状況、官公署通報事項の周知 3　受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4　放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
日本通運㈱ (宇都宮支店)	災害応急活動のため、車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること

８　指定地方公共機関

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
鬼怒川ガス㈱ (一社)栃木県ＬＰガス協会	１　ガス施設の安全・保全に関すること ２　災害時におけるガスの供給に関すること
㈱栃木放送 ㈱エフエム栃木 ㈱とちぎテレビ	１　住民に対する防災知識の普及に関すること ２　情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ３　報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 ４　受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 ５　放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 ６　義援金品の募集、配分等の協力に関すること
東武鉄道㈱ 関東自動車㈱	１　鉄道施設等の安全・保全に関すること ２　災害時における輸送対策に関すること
土地改良事業団体連合会＜土地改良区＞	水門、水路の操作に関すること
栃木県道路公社	１　有料道路の保全及び復旧に関すること ２　緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
(一社)栃木県ﾄﾗｯｸ協会 (一社)栃木県ﾊﾞｽ協会 (一社)栃木県ﾀｸｼｰ協会	災害時における貨物自動車等による救助物資､避難者の輸送の協力に関すること
(一社)栃木県医師会 (社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること
(福)栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置･運営に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
(一社)栃木県建設業協会	災害時における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること

９　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　業　務　等　の　大　綱
日光市土地改良区（板橋、芝河原、塩野室、小林用水、下河原、行川流域、大谷川流域、田川流域、岩崎地区、小林、猪倉、藤原町堰場川)	水門、水路の操作に関すること
上都賀農業協同組合 日光森林組合	１　市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること ２　農林産物等の災害応急対策についての指導に関すること ３　被災農林業家に対する融資、又はそのあっせんに関すること ４　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること ５　飼料、肥料等の確保対策に関すること ６　農林産物等の出荷制限等への協力
日光商工会議所 足尾町商工会	１　市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること ２　災害時における物価安定についての協力に関すること ３　救助用物資、復旧資材等の確保についての協力、あっせんに関すること
上都賀郡市医師会 北部医師会	災害時における救急医療活動に関すること
病院等経営者	１　避難施設の整備と避難訓練等の実施に関すること ２　災害時における負傷者等の医療と助産救助に関すること
(社)日光市社会福祉協議会	１　災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力に関すること ２　災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること ３　ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること ４　ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関すること
社会福祉施設経営者	１　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ２　災害時における入所者の安全確保に関すること
自主防災組織･自治会等	１　備蓄の推進、防災訓練の実施又は参加に関すること ２　地域における住民の避難誘導、被災者の救護、防犯その他市が行う災害応急対策についての協力に関すること
運輸業者	災害時における緊急輸送の協力に関すること
一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に関すること
危険物関係施設管理者	災害時における危険物の施設の安全確保に関すること
市　　民	１　自ら災害に備えるための手段を講ずること ２　自主防災組織などの自発的な防災活動に参加すること

第３節　日光市の概要

当市の自然環境、社会的条件等を明らかにし、当市の現状に即した的確な対応の実施に資する。

第１　自然環境

１　位置及び面積

当市は、栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し、南は宇都宮市、鹿沼市に、西は群馬県みどり市、片品村、沼田市に、北は福島県檜枝岐村、南会津町に、東は那須塩原市、塩谷町に接している。

市の総面積は約１，４５０㎢で、県土のおよそ４分の１を占めるという、広大な面積を誇り、全国でも３番目の広さである。わが国は国土の約６割が森林面積であるが、当市においては約８７％を占め、豊かな自然環境の源となっている。

【市域】　　**（世界測地系）**

広狭			東経	北緯
東西の距離	４７．１km	極東	139° 51′ 10″	
		極西	139° 19′ 35″	
南北の距離	５４．５km	極南		36° 36′ 04″
		極北		37° 05′ 31″

２　地形・地質

当市には、北部と南西部に市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成されている。南部は、大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地(平地)となっている。足尾山地北部から中禅寺湖周辺、帝釈・大佐飛山地には中生代末期の火山活動による酸性火山岩類が広く分布する。また、平地部には主に砂礫と火山灰からなる新生代の第四紀の地層から成っている。

標高は、県最高峰である日光白根山が約２，５７８ｍ、一番低い行川の谷が約２００ｍで、その差は約２，３８０ｍにもなる。扇状地に広がった盆地、河川沿いの急傾斜地、１，５００～２，０００ｍ級の山々が重なった山地・渓谷型地形など、起伏に富んだ地形が形成されている。

河川は、鬼怒川水系と渡良瀬川水系の２つに分かれる。鬼怒川水系には、男鹿川、大谷川、砥川、板穴川、小百川等の急流河川が多くみられる。また、山間部には、中禅寺湖、川俣湖、華厳滝、戦場ヶ原、鬼怒沼湿原をはじめとする多くの湖沼、滝、高層湿原がある。

【地域別の特性】

地域名	地域別の特性
今市地域	◇中央部に火山灰大地からなる今市扇状地が広がる盆地上の地形をつくり、当市の中では最も人口集積が進んでいる。 ◇北部は２，０００ｍ級の急峻な山地で、急流河川が流れている。 ◇西部、南部も山地であり、西部の山地は今市地震の震央であった。
日光地域	◇標高約５９０ｍの市街地中央部から、標高約１，５００ｍの高地まで住家が分布している。

地域名	地域別の特性
	◇市街地南部は、大谷川沿岸の沖積低地の地形である。 ◇地域面積の約７３％が日光国立公園に指定されている。
藤原地域	◇総じて急傾斜地が多く、狭隘で起伏に富んだ地形である。 ◇鬼怒川、男鹿川の川沿いに広がるわずかな平坦地、緩やかな傾斜地に、市街地や集落が形成されている。 ◇山岳地帯を流れる鬼怒川、男鹿川に、龍王峡をはじめとする美しい渓谷が見られる。
足尾地域	◇渡良瀬川の最上部にあり、全域が山地である。 ◇険しい高山（壮年期山地）で囲まれている。 ◇中央に備前楯山がそびえている。 ◇渡良瀬川のつくった狭い段丘面に唯一の平地があり、住宅が密集し工場や耕地が散在している。
栗山地域	◇標高１，５００～２，０００m級の山々が重なり合った渓谷型の地域である。 ◇帝釈山、葛老山を結ぶ稜線を境にして南に鬼怒川水系、北に湯西川水系が貫流している。 ◇両水系の河岸段丘に総面積の１％未満のわずかな平地に集落が点在している。 ◇地域面積の約７８％が日光国立公園及び尾瀬国立公園に指定されている。 ◇日光山地では溶岩台地や熔岩円頂丘などの地形がみられる。

第２　人口の状況

１　人口

令和３年１０月現在の住民基本台帳によれば、当市の総人口は、７９，２１９人で、今市地域が市の総人口の約７１．９％を占めている。次いで日光地域の１４．６％、藤原地域の１０．１％、足尾地域の２．１％、栗山地域の１．３％の順となっている。

また、平成２年から平成２７年までの国勢調査の推移を見ると、当市の総人口は、平成１７年から平成２７年までの１０年間で１０，９０５人減少し、減少率は１１．６％であり、今後もかなりの人口減少が進むと予測される。特に減少率が高いのは、足尾地域の約２１％、栗山地域の２７％である。

令和３年１０月現在の住民基本台帳による人口密度は、１km^2あたり５４．６４人とかなり低い状況にある。最も人口密度の高い今市地域が２３４．００人、最も低い栗山地域が２．４６人である。

【人口・人口密度等の現況】　　（人、km^2、人/km^2）

	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
人口	79,219	56,989	11,551	7,981	1,648	1,050
面積	1,449.83	243,54	320.90	272.27	185.79	427.37
人口密度	54.64	234.00	36.00	29.31	8.87	2.46

（令和３年１０月現在：住民基本台帳）

注）市全域の面積については、国土地理院による「全国都道府県市区町村別面積調」（毎年公表）の計測方法の変更に伴い従来の 1449.87km から 1449.83km に変更。各地域の面積は、平成２５年までの面積調における従来の測定方法に基づく数値のため、合計が日光市の面積と一致しない。

【人口推移】

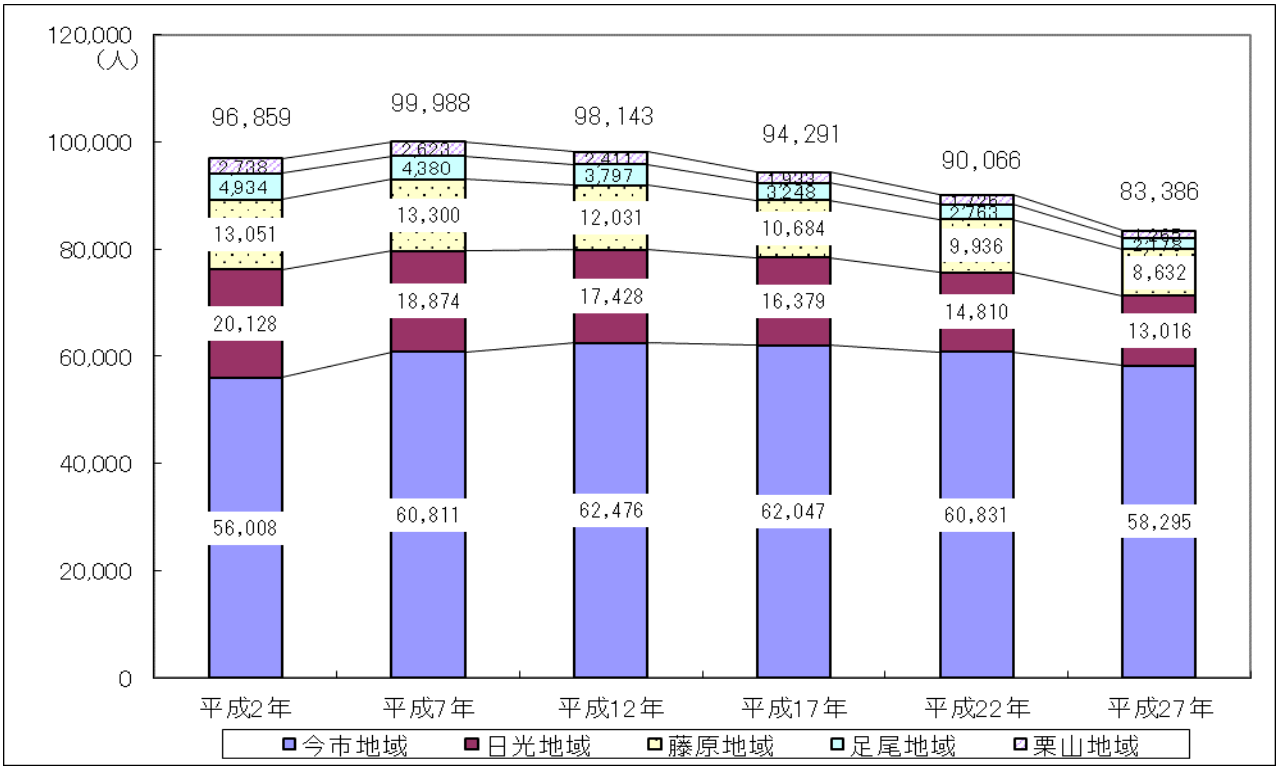

（国勢調査）

２　世帯数・１世帯当たりの構成人員

令和３年１０月現在の住民基本台帳による当市の世帯数は３６，５５３世帯で、１世帯当たりの構成人員は２．１６人（平成２７年国勢調査結果は２．５０人）となっており、県平均（２．４０人）を下回っている。

また、平成２年国勢調査からの推移を見ると、各地域・市全体値とも年々減少しており、特に今市地域では、平成２年に比べると０．７人の減少となっている。令和３年１０月の住民基本台帳では、藤原地域、足尾地域及び栗山地域が２人を割っている状況である。

今後も、核家族化の進行が続くと考えられ、その結果、高齢者（避難行動要支援者）となる世帯の増加が予想される。

避難行動要支援者：災害対策基本法第４９条の１０第１項
　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。
要配慮者：災害対策基本法第８条第２項第１５号
　高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者

【世帯数・１世帯当たりの人員の現況】　　（人、世帯）

	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
世帯	36,553	24,845	5,700	4,347	1,084	577
１世帯当たりの人員	2.17	2.29	2.02	1.84	1.52	1.82

（令和３年１０月現在：住民基本台帳）

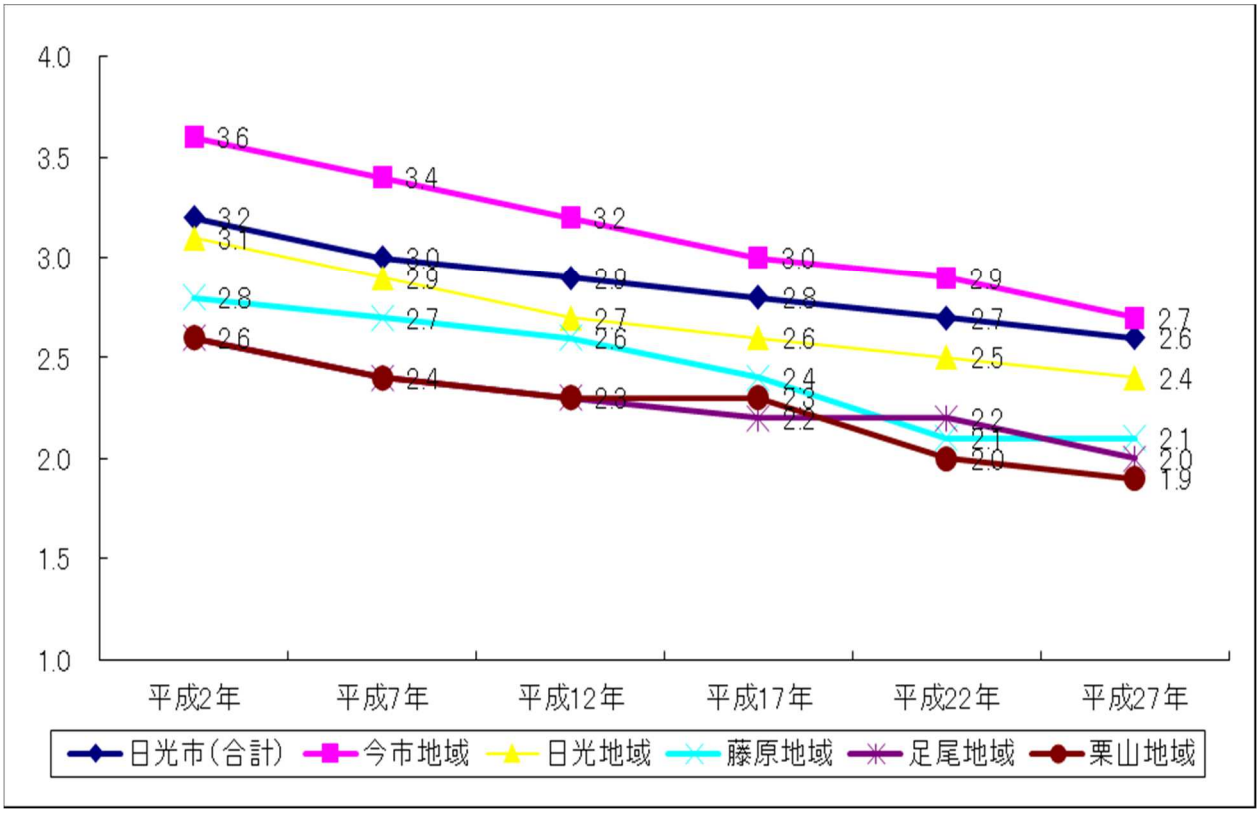

（国勢調査）

３　年齢階層別の状況

令和３年１０月現在の住民基本台帳によれば、当市の年齢階層別人口は、１５歳未満の年少人口は７，４５２人、総人口の９．４１％、１５歳以上～６５歳未満の生産年齢人口は４３，２２２人、５４．５６％、６５歳以上の高齢者人口は２８，５４５人、３６．０３％(高齢化率)である。

国勢調査によると、年少人口は減少を続け、２０年間で４割程度の大幅減少となり、生産年齢人口も減少傾向にある。その一方、高齢者人口は増加を続け、２０年間で６割以上の大幅増加となっている。高齢化率を見ると、足尾地域が２５年間に２４．７ポイント上昇し５２．１％となり、人口の半数以上が高齢者である。

全国の高齢化率は２６．６％であるのに対して、当市では地域によっては人口の４割～５割以上を６５歳以上の高齢者が占め、当市の高齢化率の高さを顕著に示しており、少子高齢化の傾向が顕著である。

【年齢階層別の人口並びに割合】　（人）

	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上
日光市全体	79,219	7,452	43,222	28,545
	100.00%	9.41%	54.56%	36.03%
今市地域	56,989	6,094	32,304	18,591
	100.00%	10.69%	56.69%	32.62%
日光地域	11,551	766	5,695	5,090
	100.00%	6.63%	49.30%	44.07%
藤原地域	7,981	519	4,120	3,342
	100.00%	6.50%	51.62%	41.87%
足尾地域	1,648	47	644	957
	100.00%	2.85%	39.08%	58.07%
栗山地域	1,050	26	459	565
	100.00%	2.48%	43.71%	53.81%

（令和３年１０月現在：住民基本台帳）

【年齢階層別の人口推移】

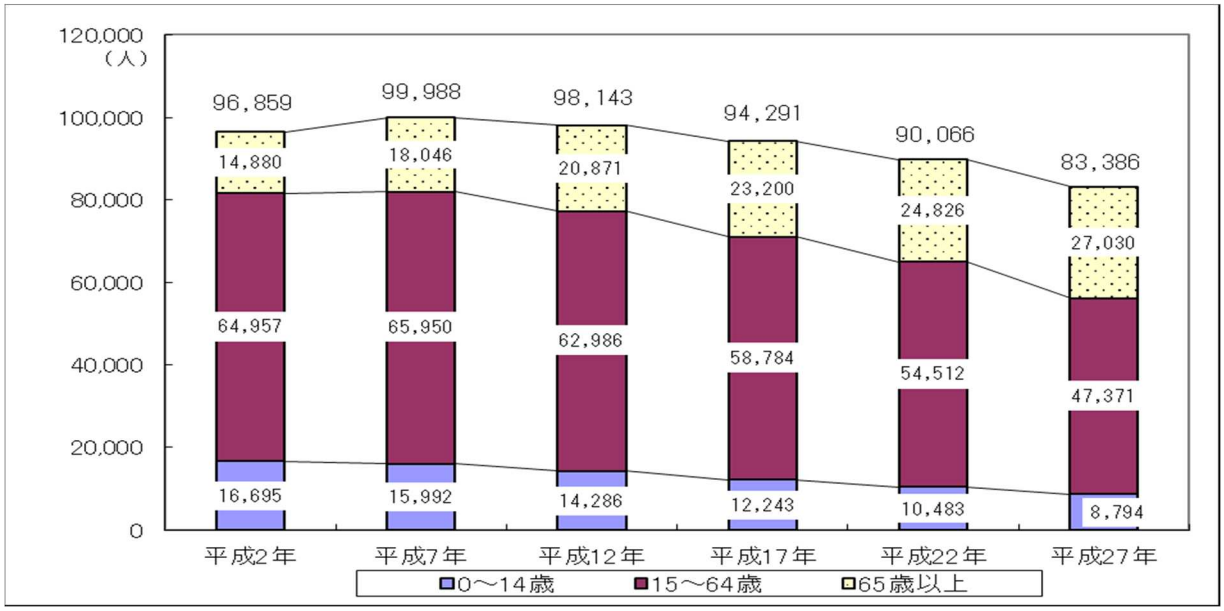

（国勢調査）

※ 平成２年、平成１７年、平成２２年、平成２７年の総人口は、年齢不詳を含む。

【65 歳以上人口の推移】

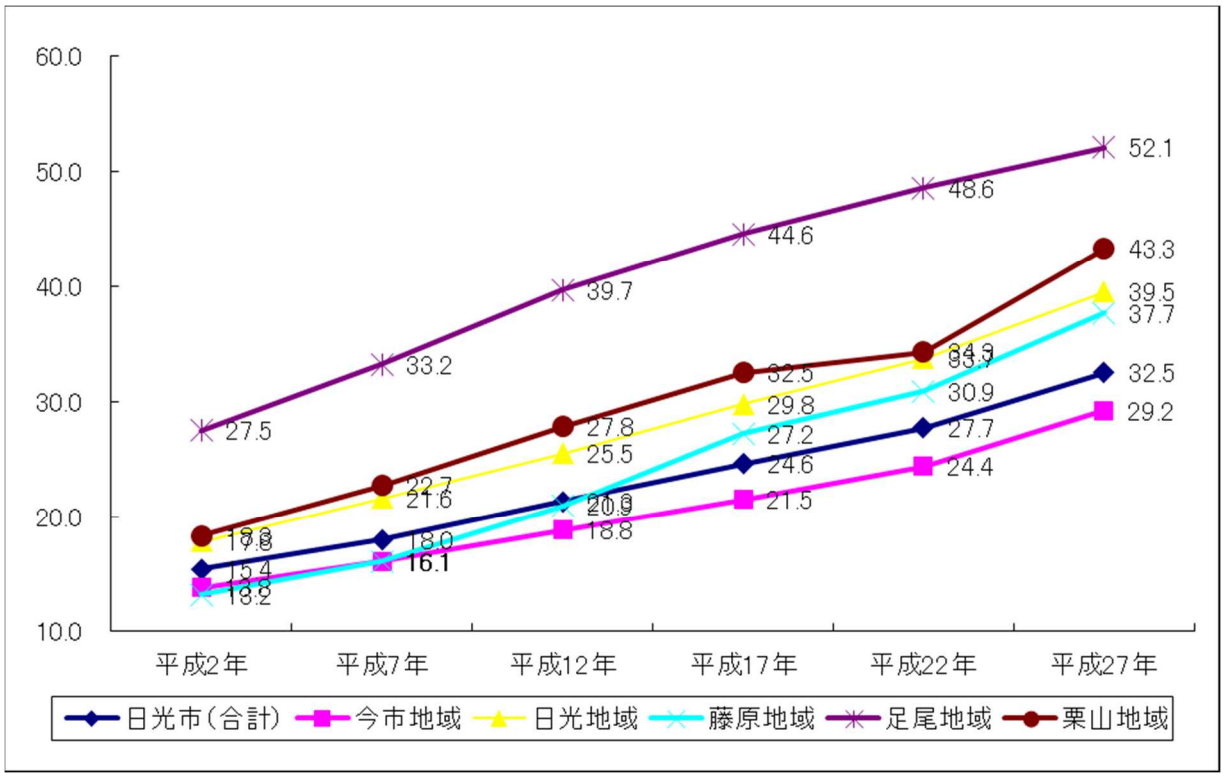

（国勢調査）

第３　土地利用状況

当市の総面積は１，４４９，８３㎢で、うち森林面積が１，２５２．９４ ㎢と全体の８６．４％を占め、宅地面積は２４．３３㎢で全体の１．７％と少ない。

【地目別面積】　　（㎢）

総面積	田	畑	宅地	池沼
1,449.83	41.56	15.66	24.33	4.48
山林	牧場	原野	雑種地	その他
122.39	5.02	11.54	23.24	1,201.61

注）　その他は、墓地、境内地、用悪水路、保安林、公衆用道路等を示します。

（栃木県統計年鑑より）

【林野面積】

総面積	林野面積
1,449.83	1,252.94

（栃木県森林・林業統計書より）

第４　経済・産業の状況

当市は、日光東照宮や輪王寺、中禅寺湖を有する日本屈指の観光都市であるため、飲食・宿泊業を中心とした観光関連産業の就業者が多い。平成２７年の国勢調査では、第３次産業の就業者が２８，８４６人にのぼり、全就業者数の６８．２％を占める。次いで多い第２次産業については、市域に製造業の企業が立地していることもあり、ほとんどが製造業の就業者である。第１次産業については、平地部では水稲作を中心とした土地利用型農業と花き栽培が盛んであり、山間部では高冷地野菜や肉牛

繁殖が主となっている。

【産業別就業者数】 （人）

全体		第１次産業		第２次産業		第３次産業	
42,290	100.0%	2,169	5.1%	11,275	26.7%	28,846	68.2%

注） 第３次産業には「分類不能の産業」を含む。

（平成２７年国勢調査）

第５ 交通の状況

当市の交通網は、鉄道や、国道、主要地方道などの主要幹線により、大きく２つに形成されている。１つは、宇都宮市方面から今市地域、日光市街地、奥日光、足尾地域を経て、群馬県へ通じる交通網である。もう１つは、鹿沼市方面から今市地域、鬼怒川温泉市街地、川治温泉、栗山地域を経て、福島県へ通じる交通網である。

このような中で、特に、市街地から離れ、群馬・福島両県に接する奥日光、足尾地域、栗山地域は、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立するという懸念がある。

また、当市は、年間を通じ保養のための温泉施設、レジャー施設、世界遺産を見学に訪れる観光客は多く、交通網は観光路線としての役割も大きい。

１ 道路の位置等

国道１１９号及び国道１２０号のバイパスとして宇都宮市と当市を結ぶ延長３０．７㎞の地域高規格道路である日光宇都宮道が市の東南部を通っている。

国道１１９号は、日光地域神橋を起点に今市地域中心部を通り国道１２１号と交差し、宇都宮市に抜けている。国道１２１号は鹿沼市から今市地域、藤原地域を抜け福島県に通じている。また、神橋から国道１２０号は、日光地域いろは坂を通り群馬県に抜けている。日光地域細尾大谷橋から足尾方面に国道１２２号が延びている。

２ 鉄道の位置等

当市内には、ＪＲ日光線、東武日光線、東武鬼怒川線のほかに、地方鉄道として、野岩鉄道会津鬼怒川線、わたらせ渓谷鐵道わたらせ渓谷線の２路線がある。

ＪＲ日光線は、宇都宮駅から今市駅、日光駅を結んでいる。東武日光線は、東京浅草駅から下今市駅を経て、東武日光駅に至る路線である。東武鬼怒川線は、下今市駅から鬼怒川温泉駅を経由し、新藤原駅に至る路線である。野岩鉄道会津鬼怒川線は、新藤原駅と福島県会津高原尾瀬口駅を結び、会津鉄道に連結されている。また、足尾地域には、間藤駅と群馬県桐生駅を結ぶ、わたらせ渓谷鐵道が通っている。

第６　住宅の状況

住宅の総棟数は３７，９１５棟で、そのうち木造家屋は３３，８８４棟と全体の８９．４％を占めている。地域別にみると、足尾地域、栗山地域は特に木造家屋の割合が高くなっている。

【住宅の状況】

（棟）

構造 / 地域等	木造家屋		非木造家屋		総棟数
	S56 年以前	S57 年以降	S56 年以前	S57 年以降	
日光市	18,121	15,763	1,286	2,745	37,915
	47.8%	41.6%	3.4%	7.2%	100.0%
今市地域	10,450	11,229	622	1,575	23,876
	43.8%	47.0%	2.6%	6.6%	100.0%
日光地域	5,259	2,386	348	454	8,447
	62.3%	28.2%	4.1%	5.4%	100.0%
藤原地域	1,014	1,512	280	646	3,452
	29.4%	43.8%	8.1%	18.7%	100.0%
足尾地域	1,269	331	29	45	1,674
	75.8%	19.8%	1.7%	2.7%	100.0%
栗山地域	129	305	7	25	466
	27.7%	65.4%	1.5%	5.4%	100.0%

（平成１８年１月１日現在：市課税台帳）

第４節　日光市の災害対策の課題と目指す方向

第１　現状課題とその対応

１　全市的な観点

《広大な面積がもたらすもの》

現状課題	主な対応
○当市は、県土のおよそ４分の１を占めるという広大な面積を有する。土地利用も、市街地、農村部、山間部などで、かなりの相違が見られる。	○各地域の防災体制の相互活用、補完機能の構築などにより、広大な面積をカバーしうる実効性を伴った対策を講じる必要がある。
○特に、周囲を山地に覆われ、群馬・福島両県に接する奥日光、三依地区、足尾地域、栗山地域などは、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立するという懸念がある。	○関係機関との連携の強化、群馬・福島両県の各市町との連携を視野に入れた対応が求められている。
○当市は、世界遺産や貴重な文化財などの観光資源に恵まれ、国内外から数多くの観光客が訪れる観光のまちである。	○観光のまちという、地域特性を踏まえ、観光客の安全確保などにも充分に配慮していく必要がある。

《人口減少と少子高齢化がもたらすもの》

現状課題	主な対応
○当市の総合計画(基本構想)は、平成３７年(2025 年)の総人口を７６，４００人と設定し、かなりの人口減少と少子高齢化の進行を予測している。	○高齢者などへの災害時の配慮として、災害や避難に関する情報伝達や避難誘導方法を周知する必要がある。
○とりわけ、山間部の人口減少と少子高齢化は顕著であり、今後も過疎化が進み、高齢化率が５０％を超える、いわゆる高齢化集落が増える見込みである。	○互助の中核となる自主防災組織の結成支援に加え、高齢化集落対策などを進める必要がある。
○こうした中で、今後、山間部をはじめとする地域社会は、これまで育ててきた互助機能をどう維持するかが大きな課題となる。	○集落間の連携、ボランティア・ＮＰＯなどの支援活動などを検討し、互助機能の維持に努める必要がある。

《豊かな自然環境と異常気象等がもたらすもの》

現状課題	主な対応
○当市は豊かな自然に恵まれ、総面積の約８７％を森林が占めている。森林地帯には、急傾斜地や渓流などの小河川が無数にあり、地すべりや土石流など数多くの危険箇所が存在している。 ○こうした危険箇所を中心に、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）が数多く指定されている。 ○大谷川、鬼怒川、渡良瀬川などの主要河川は、河川・砂防工事により各種予防対策が実施され、安全度は向上している。 ○近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発し、数多くの高齢者が被災している。国でも、その対策づくりが進んでいる。	○災害危険箇所の点検を行い、市民に周知を図る必要がある。 ○「土砂災害警戒区域」等に指定された危険箇所については、「土砂災害ハザードマップ」を作成し、警戒避難体制の整備に努める。 ○近年の大雨等異常気象に対応するため、これまでにない対策を講じる必要がある。 ○高齢者や障がいのある人などの援護が必要となる方々に対し、避難行動要支援者対策を具体的に進める必要がある。

《地震がもたらすもの》

現状課題	主な対応
○当市は、昭和２４年１２月の今市地震以後、大きな被害は発生していない。 ○当市内には、木造建築物が数多くあり、特に住家が密集する市街地では、建物の倒壊や火災の同時多発などのおそれがある。	○木造建築物の耐震診断の必要性を啓発する。また被災時には、被災住宅等の危険度判定を行う必要がある。

２　各地域別の観点

	現状課題
今市地域	○今市市街地は人口密集地。木造建物が多く、隣棟間隔のほとんどない密集市街地であり、建物の倒壊や火災の同時多発などのおそれがある。 ○住宅における木造建物の割合は、９０．８％で、そのうち昭和５６年以前の木造建物の割合は、４３．８％である。 ○土砂災害警戒区域等として、２５１箇所（平成３０年４月１日現在）が指定。平成２７年の関東・東北豪雨では、死者１名を出した他、多くの家屋被害が発生している。 ○地震では、昭和２４年に発生した今市地震で、死者・行方不明者１０名、多くの建物の全半壊など、大きな被害を出している。

	現状課題
日光地域	○今市地域に次いで人口が集積。高齢化率は４３．１３％と高く、高齢化が進行。 ○住宅における木造建物の割合は、９０．５％で、藤原地域に次いで非木造の割合が高い。そのうち昭和５６年以前の木造建物の割合は６２．３％となっており、足尾地域に次いで高い。 ○世界遺産、国宝をはじめ重要文化財を多く抱える国際観光地であり、防災上の配慮が必要である。 ○奥日光などは、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立する懸念がある。 ○土砂災害警戒区域等として、２６３箇所（平成２６年４月１日現在）が指定。台風、大雨によって、家屋浸水や土砂崩れによる道路の被害が時折発生しているが、大きな被害は発生していない。
藤原地域	○１世帯当たり構成人員は１．８６人と低く、核家族化が進行。 ○住宅における木造建物の割合は、７３．２％で、市内で最も非木造の割合が高い。そのうち昭和５６年以前の木造建物の割合は２９．４％である。 ○わが国を代表する観光地を抱え、大きなホテルが立ち並び、かなりの宿泊客が見込まれるため、防災上の配慮が必要である。 ○三依地区などは、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立する懸念がある。 ○土砂災害警戒区域等として、１９２箇所（平成２６年４月１日現在）が指定。平成２７年の関東・東北豪雨では土砂災害により、多くの家屋被害が発生している。 ○昭和５５年には川治プリンスホテルの火災によって、死者４５人、負傷者２２人の大惨事が発生している。
足尾地域	○平成２７年国勢調査の人口減少率は、２１．２%。高齢化率は５７．５５%、１世帯当たり構成人員は１．５３人で、市内で最も高齢化・核家族化が進行し、高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者の割合が最も多いと推測される。 ○住宅における木造建物の割合は９５．６%で、市内で最も高い。そのうち昭和５６年以前の木造建物の割合は７５．８%となっており、市内で最もその割合が高い。 ○足尾地域では、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立する懸念がある。 ○土砂災害警戒区域等として、１２２箇所（平成２６年４月１日現在）が指定。台風、大雨で、家屋浸水や土砂崩れによる道路の被害等が時折発生しているが、大きな被害は発生していない。 ○簀子橋堆積場をはじめ１３箇所の捨石・鉱さい堆積場があり、安全対策上の配慮が必要である。

	現状課題
栗山地域	○平成２７年国勢調査の人口減少率は、２６．７％。高齢化率は５１．３２％、１世帯当たり構成人員は１．８５人と低い。足尾地域に次いで、高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者の割合が多いと推測される。 ○住宅における木造建物の割合は、９３．１％で、そのうち昭和５６年以前の木造建物の割合は２７．７％となっており、市内でその割合が最も低い。 ○栗山地域は、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立する懸念がある。 ○土砂災害警戒区域等として、１０７箇所（平成２６年４月１日現在）が指定。台風、大雨で、道路の被害等が時折発生しているが、大きな被害は発生していない。平成１３年の台風１５号の被害では、死者１名を出している。 ○平成９年には、川俣国有林の火災により、約６ヘクタールを焼失した。

注１　老年人口比率・１世帯当たり構成人員は、令和２年１２月の住民基本台帳による。

注２　昭和５６年６月１日に改正建築基準法施行令が施行され、構造基準が強化。

第２　目指す方向

今後、市域における防災力の向上を図るため、社会基盤、都市基盤、治水施設の整備等によるハード対策ばかりでなく、自主防災組織をはじめとする地域、市民やボランティア団体等の多様な主体との連携による防災体制の充実等のソフト対策を組み合わせ、総合的に防災対策を進めていくものとする。

また、市民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会、自主防災組織などの「互助・共助」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域を創造するものとする。

さらには、広大な市域を見すえ、群馬・福島両県を含む近隣市町村との連携強化に努めるとともに、災害時応援協定の整備に取り組んでいく。

第３　主な取組内容

１　広大な面積をカバーしうる実効性のある防災体制の確立

日光市は、広大な市域を有し、かつ、２つの水系や複数の山地を有するという自然特性などから、地震被害や風水害等の甚大な被害が市の全域に及ぶというよりも、特定の地域に発生することが想定される。

そこで、これまでに培ってきた各地域の防災体制を有効に相互活用して、市全体が補完しあう防災体制の構築が重要であり、災害発生地域へのバックアップ体制を構築していくものとする。

また、大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、密集市街地等での耐震型居住空間の形成などの防災基盤の充実、県、他市町村間の相互応援協力体制の整備などを進める。

２　総合的な風水害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、流域の安全を確保する必要がある。

ハード対策については、国・県と連携し、砂防工事など安全対策に係る社会基盤

の整備などを図るものとする。ソフト対策については、災害危険箇所の点検調査、土砂災害ハザードマップの作成とともに、災害危険箇所における警戒情報などの連絡体制を整備する。

３　被害最小化に向けた防災体制の充実

想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するために、迅速な初動体制を図ることができる、実践的・機動的な「職員初動マニュアル」及び本計画に基づく「各種マニュアル」に毎年検討を加えるとともに、被害最小化に向け防災システムや消防無線など防災情報基盤の充実を図るものとする。

また、ハザードマップの活用による警戒区域等の認知等の手法を採り入れながら、地域住民による防災行動を支援していくものとする。

４　避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者支援に関する具体的な方法や体制を定めることを目的に、平成２０年度に市が策定した「日光市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、災害時の一連の行動に支援を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児など、避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、市と地域住民とが連携し、避難支援体制の整備を図るものとする。

５　自主防災組織の結成・育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが大切である。災害発生時はもちろん、日常においても、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むための体制づくりとして「自主防災組織」の結成・育成支援を図るものとする。

第２編　震災対策編

第１章　総則

第１節　日光市の震災を取り巻く自然的条件

断層の状況からみた当市の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

１　関谷断層

関谷（せきや）断層は、栃木県北部、那須野原の西縁に沿って延びる活断層であり、地震調査研究推進本部が、主要１１４断層帯の１つとして公表している。また、平成１２、１３年度に産業技術総合研究所（旧地質調査所）によって実施された調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、文部科学省にある地震調査研究推進本部がこの断層の諸特性を次のように評価した。

（１）断層の位置及び形態

関谷断層は、那須岳北方の福島－栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷（しおや）郡塩谷町北東部に至る活断層である。地表で認められる長さは約３８ｋｍで、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。

（２）断層の活動間隔及び規模

関谷断層の平均的な上下方向のずれの速度は、１ｍ／千年程度の可能性があり、最新の活動は１４世紀以後、１７世紀以前と推定される。本断層の平均的な活動間隔は約２，６００～４，１００年と推定される。地震調査研究推進本部地震調査委員会（２００１年）に示された手法（ＢＰＴ分布モデル、α＝０．２４）によると、今後３０年以内、５０年以内、１００年以内の地震発生確率はほぼ０％、今後３００年以内の地震発生確率は、ほぼ０％～０．００３％である。

関谷断層は、断層全体が１つの活動区間として同時に活動すると推定される。断層の長さが約３８ｋｍと推定されることから、経験式（ＬｏｇＬ　＝　０．６Ｍ－２．９）を用いて、発生する地震の規模はマグニチュード７．５程度と求められる。

２　その他の断層

東京大学出版会が著した新編「日本の活断層」によれば、当市内に、活断層の可能性があるものとして２４箇所が記されている。

その内、次ページの地図にあるように、北から帝釈山南、五十里湖南、土呂部川下流、中禅寺湖北西、内ノ籠断層、古峯原西方の６つの活断層は、確実度と活動度によって断層が評価されている。これら以外の１８の活断層は、地形判読等から断層が記載されているが、名称もなく実態は不明である。

【活断層の可能性がある箇所】

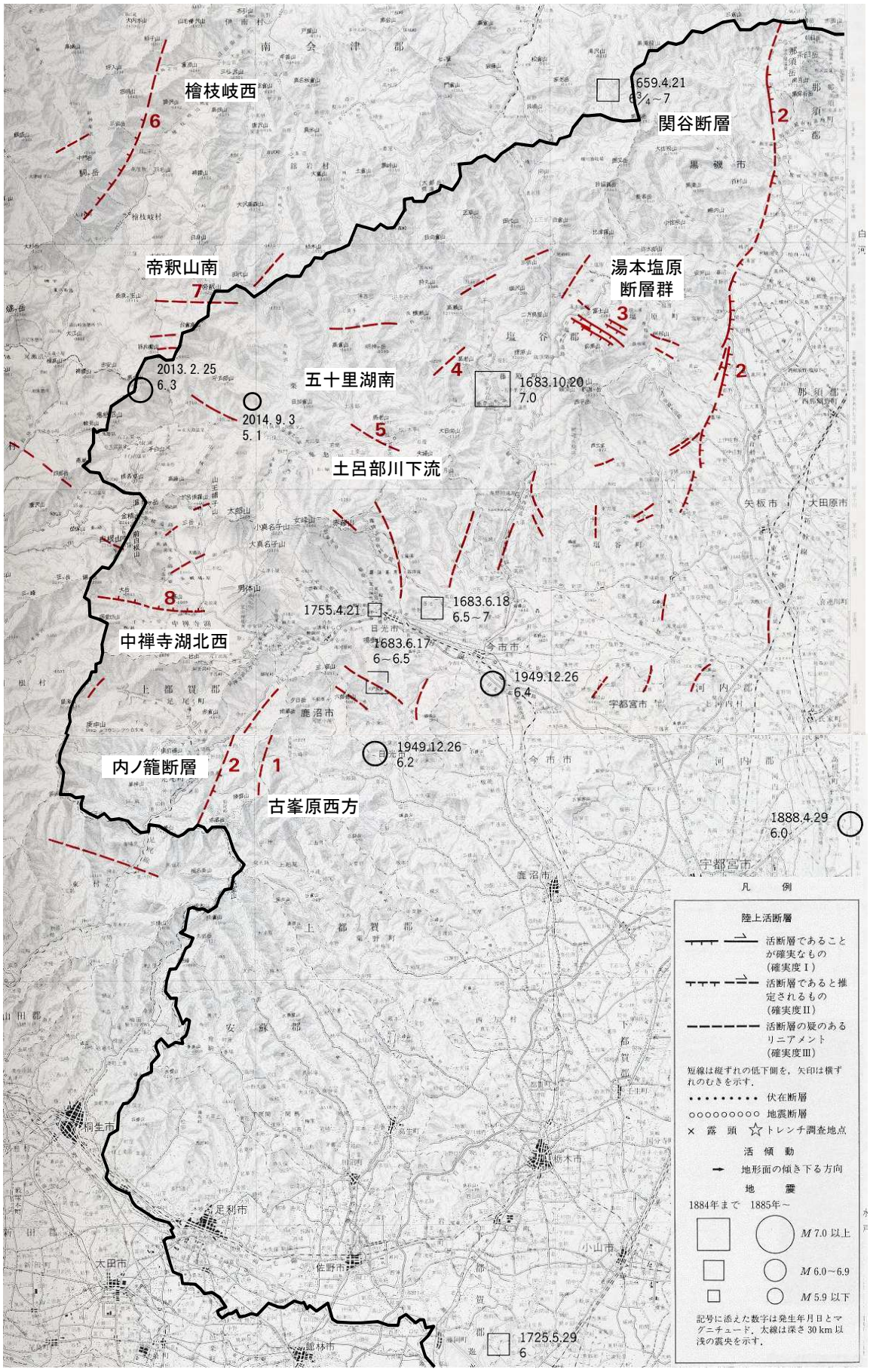

第２節　過去の主な地震災害

当市の地震の発生状況及び市を取り巻く地震環境等を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第１　当市に被害をもたらした主な地震

当市に被害をもたらした主な地震は次のとおりである。

昭和２４年１２月２６日に発生した今市地震（鶏鳴山直下震源）では、人的被害、建物被害が多く発生し、地すべり、山崩れ等も発生している。

【地震災害の履歴】

年月日	名称	被害概要
1683（天和 3） 6.17	日光地震	・マグニチュード 6.0～6.5。 ・4 月頃から日光地域付近で群発性の地震が続き、6 月 17 日には 37 回の地震があり、辰の刻に大地震発生。また卯の刻から地震 89 回発生。東照宮・大猷廟、慈眼堂等の石の宝搭の九輪が転落し、石垣が多く崩れ、天狗堂、仏岩、赤薙山及びその北方の山が崩れる。
1683（天和 3） 6.18	〃	・マグニチュード 6.5～7.0。 ・卯の刻から辰の刻まで地震 7 回。巳の下刻に大地震発生。御宮・御堂・御殿・慈眼堂・本坊寺院の石垣が残らず崩れ、石燈籠は全て倒れる。東照宮・大猷廟の宝塔の笠石等が破損。卯の上刻から夜中まで地震 196 回発生。
1683（天和 3） 10.20	〃	・マグニチュード 7.0。 ・下野三依川五十里村で発生した山崩れにより、川が塞がれ、湖が生じた。日光地域にも山崩れがあり、鬼怒川、稲荷川の水が流れなくなった。１～2 日で地震 760 回余、また 1 日から晦日までで地震 1,400 回余発生。
1746（延亨 3） 5.14	日光江戸地震	・日光地域にて被害あり。
1949（昭和 24） 12.26	今市地震	・8 時 17 分はマグニチュード 6.2。 ・8 時 24 分はマグニチュード 6.4。 ・2 つの地震が 8 分の間隔をおいて続けて発生。震央地は両方とも鶏鳴山付近。最大震度は今市地域付近で震度 6 相当。死者・行方不明者 10 名、負傷者 163 名（県内計）、数多くの建物の全半壊等の被害が発生した。地震の数日あるいは数ヶ月前から地鳴りがあったといわれる。余震も多く、12 月 26 日から翌年 1 月 25 日にかけて、有感 79 回、無感 1,534 回を観測。

※　震源地については、前ページの「活断層の可能性がある箇所」を参照。

【地震災害の履歴】

年月日	名称	被害概要
2011（平成 23）3.11	東日本大震災	・マグニチュード 9.0。 ・震源は三陸沖 24 ㎞。 ・最大震度は今市地域（本庁舎震度計、瀬川震度計）で震度 5 強。 ・市内の被害は死者 1 名、半壊 7 棟、一部損壊多数。 【全国の状況】 ・東北地方を中心に 8 県が震度 6 弱以上を記録。
2013（平成 25）2.25	栃木県北部を震源とした地震	・マグニチュード 6.3。 ・震源は栃木県北部 3 ㎞。 ・最大震度は日光地域（湯元震度計）で震度 5 強。 ・市内の被害は一部損壊 11 棟。
2014（平成 26）9.3	栃木県北部地震	・マグニチュード 5.1。 ・震源は栃木県北部 7 ㎞。 ・最大震度は栗山地域（日蔭震度計）で震度 5 弱。

※　震源地については、前ページの「活断層の可能性がある箇所」を参照。

第３節　地震被害想定

地震災害に迅速、的確に対応できる防災体制を確立するための基礎資料として、当市に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定し、その場合の被害を予測する。

第１　地震被害の想定

１　対象地域と地域区分

・ 対象地域：市域全域
・ 地域区分：今市、日光、藤原、足尾、栗山の５地域
・ 最小評価単位：地震動については５００ｍメッシュ区画
　　被害想定については各地域を構成する町丁字（公称名）

２　想定地震

当市に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、次のとおり、全国１１４主要活断層帯に選定された関谷断層と、市域において過去に発生した代表的な地震である今市地震を想定地震とする。

・関谷断層：地震調査研究推進本部の陸域および沿岸域において選定された主要１１４の活断層の長期評価結果
（栃木県北部、那須野原の西縁に沿って延びる活断層）
・今市地震：昭和２４年(１９４９年)１２月２６日に発生した地震
（日光市室瀬地区を震源とする既往地震）

【想定地震】

想定地震名	説　明	断層の形態 L：長さ　W：幅 D：深さ　(km)	想定規模 Mj (ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	断層の平均活動間隔(千年)および最新の活動時期
関谷断層地震	地震調査研究推進本部による陸域地震の長期的な発生確率の評価対象となった地震断層	L=38.0（推定） W=不明 D= 3.0（推定）	７．５	約 2.6～4.1 14 世紀以降、17 世紀以前
今市地震	1949 年 12 月 26 日に発生した地震の既往被害の再来	L、W については、断層が地表面に出ていないことから不明 D=8.0	６．４	不明

３　想定手法と前提条件

地震による揺れの強さは、主として「地震の規模」、「震源からの距離」、「表層地盤」の３要素の要件によって異なる。地震の規模（通常マグニチュードMj：気象庁発表マグニチュード）が大きいほど揺れは強くなるが、震源からの距離が遠くなれば揺れは弱くなる。ただし、同じ場所においても表層地盤の硬軟によって揺れの強さは異なり、表層地盤の柔らかいところでは硬い場所に比べて揺れは大きくなる。

このため、揺れの強さに対応した地震動の予測を行うためには、想定する震源や地震波が伝わる地殻構造のみならず、できる限り表層地盤の影響を反映することが重要となる。

地震動による被害想定を簡便な方法で行う場合には、一般的には目的の場所における地震動の強さを予測し、その場所に存在する建物等への影響を評価分析する方法が用いられる。

ここでは、「震源からの距離に応じて地震動の揺れの強さを推定する経験的手法」に基づき地震動を推定する。

また、地震動の揺れの強さと建物被害率の関係を整理したフラジリティーカーブ（被害率曲線）を設定して、想定した揺れの強さに応じて、建物の被害量を算定する経験的手法に基づいて建物被害を推計した。

これらの手順は次のとおりである。

想定手法の手順

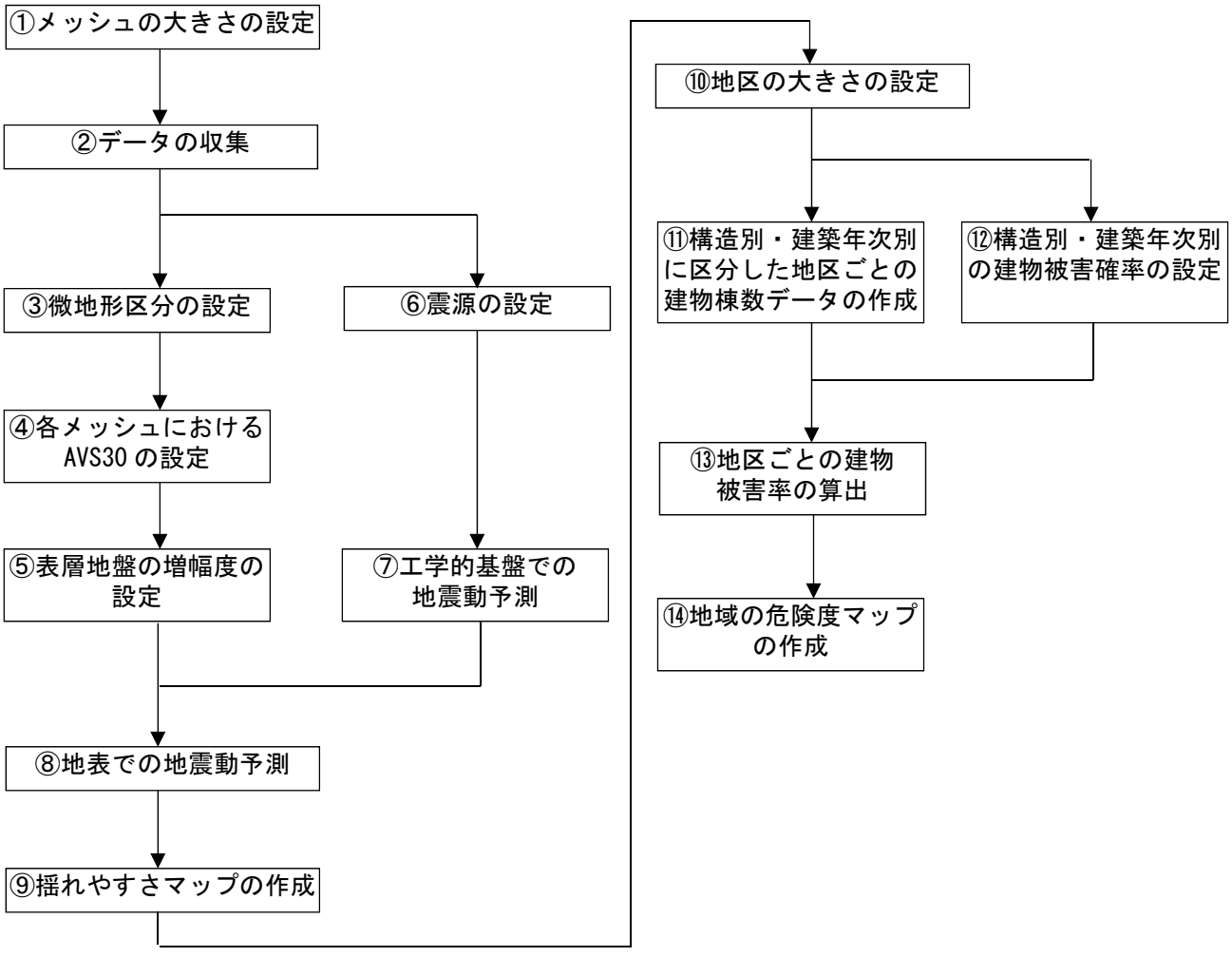

第２　想定地震による被害想定

想定地震による想定結果は次に示すとおりである。

【被害想定一覧】

想定項目					今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	日光市全域
地震動	想定震度(最大)				6強 【室瀬地区】	6強 【稲荷町三丁目地区他10地区】	6弱	5強	5強	6強
	想定震度(最小)				5強	5強	5強	5弱		5弱
	想定震度(最頻)				6弱	5強	6弱	5弱		5強
液状化危険度					主要河川沿いのはん濫原で危険度Aから C(可能性のある)と評価される区域が分布するものの局所的である。山間地及び台地(高台等)では液状化は起こらないと評価される。					
斜面崩落等					急斜面及び不安定土塊・落石等のおそれがあるとされたところでは、山崩れや落石等のおそれがあるものと考えられる。					
揺れによる建物倒壊	全損棟数(全損棟数比)		棟数	棟	1,590	1,317	214	21	4	3,146
			平均棟数比	%	6.7	15.6	6.2	1.2	0.8	
			最大棟数比	%	33.2 【室瀬地区】	52.4 【稲荷町三丁目地区】	13.5 【鬼怒川温泉滝地区】	8.0 【足尾町南橋地区】	1.2 【若間地区】	
	全壊棟数(全壊率)	木造	棟数	棟	273	333	33	3	0	642
			平均倒壊率	%	1.3	4.4	1.3	0.2	0.1	
			最大倒壊率	%	10.7 【室瀬地区】	17.5 【相生町地区】	3.0 【鬼怒川温泉滝地区】	1.0 【足尾町南橋地区】	0.1 【若間地区他5地区】	
		非木造	棟数	棟	4	5	3	0.	0	12
			平均倒壊率	%	0.2	0.6	0.3	0.0	0.0	
			最大倒壊率	%	1.8 【室瀬地区】	2.3 【東和町地区】	0.7 【川治温泉高原地区】	0.0	0.0	

想定項目					今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	日光市全域
地震火災	出火点数		冬平日４時	件	39.9	38.4	5.5	0.4	0.0	84.2
			冬休日18時	件	95.5	91.9	13.1	0.8	0.1	201.4
	焼失棟数（焼失棟数比）		冬平日４時	棟	142	136	19	1	0	298
			焼失棟数比	%	0.6	1.6	0.6	0.1	0.0	
			冬休日18時	棟	340	327	47	3	0	717
			焼失棟数比	%	1.4	3.9	1.4	0.2	0.1	
人的被害	建物倒壊による	死者	冬平日４時	人	23	20	3	0	0	46
			冬休日18時	人	18	16	3	0	0	37
		負傷者	冬平日４時	人	5,981	1,317	1,170	11	51	8,530
			冬休日18時	人	4,596	1,012	899	8	39	6,554
	火災による	死者	冬平日４時	人	19	18	3	0	0	40
			冬休日18時	人	35	33	5	0	0	73
	死傷者合計		冬平日４時	人	6,023	1,355	1,176	11	51	8,616
			冬休日18時	人	4,649	1,061	907	8	39	6,664

第２章　予防

第１節　防災意識の高揚

主管部	企画総務部	関係部	消防本部等

＊第２章における部の名称は、現在の組織機構に基づく名称である。

市（企画総務部）・消防本部は、震災発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民並びに防災上重要な施設の管理者に対し、適切な防災意識の啓発を積極的に行うとともに、職員に対する防災教育を行うことにより、防災意識の高揚を図るものとする。

第１　市民に対する防災意識の高揚

１　防災知識の普及啓発

市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所で自ら行動する、あるいは市、県、自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市（企画総務部）・消防本部は、市民に対し、自主防災思想の普及、意識の向上を図るとともに、家庭等で普段からできる防災対策について、継続的に周知していく。

また、避難準備・高齢者等避難開始、避難指示の意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

（１）主な普及啓発活動等

① 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
② 防災パンフレット、チラシ等の配布
③ 広報紙等による広報活動の実施
④ インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
⑤ 防災訓練の実施
⑥ 防災器具、災害写真等の展示
⑦ 各種表彰の実施

（２）普及啓発すべき防災知識・技術

① 災害時の心得
② 避難経路、避難所の場所
③ 地震に関する知識
④ 応急・救護方法
⑤ 家庭での予防・安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備・点検等）
⑥ 災害の前兆現象
⑦ 災害危険箇所
⑧ 要配慮者に対する配慮
⑨ 消防団、自主防災組織及びボランティアの役割・重要性 等

（３）防災週間、火災予防運動等の実施

防災週間や全国火災予防運動をはじめ、各種防災・安全運動等を通じ、自主防災意識の普及、徹底を図る。

① 防災とボランティア週間（１月１５日～１月２１日）
② 全国火災予防運動実施週間（春：３月１日～３月７日　秋：１１月９日～１１月１５日）
③ 防災週間（８月３０日～９月５日）
④ とちぎ防災の日（３月１１日）

（４）県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として消防防災総合センターを宇都宮市に設置している。

市（企画総務部）は、広報紙等を通じて当該施設の周知、利用を啓発し、大地震の疑似体験や応急処置の訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

（５）消防団員等による巡回等

市（企画総務部）・消防本部は、消防団員等による地域の巡回を促進し、災害危険箇所の点検・把握、住家等の危険箇所の地域住民への周知等を行い、防災知識の高揚を図る。

第２　児童・生徒等に対する防災教育

本章第２１節第１のとおりとする。

第３　防災上重要な施設の管理者等の教育

市（各部等）は、消防本部と協力・連携して、防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力、指導力を養うなど緊急時に対処できる自主防災体制の確立を図る。

また、その他の企業等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対策について知識の普及に努める。

・ 危険物等施設（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設）
・ 病院、社会福祉施設
・ ホテル、旅館
・ 大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第４　職員に対する防災教育

市（企画総務部）は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

・ 震度階級、マグニチュード、活断層、余震等災害に関する知識
・ 地震災害に対する予防、応急対策に関する知識
・ 大規模地震発生時における職員がとるべき役割と具体的行動
・ 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
・ その他災害対策上必要な事項

第５　防災に関する調査研究

震災は、プレートの活動の影響、活断層の有無などの特性を有するとともに、その地域の建物構造、密集度等により被害状況の違いが予想される。

このため、市、県及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について、基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第６　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第７　業務の継続

市（企画総務部）は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図っている。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

第２節　地域防災の充実・ボランティア連携強化

主管部	自主防災組織：地域振興部 消防団・女性防火クラブ：消防本部 災害ボランティア：地域振興部	関係部	自主防災組織：企画総務部・消防本部 消防団・女性防火クラブ：企画総務部 災害ボランティア：健康福祉部

市（地域振興部・企画総務部）・消防本部は、自助・互助・共助の精神に基づき災害に対応できる体制を整えるため、自主防災組織・女性防火クラブの育成・強化、消防団の活性化を図る。

また、市(地域振興部)は、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第１　現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民の自助・互助・共助の精神に基づき自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」が重要な担い手となっている。

特に当市は県土の約４分の１を占める広い面積を有するため、災害対策にあたっては、地域防災は重要な役割を担うこととなるが、近年は少子高齢化が急速に進み、自主防災組織や消防団の活動にも支障をきたすことが懸念されている。

１　自主防災組織

当市では、既存の自治会等を活用して自主防災組織の結成が図られており、自主防災組織の１００％組織化を達成している。

一方、活動の形式化、活動に対する市民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題も発生するものと考えられる。また、高齢化集落など高齢化率の高い地域では、組織を結成し活動を維持していくことが難しい状況にある。

このため、市（地域振興部・企画総務部）は、常に活性化に努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかけていく必要がある。

※　自主防災組織一覧表

２　消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員の中には、市域外に働きに出ている人もあり、団員の高齢化も進んでおり、今後の団員の確保と活性化が課題となっている。

※　消防団の消防力

第２　個人・企業等における対策

１　市民個人の対策

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市（企画総務部・地域振興部）・消防本部は、本章第１節第１のとおり、市民に対する防災意識の高揚を図る。

（１）防災に関する知識の取得
　① 震度、マグニチュード等の知識
　② 過去に発生した被害状況
　③ 災害時にとるべき行動（初期消火、避難指示等発令時の行動、避難方法、避難所での行動等）等
　④ ハザードマップ等による近隣の土砂災害警戒区域の確認
（２）家族防災会議の開催
　① 避難所等・経路の確認
　② 非常持出品、備蓄品の選定
　③ 家族の安否確認方法（ＮＴＴの災害用伝言ダイヤルの活用等）
　④ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等
（３）非常用品等の準備、点検
　① 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
　② 飲料水、食料、生活必需品等の３日分相当の非常備蓄品の準備・点検
　③ 消火器、スコップ、大工道具、発電機（発電機又は蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備・点検
　④ 家族の状況に合わせた必要物品
（４）各家庭の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具転倒防止、ブロック塀の点検、ガラス飛散防止等）
（５）応急救護方法の習得
（６）市（企画総務部・地域振興部）又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
（７）地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

２　企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員や顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市（企画総務部・観光経済部）は、県と連携して企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰や災害時行動マニュアルの作成を働きかける。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

第３　自主防災体制の整備

１　自主防災組織の役割

大規模な震災が発生した際の初動期には情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との自覚のもと、市民の互助（共助）の精神に基づく自主防災組織を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、応急対策、地域の情報収集などにおいて、市や消防と連帯して活動を行う。

２　自主防災組織の対策

（１）危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を確認しておく。

（２）防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、消火、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用方法の習熟に努める。

（３）防災知識の技術習得

市（企画総務部）や県が実施する研修会・講演会の参加や、消防本部等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

（４）地域の避難行動要支援者の把握

市（健康福祉部・企画総務部）・消防本部は、各地区において、自治会・自主防災組織のリーダー、民生委員・児童委員、老人クラブ、女性防火クラブ、子ども会育成会などによって構成される「地区避難行動要支援者支援班（地区支援班）」や、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

（５）活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

（６）災害時における活動

災害直後においては、地域コミュニティを生かし、情報の収集・伝達、救出・救助、避難行動要支援者の支援、地域住民の避難誘導等の初動対応を行う。

３　市による自主防災組織の育成・強化及びリーダーの養成

（１）組織化及び活性化の促進

市（地域振興部・企画総務部）は、自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災組織の活動については、具体的な活動内容、市との連携体制、相互の役割分担などを記載した指針を作成し、活動体制を明確にする。あわせて、結成後の活動の惰性化を防ぐため、防災士養成事業等を実施し、地域が行う防災活動のリーダーとなるべき人材を養成するなど、組織のリーダーを中心に意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図るための支援を行う。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

①　自主防災組織への資機材の整備支援
②　自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
③　自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
④　自主防災組織に対する各種研修会・説明会、防災士養成講座の開催
⑤　広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

（２）自主防災組織活動の重点推進地区

全市的に重点推進地区の設置を推進するが、特に、木造家屋等の密集地域や災害多発地域など、被災危険の高い地域に重点をおいて推進を図る。また、被災危険度の高い地域における防災活動の推進を図る。

（３）商店会等の地域団体の活用

市（地域振興部・企画総務部・観光経済部）は、自治会等の他、商店会や地域

活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

第４　消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時においては消火、水防、救出・救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、消防本部・市（企画総務部）は、次の事業を実施し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、消防（水防）団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

- 消防（水防）団活動に必要な各種資材の整備・充実
- 消防（水防）団員に対する各種教育訓練の実施
- 地域住民に対する消防（水防）団活動や加入促進の広報等

第５　女性防火クラブの育成・強化

消防本部・市（企画総務部）は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

第６　災害関係ボランティアの環境整備

市（地域振興部・健康福祉部）は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、県と連携して災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

１　ボランティアの育成、環境整備

市（地域振興部・健康福祉部）は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会と連携して、市民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

- ボランティア広報紙の発行
- ボランティア・コーディネーターの養成・研修事業の実施
- ボランティア団体の育成・指導

２　行政とボランティアとの連携

市（地域振興部・健康福祉部）は、県、日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会とともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保、ボランティア同士の連携強化支援等について検討する。

第７　地区避難行動要支援者支援班（地区支援班）の設置

市(健康福祉部)は、「日光市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、各地区において、自治会・自主防災組織のリーダー、民生委員・児童委員、老人クラブ、女性防火クラブ、子ども会育成会などによって構成される「地区避難行動要支援者支援班」の設置と、活動に対する支援を行い、災害時の避難行動要支援者支援体制の充実・強化を図る。

第８　人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市（企画総務部）は、県の協力を得て、消防本部、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進するこ

とにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第９　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを防災会議に提案することができる。

市（企画総務部）は、防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえ、地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

※　地区防災計画一覧（資料編）

第３節　防災訓練の実施

主管部	企画総務部	関係部	消防本部・地域振興部

市（企画総務部・地域振興部）・消防本部は、実動訓練等具体的な訓練のほか、初動体制に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

第１　現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や市民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

市（企画総務部・地域振興部）・消防本部は、これら様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備していく必要がある。

また、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る必要がある。

その他、訓練を実施する際、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・観光客等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

第２　総合防災訓練

市（企画総務部・各部等）は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

また、市（企画総務部）は、災害時の応急対策活動に果たす市民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等市民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、警察署と連携して実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に実施する。

- 職員の動員、災害対策本部設置訓練
- 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- 消火訓練
- 救出・救助訓練
- 避難誘導、避難所・救護所設置運営、炊出し訓練
- 応急救護、応急医療訓練
- ライフライン応急復旧訓練
- 警戒区域の設定、交通規制訓練
- 救援物資・緊急物資輸送訓練
- ヘリコプターを活用した訓練（救助訓練及び消火訓練）
- 広域応援訓練
- 避難行動要支援者避難支援訓練
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練
- 土砂災害に係る防災訓練

第３　防災図上総合訓練

市（企画総務部・各部等）は、防災関係機関と連携して、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を定

期的に繰り返し実施するように努める。

特に、発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、防災担当者等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込む、また、訓練実施地のハザードマップや実際に起こりうる被害想定等を考慮するなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。さらに、実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施するなど、より実践的な内容となるよう努める。

第４　非常招集訓練

市（企画総務部・地域振興部）は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

第５　通信訓練

市（企画総務部・地域振興部）及び防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施する。

第６　水防訓練

市（企画総務部・地域振興部）・消防本部は、消防団と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団を中心とした水防訓練を定期的に実施する。

第７　消防訓練

市（企画総務部）は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防本部と連携して、消火、救出・救護、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

第８　市民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施する。

- 情報収集伝達訓練
- 避難訓練、避難誘導訓練
- 初期消火訓練
- 救出、救護訓練
- 給食、給水訓練

第９　土砂災害・全国防災訓練

土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による住民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

第４節　避難行動要支援者等対策

主管部	基本方針：企画総務部 避難行動要支援者：健康福祉部 外国人：観光経済部 観光客：観光経済部 高齢化集落：地域振興部	関係部	避難行動要支援者：企画総務部 外国人：企画総務部・地域振興部

市（企画総務部・健康福祉部）は、「日光市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、災害時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

また、市（地域振興部・観光経済部）・教育委員会は、当市の高齢化率が約３６．０３％と高く、足尾地域、藤原地域等には高齢化率が５０％を超える集落もあることを踏まえて、当市の重要課題として避難行動要支援者対策の推進にあたるとともに、社会福祉施設等への指導、情報提供を行う。さらに、国際観光都市という特性を踏まえ、外国人や観光客の安全確保体制の向上に努める。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
重 要 度	○	◎	◎	◎	◎
高齢化率（注）	３２．６％	４４．１％	４１．９％	５８．１％	５３．８％
地域特性		観光客対策、（孤立地区）対策	観光客対策、高齢化集落（孤立地区）対策	高齢化集落、（孤立地区）対策	観光客対策、高齢化集落（孤立地区）対策

（注）令和３年１０月住民基本台帳

＊重要度　避難行動要支援者対策などの防災対策を進めるうえで、地域特性などを踏まえ、対策の必要性、施設整備の必要性などの観点から２つに区分。

◎－特に対策の必要性があるもの、あるいは施設整備の必要性などが高い地域

○－一定の対策の必要性があるもの、あるいは施設整備の必要性などが高い地域

第１　現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である高齢者、障がい者、乳幼児、外国人などのいわゆる要配慮者の占める割合は増加の一途をたどり、対策の重要性は増している。

平成２３年３月に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち６５歳以上の高齢者の死者数は約６割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約２倍に上がった。避難行動要支援者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うための対策を一層強化する必要がある。

また、国内屈指の国際観光都市である当市においては、観光客支援対策も重要な課題といえる。多くの観光客は、不慣れな土地で災害に遭った場合には、避難方法や避難所が分からずに混乱し、パニック状態になり、災害の犠牲となるおそれがあ

るため、観光客の安全確保対策を充分に検討していく必要がある。

第２　避難行動要支援者等に対する対策

市（企画総務部・健康福祉部・地域振興部）は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者支援に関する具体的な方法や体制を定めた「日光市避難行動要支援者支援プラン」により、自主防災組織等の地域レベルに応じたきめ細かい対策を行う。

１　地域における避難行動要支援者に対する安全性の確保

（１）地域の協力体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、市（健康福祉部・地域振興部・企画総務部）は、「日光市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、各地区において、自主防災組織・自治会や、民間ボランティア等と協力して、避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

（２）避難行動要支援者名簿の作成

市（健康福祉部）は、災害の発生に備え、災害時に自ら避難することが困難な者について、避難の支援、安否の確認を行うための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

① 避難行動要支援者名簿の範囲

生活の基盤が日光市にあり、次の要件のいずれかに該当する者

ア　身体障がいのある者（身体障害者手帳１・２級）

ただし、心臓機能障がい又は免疫機能障がいのみで該当する者を除く。

イ　知的障がいのある者（療育手帳 A1, A2, A）

ウ　精神障がいのある者（精神福祉保健手帳１級）

エ　難病患者（次のいずれかの要件を満たす者）

・筋神経系疾患患者

・人工呼吸器等の医療機器を使用する難病患者

・市の生活支援（障がい福祉サービス）を受けている難病患者

オ　要介護認定者（要介護２以上）

カ　日光市災害時要援護者名簿の掲載者であり、引き続き避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者

キ　その他支援の必要な者

② 名簿の掲載事項及び情報の入手方法

避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等に必要な事項を掲載する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、市の関係部局が保有する情報を集約するとともに、県等関係機関に対し、必要な情報の提供を求める。

③ 名簿の更新

市（健康福祉部）は、関係部局や関係機関と連携し、避難行動要支援者名簿の情報を最新の状態に保つよう努める。

④ 名簿の管理

市（健康福祉部）は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

⑤ 名簿の活用

市（健康福祉部）は、平常時から災害の発生に備え、情報の提供に同意を得た場合又は条例に定めがある場合に限り、掲載者の名簿情報を避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に提供する。

また、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者を保護することが必要であると認めるときは、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に名簿情報を提供することができる。

避難支援等関係者：消防機関、警察署、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会

なお、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置を講じる。

（３）救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

災害が同時多発すると、消防、警察等の救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、市（健康福祉部・地域振興部・企画総務部）は、消防、警察、自主防災組織、福祉関係者等の避難支援等関係者と連携し、地域における避難行動要支援者に対する支援体制を築き、救出・救護体制の確立・強化を図る。また、避難所への避難誘導、搬送についても、同様に連携し、体制の確立・強化を図る。

また、市（健康福祉部）は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するよう努める。

（４）避難支援等関係者の安全確保

市（健康福祉部）は、避難支援等関係者に災害発生時には自身と周囲の安全確保を最優先するよう周知する。また、避難行動要支援者には、避難支援等関係者が支援できない可能性があることを十分理解し、平常時から災害発生に備えておくことの重要性を周知する。

（５）避難のための立ち退きを円滑に行うための通知又は警告の配慮

市（健康福祉部・企画総務部）は、避難指示等の発令及び伝達に当たっては、避難支援者等関係者が名簿を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動ができるよう、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮するものとする。

（６）情報伝達体制の整備

①　災害情報ネットワークの確立

市(健康福祉部)は、災害時におけるひとり暮らし高齢者の安全確保を図り、緊急通報システムの整備を促進するため、当該システムの周知を図る。

また、災害時に重要な避難行動要支援者に確実に伝達され、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう、複数の伝達方法を確保するなど、配慮するよう努める。

②　障がい者への情報伝達方法の整備

市（健康福祉部）は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対して、ＦＡＸの活用、手話通訳者及びボランティアの派遣・協力体制の整備等、多様な情報伝達方法を整備する。

（７）幼児等対策

市（健康福祉部）は、幼稚園・保育園の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

（８）防災知識の普及・啓発

市（健康福祉部・地域振興部・企画総務部）は、避難行動要支援者及びその家族に対し、災害時における近隣住民等への支援要請に関することや、医薬品及び機器等の非常持ち出しなど、災害時の備えに関するパンフレット、チラシを配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

また、避難行動要支援者が必要とする医薬品や装具、酸素吸入器などの物品を、最低でも３日分は要支援者自身で準備してもらうよう促す。

さらに、避難行動要支援者がどのような支援を必要としているかを支援者などに理解してもらうため、情報をあらかじめ記述した「防災カード」を作成し、避難行動要支援者に携帯してもらうよう促す。

２　社会福祉施設等における安全性の確保

（１）施設の整備

①　公立社会福祉施設

市（健康福祉部）は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

②　民間社会福祉施設

市（健康福祉部）は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

さらに、市（健康福祉部）は、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）のうち、スプリンクラーの設置義務のある施設については、早急に設置を指導するとともに、設置義務のない施設に対しても設置を促進するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

（２）非常災害に関する計画の作成

市（健康福祉部・各部等）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

（３）緊急連絡体制の確保

市（健康福祉部・企画総務部）は、社会福祉施設に対して、市や関係機関等との緊急連絡体制の整備を促進し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

（４）社会福祉施設機能の弾力的運用

市（健康福祉部）は、要配慮者が身体介護や医療相談などの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した社会福祉施設などを、福祉避難所として指定し、確保することによって、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

（５）夜間体制の充実

市（健康福祉部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホームについては、管理宿直員を配置するよう指導を行う。

（６）防災教育・訓練の充実

市（健康福祉部・各部等）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

※　市内社会福祉施設一覧

３　災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

（１）市（各部等）は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

（２）市（健康福祉部）は、高齢者や障がい者の避難所生活や社会福祉施設等への移送を考慮して、介助用具、福祉対応車両、簡易ベッド、車椅子、ストレッチャー等を確保するための体制整備に努める。

第３　要配慮者利用施設における対策

１　土砂災害警戒区域等に含まれる要配慮者利用施設

市（企画総務部）は、土砂災害警戒区域等に含まれる要配慮者利用施設について、土砂災害や浸水害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

※　土砂災害警戒区域等に含まれる要配慮者利用施設一覧

２　土砂災害に関する避難確保計画作成の支援及び報告

「土砂災害警戒区域等に含まれる要配慮者利用施設一覧」に施設名及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難確保計画を作成し、これを市に報告するものとする。また、当該計画を変更した場合も同様とする。

市（健康福祉部・企画総務部）・市教育委員会は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画作成の支援を行うものとする。

３　訓練の実施

上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難訓練を実施し、災害時の対応能力の向上を図る。

４　避難確保計画作成の指示

市（健康福祉部・教育委員会）は、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、所有者又は管理者に必要な指示を行い、避難体制づくりの促進を図る。

第４　外国人に対する対策

１　外国語化による外国人への防災知識の普及

市（観光経済部）は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成･配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難所、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、市（企画総務部）は、避難所標識や避難所案内板等の多言語化やマーク（平成２８年３月２３日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成２８年３月２２日付で日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化に努める。

２　地域等における安全性の確保

外国人においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、市（地域振興部・観光経済部）は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

３　通訳・翻訳ボランティアの確保

県では、災害時に在県外国人に対して適切な情報提供を行うため、県国際交流協会が行う通訳・翻訳ボランティアの事前登録について必要な支援を行うとともに、国際交流協会との連携強化を図り、登録された通訳・翻訳ボランティアを速やかに動員できる体制づくりに努めている。

市（観光経済部）でも、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

４　外国人支援体制の整備

市（観光経済部）は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

５　情報伝達体制の整備

市(企画総務部・観光経済部）は、地域に在住する外国人や観光に訪れた外国人などが災害の被害に遭わないように、英文だけでなく、当市に在住する外国人の使用する言語や近隣諸国の言語で避難情報等が伝達できるように、放送文案を事前に用意するなど、多言語による情報伝達体制の整備に努める。

第５　観光客等に対する対策

１　観光客等の安全確保体制の向上

市（企画総務部・観光経済部）は、観光協会等の関係機関、関係団体と相互に連携協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客等の安全対策を推進する。

また、避難所や避難経路の周知を図るため、わかりやすい標識等の設置に努める。

２　観光事業者に対する防災意識の啓発

市（観光経済部）は、観光協会等を通じて、観光事業者に対して防災知識の普及・啓発に努める。また、地震発生時における観光客等の安全確保に関する講習会やリーフレットを作成、配布するなど、観光客の被害の軽減を図る。

３　施設管理者に対する対策の指導

市（企画総務部）及び消防本部は、観光客等がホテル、旅館等宿泊施設や観光施設等を利用している時の安全確保を図るため、これら不特定多数が利用する施設の管理者に対して、防災計画の策定や避難訓練等を実施するよう指導に努める。

４　別荘地区における対策

市（企画総務部）は、別荘所有者に対する安全確保を図るため、避難場所・避難経路その他避難に必要な事項を記載したパンフレット等の配布に努めるとともに、避難指示等の重要な情報を別荘地区に対しても速やかに伝達が行える体制の整備に努める。

また、別荘が被災を受けた場合に所有者に速やかに連絡が取れるよう、所有者の連絡先の確保に努める。

第６　高齢化集落における対策

１　自助、互助、共助、公助による協働の実現

高齢化集落においては、高齢者が高齢者を避難誘導することになり、自助、互助、共助にも限界がある。自助、互助、共助、公助、それぞれの役割分担を見直し総合調整を図るなど、自助、互助、共助、公助による協働が実現するよう、市(地域振興部)は、消防本部、自治会、自主防災組織など、多様な主体による連携体制の強化に努める。

また、避難行動要支援者の自主的登録と支援者の事前指名等を促進するなど、災害時に効率的な応急対策が行えるよう体制整備を図る。

２　情報伝達体制の整備

高齢者が半数以上を占める高齢化集落においては、災害時における避難のタイミングが重要となる。地震が発生した場合の迅速な避難はもとより、大規模な地震が発生するおそれがある場合や大規模な地震等により土砂災害の発生のおそれがある場合など、早い段階での避難が最善となるため、自主防災組織、地元消防団、民生委員等と連携を図り、早期の判断が行える体制整備や、防災用屋外スピーカーや戸別受信機を使って災害の緊迫度を伝える体制を整備するなど、市民の早期の避難につながるような手法を検討する。

第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

主管部	企画総務部	関係部	建設部・消防本部等

市(企画総務部)は、大規模震災発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

物資資機材等の備蓄、調達体制の整備にあたっては、当市を訪れる観光客のことも踏まえ、災害時に物資が不足することがないように努める。また、奥日光や藤原地域、栗山地域は豪雪地帯であることを踏まえ、冬期において必要となる暖房器具及び燃料の備蓄・調達にも留意した体制を整備する。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
重 要 度	○	◎	◎	◎	◎
地域特性		豪雪地帯、孤立地区対策	豪雪地帯、高齢化集落・孤立地区対策	高齢化集落・孤立地区対策	豪雪地帯、高齢化集落・孤立地区対策

第１　食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

１　市民の備蓄推進

市民は、災害発生から２～３日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、本章第２節第２の１のとおり、非常持出品の他、３日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市（企画総務部）は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して市民自らの家庭内備蓄に関する知識の啓発を行う。

２　市の備蓄推進

（１）現物備蓄並びに流通備蓄による備蓄体制の整備

市（企画総務部）は、食料・生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町村との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期するよう努める。備蓄にあたっては、市域の広さを考慮し、備蓄場所及び備蓄品目については十分に考慮する。

なお、目標数量については、市の地震被害想定等を参考にするとともに、観光客の人口を踏まえた上で計画的に備蓄を行うよう努める。

（２）平常時における在庫品目、数量の把握等

市（企画総務部）は、平常時における在庫数量又は流通量についての定期的な把握を行い、災害時の物資調達量の目安としておく。

また、協定先の物資調達時の具体的な方法や体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化に努める。

今後も市では、他の関係機関と物資の供給に関する協定を締結するなど、災害時の物資の調達体制を整備する。

なお、備蓄にあたっては、要配慮者や女性にも配慮した品目選定を行う。

※　災害時における相互応援協定等一覧

第２　医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

災害時における緊急医療の迅速な対応を図るため、市(企画総務部・健康福祉部)は、医療品等の備蓄に努める必要がある。

今後、市（企画総務部・健康福祉部）では、地元医師団及び医療関係団体と協議し、必要な医薬品及び医療救護資器材の確保に努める。

第３　防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

市（企画総務部・建設部）・消防本部は、災害応急対策活動や被災市民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

１　備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災市民の避難生活等において必要な資機材とする。

２　関係機関との連携

市（企画総務部）・消防本部は、資機材の備蓄にあたっては、市町村相互応援協定に基づく共同備蓄や自主防災組織における備蓄を促進する。

第４　物資・資機材等備蓄スペースの確保

市（企画総務部）・消防本部では、市役所倉庫などに物資・資機材等を備蓄している。

今後も市（企画総務部）・消防本部では、学校や公民館等避難所となるべく施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資の資機材等の計画的な備蓄を促進する。

第５　物資の供給体制及び受入体制の整備

市（健康福祉部・企画総務部）は、災害時において混乱なく被災市民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等、避難所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第６節　震災に強いまちづくり

主管部	建設部	関係部	各部等

市（建設部）は、震災に強いまちづくりを行うため、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第１　震災に強いまちづくり

１　震災に強い都市整備の計画的な推進

市（建設部）は、防災の観点を考慮しつつ、「日光市都市計画マスタープラン」や、県の定める「都市計画区域マスタープラン」等に基づき、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

２　災害に強い都市構造の形成

（１）防災機能を有する施設の整備

市（建設部）は、県等の関係機関と相互に連携し、市街地整備事業等による都市基盤、都市内幹線道路の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

なお、施設については、本章第１６節第３のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意する。

（２）火災に強い都市構造の形成

市（建設部）は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

（３）要配慮者に配慮した施設の整備

本章第４節第２の３のとおり整備を推進する。

３　災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

（１）公園の整備

市（建設部）は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリコプター離着陸場等の災害応急対策施設を備え、避難所となる公園の整備を推進する。

（２）その他公共施設の整備

道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

４　火災延焼防止のための緑地整備

市（各部等）は、避難所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど火災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

５　分散型エネルギーの導入拡大

市（市民環境部）は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大に

よる電力自給率の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第２　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市（企画総務部・建設部・教育委員会）・消防本部は、県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、計画的に整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

第７節　地盤災害予防対策

主管部	建設部	関係部	企画総務部等

市（建設部・企画総務部）は、大規模な地震に起因する山崩れ・がけ崩れ等から、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	計
重　要　度	◎	◎	◎	◎	◎	
土砂災害警戒区域数（県土整備部所管）Ｈ３０．４．１現在	２５１	２６３	１９２	１２２	１０７	９３５
山地災害危険箇所数（林野庁・県環境森林部所管）Ｈ３０．３．３１現在	１１２	（２１） ３１１	（１５） ７５	（２６） １８８	（６） ２１７	（６８） ９０３

（　）内数字は国有林内の山地災害危険地区数で内数。

第１　斜面崩壊防止対策の推進

市（建設部・企画総務部）は、地震に起因する土砂災害から、市民の生命・財産を保護するため、国の各所管省庁及び県に対して、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の適切なハード対策の推進を要請する。

また、土砂災害防止法による警戒区域等の指定を踏まえ、ハザードマップの作成等のソフト対策を実施する。

※　災害危険箇所等

第２　大規模盛土造成地対策の推進

市（建設部等）は、県が公表した大規模盛土造成地について、県と連携しながら、安全性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。

第３　被災宅地危険度判定制度の整備

市（建設部）は、地震により被災した宅地の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

１　被災宅地危険度判定実施体制の整備

市（建設部）は、「日光市被災宅地危険度判定実施規程」等に基づき、被災宅地危険度判定実施体制を整備する。

２　被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

市（建設部）は、被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

第４　軟弱地盤対策

比較的新しい粘土層や砂層等からなる軟弱地盤は、地震時の揺れが大きくなるなどの問題がある。また、液状化現象が起こりやすい地盤は、河川付近の地盤がゆるく、地下水位が高い砂地盤などである。

市（建設部等）は、軟弱地盤や液状化現象が起こりやすい地区については、開発の際に指導・助言を行う。

第４　災害危険箇所の把握とパトロールの実施

１　警戒避難体制の整備

市（建設部・企画総務部）は、県をはじめとする関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行うとともに、危険区域に指定された災害危険箇所等については、警戒避難体制の整備を図るとともに、市民への周知に努める。

２　災害危険箇所のデータベース化

市（企画総務部・建設部）は、災害危険箇所の調査結果や防災パトロールによる実態把握、対策の実施状況等の情報のデータベース化を図り、関係機関が共有することにより、災害時の迅速な対応体制づくりを図る。

第８節　農林水産業関係災害予防対策

主管部	観光経済部	関係部	

災害の発生に際して、農林水産業被害を最小限に止めるために、市（観光経済部）は、県、農林水産業関係施設等の関係者等と相互に連携して施設整備等の予防対策を実施する。

第１　農地・農林水産業用施設対策

土地改良区等の農地・農林水産業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市（観光経済部）は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

１　各施設の共通的な対策

（１）管理体制の整備

農業用ダム等の農業用施設管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

（２）施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

２　農業用ダム・ため池施設対策

農業用ダム、ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

３　用排水施設対策

農業用施設管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

※　農業用ダム一覧

第２　農林水産業共同利用施設対策

農事組合法人、森林組合、漁業組合、市等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

１　管理体制の整備

農林業共同利用施設（農産物倉庫、農産物処理加工施設、農業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

２　各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第９節　地震情報観測・収集・伝達体制の整備

主管部	企画総務部	関係部	消防本部

地震発生時に被害発生地域を想定し、早期の対策に役立てるため、県及び宇都宮地方気象台等は、地震観測体制等の適切な整備を図る。市（企画総務部）・消防本部は、これらの体制及び仕組み等について把握し、地震情報の速やかな収集・伝達を行うものとする。

第１　宇都宮地方気象台から発表される地震情報

【気象庁の発表する地震情報の種類】

情報の種類	内　　容
震度速報	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を１８８地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度~~名~~を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※ 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表します。
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね３０分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
緊急地震速報（一般向け）	最大震度５弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度４以上）の地域の名前を強い揺れが来る前に発表。ただし、震源に近い地域では間に合わないことがある。 平成１９年１０月から一般への提供が開始され、テレビ・ラジオによる放送や携帯電話での受信が可能となった。

※　気象庁震度階級関連解説表

第２　市の対応

市（企画総務部）・消防本部は、地震発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、県が平成８年度に整備した「栃木県震度情報ネットワークシステム」や消防庁が整備した「全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）」、気象庁で整備した「緊急地震速報」等を活用し、地震情報等の収受体制の向上に努める。

第１０節　情報通信の整備

主管部	企画総務部	関係部	消防本部等

市（企画総務部）・消防本部は、災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の災害対策を講じるなど情報の伝達に万全を期す。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
防災行政情報システム（同報システム）	整備	整備	整備	整備	整備

第１　通信施設の現況

市（企画総務部）・消防本部は、通信施設の整備充実を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進に努め、通信連絡機能の維持を図る。また、重要な設備等は、基礎ボルト、ストッパー等により固定する等耐震化を図る。

当市において災害時に利用可能な通信設備は、防災行政情報システム市消防・救急無線、県防災行政ネットワーク、一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話（衛星携帯電話）、インターネット等となる。

第２　防災行政情報システム等

市（企画総務部）では、現在、防災用屋外スピーカー及び戸別受信機を使用した情報伝達を行う防災行政情報システム（同報システム）を全地域で運用している。

防災行政無線は、老朽化に伴い廃局している状況である。このため、全市域での情報共有のため、代替通信手段の整備を検討する。

第３　携帯電話（衛星携帯電話）

市（企画総務部）は、災害時の初動体制に万全を期するため、災害時における移動用通信手段として、携帯電話の整備を促進し、効果的な活用を図る。また、地上の情報インフラに障害が発生したときに、有効な情報通信手段を確保するため、衛星携帯電話の導入を図る。さらに、大規模地震発生時において予想される電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減を図るため、各通信会社の災害用伝言板の仕組みや利用等の周知に努める。

第４　市消防・救急無線

消防本部は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防救急デジタル無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

第５　県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するため、県により県防災行政ネットワークが整備され、平成１２年度から本格的な運用が開始されている。

災害時に、市に配備されている県防災行政ネットワークを活用して、県及び県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

第６　一般加入電話（災害時優先電話）

災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想されるが、災害

時優先電話は比較的通話が可能な状態となる。市（企画総務部）は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、主要公共施設に災害時優先電話を登録しているが、さらに登録台数を増やし、大規模災害時の通信の確保に備える。また、市（企画総務部）は、平素から次の措置を行うなど職員への周知徹底を図るものとする。

（１）登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。

（２）災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第７　市ホームページ

市（企画総務部）は、開設しているホームページを活用して、災害時に市内の被災状況等の情報提供や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていく。

第８　メール一斉配信システム

市（企画総務部）は、メール一斉配信システム（エリアメール・緊急速報メール・日光市防災メール）を活用し、災害時に市からの緊急情報を市内の市民及び観光客等を対象に発信出来るようできるよう、平素から整備を図っていく。

第９　アマチュア無線団体との協力体制の確立

災害発生時に各地の被害情報の収集・伝達等、市（企画総務部）の情報収集体制を補完するため、平素から市内のアマチュア無線団体との協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市（企画総務部）の情報収集体制の強化を推進する。

第１１節　避難体制の整備

主管部	避難所等指定：企画総務部 避難体制：企画総務部 避難所管理・運営体制：教育委員会・健康福祉部	関係部	避難体制：消防本部 避難所管理・運営体制：地域振興部等

市（企画総務部）は、震災発生時に危険区域にいる市民、駅等の帰宅困難者、ホテルの利用者等の混乱を軽減し避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導体制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を市民に対し周知徹底する。

第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備

市（企画総務部）は、学校体育館や公立公民館などを対象に、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所としての指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）と、被災者が一定期間生活する場所としての指定避難所（以下「避難所」という。）を指定する。

また、特別な配慮を要する要配慮者が、身体介護や医療相談などの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した社会福祉施設などを福祉避難所として指定し、確保する。

さらに、人口動態の変化、耐震性、構造、施設の老朽化などを考慮し、状況に応じて適宜見直す。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除した場合には、速やかに公示して市民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

１　緊急避難場所の指定

（１）指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

①　災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、速やかに、居住者等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

②　災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

③　安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

④　地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危害を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

（２）災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

２　避難所の指定

（１）指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

①　被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。

②　速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。

③　想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

④　物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

（２）上記の基準に加えて、次の事項にも留意すること。

① 原則として地域別に指定し、高齢者、障がい者、幼児等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
② 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
③ 生活面を考慮し、バリアフリー化された施設が望ましいこと。
④ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

（３）避難者の体調やプライバシーに配慮し、避難状況（長期的な避難等）に応じて、市有宿泊施設の活用も考慮する。

３　避難所等の整備にあたっての留意事項

（１）避難収容施設においては、耐震性の確保に努めること。
（２）電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
（３）放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。
（４）換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
（５）帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の標準化（平成２８年３月２３日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成２８年３月２２日付で日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。
（６）食料・飲料水の供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性、要配慮者等に配慮した生活必需品等の確保を検討すること。
（７）要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
（８）要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
（９）体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
（１０）通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくこととともに、公衆無線 LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努める。
（１１）必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
（１２）安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

※　指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第２　避難に関する知識の周知徹底

市（企画総務部）、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難所等の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難所等への持出品、避難指示の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の市民の周知徹底に努める。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃か

ら市民等への周知徹底に努めるものとする。

１　主な周知方法

（１）自主防災組織等を通じた周知（市）
（２）標識、誘導標識、案内板等の設置による周知（市）
（３）避難所等マップ配布による周知（市）
（４）広報紙、インターネットによる周知（市、県）
（５）ＮＴＴハローページ（レッドページ）・防災タウンページ掲載による周知（県）
（６）避難訓練の実施（自主防災組織等）
（７）平素の警察活動での周知（県警察）

２　避難市民への注意事項・携行品

（１）注意事項
①　車両による避難は、原則として禁止する。
②　避難に際しては必ず電気、火気、危険物等の始末を完全に行う。
（会社、工場等にあっては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置）
③　携行品はリュック等に入れ、両手の自由を確保し、過重な携行を避ける。

（２）携行品の内容
①　貴重品（保険証、預貯金通帳、印鑑、証明書）
②　食料品（水、応急食料、高齢者や幼児用食品）
③　応急医薬品
④　衣類（肌着、防寒着等）
⑤　その他（ラジオ、懐中電灯）

第３　避難実施・誘導体制の整備

１　避難伝達手段の整備

市（企画総務部）・消防本部は、地震に起因するがけ崩れ、火災延焼等が予想される地域住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、防災用屋外スピーカー及び戸別受信機による伝達、職員による広報車等での伝達、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メール及びメール一斉配信システムなど、多様な伝達手段の整備に努める。

２　避難誘導体制の確立

（１）　各機関連携による地域の避難体制の確立
市（企画総務部）は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。
①　各地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
②　地区の実態に応じ、避難経路を２箇所以上選定しておくこと。
③　避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
④　避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

（２）　避難時に困難が生じると予想される者への対策
①　避難行動要支援者対策
市（健康福祉部）は、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援内容を具体的に定めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

ア　社会福祉施設

市（健康福祉部）は、避難行動要支援者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。（本章第４節参照）

② 観光客対策

市（観光経済部）は、宿泊施設や名所・旧跡等の施設管理者に対して、避難所並びに避難経路の周知を図るとともに、これらの施設管理者と連携し、避難体制について確立しておくように努める。

③ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市（企画総務部）は、消防本部及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第４　避難所等管理・運営体制の整備

１　避難所等管理体制の確認

市教育委員会・市（健康福祉部等）は、避難所等がスムーズに開設できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法等を毎年度確認しておく。

なお、各部等における避難所等の所管は、次のとおりとする。

所管部	所管する避難所等
健康福祉部	健康福祉部の公共施設、各部等の所管に属さない施設
教育委員会	市・県教育委員会の公共施設、自治公民館・集会所
地域振興部	地域振興部の公共施設
観光経済部	観光経済部の公共施設、地域の宿泊施設、農業協同組合・森林組合の施設等
建設部	建設部の公共施設

２　職員派遣体制の整備

市教育委員会・市（健康福祉部等）は、災害発生初期において避難所等管理・運営を円滑に行うため、避難所等への職員派遣基準・体制を事前に明確にしておく。

３　自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市（企画総務部・地域振興部・健康福祉部）は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

４ 指定管理者等との役割分担の明確化

市（企画総務部・各部等）は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

５ 専門家等との情報交換

市（企画総務部・各部等）及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第５ 帰宅困難者対策

１ 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

２ 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

市（観光経済部）、県、県警察、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

同会議は、県が主宰する。

３ 一斉帰宅の抑制

震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害を受ける可能性がある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

（１）企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

・従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水、食料、毛布等の備蓄の確保
・従業員や児童・生徒等の安否確認手段の確保
・従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル１７１や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

（２）駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

（３）市民等への周知

市（企画総務部）は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民へ周知するとともに、（１）（２）の取組について企業等への啓発を図る。

４ 一時滞在施設等の確保

市（観光経済部）は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、市所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

市（企画総務部）は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

５ 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市（観光経済部）は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案

内誘導について、警察等の機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、（一社）栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

６ 外国人への支援

市（観光経済部）は、国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

第１２節　火災予防及び消防・救急・救助体制

主管部	消防本部	関係部	企画総務部・建設部・地域振興部

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、消防本部・市（企画総務部）は、消防団、県と連携して、火災予防の徹底に努める。また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、平常時から体制の整備充実を図る。

特に、今市地域、日光地域、足尾地域、栗山地域では木造住宅が多いため、出火予防や延焼拡大予防のための対策に努める。

第１　現状と課題

当市は木造建築物が多く、今市地域、日光地域、足尾地域、栗山地域は特に木造住宅の割合が９割を超えており、地震による建物の倒壊や火災の同時多発などの大きな被害が発生するおそれがある。

消防本部、市（企画総務部）及び県が実施する火災予防運動や各種広報事業、民間防災組織の活動により、火災予防思想の普及が図られているが、建物火災のうち、死者の割合の多くを占める住宅火災について、その予防対策が急務となっている。

また、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、消防組織、施設等の整備を推進しているが、全市的に消防団員の定員割れが生じているため、消防団員の確保と資質の向上を図りながら、さらなる消防力の強化を図ることが課題となっている。

第２　火災予防の徹底

１　地域住民に対する指導

消防本部・市（企画総務部・地域振興部）は、一般家庭に対し、出火防止対策や地域ごとに消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時等における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

また、自主防災組織、女性防火クラブ、幼年消防クラブの民間組織を通して、防火思想啓発や災害の未然防止に努める。

２　住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市、県、消防本部、自主防災組織、女性防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器の普及啓発活動を実施し、住宅防火対策の一層の推進を図る。

また、電気火災対策として、地震を感じたら安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に避難等長期に自宅を離れる場合にはブレーカーを落とすこと、及び感震ブレーカーの設置等の普及啓発を促進する。

３　建築物設置者・管理者に対する指導

（１）消防本部による指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、防火に関する規定に基づき建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等についても関係法令に基づき、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう、指導する。

（２）市（建設部）による指導

市（建設部）は、建築物の新築・増改築の際に「建築基準法（昭和２５年法律第２０１号)」に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第１２条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

４　防火・防災管理者の育成

消防本部は、防火及び防災管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検、火気の使用等防火管理上必要な業務について指導し、資質の向上を図る。

５　予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所について、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

６　自衛消防力の強化

（１）自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

（２）消防用設備等の整備充実

消防本部は、防火対象物の関係者に対し、消防法第１７条に規定する消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

第３　消防力の強化

１　組織の充実強化

消防本部・市（企画総務部）は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図り、中・長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進するとともに、消防団員の確保と資質の向上を図りながら、消防体制の強化に努める。

※　消防団の消防力

２　消防施設等の整備充実

消防本部・市（企画総務部）は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

３　消防水利の確保・整備

消防本部・市（企画総務部）は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

（１）消防水利施設の設置と維持管理

消防本部・市（企画総務部）は、消防活動に必要な消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽の設置及びこれらの消防水利施設の維持管理を行い、自然水利の確保に努める。

また、市役所本庁舎、行政センター、公立学校、その他公共上重要な施設についても、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の設置を図る。

（２）河川水の緊急利用

消防本部・市（企画総務部等）は、人口密集地域を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

（３）耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

消防本部・市（企画総務部）は、市役所本庁、行政センター、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備を図り、必要な水利の確保を図る。

※　消防水利・資器材の現況

４　化学消火剤の備蓄

消防本部では、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図るものとする。

５　広域的な消火応援受入体制の実施

市（企画総務部）・消防本部は、本章第２２節第２のとおり、広域的な消防応援受入体制を整備する。

第４　救急・救助力の強化

１　組織の充実強化

本節第３の１に準ずる。

２　救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部・市（企画総務部）は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

３　医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化するものとする。

４　県消防防災ヘリコプター等による救助・救急体制の整備

市（企画総務部）・消防本部は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、ヘリコプター離着陸場等の整備を図る。

５　応援受入・連携体制の整備

消防本部は、本章第２２節第２のとおり広域的な救急・救助応援受入体制を整備するものとする。また、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図るものとする。

なお、市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

第１３節　保健医療体制の整備

主管部	健康福祉部	関係部	企画総務部・地域振興部

大規模な震災発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、市（健康福祉部）は、県、医療機関等関係機関と連携し、平常時から保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第１　保健医療体制の整備

市（健康福祉部）は、医師団をはじめとする医療機関等と連携し、事前に次の項目についての計画を定め、保健医療体制の整備を図る。

１　保健医療体制の整備

（１）救護所の整備

消防機関及び関係機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。その際、救護所に備えるべき機材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

（２）救護班の編成体制の確保

市（健康福祉部）は、災害時における医療救護の万全を期するため、あらかじめ市内医療機関に協力を要請し、救護班の編成や出動体制等について協議しておく。

※　市内医療機関一覧

（３）被災者搬送先医療機関体制の整備

市（健康福祉部）は、市内医療機関との連携を図り、被災者搬送先医療機関体制を整備する。また、大規模災害時による救急自動車の遅れや不足等に備え、災害時における市所有車両の配車計画を策定しておくものとする。

２　自主防災組織等による自主救護体制の整備

市（企画総務部・地域振興部）は、災害時の初期医療がより円滑に行われるよう、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動等を実施できるようにするため、消防本部等が実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

第２　後方医療体制等の整備

１　後方医療体制の現況

県は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救助患者の救命医療提供機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等を有する資料編にある１１の災害拠点病院を指定し、これにより災害時における医療の確保を図っている。

※　災害拠点病院一覧

第３　応援要請

市（健康福祉部）は、市内の保健医療活動が、医師~~等~~、保健師など保健医療人材の不足、医薬品・医療器材の不足等により十分に実施できない場合に備え、県内他地域や県外に応援要請して対処するための応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続等について習得しておくものとする。

※　災害時における相互応援協定等一覧

第４　医療体制の確保

市（健康福祉部）は、医療機関に対して、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るため、次の措置を講じておくよう要請する。

（１）非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。

（２）定期的に避難訓練を実施し、夜間にも実施するよう努める。

（３）避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。

（４）病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。

また、高齢者保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

（５）災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第５　医療機関のライフラインの確保

市（上下水道部）は、災害時における医療施設への水道の円滑な供給に努める。

また、市（企画総務部）は、電気、ガス等についても、関係機関に対し円滑な供給を要請する。

第１４節　緊急輸送体制の整備

主管部	陸上輸送体制：建設部 空中輸送体制：企画総務部 物資集積所：財務部	関係部	空中輸送体制：建設部 物資集積所：企画総務部

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策人員、援助物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、市（建設部・企画総務部・財務部）は、関係機関との連携の下、平常時から緊急輸送体制の整備を図る。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
重 要 度	○	◎	◎	◎	◎
地域特性		孤立地区対策	高齢化集落・孤立地区対策	高齢化集落・孤立地区対策	高齢化集落・孤立地区対策

第１　緊急輸送道路の確保

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、平成８年に緊急輸送道路を指定し、平成２９年度に見直しを行なっている。

県指定緊急輸送道路の設定基準は次のとおりである。

【輸送道路の設定基準】

区　　分	設　定　基　準
第１次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第２次緊急輸送道路	・ 第１次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第３次緊急輸送道路	・ 第１次、第２次緊急輸送道路の機能を補完する道路

※　市域における緊急輸送道路一覧

第２　陸上輸送体制の整備

１　道路・橋りょうの整備

市（建設部）、県及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

なお、橋りょうは、被災を受けた場合において交通に重要な影響を与えるため、過去の震災被害や最新の知見に基づいた「道路橋示方書」（平成２９年１１月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。既設橋りょうについても、震災点検結果等に基づき、補強等の対策が必要な橋りょうについては、緊急度の高い橋りょうから順次対策の実施を図る。

２　情報収集・連絡体制の整備

市（建設部）、県及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

第３　空中輸送体制の整備

市（企画総務部・建設部）・消防本部は、台風や豪雨、震災時に、道路が土砂崩れ、冠水、橋りょうの損壊等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、あらかじめヘリコプター離着陸場候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定する。

なお、ヘリコプター離着陸場については、本章第１７節の第１の２のとおり整備を行う。

※　ヘリコプター離着陸場一覧

第４　地域物資拠点の整備等

市（財務部・企画総務部）は、災害時に搬送される救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、地域物資拠点を定め、当該建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る（本編第３章第１０節「緊急輸送活動」を参照）。

また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第５　関係機関との連携による輸送体制の強化

１　建設関係機関との連携体制

市（企画総務部・建設部）は、市内建設業者等との協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

※　市内建設業者一覧

２　物資輸送機関との連携体制

市（財務部・企画総務部）は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第１５節　防災拠点の整備

主管部	企画総務部	関係部	建設部・地域振興部・財務部等

市（企画総務部・各部等）は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動等の面から重要な役割を担う災害対策活動拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

第１　災害対策活動拠点の種類、整備等

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

１　災害対策活動拠点の種類

（１）市災害対策本部

市（企画総務部・建設部・地域振興部）は、災害対策活動の第一線の拠点となる市役所本庁並びに各行政センターについて、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、耐震診断に基づく耐震性の確保対策を図るとともに、迅速な初動体制を確立できるよう、携帯電話等の通信手段の整備充実等、必要な整備を図る。

（２）避難所

市（企画総務部・各部）は、被災地における安全な避難のための拠点施設として、避難所の整備を図る。

（３）広域災害対策活動拠点

県が県営大規模公園を中心に、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として整備するものである。

区　　分	施　設　名	住　　所	電話番号
広域災害対策活動拠点	日光だいや川公園	日光市瀬川 844	0288-23-0111

（４）地域災害対策活動拠点

県が県立高等学校を中心に、被災地への救援物資及び必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として整備するものである。

区　　分	施　設　名	住　　所	電話番号
地域災害対策活動拠点	今市高等学校	日光市千本木 432	0288-22-0148
	今市工業高等学校	日光市荊沢 615	0288-21-1127
	日光明峰高等学校	日光市久次良町 104	0288-53-0264

（５）広域物資拠点（一次集積拠点）

県が県有施設や県営都市公園など、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として確保するものである。　※広域災害対策活動拠点と同施設

（６）地域物資拠点（二次集積拠点）

市（企画総務部・財務部）は、市施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

２　災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をしていく。特に、災害時において中枢の役割を担い市災害対策本部となる市役所本庁や、地域災害対策本部又は現地災害対策本部となる各行政センター等については、計画的に整備を推進する。

（１）建築物の耐震・不燃等堅牢化
（２）非常用電源
（３）（飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽
（４）備蓄倉庫

３　施設の配置

市内全域における災害対策活動を行うにあたって、必要な体制を確保できるような配置に努める。

第２　防災拠点の体系

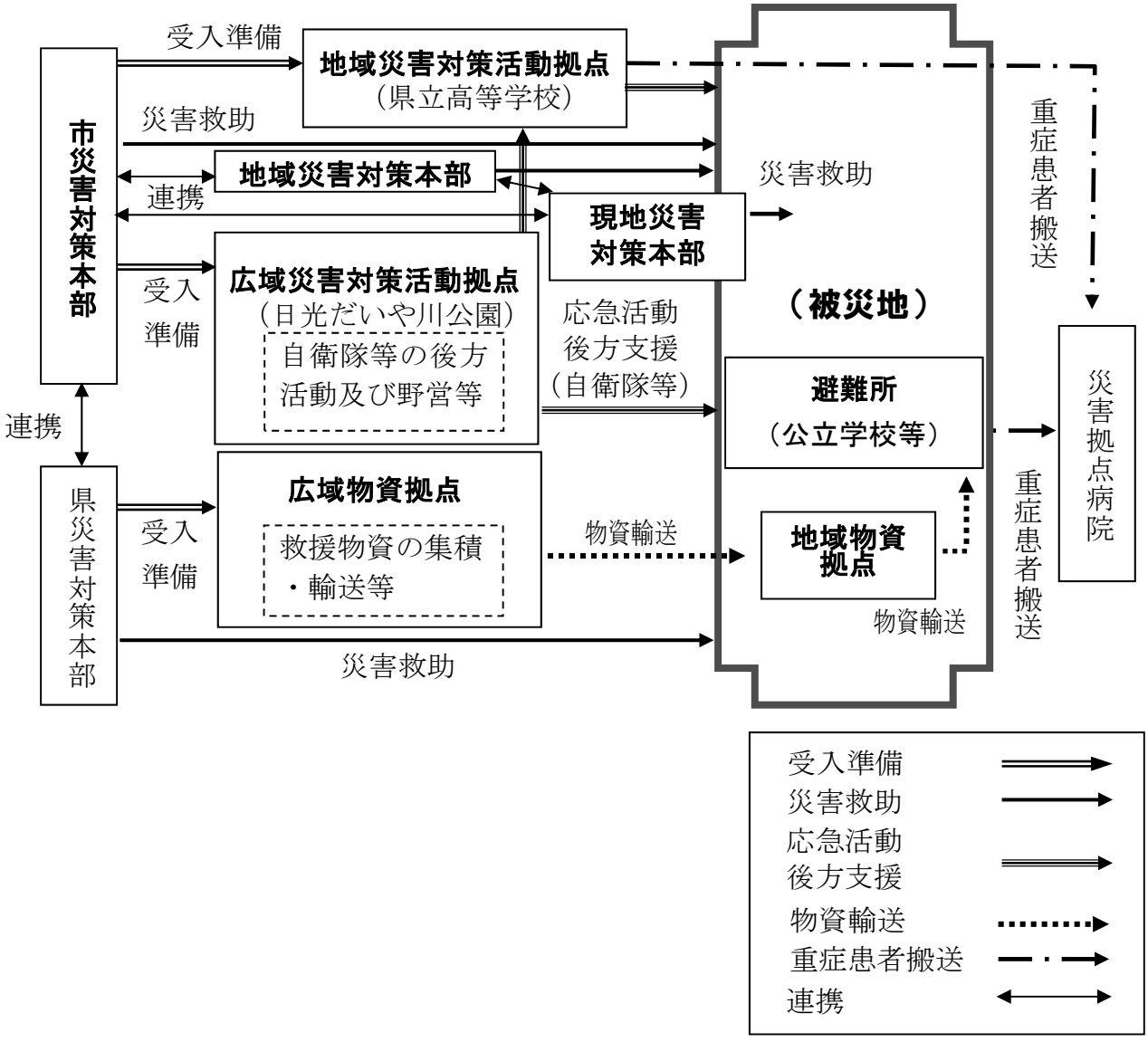

第３　防災機能を有する都市公園の整備

市街地のオープンスペースである都市公園は防災上果たす役割も大きいことか

ら、市（建設部）及び県は、行政施設等と一体となって防災拠点となるような都市公園を中心に、防災機能の整備を促進していく。

○主な施設・設備の整備

避難収容施設（体育館、管理棟等）

災害応急対策設備（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防火水槽、放送施設、通信施設、ヘリポート等）

第１６節　建築物等災害予防対策

主管部	民間建築物の耐震化：建設部 公共建築物の耐震化：各部等 建築物応急危険度判定制度：建設部	関係部	

震災時における建築物の安全性の確保を促進するため、市（建設部・各部等）・施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

当市の昭和５６年以前に建築された木造家屋の割合は約４８%に達し、特に足尾地域、栗山地域ではその割合が高いため、建物倒壊による被害を防ぐための対策の強化を図る。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
重　要　度	◎	◎	○	◎	○
木造家屋の割合（注）	７８．６％	７６．６％	７０．７％	８６．６％	８４．１％
Ｓ５６年以前の木造家屋割合（注）	４１．３％	５１．６％	４４．３％	７１．３％	６２．９％

（注）平成２８年１月１日市課税台帳

第１　現状と課題

市内には木造家屋が多く、足尾地域、栗山地域は８割以上となっている。また、木造家屋のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づく、現行の耐震基準の耐震性能を有さないと想定される建築物が多い「昭和５６年以前に建築された建築物(注)」が、足尾地域では７割にのぼる。

県が作成した「地震被害予測・対策予測システム設計」（被害想定）において、想定宇都宮直下型地震の揺れによる全壊･半壊棟数の被害想定の大部分が木造による建物であることもあり、耐震改修の実施は急務の課題となっている。

このため､耐震性能を有しないと判断された建物に対する耐震改修の実施について積極的に促進を図ることが重要である。

また、平成２８年４月に発生した熊本地震において、一部自治体の庁舎が被災により使用不能となり、役場機能の維持に支障が生じたことから、市（建設部）は、防災拠点となる公共施設等の改築又は耐震改修並びに非常用電源等必要な設備の整備に積極的に取り組む必要がある。

さらに､脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井などの非構造部材の耐震化を促進する。

（注）「昭和５６年以前に建築された建築物」：建築基準法の大改正に伴って、昭和５６年６月から建築物の耐震基準が大幅に改められた。昭和５６年以前の耐震基準で建築された建物は､大規模地震により倒壊のおそれがあり､耐震改修若しくは建替えの必要がある。

第２　民間建築物の耐震性の促進

１　耐震診断、耐震改修の促進等

市（建設部）は、現行の建築基準法に規定されている耐震性能を有さないと想定される既存建築物について、耐震改修促進法に基づき、市が策定した耐震改修促進計画により、耐震診断、耐震改修等を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

２　耐震性に関する知識の普及

市（建設部）は、県と連携し、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、耐震アドバイザー等の派遣など、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

３　関係団体等の協力

市（建設部）は、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ一般社団法人栃木県建築士会、一般社団法人栃木県建築設計事務所協会等の協力を得て、建築物の耐震化促進を図る。

４　耐震診断、耐震改修等の費用助成

耐震診断・改修等の実施には相当の費用を要することから、市（建設部）は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

第３　公共建築物の耐震性等の強化

１　防災上重要な公共建築物

（１）防災拠点（災害対策活動拠点）（本章第１５節参照）
（２）医療救護活動の施設（病院、診療所、保健福祉センター等）
（３）応急対策活動の拠点（消防署、消防団詰所等）
（４）避難収容施設（学校、文化・スポーツ施設等）
（５）社会福祉施設等（養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター等）

２　公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

なお、地震防災上緊急に整備すべき学校等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第６節第２参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

（１）市役所本庁、行政センターの整備

市（財務部・建設部）は、災害対策の中枢施設として重要な役割を担う市役所本庁、各行政センターについて、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

（２）学校校舎

市教育委員会は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

①　校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図るとともに、国が示す技術的基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて非構造部材の耐震対策に努める。

②　設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

（３）その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

（４）市営住宅

市（建設部）は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、新耐震基準導入前に建設された鉄筋コンクリート造の市営住宅の耐震性を調査･診断し、必要に応じて補修、補強を行う。

３　その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

（１）建築物、建造物の安全確保

市（各部等）、その他の施設管理者は、建築基準法、消防法等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

（２）防災設備等の整備

市（各部等）、その他の施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

①　飲料水の確保
②　非常用電源の確保
③　敷地内の排水施設、擁壁等の整備
④　配管設備類の固定・強化
⑤　施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
⑥　その他防災設備の充実

（３）施設の維持管理

市（各部等）、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

①　法令に基づく点検等
②　建設時の図面及び防災関連図面
③　施設の維持管理の手引

第４　震災建築物応急危険度判定制度の整備

１　応急危険度判定実施体制の整備

市（建設部）は、地震により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、応急危険度判定体制を整備する。また、判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくなど、必要な措置を講じる。

２　応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

市（建設部）は、応急危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

第５　ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

１　ブロック塀等の倒壊防止

昭和５３年６月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成３０年６月に発生した大阪北部地震においても、多くの被害が生じた。このため、市（建設部）は、ブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

２　窓ガラス等の落下防止

市（建設部）は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

第６　家具等転倒防止

市（建設部）は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、市民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第１７節　公共施設等災害予防対策

主管部	ヘリコプター離着陸場：企画総務部・消防本部 上下水道施設：上下水道部 廃棄物施設：観光経済部	関係部	

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力その他の公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から、耐震性の確保等災害に対する安全性を考慮した施設整備に努めるものとする。

第１　輸送施設の対策

１　鉄道施設

鉄道事業者は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努めるものとする。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じるものとする。

（１）施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、定期的に補修・改良に努める。

（２）施設等の点検巡回

地震災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

（３）運転規則

地震発生により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行うとともに、運転規則によって災害の防止に努める。

２　ヘリコプター離着陸場の整備

市（企画総務部）・消防本部は、施設等の管理者と連携し、震災時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、次のとおりヘリコプターの受入体制の整備に努める。

（１）市（企画総務部）・消防本部は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、飛行場外離着陸場等について、施設等の管理者等と協議して選定するとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

（２）ヘリコプター離着陸場候補地のうち、飛行場外離着陸場等として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

※　ヘリコプター離着陸場一覧

第２　ライフライン関係機関の対策

１　上水道施設

水道施設の管理者（上下水道部）は、水が市民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

（１）書類の整備
施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。
（２）貯留水の確保
配水池等の貯水施設の耐震化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。
（３）二次災害防止
ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。
（４）施設の維持管理
点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。
（５）配水管路等の改良
石綿セメント管等の老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。
（６）応援体制の整備
給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。
（７）応急復旧用資機材の備蓄
応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

２　下水道施設

下水道施設の管理者（上下水道部）は、次により施設の災害予防対策を講じるものとする。
（１）書類の整備
施設台帳、設備仕様書等を整備しておく。
（２）二次災害の防止
水処理センター内の薬液注入設備、重油、ガス等の燃料用設備等について、地震による漏洩、火災等の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。
（３）施設の維持管理
災害発生に備え施設の日常管理点検に努め、水処理センターについては、運転維持管理業者と災害対応マニュアルを作成しておく。
さらに、施設の耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。
（４）施設の整備
施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。
（５）応急復旧用資機材の備蓄
応急復旧が迅速に行えるよう主要資機材の備蓄に努める。

３　電力施設

（１）東京電力パワーグリッド㈱の対応
地震発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド㈱栃木北支社

では、次の予防措置を講じるものとする。

①巡視、点検等の実施

地震に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

なお、関係法規の定めるところにより、次の業務を実施する。

ア　一般需要家の屋内電気工作物

屋内の一般用電気工作物は４年に１回電路の絶縁抵抗測定を実施する。

イ　配電線路（引込線を含む。）

（ア）　２年に１回の巡視を実施する。なお、市街地など地域環境変化の著しい地域は、半年に１回のパトロールを実施する。

（イ）　柱上変圧器の第２種接地抵抗箇所は５年に１回測定し、高圧電路と低圧電路との混触時における低圧電路の電位上昇防止に努める。

②設備の安全化対策

ア　電力施設

電力施設については、下記の耐震設計基準に基づき施設されており、軟弱地盤など、特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施工する。

【耐震設計基準】

施　設　名		耐　震　設　計　基　準
水力発電		機器の耐震設計は、水平加速度０．３～０．５Ｇ、ダム、水門、鉄管は水平震度０．１２～０．２４Ｇ、建物は建築基準法により耐震設計を行う。
変電設備		機器は、水平加速度０．３～０．５Ｇ、動的設計（正弦３波共震）、屋外鉄構は水平震度０．３～０．５Ｇとする。
送電設備	架空線	地震力の影響は、氷雪、風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計する。
	地中線	油槽台設計については、建築基準法により耐震設計を行う。
配電設備		地震力の影響は、氷雪、風雨、不平均張力による荷重に比べて小さいので、これにより設計する。
通信設備		変電、送電、配電設備に準じて設計を行う。

（注）　１Ｇは９８０ガル

イ　電力の安定供給

（ア）　電力系統は、東京電力㈱の発・変電所、送・変電所、送電線が一体となっているほか、常時、東北電力㈱の電力系統とも連系されており、さらに緊急時には新信濃、佐久間周波数変換所を通じて中部電力㈱、関西電力㈱など６０ヘルツ系統からも供給力の応援を受ける体制となっている。

（イ）　震災時においても、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となって、できるだけ停電を防ぐよう、また停電してもその範囲をさらに局限化し、かつ短時間ですむよう操作を行う。

③要員、資機材の確保対策

ア　要員の確保

（ア）　非常災害対策本(支)部構成表に基づく個々の要員(交代要員を含む。)を定め、連絡経路・方法等を確立しておく。また、交通途絶等により所属する本（支）部に出動することが不可能な場合を想定し、個々の要員について出動すべき最寄事業所を定めておく。

（イ）　復旧作業等において応援を必要とする請負会社等との連絡体制を確立しておく。

イ　資機材等の確保対策

（ア）　復旧作業等に必要な資機材、車両、舟艇、航空機、無線局等について、あらかじめ災害時における調達について特約しておくなど、その確保、整備に努める。

（イ）　非常用食料、飲料水等についてあらかじめ必要量を備蓄等により確保しておく。

④防災訓練の実施

大規模地震発生時の円滑な対応を図るため、情報連絡、本・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を定期的に全店をあげ実施する。

（２）各電力事業者の対応

発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、上記（１）に準じて対応する。

４　都市ガス施設

（１）施設の安全化対策

鬼怒川ガス㈱では、大規模地震発生時において、施設に係る災害を未然に防止するため、安全化対策を進めるものとする。

設備、施設は、ガス事業法、建築基準法、道路法などの関係法規、土木学会の諸基準、日本ガス協会基準に基づき設計し、安全化対策に努めるものとする。

既設の設備、施設については、ガス事業法に基づく定期点検、自主保安検査の実施により、常に技術基準を適合している状態を維持する。さらに施設の耐震化を図るとともに、緊急操作設備を充実強化するものとする。

（２）災害防止のための体制の整備

①　大規模地震発生時において、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員などの整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。

②　緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材はメーカー、本社等から速やかに確保できる体制を維持する。

③　災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

（３）防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市、消防本部、警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

（４）災害発生時の措置に関する教育訓練

①　ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策、大規模震災などの非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

②　従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

（５）消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることや強震時にガスの供給を停止することもあることなど、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

第３　その他の公共施設の対策

１　河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

２　廃棄物処理施設

市（観光経済部）は、処理業者及び民間事業者とともに、災害に備えた予防対策を実施し、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じる。

（１）処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。
（２）被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
（３）廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
（４）応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。
（５）廃棄物の最終処分場（平成１０年６月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

３　ダム施設

市域には、多目的ダムである川俣ダムや川治ダム、発電専用の栗山ダムや今市ダムなど、多くのダムが立地している。また、平成２４年には、湯西川ダムが完成した。

各ダムは耐震設計がなされているが、地震の発生によりダムが決壊した場合、被害が大きく増幅されるため、ダム施設の防災対策として、次の対策を講じる。

なお、農業用ダムについては、本章第８節第１の２のとおり、平常時からの施設の点検や体制の整備に努めるものとする。

（１）市（企画総務部）は、ダム施設の管理者に対して、日常の保守管理における安全対策と耐震化を要請する。
（２）市（企画総務部）は、各ダム施設の管理者との連絡体制の整備に努める。

※　ダム施設現況一覧

第１８節　危険物施設等災害予防対策

主管部	消防本部	関係部	健康福祉部

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、消防本部は、県、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

第１　消防法上の危険物

当市における危険物施設（許可施設）は、７０１施設あり（令和２年４月１日現在)、適時、消防本部等が必要な安全対策の指導を行っている。

消防本部及び消防法上の危険物を取り扱う施設(以下本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

１　危険物施設の所有者等が実施する対策

（１）危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。

（２）危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。

（３）大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

（４）自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

（５）従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

（６）防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

（７）近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

２　消防本部が実施する対策

（１）危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

（２）震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。

（３）既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

（４）危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

（５）立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

①　危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査

②　危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査

（６）危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

（７）化学消防自動車等の整備に努める。

※　危険物の大量貯蔵所等一覧

第２　火薬類

栃木県における火薬類の消費は全国的にも上位にあり、特に産業火薬の消費が多い。煙火製造所数は４、火薬類販売所数は６４、火薬庫棟数（庫外貯蔵庫を含む。）は１４０である。（平成２９年３月末現在）

市では、県に協力して、災害に起因する火薬類事故に備え、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

第３　ＬＰガス

ＬＰガスの販売事業者、保安機関、充てん事業者等（以下本節において「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するＬＰガス事故の抑止に努めるものとする。

１　一般消費者等に対する災害予防措置の実施

（１）災害に起因するＬＰガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れに係る安全機器の整備を促進する。

（２）出水期において浸水のおそれがある地域にあっては、容器の流出防止措置を確実に行う。

（３）災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

２　販売事業者等の災害予防体制の強化

（１）従業員の資質の向上を図るため、保安講習会、高圧ガス防災訓練等に参加させ、保安教育の強化を図る。

（２）震災に起因するガス漏洩事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

（３）容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置など、容器置場の適正な管理を徹底する。

（４）事務所・店舗の被害を軽減するため、建物の耐震性の向上を図り、消費者の保安を確保する。

（５）被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

第４　高圧ガス

高圧ガス施設の所有者等は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努めるものとする。

１　高圧ガス事業者が実施する災害予防措置

（１）定期的に貯槽の沈下状況の測定を行い、その結果により貯槽の不同沈下の軽減を図るとともに、緊結ボルトの増締め等適切な措置を講じる。

（２）高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。

（３）防消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の耐震性の強化を図り、安全対策を推進する。

（４）多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

（５）防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。

（６）緊急時に優先して点検を行う高圧ガス設備をリストアップし、速やかに点検できる体制を整備する。

２　高圧ガス事業者が実施する災害予防体制の強化

（１）保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

（２）自衛防災組織、各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、震災時における従業員の任務、招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、消防本部、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県ＬＰガス協会、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事業所など地域の応援協力体制の構築を図るとともに、定期的に合同防災訓練等を実施する。

第５　毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、毒物及び劇物取締法により、これらを飛散、漏洩等させないよう措置を講じなければならないとされている。市（健康福祉部等）は、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物資による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

第１９節　鉱山災害等予防対策

主管部	鉱山災害：観光経済部 捨石・鉱さい：地域振興部 砂利採取場：観光経済部	関係部	捨石・鉱さい：企画総務部

市（観光経済部・地域振興部）は、大規模地震発生時に、鉱山、採石場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
重 要 度	○		○	◎	
地域特性				捨石・鉱さい堆積場	

第１　鉱山災害予防対策

市内には、鉱業法に基づく稼動鉱山は、平成２８年３月末現在、今市地域に２箇所、藤原地域に１箇所ある。

関東東北産業保安監督部（経済産業省）は、地震発生時の鉱山における被害発生を防止するため、「鉱山保安法に基づき指導、監督を行っており、市（観光経済部・地域振興部）は、これに協力する。

※　鉱山、砂利採取場一覧

第２　捨石・鉱さい堆積場災害予防対策

足尾地域には、簀子橋堆積場をはじめ１３箇所の捨石・鉱さい堆積場がある。

災害時に鉱泥が河川に流れ込んだ場合には、下流域の住民や農作物などに深刻な被害をもたらすおそれがある。このため、合併以前にあった「すの子橋堆積場安全対策協議会」を存続することとしており、同協議会のもと、市（地域振興部・企画総務部）は、平常時より県、関係事業所と連携を図りながら、堆積場の安全対策を講じる。

第３　砂利採取場災害予防対策

市域には、砂利採取法に基づく砂利採取場は、平成２８年３月末現在、今市地域に５箇所ある。

県は、地震発生に伴う砂利採取場での被害を防止するため、砂利の採取を行う者の登録、業務主任試験の実施、砂利採取計画の認可、指導並びに監督など、砂利採取法の遵守を徹底させることとしており、市（観光経済部）はこれに協力する。

※　鉱山、砂利採取場一覧

第２０節　倒木災害等予防対策

主管部	教育委員会	関係部	

地震による日光杉並木の倒木災害を防止するため、市教育委員会は、県教育委員会、国等と連携して、平常時から災害予防対策に努める。

倒木災害対策については、第３編（風水害等対策編）第２章第２５節「倒木災害予防対策」の規定に準ずる。

第２１節　文教・文化財対策

主管部	教育委員会	関係部	文化財：消防本部

市教育委員会は、災害発生時の児童・生徒の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

また、市域には「日光の社寺」をはじめとする数多くの貴重な文化財があり、これらの文化財を災害の危険から守り、後世に残していくことも市の重要な責務であるため、文化財の災害予防対策を関係機関と連携しながら推進する。

第１　公立学校の対策

１　学校安全計画等の作成

市立の小学校、中学校（以下「学校等」という。）は、学校保健法に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

なお、学校安全計画を作成する際、年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

【学校安全計画作成上の留意点】

（１）災害教育に関する事項	①　学年別、月別の関連教科、道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間における指導事項 ②　特別活動、部活動等における指導事項
（２）災害管理に関する事項	①　防災のための組織づくり、連絡方法の設定 ②　避難所、避難経路の設定と点検・確保 ③　防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 ④　防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
（３）災害に関する組織活動	①　家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施 ②　教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

２　学校等の防災体制の確立

（１）事前対策の確立

校長等（以下「園長」を含む。）は、震災発生時、台風や豪雨時の児童・生徒の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理･組織活動等を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

（２）応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

（３）施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

３　児童・生徒及び教職員に対する防災教育

校長等は、学校教育を通じて児童・生徒に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における正しい防災のあり方を習得させる。

（１）防災教育の充実

①　学校では、学校安全計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

②　防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

③　災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

（２）避難訓練の実施

学校における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

（３）教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市教育委員会・市（企画総務部）は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第２　文化財災害予防対策

世界遺産に登録された「日光の社寺」をはじめ、当市には、市のみならず、国、世界の文化遺産がある。このような文化財を震災による被害から守り、将来に引き継いでいくため、平常時から関係機関、文化財所有者、市民、専門家が協力して文化財に対する災害予防対策を推進する。

１　文化財予防対策の研究

震災の直接被害に対する耐震対策とともに、二次災害としての防火対策も含めて、文化庁の指導を受けつつ、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」等を参考にしながら必要な対策について研究を進める。

２　文化財予防体制の強化

（１）市教育委員会は消防本部と連携し、文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

（２）非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

（３）文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。なお、当市の文化財は、日光東照宮をはじめとする木造建造物が多く、美術工芸品はこれら木造建造物の社寺に保管されているため、震災等による転倒、転落防止対策については、今後も文化庁及び所有者等と協議を行い、必要な対策について検討する。

（４）損壊した建物等から文化財を他の施設に移動する際には、平常時からの備えが必要なため、次の点について留意するよう文化財の所有者等に要請する。

①　必要な備品、資材を充分に確保する。特に梱包資材のように大量に必要とす

るものについて、災害発生時に被災地周辺から集中的に投入できる体制をつくっておく。

② 搬出後に適当な一時保管場所を確保しておく。

（５）市教育委員会は、消防本部と連携し、防火管理者等に対し、自主防火管理体制の確立を指導する。また、自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民による協力体制の確立、育成等を行う。

（６）文化財所有対象物の建造物の内部だけでなく、付近一帯についても喫煙、たき火等を制限するなど、出火防止を図る。

（７）「文化財防火デー」（１月２６日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

※ 指定文化財一覧

第２２節　防災関係機関相互応援体制の整備

主管部	市町村相互応援体制：企画総務部 消防広域応援体制：消防本部 県と市の連携：企画総務部	関係部	

市、消防の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、市（企画総務部）・消防本部は、他市町村間の広域相互応援体制及び県等との協力体制を平常時から確立すると共に、受援計画の策定等により支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制（受援体制）の構築に努める。

また、当市は栃木県、福島県、群馬県の県境に位置するため、県の区域を越えた市町村との連携強化にも努める。

第１　市町村相互応援体制の整備

１　県内市町間相互応援協定の適切な運用

市（企画総務部）は、市単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成８年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の適切な運用を図り、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、県の支援及び協力を得て、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

（１）各ブロック間の連絡体制

当市は、県内を８地域に区分したブロックのうち、日光ブロックに属している。市（企画総務部）は、応援活動を迅速かつ円滑に行うため、応援ブロックとして指定されている北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロックとの災害時の連絡体制について確認しておく。

（２）体制の充実強化

市（企画総務部）は、協定の円滑な運用を図るため、被災市町からの応援要請、応援の際の支援準備、応援業務の実施、県の災害対策業務との連携等に関する基本ルールの策定を検討する。

２　その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、市（企画総務部）は、県の区域を越えた市町村を含め、できるだけ多くの市町村、また、関係業者との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、必要に応じてマニュアルを検討するなど平常時から連携体制の強化を図る。

※　災害時における相互応援協定等一覧

第２　受援計画及び体制の整備

被害の規模が甚大で、市のみでは十分な応急対応が実施出来ない大規模災害時には、国、県、地方公共団体、防災関係機関、企業等から様々な支援が想定される。

市（企画総務部）は、これらの支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

市（企画総務部）は、受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第３　消防広域応援体制の整備

１　県内消防相互応援体制の整備

（１）協定の適切な運用

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて昭和５６年に締結した特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

（２）栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は、県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県と県消防長会で平成３０年２月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。

また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

第４　国・県と市の連携強化

市（企画総務部）は、国や県による防災担当職員を対象とした説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施、市地域防災計画の修正における助言・支援等により、市における防災力の向上を図るとともに、国、県、市が連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

また、市（企画総務部）は、震災発生時に連絡すべき国や県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ＦＡＸ）番号、メールアドレス等）について最新の情報を常に把握しておく。

第５　指定公共機関等との連携

市（企画総務部）は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

第２３節　孤立地区対策

主管部	企画総務部	関係部	地域振興部

市域の北西部などの山間地域において、土砂崩れ等により幹線道路が寸断された場合には、集落全体が孤立することが想定される。市(企画総務部・地域振興部)は、こうした地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

第１　通信手段の確保

１　多様な通信手段の確保

災害発生時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障をきたすことが考えられる。市（企画総務部）は、孤立(予想)地区において、公衆通信網のみならず、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

２　災害の発生を前提とした通信設備の運用

市（企画総務部）は、孤立(予想)地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切替、保守点検、非常用電源の確保を図る。また、設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

３　通信施設障害時におけるバックアップ体制

市（企画総務部）は、通信施設障害等により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線等による伝達等のバックアップ体制を整える。

第２　物資供給、救助体制の確立

１　孤立地区の市民ニーズの適切な把握

市（企画総務部・地域振興部）は、市民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目を予め整理し、整理された情報が、孤立地区や市及び県等で共有できるよう努める。

○伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要援護者の有無、
備蓄状況（食料、水、医薬品、毛布）等

２　ヘリコプター離着陸場の確保

市（企画総務部）は、孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、当該地区のヘリコプター離着陸場を選定・確保する。

第３　孤立に強い地区づくり

１　備蓄の整備・拡充

孤立(予想)地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地

区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

２　避難体制の強化

市（企画総務部・地域振興部）は、地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも３日間は連続運転可能な非常用電源の整備を検討する。また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、市民への危険箇所、避難所等を周知徹底する。

３　マニュアル等の検討

市（企画総務部）は、「孤立地区対策マニュアル」に毎年検討を加えるとともに、集団避難を想定した避難計画の策定・周知を進める。

第４　道路寸断への対応

１　対策工事の実施

市（建設部）は、緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、必要な対策を実施する。

２　道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

市（企画総務部・地域振興部）は、災害発生後に、地区の孤立の迅速な解消を図るため、的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第２４節　災害廃棄物等の処理体制の整備

主管部	観光経済部	関係部	

市（観光経済部）は、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平常時からそのための体制の整備を図る。

第１ 現状と課題

東日本大震災、平成２７年９月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

第２ 災害廃棄物等の処理体制の整備

１ 市の対策

市は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「廃棄物マニュアル」の見直し等、平時の備えに努める。

２ 処理業者等の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

第３章　応急対策

第１節　活動体制の確立

主管部	企画総務部	関係部	消防部・各部

＊第３章における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

市の地域に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、市（企画総務部・地域振興部・消防部）は、必要な職員を配備し、各地域における活動体制について万全を期すものとする。

当市は広大な面積を有するため、災害が発生した場合には、各地域の自立性を踏まえながら、市全体としての災害応急対策が求められる。また、地域振興部の各行政センターにおいては、災害発生時には自らの的確な状況判断に基づく災害応急対策が必要となる場面も考えられる。さらに、孤立地区発生等も想定し、各地区センター等においては情報収集を行うなど、拠点施設に準ずる役割が求められる。そのため、各地域の活動体制を有効に相互活用して、市全体が補完しあう体制づくりや、災害発生地域へのバックアップ・支援体制の確立を図る。

地域	拠点施設	準拠点施設
今市地域	本庁舎	落合地区センター 豊岡地区センター 大沢地区センター 塩野室地区センター 南原出張所 市民サービスセンター
日光地域	日光行政センター	小来川地区センター 清滝出張所 中宮祠出張所
藤原地域	藤原行政センター	三依地区センター
足尾地域	足尾行政センター	
栗山地域	栗山行政センター	湯西川地区センター

第１　市の配備体制

【職員の配備区分及び配備体制】

震度	配備体制	災害の態様	体制の概要	備考 （勤務時間外の配備）
４以下（人的・住家被害がある場合）	注意体制	小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び災害応急対策を行う体制	人的・住家被害がある場合、企画総務部総務課・地域振興部行政センター防災担当職員は直ちに登庁

５弱 ５強	警戒体制	①中規模な災害が発生するおそれがある場合 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部・地域災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び災害応急対策を行う体制	企画総務部総務課・地域振興部行政センター職員、警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁。災害対策関係職員とは、主に道路等の公共施設、ライフライン等を担当する職員である。
			災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	
６弱 ６強 ７	本部体制	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部・地域災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員が直ちに登庁

第２　注意体制

１　注意体制の配備

市内において震度４以下の地震により人的・住家被害が発生した場合、注意体制をとる。この体制に該当する企画総務部総務課、地域振興部行政センター防災担当職員は、次の措置を講じる。

（１）地震に関する情報の収集
（２）被害情報の把握
（３）被害情報の県への報告
（４）必要に応じて関係課等への通報
（５）必要に応じて市長等への報告
（６）災害応急対策

第３　市災害警戒本部体制

市内に最大震度５弱又は５強の地震が発生した場合等において、市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置するまでに至るまでの措置、市対策本部を設置しないで行う災害応急対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を警戒本部長とする市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、次の災害応急対策を実施する。

１　市警戒本部の設置

（１）市警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において、副市長が必要と認めるとき。

①　市内に最大震度５弱又は５強の地震が発生した場合（自動的に設置する。）
②　市内に中規模な災害が発生するおそれがある場合
③　市内で中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合
④　その他副市長が必要と認めるとき。

（２）設置場所

市警戒本部は、市役所本庁舎内に設置する。本庁舎内に市警戒本部を設置する

ことができない場合は、消防本部に設置する。消防本部に設置することができない場合は、警戒本部長の指定する場所に設置する。

（３）市警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、市警戒本部は解散する。

①　被害の発生するおそれがなくなったと警戒本部長が認めたとき。

②　災害応急対策がおおむね終了したと警戒本部長が認めたとき。

③　市対策本部が設置されたとき。

２　市警戒本部の業務

市警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

（１）市対策本部を設置していない場合における災害応急対策の実施に関すること

（２）被害状況の調査に関すること

（３）消防部、県等関係機関との災害に関する情報の交換及び整理に関すること

（４）被害情報の県への報告（震度５強以上の場合は、国（消防庁）へも報告）に関すること

（５）地域間の連絡調整に関すること

（６）市対策本部の設置に関すること

（７）その他必要事項に関すること

３　市警戒本部の構成員

市警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長（企画総務部長）、財務部長、地域振興部長、市民環境部長、健康福祉部長、観光経済部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、消防長等の職員及び必要に応じた人員で構成するものとする。

４　代決者

市警戒本部長が不在時等の意思決定は、警戒副本部長とし、警戒副本部長が不在の場合は財務部長が行う。

５　地域災害警戒本部

市（地域振興部）は、市警戒本部が設置された場合には、各行政センターの区域において、災害応急対策に関する措置を、迅速かつ的確に行うため、行政センター所長を地域警戒本部長とする地域災害警戒本部（以下「地域警戒本部」という。）を設置し、次の災害応急対策を実施する。設置後は、速やかに市警戒本部長に報告する。

（１）地域警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において、地域警戒本部を設置する。

①　管轄地域内で最大震度５弱又は５強の地震が発生したとき（自動的に設置する。）

②　管轄地域において中規模な災害が発生するおそれがある場合

③　管轄地域において中規模若しくは局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合

④　その他、市警戒本部長が地域警戒本部の設置を必要と認めるとき

（２）設置場所

地域警戒本部は、行政センター庁舎内に設置する。行政センター内に設置することができない場合は、地域警戒本部長の指定する場所に設置する。

（３）地域警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、地域警戒本部は解散する。

① 管轄地域内で被害の発生するおそれがなくなったと市警戒本部長が認めたとき。

② 管轄地域内で災害応急対策がおおむね終了したと市警戒本部長が認めたとき。

③ 地域災害対策本部を設置したとき。

（４）地域警戒本部の業務

① 市対策本部を設置していない場合における地域内の災害応急対策の実施に関すること

② 地域内の被害状況の調査に関すること。

③ 市警戒本部との連絡調整に関すること。

④ その他必要事項に関すること。

第４　市災害対策本部体制

市(企画総務部)は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第２３条の規定により、市長を本部長とする市対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

１　市対策本部の設置、解散の時期等

（１）設置基準

次のいずれかに該当する場合において、市長が必要と認めたとき。

① 震度６弱以上の地震が発生したとき（自動的に設置する。）

② 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき

③ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生したとき

④ 地域災害対策本部が設置されたとき

⑤ その他市長が必要と認めるとき。

（２）市対策本部の設置場所

① 市対策本部は、市役所本庁舎内に設置する。大規模災害により本庁舎が使用不能になった場合は、消防本部に設置する。消防本部に設置することができない場合は、市長の指定する場所に設置する。

② 市対策本部には、市対策本部の所在を明確にするため「日光市災害対策本部」の掲示をする。

（３）市対策本部の解散

市対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策をおおむね完了したと本部長が認めたときに解散する。

※　日光市災害対策本部条例

２　防災関係機関、市民等への市対策本部の設置・廃止の通報等

（１）市対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

① 県危機管理課

② 他市町

③ 陸上自衛隊第１２特科隊

④ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

⑤ その他の関係機関

（２）市対策本部を設置し、又は廃止したときは、市民に対し、広報車、ホームペー

ジその他確実かつ迅速な方法で周知する。

３　市対策本部の運営

（１）市対策本部の業務

市対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

①　災害救助法の実施に関すること。
②　災害応急対策の実施・調整に関すること。
③　市対策本部の活動体制に関すること。
④　地域間の連絡調整に関すること。
⑤　県及び他市町村への応援要請に関すること。
⑥　自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること。
⑦　災害広報に関すること。
⑧　応援に関すること。
⑨　市対策本部の解散に関すること。
⑩　その他災害対策の重要な事項に関すること。

（２）市対策本部会議

①　市対策本部会議の構成

市対策本部会議は、本部長、副本部長（副市長)、本部員（各部長等）で構成し、災害応急対策の基本的な事項について協議する。

②　市対策本部会議の開催

ア　本部長は、市対策本部の運営、災害応急対策の推進に関し、必要と認めるときは、市対策本部会議を招集する。

イ　本部員は、市対策本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を企画総務部長に申し出るものとする。

③　市対策本部会議の協議事項

ア　市対策本部の配備体制に関すること。

イ　災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ　県その他関係機関に対する災害応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

エ　その他災害対策に関する重要事項

④　協議事項の実施

市対策本部会議の決定事項については、担当部長は、他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速な実施を図るものとする。

⑤　市対策本部会議の庶務

市対策本部会議の庶務は、市対策本部事務局（企画総務部総務課）が担当する。

４　市内被災地域への支援体制

当市は広大な面積を有するため、震災が一部の地域に限定される場合も考えられる。そのため、災害発生の初期の段階等においては、被災地域への重点的な支援が図られるような体制を構築する。

市対策本部各部の職員は、市対策本部のもとで応急対策にあたることになるが、所管の分掌事務の実施に猶予が認められる各部の職員は、本部長の指示等により、被災を受けた地域や事務が集中する他の部の支援を行うものとする。

※　市災害対策本部の体制図

５　地域災害対策本部の設置

市対策本部長は、市対策本部を設置した場合には、各行政センターの区域において、災害応急対策に関する措置を、迅速かつ的確に行うため、行政センター所長を地域対策本部長とする地域災害対策本部（以下「地域対策本部」という。）を設置し、次の災害応急対策を実施する。

ただし、緊急を要する場合、行政センター所長は、市対策本部長に代わって地域対策本部を設置することができる。

なお、設置後は、速やかに本部長に報告する。

（１）地域災害対策本部の設置基準

①　管轄地域内で震度６弱以上の地震が発生したとき。（自動的に設置する。）

②　管轄地域内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき

③　管轄地域内で災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生したとき

④　その他市長が必要と認めるとき

⑤　緊急を要する場合で、行政センター所長が必要と認めるとき

（２）地域対策本部の設置場所

地域対策本部は、行政センター庁舎内に設置する。行政センターに設置することができない場合は、地域対策本部長の指定する場所に設置する。

（３）地域対策本部の解散

管轄地域内で災害応急対策がおおむね終了し、本部長が認めたとき、地域対策本部は解散する。

（４）地域対策本部の業務

①　災害対策本部との連絡調整に関すること。

②　地域内の災害応急対策に関すること。

③　地域内の被害状況の調査に関すること

６　現地災害対策本部の設置

（１）本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、次の事務を行う。

①　被害情報、対応、支援状況、復旧状況等の把握

②　市対策本部、国、県、関係機関等との連絡調整

③　緊急を要する災害応急対策の実施

④　その他災害対策に関する必要な事務。

（２）本部長は、副本部長、本部員その他の職員のうちから、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名する。

（３）現地災害対策本部は、行政センター、被災地に近い学校及び公民館等を利用して設置する。

（４）市対策本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。

７　代決者

市の幹部職員及び災害対策担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、状況に応じた意思決定の手順を決めておく。

※　市災害対策本部員の代替職員

８　本部職員の認証等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害応急対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害応急対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

９　市対策本部の組織図

※　市災害対策本部の体制図

１０　市対策本部の事務分掌

※　市災害対策本部の事務分掌

第５　動員計画

１　動員体制の整備

（１）各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努める。

（２）配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

２　連絡責任者の任命及び責務

（１）各部においては、業務連絡の責任者を定めるものとする。

（２）連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。

（３）連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を企画総務部長まで届け出るものとする。

３　動員の方法

（１）幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員、防災担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、できる限り携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

（２）勤務時間内における動員

①　企画総務部長は、市長の指示等により配備体制がとられた場合は、本部連絡員（行政センター連絡員）にこれを伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。

②　本部連絡員（行政センター連絡員）は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

③　企画総務部長は、消防部に非常配備を伝達する。

（３）勤務時間外、休日における動員

①　各職員の措置

休日、勤務時間外に地震が発生した場合、あらかじめ震度に応じて指名された配備要員は、直ちに本庁舎及び行政センター等に登庁し、状況に応じた適切な措置を行うものとする。

なお、配備要員以外の職員は、テレビ等で地震情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。

②　自主参集

ア　震度５弱又は５強の地震が発生した場合は、自動的に警戒本部が設置され

るため、あらかじめ指名された配備要員は、本庁舎及び行政センター等に自主参集する。

イ　震度６弱以上の地震が発生した場合は、自動的に市対策本部が設置されるため、全職員は、直ちに本庁舎及び行政センター等に自主参集する。

ウ　夜間等の場合は、被害状況の把握等に時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、震度５弱又は５強でも必要と判断した場合は、自主参集するものとする。

③　参集困難な際の措置

大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、その旨を所属長等に連絡するとともに、避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い、災害応急対策活動に従事するものとする。

④　参集時の留意事項

ア　参集時の服装等

参集途上での活動や災害応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。なお、各職員は、直ちに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

イ　参集途上の措置

（ア）被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

（イ）緊急措置

職員は、参集を最優先とするものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防部又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

⑤　参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

ア　地震情報・被害状況等の収集・把握、消防署・警察等と連絡、県への伝達

イ　市対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、腕章、標旗等）

ウ　市民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）

エ　資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ等）

オ　避難所の開設（市民の避難状況、避難所の被災状況の把握等）

カ　ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上下水道等）

第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策

主管部	企画総務部・消防部	関係部	

地震災害が発生した場合、救出・救護活動等の災害応急対策活動や市民の避難指示等の判断を行うため、市（企画総務部・消防部）は、２４時間体制で速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
防災行政情報システム（同報システム）	整備	整備	整備	整備	整備
拠点施設	本庁舎	日光行政センター	藤原行政センター	足尾行政センター	栗山行政センター

第１　情報収集体制

市（企画総務部・消防部）は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を２４時間体制で迅速、適切に実施する。

１　災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（企画総務部長・総務課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害情報の収集等初期災害応急対策を指揮する。

２　災害対策主管課の体制

（１）緊急登庁体制

災害対策の主管課である企画総務部総務課防災担当職員は、災害発生後直ちに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

（２）連絡体制

県防災行政ネットワークの気象情報配信システムを活用して気象情報等を、また消防本部等から災害情報等を２４時間体制で受信し、直ちに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

※　栃木県火災・災害等即報要領

３　携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用し、災害時における緊急通信の確保を図る。

第２　地震情報の伝達

１　宇都宮地方気象台による地震情報の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知することとなっている。

（１）宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。（観測点は、気象台、県及び独立行政法人防災科学技術研究所、県及び独立行政法人防災科学技術研究

所が管轄するもの）
① 県内の観測点のいずれかで、震度３以上が観測された場合
② 県内で地震による被害が発生した場合
③ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度１以上が観測された場合
④ その他必要と認められる地震が発生した場合

【地震情報等の伝達系統】

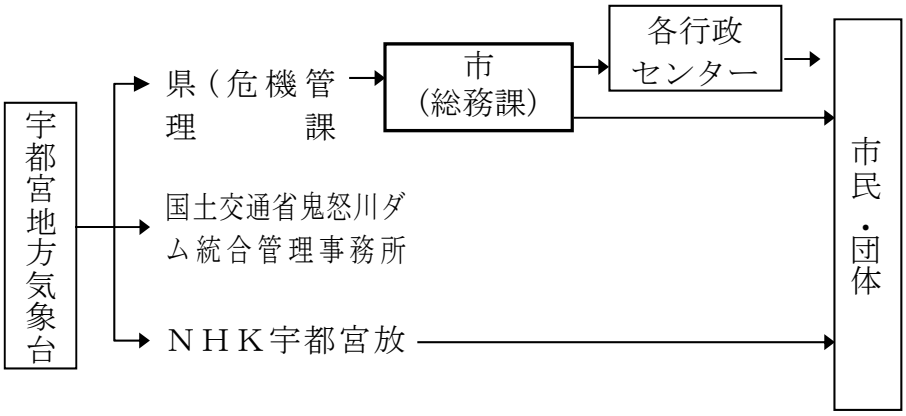

２　市の地震情報の収集

宇都宮地方気象台からの地震情報等は、県危機管理課を通じて市及び消防本部に提供される。

市（企画総務部・消防部）は、これらの地震情報等の迅速な収集に努める。

３　地域住民からの通報

（１）発見者（市民）の通報責務

地震災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市（企画総務部・消防部）又は警察署に通報する。

（２）市（企画総務部）、警察署の処置

① 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察署は、その旨を速やかに市（企画総務部）へ通報するものとする。

② 異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、本部長（市長）は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。

第３　被害情報等の収集

１　収集すべき情報

市（企画総務部・消防部）は、次に掲げる項目に留意しながら、必要な情報収集、伝達に努める。

（１）災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
（２）火事等の二次災害の発生状況
（３）降雨、降雪、河川の水位、ダム・湖沼の水位状況
（４）市民の生命・財産の安否の状況、市民の避難の状況
（５）家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況
（６）水道、ガス、電気、通信等の被害状況

（７）消防、水防等の応急措置の状況
（８）要配慮者利用施設の被害状況
（要配慮者利用施設）
児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他
（９）食料その他緊急に補給すべき物資、数量
（１０）衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
（１１）医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
（１２）その他法令に定めがある事項

２　被害情報等の収集方法

被害情報等の収集は、次により行うものとする。
収集にあたっては、警察等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

（１）市（企画総務部・消防部）の情報収集
市（企画総務部）は、テレビ、ラジオから地震に関する情報等を収集するほか、県から送信される県内の震度分布・震度状況等の情報を収集する。
市（消防部）は、市民等からの１１９番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等により情報の収集を行う。

（２）各部ごとの被害情報調査
各種被害ごとにあらかじめ定めた調査担当者が速やかに被害状況の調査を行い、被害情報を収集する。

（３）消防団による情報収集
消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

（４）自治会・自主防災会からの情報収集
市（地域振興部）は、自治会・自主防災会を通じて、地域における被害状況等情報の収集を行う。

（５）避難所等からの収集
避難所等において、避難所等への参集途上の被災状況、市民の避難状況等の情報を収集する。

（６）無線による情報収集
アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

（７）災害時応援協定による情報収集
市（企画総務部・消防部）は、災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先等に無人航空機（ドローン等）による被災地域の情報収集を要請する。

（８）郵便局に対する協力要請
市（企画総務部）は、郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報により、市内の被災状況等を把握する。

第４　情報の整理・分析

市（企画総務部・消防部）は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、企画総務部長を通じて把握した情報を直ちに本部長（市長）に報告するものとする。

第５　被害状況の報告

１　県及び国への報告

市（企画総務部・消防部）は、市の区域内に震度５弱以上の地震が発生したとき又は人的被害若しくは住家被害が生じたときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

ただし、市の区域内で震度５強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

【県（危機管理課）の連絡先】

防災行政ネットワーク	ＮＴＴ回線
５００－２１３６ ５００－２１４６（FAX）	０２８－６２３－２１３６ ０２８－６２３－２１４６（FAX）

【国（総務省消防庁）の連絡先】

区分／回線別		平　日（９：30～18:15） ※　応　急　対　策　室	左　記　以　外 ※　宿　直　室
ＮＴＴ回線	電　　話	０３―５２５３―７５２７	０３―５２５３―７７７７
	ＦＡＸ	０３―５２５３―７５３７	０３―５２５３―７５５３

【報告系統図】

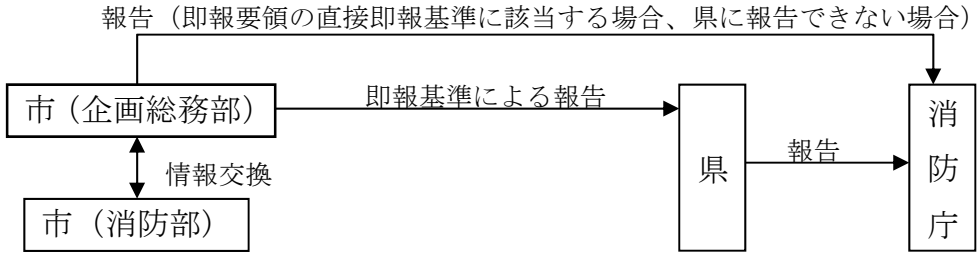

２　自らの対応力のみでは災害対策を講じることができない場合の対応

市（企画総務部）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

※　栃木県火災・災害等即報要領

第６　通信手段の種類

震災時の通信手段としては、有線電話が電話線の切断や輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、県防災行政ネットワークのほか広報車で行い、また関係機関の各種通信施設を有効に利用して、通信の確保を図る。

【通信手段の種類】

区　分	通信手段	説　明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
防災行政情報システム（同報システム）		屋外スピーカー及び戸別受信機により、避難情報等を放送し、市民への周知に使用する
ＮＴＴ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
ＮＴＴドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む）
KDDI ソフトバンク	災害時優先電話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話機 ・衛星携帯電話機
衛星携帯電話		人工衛星に直接アクセスすることで、一般的な携帯電話の電波が届かないエリアでも通話やデータ通信が可能な携帯電話
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	非常通信	栃木地区関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信

第７　通信施設の利用方法

１　県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や当市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関等との通信は、県防災行政ネットワークを活用して行う。

２　防災行政情報システム

市（企画総務部）は、避難情報等の重要な情報を市民に伝達する際、防災行政情報システムを使用し、屋外スピーカー及び戸別受信機への放送を行う。

３　公衆電気通信設備の利用

市（企画総務部）、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害時優先電話」をあらかじめ東日本電信電話㈱及び㈱ＮＴＴドコモに登録する等措置しておく。

（１）災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

４　携帯電話等の活用

災害時の初動体制に万全を期するため、個人の所有する携帯電話を最大限に活用し、より有効な災害時通信体制の構築を目指す。また、既設の通信ルートの寸断した場合等においては、㈱ＮＴＴドコモに協力を依頼し、衛星携帯電話の活用を図るなど、通信手段の確保に努める。

５　消防無線の利用

市（消防部）は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防

無線の共通波（主運用波・統制波）で行う。

６　警察通信設備の優先利用

市（企画総務部）は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

７　非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

（１）非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

（２）非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの栃木地区関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等に依頼する。

（３）依頼の方法

①　適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

②　通報は何通でも依頼できるが、１通の通信文はなるべく本文２００字以内とする。

③　あて先は、住所、氏名（職名）、わかれば電話番号をはっきり記載する。

④　本文の末尾に発信人名を記載する。

⑤　用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

（４）非常通信の経路

市（企画総務部）から県へ伝送される非常通信の主な経路（発信依頼局、着信局）は、非常通信計画（資料編）のとおりである。

※　非常通信計画

（５）取扱い無線局等

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

※　栃木県非常通信用無線局局名録

第８　通信施設の応急復旧

１　県防災行政ネットワーク

通信施設が被災した場合は、消防部に設置されている施設を使用するなど、通信回線の確保にあたる。

２　防災行政情報システム

通信施設が被災した場合は、被害実態を早期に確認し、屋外スピーカー及び戸別受信機の放送が可能なエリアを把握する。放送が不可能なエリアについては、その他の通信手段等を用いて周知を行うとともに、障害の早期復旧に努める。

３　公衆通信

東日本電信電話㈱は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行うものとする。

（１）可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

（２）交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し応急復旧を図る。

（３）電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。

（４）基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星通信システムによる応急復旧を図る。

４　移動通信

㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行うものとする。

（１）移動通信無線基地局が被災した場合には、携帯・自動車電話方式可搬型基地局装置（Ｐ―ＭＢＳ）を使用し、回線の応急復旧を図る。

（２）移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用し、応急復旧を図る。

第９　放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第５７条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会宇都宮放送局、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて必要な放送を要請する。

第３節　相互応援協力・応援派遣要請

主管部	企画総務部	関係部	上下水道部

市（企画総務部）は、自力による災害応急対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、状況によっては、県を通じて自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
自衛隊派遣部隊仮宿泊 候補地（野営）	今市運動公園	日光運動公園	藤原運動公園	足尾小学校校庭	安が森栗山運動公園

第１　市町村相互応援協力等

市（企画総務部・上下水道部等）は、災害が発生した際において、応急対策を実施するために必要な場合は、締結している相互応援協定に基づき応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。

１　「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市（企画総務部・上下水道部等）は、被災により災害応急対策を実施するために必要な場合は、必要に応じて他のブロックに対して応援要請を行う。

また、市（各部等）は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

※　災害時における相互応援協定等一覧

２　協定等に基づく相互応援

市（企画総務部・関係部等）は、被災により災害応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、他の市町村に対して応援要請を行う。

※　災害時における相互応援協定等一覧

３　県への応援要請

市（企画総務部）は、被災により災害応急対策を実施するために必要な場合は、知事に対して応援要請を行う。この場合において、市（企画総務部）は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

第２　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等への要請

１　指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請及びあっせん

（１）市（企画総務部）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期する。

（２）市（企画総務部）は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

①　派遣を要請する（あっせんを求める）理由
②　派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
③　派遣を必要とする期間
④　派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑤　①から④に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

２　指定公共機関、指定地方公共機関に対する要請

市（企画総務部）は、災害応急対策の実施にあたり必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対して応援要請を行う。この場合において、市（企画総務部）は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

第３　自衛隊派遣要請

１　派遣要請

本部長（市長）は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

※　自衛隊災害派遣要請

２　災害派遣要請手続

（１）要請依頼者

本部長（市長）

（２）事務手続

企画総務部において以下により行う。

①　要請窓口

県及び自衛隊の要請窓口の連絡先は、資料編に掲げるとおりである。

※　防災関係機関の連絡先

②　災害派遣要請の依頼方法

市（企画総務部）は、知事に対して派遣に必要な事項を記した文書（様式）をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとるものとする。

なお、特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができないときは、速やかに陸上自衛隊第１２特科隊に通知する。この場合、その旨を速やかに知事に通知するものとする。

※　自衛隊災害派遣要請

３　情報の交換

市（企画総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県を経由して陸上自衛隊第１２特科隊と相互に情報の交換を行う。

４　災害派遣部隊の受入体制

（１）災害救援活動の調整

市（企画総務部）は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行うものとする。

（２）資材の準備

市（企画総務部）は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備するものとする。

（３）宿舎のあっせん

市（企画総務部）は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんするものとする。

（４）経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次の

とおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議するものとする。

① 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費
② 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

５　災害派遣部隊の撤収要請

市（企画総務部）は、災害救助活動の必要がなくなった場合、県及び陸上自衛隊第１２特科隊長と協議の上、知事に対して撤収要請を依頼する。

第４節　災害救助法の適用

主管部	健康福祉部	関係部	企画総務部

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、市（健康福祉部・企画総務部）は速やかに災害救助法の適用を要請し、県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

第１　災害救助法の適用基準

市（健康福祉部・企画総務部）は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

１　住家等への被害が生じた場合

（１）市において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（災害救助法施行令第１条第１項１号基準）

（２）市において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の２分の１以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が１，５００以上のとき。（２号基準）

（３）市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が７，０００以上のとき。（３号前段基準）

【災害救助法適用基準一覧表】

日光市の人口（平成２０年住民基本台帳）	滅失世帯数
５０，０００人以上１００，０００人未満	８０世帯以上

（注１）　住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の滅失世帯換算率は、半焼、半壊にあっては１／２世帯、床上浸水にあっては１／３世帯とする。

（注２）　人口は、地方自治法第２５４条又は地方自治法施行令第１７６条及び第１７７条に規定する人口である。

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合。（３号後段基準）

○　災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第１条）

２　生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。（４号基準）

（１）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第２条第１号）

（２）災害にかかった者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第２条第２号）

第２　災害救助法の適用手続

（１）県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則第１条第１項の規定により、市に対し、被害状況について報告を求める。市（健康福祉部・企画総務部）は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発

生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告するものとする。

① 災害救助法の適用基準に該当する災害
② 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
③ 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
④ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
⑤ その他特に報告の指示のあった災害

（２）市（健康福祉部・企画総務部）は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

（３）災害救助法所管部である健康福祉部は、企画総務部その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。

（４）県は必要に応じて職員を派遣し市町の行う被害状況の調査に応援・協力・立会い等を行うものとする。

（５）住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

（６）市（健康福祉部・企画総務部）は、被害状況を県に報告して、災害救助法の適用について協議するよう依頼する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市（健康福祉部・企画総務部）は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。

（７）県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第３　災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、市及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

① 避難所の設置
② 応急仮設住宅の供与
③ 炊き出しその他による食品の給与
④ 飲料水の供給
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑥ 医療
⑦ 助産
⑧ 被災者の救出
⑨ 被災した住宅の応急修理
⑩ 学用品の給与
⑪ 埋葬
⑫ 死体の捜索
⑬ 死体の処理
⑭ 障害物の除去
⑮ 応急救助のための輸送

第４　災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、市（健康福祉部・企画総務部）及び県は、次により救助を実施する。

（１）県は、上記第３の救助種類の内下記のものに係る事務については、原則として、その事務の全部又は一部を市長に行わせる（委任する）こととする。この場合、県は、同法施行令第１７条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。

① 避難所の設置
② 応急仮設住宅の供与
③ 炊き出しその他による食品の給与
④ 飲料水の供給
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑥ 医療
⑦ 助産
⑧ 被災者の救出
⑨ 被災した住宅の応急修理
⑩ 学用品の給与
⑪ 埋葬
⑫ 死体の捜索
⑬ 死体の処理
⑭ 障害物の除去
⑮ 応急救助のための輸送

（２）（１）により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。

（３）市（健康福祉部・企画総務部）は、（１）による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。

（４）救助事務の実施状況は、災害救助法による救助の実施について（昭和４０年５月１１日付け社施第９９号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。

（５）救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第５節　避難対策

主管部	避難の指示等： 企画総務部 避難所等の開設・運営： 教育部・健康福祉部 避難行動要支援者対策： 健康福祉部	関係部	避難の指示等： 消防部 避難所等の開設・運営： 避難所等所管の各部 避難行動要支援者対策：地域振興部・教育部

災害時における人的被害を軽減するため、市（企画総務部・消防部等）は、消防団、県等と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、市（教育部・健康福祉部等）は、迅速な避難所等の開設・運営にあたるとともに、要配慮者、帰宅困難者への支援、避難所等における生活等について特に配慮する。

なお、避難対策にあたっては、当市は高齢化率が高く、藤原地域、足尾地域、栗山地域では高齢化集落があることや、国内外から多くの観光客が訪れることなどを踏まえた対策を実施する。

第１　実施体制

市長（企画総務部）は、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行う。また、市長の不在時等においては、次の者が市長に代わって行うことができる。

①　副市長（市長が不在の場合）
②　企画総務部長（市長及び副市長が不在の場合）
③　各行政センター所長（市長、副市長及び企画総務部長が不在の場合）

なお、地域対策本部が設置され、所管地域内において災害の発生が切迫している場合は、行政センター所長（地域対策本部長）が市長に代わって行うことができる。また、現地災害対策本部が設置され、現地において災害の発生が切迫している場合は、現地災害対策本部長が市長に代わって行うことができる。

県は市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。また、市民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難指示等の発令を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合において、指示を行った者は、速やかにその旨を市に通知する。

第２　避難指示及び警戒区域の設定の内容

１　避難指示

（１）避難指示の基準

災害に係る避難指示の発令は、次の場合に、必要な範囲の市民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、市（企画総務部）は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難指示等の発令を行う。県は、市に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際は、単なる自然現象に関する情報にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

なお、市は、避難時の周囲の状況等により避難のため立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等ややむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

①　火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。
②　ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。
③　土砂災害のおそれがあるとき。

④　工作物等の倒壊のおそれがあるとき。
⑤　その他特に必要があると認められるとき。

（２）避難指示の内容

市（企画総務部）その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難指示の発令を行う。

①　避難対象地域
②　避難先
③　避難経路
④　避難の理由
⑤　避難時の注意事項
⑥　その他の必要事項

（３）避難指示等の種類

避難指示等の種類は次表のとおりとする。

市（企画総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示を発令し、速やかに知事に報告する。

【避難指示等の種類】

区　分	実　施　者	措　置	実 施 の 基 準
避難指示等	市長（災害対策基本法第６０条第１項・第２項）	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。
	知事（災害対策基本法第６０条第６項）	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第２５条）	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者〔水防法第２９条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官（災害対策基本法第６１条第１項）	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき。
	警察官（警察官職務執行法第４条）	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官（自衛隊法第９４条第１項）	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第４条の避難の措置をとる。

２　警戒区域の設定

（１）警戒区域と避難指示等の違い

避難指示等は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難指示（緊急）にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

（２）警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は次表のとおりとする。

市（企画総務部・消防部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

【警戒区域の設定の種類】

	実　施　者	措　置	実 施 の 基 準
（１）	市長 （災害対策基本法 第６３条第１項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
（２）	水防団長、水防団員、消防吏員 （水防法 第２１条第１項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
（３）	消防吏員、消防団員 消防法 （第２３条の２、第２８条第１項 第３６条第８項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、火災を除く災害
（４）	警察官 （災害対策基本法 第６３条第２項他）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	（１）、（２）、（３）の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
（５）	自衛隊法第８３条第２項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 （災害対策基本法 第６３条第３項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	（１）、（４）の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第６３条第１項の措置をとる。

第３　避難指示等の周知・誘導

１　避難準備・高齢者等避難開始

避難準備・高齢者者等避難開始が発令された際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の市民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

２　市民への周知

避難指示を発令したときは、当該実施機関は、市民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、おおむね次の方法により伝達する。特に乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、観光客、別荘滞在者等に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

（１）防災用屋外スピーカー及び戸別受信機による伝達
（２）緊急速報メールによる伝達
（３）登録制防災メール（日光市防災メール）による伝達
（４）広報車の使用による伝達
（５）サイレン、鐘等の使用による伝達
（６）自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達

３　県への報告

市（企画総務部）は、避難指示を発令したとき、又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

４　関係機関相互の連絡

市（企画総務部）その他の避難指示等実施機関は、避難指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

５　避難の誘導

（１）市民の誘導

市（企画総務部・市民環境部）その他の避難指示等実施機関は、市民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、自主防災組織が援助者を定めて避難させる等、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等地域住民の協力のもと、速やかに避難できるよう配慮する。

（２）集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

（３）徒歩帰宅者の支援

市（市民環境部等）は、徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

６　案内標識の設置

市（健康福祉部・教育部等）は、避難所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

第４　避難所等の開設、運営

１　避難所等の開設

（１）市（教育部・健康福祉部等）は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所等を設置する。

また、広域的な災害が発生した際などにおいては、他自治体からの避難者を受入れるため、県等と協議の上、避難所等を設置する。

（２）市（教育部等）は、避難所等の開設にあたっては、災害の状況に育部・健康福祉部応じた安全・安心な避難所等を選定し、速やかな開設に努める。当市の避難所等は、資料編に掲載のとおりである。

※　指定緊急避難場所・指定避難所一覧、避難所名簿の様式

（３）市（企画総務部）は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、

発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所等の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所等以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

（４）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所等に収容する者を誘導し、保護する。

（５）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等を開設したときは、リスト化に努めるとともに、直ちに次の事項を県に報告する。

①　避難所等開設の日時、場所
②　受入人員
③　開設期間の見込み
④　その他必要事項

（６）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等を開設したとき、避難所等ごとに市職員を派遣、駐在させる。駐在した市職員は、避難所運営に係る帳簿等を備え、帳簿の記録、整理保存を行う。

特に避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

（７）市（教育部・健康福祉部等）は、避難者の体調やプライバシーに配慮し、避難状況（長期的な避難等）に応じて、市有宿泊施設等を活用した２次避難所を開設する。

２　避難所等の運営

（１）市（教育部・健康福祉部等）は、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所等設置・運営計画に基づき避難所等を運営する。

（２）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などに努める。

特に女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

また、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、観光客等のニーズの把握、これらの者への情報提供等に配慮する。

（３）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を行う。

（４）市（教育部・健康福祉部等）は、、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師、栄養士等による巡回健康相談、栄養相談等を実施する。

近年では、プライバシーを確保できるなどの利点から、車やテントなど避難所外で避難生活を送る避難者も多く、水分不足や運動不足からエコノミークラス症候群を引き起こす避難者もいるため、予防方法について周知する。

（５）市（教育部・健康福祉部等）は、警察署と十分連携を図りながら避難所等の巡回を行う。

（６）市（教育部・健康福祉部等）は、所管する全ての避難所等の避難状況（避難者数・課題等）を把握し、常に市対策本部への情報連絡を行う。

（７）市（教育部・健康福祉部等）は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信設備を設置する。

（８）市（教育部・健康福祉部等）は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。

（９）市（教育部・健康福祉部塔）は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

※　避難所名簿様式

第５　要配慮者への生活支援

１　要配慮者への対策

（１）避難行動要支援者の避難対策

①　安否確認、救助活動

市（健康福祉部・地域振興部）は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援等関係者の協力を得ながら、名簿等の活用により、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

②　搬送体制の確保

市（健康福祉部・地域振興部）は、避難行動要支援者の搬送手段として、必要に応じて市若しくは社会福祉施設が所有する自動車を活用する。また、これらを確保できない場合は、県や物資輸送機関への協力の要請を行う。

（２）要配慮者への日常生活の支援

市（健康福祉部）は、県とともに被災した乳幼児、高齢者、障がい者などの避難所や在宅生活等に必要なミルク、哺乳びん、車椅子等の福祉用具、おむつ等の生活必需品、ホームヘルパーや手話通訳等のニーズの把握に努め、適切な調達と供給による円滑な生活支援を行う。また、避難所等での要配慮者の健康状態、生活状態、環境衛生の把握に努めるため、保健・福祉巡回サービスの実施や、必要に応じて医師等の意見を求めるなど、適切な支援を図る。

なお、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、次の措置を行う。

①　拠点福祉避難所の開設

市（健康福祉部）は、福祉関連施設を拠点福祉避難所として開設し、要配慮者を受け入れるものとする。

②　地区福祉避難所の開設

状況によっては、拠点福祉避難所以外の避難所等についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「地区福祉避難所」として開設するものとする。

③　相談窓口の開設

要配慮者向けの相談窓口を設置し、福祉に関する情報提供や相談業務を実施する。相談窓口には、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を図る。

２　社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等における対応は、まず、利用者の安全確保を最優先する。さらに、災害の状況によっては、社会福祉施設等の自立的運営が困難となることが予想され

るため、市（健康福祉部）は、関係機関と連携して社会福祉施設等に対して、次の対策を実施する。

（１）市（健康福祉部）は、施設管理者の要請に基づき、施設利用者等の安全かつ速やかな救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、防災関係機関、自主防災組織、近隣住民等にも協力を要請する。

（２）市（健康福祉部）は、必要に応じて社会福祉施設等の巡回調査を実施する。

（３）市（健康福祉部）は、社会福祉施設等から食料等の調達要請があった場合は、品目や数量の需要を調査し、供給を行う。

（４）介護職員等の確保

市（健康福祉部）は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等への協力を要請する。

３　被災児童等への対策

市（健康福祉部・教育部）及び県は、被災により生じた要保護児童等の発見と把握に努め、親族の引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

４　外国人への対策

（１）外国人への支援

市（観光経済部）は、県、関係団体等と協力して、外国人の被災状況の把握に努めるとともに、英文に限らず、多言語による緊急情報の提供に努め、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

（２）外国人への対策

市（観光経済部）は、被災した外国人に対して、県及び財団法人栃木県国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

５　高齢化集落における対策

市（地域振興部）は、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、消防団等地域住民の協力を得て、災害に関する情報や避難の必要性を実感できる情報の提供に努め、早い段階での避難誘導を図る。情報提供にあたっては、確実に地域住民に情報が伝達できるよう、広報車の巡回や防災用屋外スピーカーや戸別受信機を使って市民への注意喚起を図るとともに、消防団、自治会、自主防災組織等の協力等による戸別訪問の実施など、確実な伝達が行われるよう配慮する。

第６　市における計画

市(企画総務部・各部)は、市民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項を定めておく。

なお、学校等の施設を避難所等に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所等の開設、運営について協力を求める。

（１）避難所等の所在地、名称、概況、受入可能人員

（２）避難のための準備、伝達の方法

（３）避難指示の伝達方法

（４）避難経路、誘導方法

（５）避難所等の開設、運営方法

（６）避難に必要な準備、携帯品

（７）避難行動要支援者の避難支援の方法
（８）その他必要事項

第７　帰宅困難者対策

１　一斉帰宅の抑制

（１）一斉帰宅抑制の呼びかけ

市（観光経済部）は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、市民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

（２）企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童・生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

（３）駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺の安全を確認の上、利用者を一時滞留が可能な場所へ誘導し保護する。

２　一時滞在施設の開設

市（観光経済部）は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認の上、一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受入を行う。

（１）一時避難施設への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、一時滞在施設に従業員や児童・生徒等を誘導する。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺が安全でない場合や利用者が多数で施設内で安全に利用者を保護できない場合、一時滞在施設に利用者を誘導する。

誘導に際しては、警察と協力し、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、警察と協力して、一時滞在施設に誘導するよう努める。

市（観光経済部）は、帰宅困難者が多数発生するなど一時避難施設への誘導が困難であるときは、（一社）栃木県バス協会に帰宅困難者の輸送を依頼する。

（２）一時避難施設での対応

市（観光経済部）は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第４の２に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

また、警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を市に提供する。

さらに、鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を市に提供する。

３　外国人への支援

市（観光経済部）は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第８　広域避難

災害の規模又は避難所等の状況により、市のみでは十分な避難者収容が実施できないときは、市長は、災害時における市町村相互応援に関する協定をはじめ、各個別の相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。この場合、円滑な実施が

できるよう、県に支援協力を依頼する。

※　災害時における相互応援協定等一覧

第９　被災者台帳の作成

市(企画総務部)は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

（１）氏名
（２）生年月日
（３）性別
（４）住所又は居所
（５）住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
（６）援護の実施の状況
（７）要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
（８）その他必要事項

第１０　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

１　対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

２　内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。

避難所等での生活が長期にわたる場合等においては､避難所等に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

３　費用の限度

避難所等を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第２条で定める額以内。ただし、福祉避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内。

また、冬期（１０月～３月）は、別途加算する。

（１）賃金職員等雇上費
（２）消耗器材費
（３）建物の使用謝金
（４）器物の使用謝金、借上費又は購入費
（５）光熱水費
（６）仮設便所等の設置費

４　期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から７日以内。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第６節　災害警備活動

主管部	市民環境部	関係部	

大規模地震が発生した場合に、関係機関による震災応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要なため、市（市民環境部）は、警察署が行う災害警備活動に協力する。

区　分	今市地域	藤原地域	栗山地域	日光地域	足尾地域
警察署	今市警察署			日光警察署	

１　市の災害時における警備活動

（１）市（市民環境部）は、各関係機関、協力団体並びに自治会、自主防災組織等の市民団体が行う、避難所等及び被災地における「安全確保」のための活動への協力に関して必要な協力措置のとりまとめ、調整を行う。

（２）災害により被災した街路灯・防犯灯の調査を行うとともに、各道路管理者・関係機関等と連携・協力して復旧・設置等の必要な措置を講じる。

（３）夜間においては、警察署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

２　市民・事業所の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は、市・警察署等防災関係機関から要請された場合は、防犯パトロールの組織編成による巡回協力など、被災地における安全確保のために必要な協力を最大限行うものとする。

第７節　救急・救助・消火活動

主管部	消防部	関係部	企画総務部・健康福祉部

震災により被災した者を迅速に救助するため、また、火災による被害を最小限に止めるため、市（消防部・企画総務部）は、地域住民、自主防災組織、消防団、県、県警察、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行う。

特に、今市地域、日光地域、足尾地域、栗山地域は木造家屋が多いため、火災発生予防、消火対策に万全を期する。

区　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
消防本部	消防本部（今市消防署、日光消防署、藤原消防署）				
消防団	今市消防団	日光消防団	藤原消防団	足尾消防団	栗山消防団

第１　市民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の寸断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

１　救急・救助活動

（１）関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防部等の関係機関に通報する。

（２）初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した後で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

（３）市（消防部）への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防部等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

２　消火活動

（１）火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、自らの安全を確保後、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともにプロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

（２）火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

①　火災が発生した家庭の措置

ア　近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

イ　消防署に通報する。

ウ　消火器、くみ置き水等で初期の消火活動を行う。

②　自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に火災を知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ

等を活用して初期の消火活動に努める。消防部が到達したときは、その指示に従う。

第２　事業所の活動

１　火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

２　火災が発生した場合の措置

（１）消防署に通報する。
（２）自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
（３）必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

３　二次災害防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。
（１）周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
（２）県警察、最寄りの防災関係機関に、可能な手段により直ちに通報する。
（３）立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第３　市、消防機関の活動

１　救急・救助活動

市（消防部）は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数発生する事態を考慮し、要救助者名簿を作成するなど情報収集に努め、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

（１）市（健康福祉部）は、直ちに地元医師団等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。
（２）多数の負傷者が発生した場合は、医師、看護師、救命士等はトリアージ*を行い、重傷者から搬送する。
（３）重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター等による搬送を要請する。

（注）トリアージ…多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送をおこなうために傷病者の治療優先順位を決定することをいう

２　消火活動

（１）火災発生状況の把握

大規模な地震が発生した場合、市（消防部）は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

① 延焼火災の状況
② 自主防災組織の活動状況
③ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
④ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

（２）消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

① 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
② 多数の延焼火災が発生している地区については、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等市民の安全確保を最優先に行う。
③ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、市民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
④ 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
⑤ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

第４　県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

１　県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長又は消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要がある場合には、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

【県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー（県フロー図）】

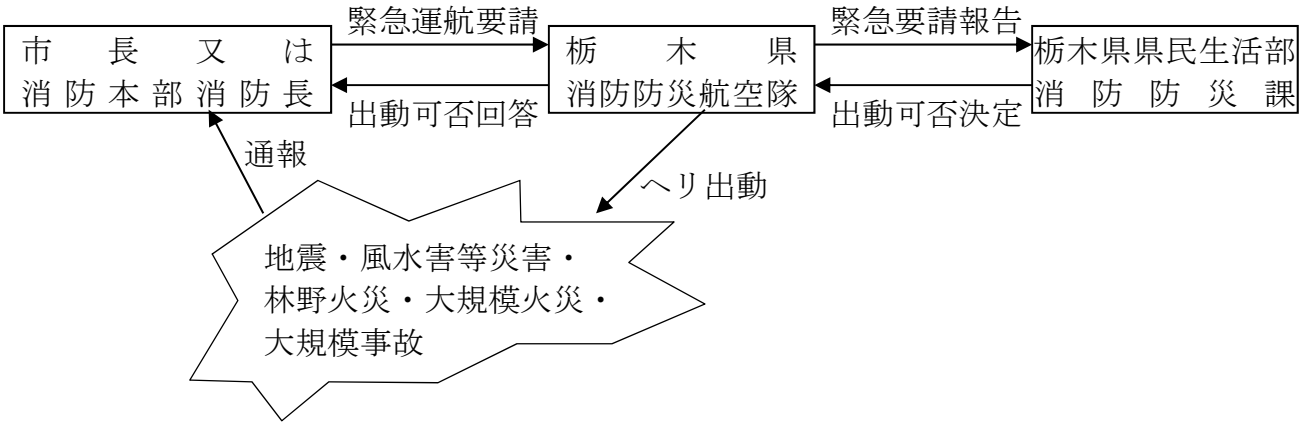

２　ヘリコプター活動体制

市（企画総務部）は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、あらかじめ定めたヘリコプター離着陸場等の中から適地を選定し、安全対策を図る。また、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行うなど、必要な活動体制を整備する。

※　ヘリコプター離着陸場一覧

第５　消防相互応援・広域応援等

１　県内消防相互応援協力等

一の消防機関では対応できないような大規模な火災等が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

（１）「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

消防本部は、県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」に基づく所定の手続きにより要請、出動する。

①　第一次応援体制

一の消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援側消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

②　第二次応援体制

一の消防機関を県内の他のブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続：ⅰ）受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

ⅱ）応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

（２）その他の協定

（１）による他、市町村間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

２　緊急消防援助隊の応援要請

（１）応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

①　市（消防部）は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。

ア　災害発生日時
イ　災害発生場所
ウ　災害の種別・状況
エ　人的・物的被害の状況
オ　応援要請日時
カ　必要応援部隊数
キ　連絡責任者の職・氏名・連絡先等
ク　応援部隊の進出拠点、到達ルート
ケ　指揮体制及び無線運用体制
コ　その他の情報（必要資機材、装備等）

※　①中の応援要請時に記載する情報は、ア～キとし、応援要請が決定し次第ク～コについても追加報告する。

②　市（消防部）は、県に連絡が取れない場合、直接、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を行い、事後、速やかに栃木県知事に応援要請を行った旨を連絡するものとする。

また、市長等は、併せて代表消防機関（宇都宮市消防局）に対し、応援要請

を行った旨を連絡するものとする。

③　栃木県知事は、代表消防機関との協議の結果、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、被災地市長等からの要請を待たずに、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を行うことができる。この場合において、栃木県知事は、併せて被災地市長等に対し、応援要請を行った旨を速やかに連絡するものとする。

（２）指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

第６　県、警察、自衛隊との連携

市（企画総務部）は、警察の救助活動の応援を求める場合は県警察に要請し、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は知事に要請を依頼する。

市（企画総務部・消防部）は、警察、自衛隊が被災地に派遣する連絡調査員と調整を図り、警察、自衛隊の行う被災者の迅速適切な救出・救助活動の実施に協力する。

第７　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

１　内容

災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

２　費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費とする。

３　期間

災害発生の日から３日以内とする。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

（１）現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。

（２）家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき。

（３）災害の発生が継続しているとき。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第８節　医療救護活動

主管部	健康福祉部	関係部	

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市（健康福祉部）は、関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
保健センター	今市保健福祉センター	日光福祉保健センター	藤原保健センター	銅やまなみ館	栗山保健センター

第１　実施体制

市（健康福祉部）は、被災者に対する医療助産を実施するため、市内医療機関の協力を得て救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により地元医師団に出動を要請する。市のみでは対応が十分でない場合は、県又は他市町村、関係機関へ医療助産の実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。

第２　救護班による活動

１　救護班の編成

医療の万全を期するため、健康福祉部を中心に市内医療機関の協力を得て、救護班を編成しておくものとする。救護班の編成は、医師１名、歯科医師１名、薬剤師１名、看護師（保健師）４名、歯科衛生士（歯科助手）１名及び職員１名を目安とする。

また、患者搬送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素から編成準備しておく。

２　関係機関との連携

市（健康福祉部）は、医師団、今市健康福祉センター、消防本部等との緊密な連絡を図るものとする。

３　実施方法

（１）医療及び助産は、市（健康福祉部）が編成する救護班により行い、市の救護班で間に合わない場合は県に救護班の派遣を要請する。

（２）災害時における被災者のうち、妊産婦、乳幼児、ねたきり高齢者等に対しては、特に留意する。

（３）人工透析の供給等

①　人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要であることから、市（健康福祉部）は、被災地における人工透析患者の受領状況及び透析医療機関の稼動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

②　人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療養等

市（健康福祉部）は、今市健康福祉センター、医療機関等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、在宅の患者のための人工呼吸用酸素、経静脈栄養剤、経管栄養剤等の供給については関係医療機関、関係団

体に協力依頼するとともに、調剤・医薬品管理業務のために、必要に応じて県を通じて県薬剤師会へ薬剤師の派遣を依頼する。また、消防本部等への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

③　周産期医療

市（健康福祉部）においては、保健師が中心となって、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防本部等への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

（４）関係機関・団体の実施すべき業務

市及び県、日本赤十字社栃木県支部、医師会、県警察、自衛隊等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

第３　救護所の設置

市（健康福祉部）は、救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所をあてる。

第４　医薬品等の確保

市（健康福祉部）は、本編第２章第５節第２に基づき整備した備蓄・調達体制により、医療救護に必要な医薬品等を調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき他市町村から調達し、あるいは県に要請し、円滑な供給を図る。

第５　医療施設の応急復旧

市（健康福祉部）は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第６　災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

１　災害救助法による医療救護の基準

（１）対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置をするもの。

（２）内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

①　診療
②　薬剤、治療材料の支給
③　処置、手術その他の治療、施術
④　病院、診療所への収容
⑤　看護

（３）費用の限度

①　救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

②　病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

③　施術者による場合は、協定料金の額以内

（４）期間

災害発生の日から１４日以内

２　災害救助法による助産の基準

（１）対象

災害発生の日の以前又は以後の７日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

（２）内容

①　分娩の介助

②　分娩前、分娩後の処置

③　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（３）費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費

助産師による場合は、慣行料金の１００分の８０以内

（４）期間

分娩した日から７日以内

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第９節　二次災害防止活動

主管部	建設部	関係部	企画総務部・消防部

地震発生後に、余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、市（建設部・企画総務部・消防部）は、関係機関と連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。なお、当市では土砂災害の危険箇所が多く、また、日光地域、足尾地域では、現行の耐震基準の耐震性能を有さないと想定される建築物が多い昭和５６年以前に建築された木造建築物の割合が高いため、建物倒壊等による二次災害防止に充分に留意する必要がある。

第１　水害・土砂災害等の二次災害防止

１　水害の防止

本章第１９節第８に定めるところによる。

２　土砂災害の防止

（１）施設、災害危険箇所等の点検・応急措置の実施

市（建設部・企画総務部・消防部等）は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所等の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行うなど、二次災害の防止に努める。

（２）被災宅地危険度判定の実施

市（建設部）は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から市民の安全の確保を図るため、県と連携を図り宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市（建設部）は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

（３）避難対策

市（建設部・企画総務部・消防部等）は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第５節の避難対策の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

第２　建築物・構造物の二次災害防止

１　点検の実施

市（建設部）は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、県と連携し建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、被災建築物応急危険度判定を実施する。

２　二次災害の防止

市（建設部）は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第１０節　緊急輸送活動

主管部	財務部	関係部	建設部

災害時における被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、市（財務部）は、県、防災関係機関と連携して、災害時の緊急輸送対策を実施する。

なお、奥日光、足尾地域、栗山地域は交通アクセスが限定されているため、県、近隣市町村、防災関係機関と連携した輸送対策の実施により、地域の孤立防止に努める。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
重 要 度	○	◎	◎	◎	◎
地域特性		孤立地区対策	高齢化集落・孤立地区対策	高齢化集落・孤立地区対策	高齢化集落・孤立地区対策
地域物資拠点	本庁	日光行政センター	藤原行政センター	足尾行政センター 通洞多目的広場	栗山行政センター 湯西川地区センター
水道拠点 (浄水場･配水場池	瀬尾・大沢水場、明神・針貝配水池	安良沢浄水場	鬼怒川浄水場	中央簡易水道配水池	高手浄水場

第１　実施体制

市（財務部）は、被災者の輸送の責務を有する。

災害時における輸送は、市長の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、配車等総合調整は財務部が行う。

また、輸送の対処ができないときは、他市町又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

第２　輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

１　第１段階　救出救命期

（１）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
（２）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
（３）市の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
（４）後方医療機関へ搬送する負傷者等
（５）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

２　第２段階　避難救援期

（１）上記１の続行
（２）食料、水等生命の維持に必要な物資
（３）傷病者及び被災者の被災地外への輸送
（４）輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

３　第３段階　応急対策期・復旧復興期

（１）上記２の続行
（２）災害復旧に必要な人員及び物資
（３）生活必需品

第３　輸送手段の確保

１　自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

（１）市有のもの
①　財務部が稼働可能数の掌握、配車を行う。
②　配車については、各部が自動車を必要とするとき、財務部に要請を行う。

（２）その他のもの
各部からの要請により、市有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、企画総務部は直ちに相互応援協定等に基づき、他の市町村に対して車両の派遣を要請する。

（３）応援の要請
市長は、市のみで自動車の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町村又は県に対し、次の事項を明示し応援を要請する。
①　輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）
②　車両等の種類及び台数
③　輸送を必要とする区間及び借上期間
④　集結場所及び日時
⑤　その他必要事項

２　鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で列車による輸送が適当であるときは、各鉄道事業者に要請を行う。

３　ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。また、状況により県に自衛隊派遣の要請を依頼する。

第４　緊急輸送について

災害規模の拡大に伴い、輸送を行う自動車の車両について、知事又は県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続により所轄警察署から緊急通行車両を証明する標章(以下「標章」という。)及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

１　明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

（１）番号標に表示されている番号
（２）輸送人員又は品名
（３）使用者住所、氏名
（４）通行目的

（５）通行日時
（６）通行経路
（７）その他必要な事項

２　掲示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに緊急通行車両確認証明書を携帯するものとする。

第５　輸送体制の確保

市（財務部）は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を確保する。

１　地域物資拠点の確保

県が運営する広域物資拠点から搬送される支援物資の受け入れ、集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、地域物資拠点を確保する（本編第２章第１５節「防災拠点の整備」を参照）とともに、（一社）栃木県トラック協会日光支部と締結した「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、同協会に物資等の輸送の協力を要請する。

２　緊急輸送道路の確保

県は、災害時における緊急輸送を確保するため、隣接県の主要道路と接続し、また防災拠点や主要公共機関、警察署、自衛隊等を結ぶネットワークとして緊急輸送道路を定めている。

災害が発生した場合には、市（建設部）は効率的な緊急輸送が行えるよう、市内の県指定緊急輸送道路と市役所本庁、総合支所、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所など市の防災拠点とを結ぶ市道を優先して警戒する。

緊急輸送道路が使用不能となった場合は、指定道路に変わるべき市道、林道、農道等を確保する。

※　市域における緊急輸送道路一覧

３　ヘリコプター離着陸場の確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めたヘリコプター離着陸場等の中から適地を選定し、確保する。ヘリコプターの受入れにあたっては、離着陸地点の表示や離着陸の障害となる物体の除去、砂塵対策のための散水、一般人の立入り禁止などの措置を講ずる。

※　ヘリコプター離着陸場一覧

第６　災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

１　対象

（１）被災者の避難に係る支援のための輸送
（２）医療及び助産のための輸送
（３）被災者の救出のための輸送
（４）飲料水の供給のための輸送
（５）死体の捜索のための輸送
（６）死体の処理のための輸送
（７）救助用物資の輸送

２　費用の限度

当該地域における通常の実費

３　期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第１１節　食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

主管部	食料：財務部 飲料水：上下水道部 生活物資：観光経済部	関係部	食料：企画総務部・健康福祉部・教育部 生活物資：健康福祉部・企画総務部

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、市（財務部・観光経済部・上下水道部）は関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

なお、当市は年間を通して多くの観光客が訪れるため、観光客が被災した場合にも対応できるような調達・供給活動を行う。また、奥日光や藤原地域、栗山地域は豪雪地帯であることを踏まえて、冬期には防寒用品や暖房器具及び燃料等の物資の調達・供給を行う。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
地域物資拠点	本庁	日光行政センター	藤原行政センター	足尾行政センター 通洞多目的広場	栗山行政センター 湯西川地区センター
水道拠点（浄水場 配水場）	瀬尾浄水場・大沢配水場、明神・針貝配水池	安良沢浄水場	鬼怒川浄水場	足尾中央簡易水道配水池	湯西川浄水場

第１　給食

１　実施体制

市（財務部・健康福祉部・教育部）は、被災者、災害応急救助従事者等に対する給食を実施する。ただし、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

２　供給の対象

市（財務部・健康福祉部）は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

（１）炊出しによる給食を行う必要がある被災者

（２）ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者

（３）災害地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

３　食料の調達、供給

市（財務部・健康福祉部）は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料の調達を行う。

（１）備蓄物資の放出

市（財務部・健康福祉部）は、避難所等で備蓄している食料を放出し、被災者に配分するものとする。

（２）主要食料の調達

前記(1)の備蓄食料では不足する場合は、次の順序により、他機関等から食料の調達を行うものとする。

① 市内卸売業者、小売業者の保有する米穀の提供を依頼する。
② 応援協定に基づき、他市町村から必要量の米穀の供給を依頼する。
③ 前記②によっても不足する場合、県に食料調達を依頼し、それでも不足する場合は、県を通じて関東農政局に主要食料等の供給を要請するものとする。

（３）副食、調味料等の調達

災害の状況により必要と判断した場合は、市内食品販売業者に依頼し、不足等する場合は、他市町、県等に、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品及び調味料等の供給を依頼する。

（４）調達時の留意事項

① 要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保を行う。（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対してミルク、食物アレルギー疾患患者への対応食の提供など）
② 季節等に配慮して調達する。(梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品、寒い時期には温かいものを調達するなど)

（５）米飯の炊出しのための施設は、市内公立学校のうち、給食調理場の施設を有する学校の施設を必要により利用するものとする。

※ 災害時における相互応援協定等一覧

４ 食料の集積場所の確保

市(企画総務部・財務部)は、県及び他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所（本節「地域物資拠点」を参照）の所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、市(企画総務部)が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。（本編第３章第１０節「緊急輸送活動」を参照）

５ 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

（１）対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

① 避難所に避難している者
② 住家に被害を受け現に炊事のできない者
③ 被害により現に炊事のできない者

（２）内容

食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

① 食料の確保

食料の確保については前記３（２）に定めるところによる。ただし、市において政府保有米を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木農政事務所主管課長、地域課長又は政府保有米を管理する倉庫の責任者に対し、直接政府保有米の供給を要請することができる。

② 炊出し等の実施

日赤奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊出しの

配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

（３）費用の限度

災害救助法施行細則第２条で定められた額以内とする。

（４）費用内訳

① 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

② 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。）

③ 燃料費（品目、数量について制限はない。）

④ 雑　費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

（５）期間

災害発生の日から７日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、３日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第２　給水

１　実施体制

市（上下水道部）は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、１人１日３リットルを基準とする応急給水を行う。ただし、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

２　飲料水の確保対策

市（上下水道部）は、備蓄計画により備蓄している飲料水を放出し、被災者に配分する。市の備蓄飲料水のみでは不足する場合は、次により飲料水の確保を図る。

（１）応援協定に基づき、他の水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

（２）市（上下水道部）は、応急用飲料水及び水道施設における貯水量の確保に努める。

（３）プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を貯えておくよう努める。

（４）市（上下水道部）は、災害の発生に備え、災害用浄水機を整備するとともに、浄水機の管理者は、その機器を常に良好な状態に保つように努める。

（５）被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水を給水車、ポリエチレン袋等の容器により運搬し給水する。

（６）市（上下水道部）は、給水の早期実施体制確立を図るため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

※　災害時における相互応援協定等一覧、指定給水装置工事事業者一覧

３　給水活動

（１）市（上下水道部）は、給水班を組織して給水活動を行い、水道施設の応急復旧活動を実施する。

（２）交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、複数搬送路の検討をしておくものとする。

（３）給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

４　応急用飲料水以外の生活用水の供給

市（上下水道部）は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の範囲内で確保及び供給に努める。

５　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水の実施基準は、次のとおりとする。

（１）対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

（２）費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

（３）期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第３　生活必需品等の供給

１　実施体制

災害時、市（観光経済部・健康福祉部）は、被災者に対する生活物資・生活必需品(以下「生活物資」という。)の供給を実施する。また、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

２　生活必需品の確保

（１）供給方針

市（観光経済部・健康福祉部）は、災害発生により生活物資を得られない者のために、当該物資の調達等を行い、これらの物資を供給する。

（２）物資の確保

市（財務部観光経済部）は、備蓄計画により備蓄している生活物資を放出し、被災者に配分する。市の備蓄品だけでは不足する場合は、次により調達し、生活物資の確保を図る。

①　商工会議所や商工会、市内の商店等に協力を依頼して必要な生活物資を調達する。

②　他市町村から必要な生活物資の供給を要請する。

③　大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に備蓄物資の供給等を要請する。

※　災害時における相互応援協定等一覧

（３）調達時の留意事項

①　被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。

②　季節、被災者の年齢に配慮した生活物資を調達する。

③　仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

３　救助物資の集積場所の確保と管理

市(財務部)は、県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積場

所（本節「地域物資拠点」を参照）の所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、市(企画総務部)が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

４　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用される場合には、次の基準により被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与を行う。

（１）対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

（２）内容

①　給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

ア　寝具（毛布、布団等）
イ　被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
ウ　身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
エ　炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
オ　食器（茶碗、皿、箸等）
カ　日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等）
キ　光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

②　支給方法

物資の確保は県が行う。市までの物資の輸送については、本章第１０節により行うものとする。被災者への支給は、主として市(健康福祉部・観光経済部)が実施する。

（３）費用の限度額

災害救助法施行細則第２条で定められた額以内とする。

（４）給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から１０日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第１２節　農地・農林水産業用施設等対策

主管部	観光経済部	関係部	

市（観光経済部）は、震災により被害を受けた農地・施設の応急対策を実施し、早期の農林水産業施設の復旧を目指す。

第１　被害状況の把握

市（観光経済部）は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については県西環境森林事務所）に報告する。

第２　応急対策の実施

１　施設管理者の対応

施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の災害応急対策を実施する。

（１）災害発生後の降雨の状況等により、主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県、市等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

（２）土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

（３）集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的な障害物除去と応急復旧に努める。
また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

（４）ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

（５）施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

２　市の対応

市（観光経済部）は、農地・農林水産業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を要請する。

３　復旧へ向けての対応

被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、県の指導を受けて災害査定前に復旧工事に着手する。

第１３節　保健衛生活動

主管部	保健衛生：健康福祉部 食品衛生：健康福祉部 遺体取扱・動物取扱：健康福祉部・市民環境部	関係部	

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる感染症の発生予防・まん延防止及び人身の安定・保護のため、市（健康福祉部）は関係機関と連携して、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）の的確な実施を図る。

区　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
保　　健 センター等	今市保健福祉センター	日光福祉保健センター	藤原保健センター	銅 やまなみ館	栗山保健センター

第１　保健衛生対策

１　感染症対策

市（健康福祉部）は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

（１）実施体制

市（健康福祉部）は、市内医療機関等の協力を得て、消毒・衛生監視・検査を行う感染症対策班、生活衛生班を編成し、適切な防疫活動を実施する。市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町村等の関係機関に応援を求めて実施する。

（２）防疫活動計画の作成及び物資の確保

感染症対策を実施するにあたって、市（健康福祉部）は、防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

（３）感染症予防業務の実施方法

市（健康福祉部）は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、知事の指示・指導に従って消毒など次の措置を実施する。

①　消毒の方法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第２７条）

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。

ア　対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。

消毒の対象となる場所は、次のとおりである。

（ア）感染症の患者がいる場所又はいた場所

（イ）感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所

（ウ）感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

イ　消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意すること。

②　ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第２８条）

ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。

ア　対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、

十分な駆除が行えるような方法により行う。

イ　駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意する。

③　感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第２９条）

ア　対象となる物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行う。

（ア）消毒にあっては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。

（イ）廃棄にあっては、消毒、（ウ）に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行う。

（ウ）滅菌にあっては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。

イ　消毒及び滅菌にあっては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意する。

④　生活用水の供給（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３１条）

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市（上下水道部）は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

⑤　県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

（４）臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種を実施する。

２　食品衛生監視

（１）実施体制

市（健康福祉部）は、県、関係団体と協力して、避難所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を実施する。

（２）食品衛生監視班の派遣要請

市（健康福祉部）は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

（３）避難所、被災市民に対する衛生指導

避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などにより衛生指導を行う。

①　手洗いの励行

②　個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

③　配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

④　抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択

⑤　使い捨て食器の使用、アルコール消毒薬による器具の消毒

⑥　食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

（４）被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

市（健康福祉部）は、県及び食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼動状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱について指導の徹底を行う。

（５）被災地営業施設の監視指導

営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている衛生状態に応じた指導を行い、不良食品の供給を排除する。

①　停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止
②　施設、機械、器具の洗浄消毒
③　使用水の現場検査
④　従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）
⑤　浸水地区における浸水期間中の営業の自粛
⑥　食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

（６）その他

市（健康福祉部）は、災害の状況により被災地区周辺の食品衛生指導員に協力を依頼し、指導を求めるものとする。

３　栄養指導対策

市（健康福祉部）は、食料の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は、被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾患上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

４　健康対策

大規模地震発生時には、避難生活が長期化することが考えられるため、心身の健康管理に努める。

（１）健康管理

①　市（健康福祉部）は、県と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

また、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、健康相談、健康教育等を実施する。

②　巡回健康相談等で把握した問題等については、個別健康相談表を作成し、効果的な処遇検討ができるように努める。継続的内服が必要な者及び食事指導等の必要な者についても配慮する。

③　市（健康福祉部）は、病状の安定のために入院が必要な者に対しては、医療機関との連携を図り、入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な支援を行う。

（２）心のケア対策

①　市（健康福祉部）は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

②　市（健康福祉部）は、避難所に遊び場を確保するなど、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育対策並びに心のケア対策に努める。

③　心のケアに対する正しい知識の普及

ア　市（健康福祉部）は、県と協力して、被災者の精神状態の把握に努める。

イ　市（健康福祉部）は、心のケアやＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障がい）

に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して心のケア対策に努める。

５　資器材の調達

（１）市内業者から調達

市（健康福祉部）は、災害発生後、速やかに保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資器材を調達する。

（２）応援協定に基づく緊急調達

市（健康福祉部）は、市内等で必要な保健衛生用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村等から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

※　災害時における相互応援協定等一覧

第２　遺体取扱対策

１　遺体の捜索

（１）実施体制

災害により、行方不明の状態で周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、原則として市（市民環境部）が県警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施する。

（２）実施方法

市（市民環境部）は、原則として県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して捜索するが、市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

①　対策

ア　市（市民環境部）は、行方不明者の届出の窓口を設け、受付の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録しておく。

イ　捜索は市（市民環境部）及び消防機関が警察と協力し、捜索班及び作業班を編成し実施する。また、被災の状況により、自治会等に協力を要請し地域住民の応援を得て実施する。

②　行方不明者若しくは遺体を発見した場合の措置

捜索中の行方不明者若しくは遺体を発見した者は、直ちに市及び警察に通報するものとする。

また、市（市民環境部）は、市職員や市民等から遺体を発見した旨の連絡を受けたときは、直ちに所轄警察署に通報する。

（３）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

①　対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

②　費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

③　期間

原則として、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大

臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

２　遺体の処置、収容及び検案（検視）

（１）実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市（健康福祉部）が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

（２）実施方法

遺体の処置、収容及び検案にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。市（健康福祉部）のみの対応が困難である場合、県に応援を要請し、支援を受ける。

①　遺体収容（安置）所の開設

ア　身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、市（健康福祉部）は、公共建物又は公園、寺院等、遺体収容に適当な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設する。

イ　遺体収容（安置）所の開設にあたっては、シートや毛布等の必要な物品を調達するとともに、葬儀者等に協力依頼し、棺、ドライアイス等の納棺用品等必要機材を調達する。なお、夏期等気温が高い季節には、遺体腐乱防止のため、特に十分注意を払う必要がある。

ウ　遺体収容（安置）所については、適当な既存建物がないときは天幕等を設置してこれを開設する。

②　遺体の輸送

捜索により発見した遺体は、市（健康福祉部）が指定する遺体収容（安置）所に輸送する。

この場合、遺体を搬送した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名・住所等について確認する。

③　検案・検視の実施

ア　市（健康福祉部）は、警察官による検視及び医師による検案が速やかに行われるよう、警察と連絡をとりあい、協力する。

イ　検視・検案後、市（健康福祉部）は、必要に応じて洗浄、縫合、消毒等の遺体の処置を実施する。

④　身元確認

市（市民環境部）は、警察、自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

（３）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

①　対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、３の対策のとおり）を行うものであること。

②　内容

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ　遺体の一時保存

ウ　検案

③　費用の限度

次の範囲内において行うこと。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

イ　遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

（ア）遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。

（イ）遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

ウ　検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

④　期間

災害発生の日から１０日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

３　遺体の埋葬等

（１）実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬等を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市（健康福祉部）が遺体の応急的な埋葬等を行う。

（２）埋葬等の実施方法

①　民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

②　災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村に火葬場の提供及びあっせんを求める。

③　縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墳墓に埋蔵する。

④　遺体を埋葬する場合は、法人営墓地等に協力を依頼し、その中に所要の地積を確保する。

※　災害時における相互応援協定等一覧

（３）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

①　対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬

②　費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

ア　棺（付属品を含む。）

イ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ　骨つぼ及び骨箱

③　期間

原則として、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

④　遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

ア　遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が混乱のため引き取れない場

合、漂着した市町村が埋葬（費用は県負担）する。

イ　遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、アに準じて実施する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第３　動物取扱対策

１　動物保護管理対策

（１）実施体制

市（市民環境部）は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

（２）実施対策

①　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

②　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

③　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

④　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やＦＡＸを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

⑤　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

⑥　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

２　死亡獣畜の処理

（１）実施体制

市（市民環境部）は、県と協力して、被災地において、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施を行う。

（２）実施対策

市（市民環境部）は、次の対策を必要により県の指導・助言を得て実施する。

①　死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

②　死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

ア　移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理とする。

イ　移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理とする。

（３）処理方法

①　埋却

死体を入れてなお地表まで１ｍ以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

②　焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

（約１ｍの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。）

第１４節　障害物等除去活動

主管部	住居内障害物：市民環境部 道路・河川障害物：建設部	関係部	住居内障害物：健康福祉部

被災市民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、市（建設部）及び関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

また、市(市民環境部)は、家屋等の障害物の除去対策を行う。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
障害物仮置場候補地	リサイクルセンター、平ヶ崎災害時ストックヤード	旧日光クリーンセンター	リサイクルセンター	足尾ストックヤード	栗山館駐車場、湯西川中継基地

第１　住居内障害物の除去

１　家屋等の障害物の除去

市（市民環境部）は、災害により家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（健康福祉部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

２　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

（１）対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者とする。

（２）内容

賃金職員等、技術者等を動員して除去する。

（３）費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則第２条で定める額以内。

（４）期間

原則として、災害発生の日から１０日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第２　河川の障害物の除去

１　実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

２　実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

第３　道路の障害物の除去

１　実施体制

市（建設部）は、道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は市内の建設業者に委託するなどして速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

※　市内建設業者一覧

２　実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた重要物流道路及び緊急輸送路については最優先に実施する。

（１）車両移動等の実施

①　道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

・緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。

・運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

②　土地の一時使用等

①の措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

第４　障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第１５節　廃棄物処理活動

主管部	市民環境部	関係部	

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、市（市民環境部）及び関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正**かつ迅速に処理する。**

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
廃棄物仮置場候補地	リサイクルセンター、平ヶ崎災害時ストックヤード	旧日光クリーンセンター	リサイクルセンター	足尾ストックヤード	栗山館駐車場、湯西川中継基地

第１　ごみやがれきの処理

１　実施体制

市（市民環境部）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

２　発生量及び処理可能量の推計

市（市民環境部）は、被害を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

３　住民等への周知

市は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場利用方法等について、住民へ広報するとともに県やボランティア等とも情報を共有する。

４　仮置場の設置・運営

市（市民環境部）は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

５　収集運搬

市（市民環境部）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

６　処分・再資源化

市（市民環境部）は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破砕、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成２９年９月　環境省）」等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り行う。

７　国庫補助制度の積極的活用

市（市民環境部）は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業補助金等）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第２　し尿処理

１　実施体制

市（市民環境部）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

２　発生量及び処理可能量の推計

市（市民環境部）は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

３　住民への周知

市は排出方法等について、住民へ広報するとともに、県と情報を共有する。

４　収集運搬

市（市民環境部）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

５　処分・再資源化

市（市民環境部）は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

６　国庫補助制度の積極的活用

市（市民環境部）は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業補助金等）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第３　廃棄物処理の特例

１ 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

市（市民環境部）は、同節第１、第２により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣から特例地域に指定された場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、市（市民環境部）は、県から必要な情報提供を受ける。

なお、市（市民環境部）は、廃棄物処理特例地域として指定され、かつ、一定の要件を勘案して必要な場合、環境大臣に災害廃棄物の処理の代行を要請することができる。

２ 留意事項

市（市民環境部）は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第１６節　文教・文化財対策

主管部	教育部	関係部	消防部

震災時の児童・生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、市（教育部）は県教育委員会と協力し、必要な措置を講じる。また、当市にある貴重な国宝や重要文化財など数多くの文化財への被害が拡大しないように、国、県、関係機関、地元住民等と連携し、緊急に応急対策を講じ、その保全を図る。

第１　地震発生時の対応

地震発生時には校長等は、児童・生徒等の安全を第一に考え、次の措置をとる。

１　緊急避難等の措置

（１）避難措置

校長等は、授業中に地震が発生した場合は、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認、被災状況確認を行う。

①　実施方法

ア　実施責任者は、校長等とする。

イ　避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員を必ず付けて誘導する。

ウ　校長等は、避難誘導の状況を逐次市(教育部)に報告し、また保護者に通報する。

エ　その他児童・生徒等の避難計画は、本章第５節の避難対策に準じて実施する。

（２）応急救護

校長等は、児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当てを行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を期する。

（３）余震情報等の把握

校長等は、余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒等を帰宅させるかどうか等について、市(教育部)との協議等により決定する。

（４）下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講じる。

（５）校内保護

校長等は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに教育部に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

２　被害状況の把握及び報告

（１）校長等は、地震が発生した場合、速やかに児童・生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市（教育部）へ報告する。

（２）施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、市(教育部)に報告する。必要によっては被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し施設の安全確保を図る。

（３）校長等は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

３　臨時休校等の措置

校長等は、被害状況によっては、教育部と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

第２　応急時の教育の実施

１　教育施設の確保

（１）市（教育部）は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

【応急教育実施のための予定場所の選定基準】

災　害　の　程　度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	①　公民館等公共施設 ②　隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	①　市民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 ②　応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	近隣市町村の学校、公民館等公共施設

（２）被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（１週間以上）による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合又は仮教室が市民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

２　応急教育計画作成上留意すべき点

（１）児童・生徒等に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定める。

（２）各学校長等は被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。

（３）休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。

（４）授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行う。

３　教職員の確保

市(教育部)は、震災により通常の教育活動を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

（１）市内における災害の状況により、市（教育部）は、被害を免れた学校の教職員

を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
（２）市における被災の状況がひどく、（１）によることが困難な場合は、県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会が、県単位に対策をたて、市（教育部）と協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。
（３）短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

第３　防災拠点としての役割

避難所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長等は､避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

第４　給食に関する措置

市(教育部)は、学校給食についてはできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合の一時中止措置について考慮しておくものとする。
（１）災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。
（２）給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
（３）感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
（４）給食物資の調達が困難なとき。
（５）その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。なお､給食再開にあたっては衛生管理に十分に注意する。

第５　学用品の調達・給与

市(教育部)は、教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に本部長（市長）が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

１　対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒（義務教育後期課程の児童及び中等教育学校の前期課程の生徒及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

２　内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。
（１）教科書
（２）文房具
（３）通学用品

３　費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。
（１）教科書代
①　小学校児童及び中学校生徒:教科書の発行に関する臨時措置法第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、市(教育部）に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

② 高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材を給与するための実費

（２）文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則第２条で定められた額以内とする。

４ 期間

災害発生の日から教科書については１月以内、その他の学用品については１５日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

※ 災害救助法施行細則：別表第一、第二

第６ 文化財の保護

１ 応急措置

（１）出火防止

文化財所有者及び関係者は、巡回し、火気使用場所の点検等の出火防止措置を実施するものとする。

（２）文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。

また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させ、臨時休館又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

（３）災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市（教育部）に通報するものとする。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育長とする。通報を受理したときは、県教育委員会に報告する。

（４）文化財建造物及び文化財の保存

文化財所有者及び関係者は、文化財建造物及び文化財の保護に努めるとともに、必要な場合は次のような措置を行うものとし、市（教育部・消防部）は、これに支援・協力する。

① 文化財建造物とその部材の保護の方法

ア 文化財建造物等に延焼の危険がある場合

（ア）火災の初期の段階では、速やかに燃焼部位を確認する。

（イ）状況に応じて最も有効な消火方法を用いて火災の一挙鎮圧を図る。

（ウ）屋内進入が可能な場合は、建物の内壁や小屋裏、廊下等及び収容されている重要文化財等を火災防御重点箇所として、火災の拡大防止と収容されている重要文化財等への延焼防止を図る。

（エ）火災が最も盛んな時期においては、火勢の制圧と並行して周囲への延焼拡大防止を重点的に行う。

（オ）文化財建造物内には美術品等の文化財が収蔵されている場合が多いため、消火活動により収蔵物の破損又は汚損のおそれがある場合には、状況に応じ、収蔵物を移動又は防水シート等により保護する。

（カ）文化財建造物の周囲で火災が発生したとき、当該建造物への延焼防止を図る。

（キ）延焼により焼失が確実と思われる場合には、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

イ　文化財建造物が地震により大きく破損した場合

（ア）危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う。

（イ）軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に、危険部分に立入制限の措置をとる。

（ウ）破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

ウ　文化財建造物の主要な構造部分が地震により大きく傾斜した場合

支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立入制限の措置をとる。

②　文化財の緊急保存措置

ア　転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録した上、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に個体別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記する。

イ　火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いので、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤、汚れなどを清掃することは避けるべきである。

ウ　水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取扱いに便利な場所へ移動する。その後は、カビの発生に注意しながら低温の環境を保つ。その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要のある文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなどの対応をとる。

エ　損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合

（ア）搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

（イ）搬出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその状況を記録する。

※　指定文化財一覧

２　被害状況の調査、復旧対策

市（教育部）は、県と連携し、災害発生の場合は被害の程度により係員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告する。

第１７節　住宅応急対策

主管部	建設部	関係部	

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、市（建設部）は、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設及び被害家屋の応急修理を行い、被災者の一時的な居住の安定を図る。

なお、足尾地域では、昭和５６年以前の木造建築物が数多くあり、また、高齢化率も高く、大きな震災が発生した場合には、住家の被害が深刻となることが予想されるため、地域の実情を踏まえた的確な住宅応急対策の実施に努める。

第１　実施体制

１　実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として市（建設部）が行う。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

２　応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合には、応急仮設住宅を建設または、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借り上げることにより、応急仮設住宅として供給する。

第２　公営住宅等の一時供給

１　対象者

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

（１）震災のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。
（２）居住する住家がないこと。
（３）自己の資力では住宅を確保することができないこと。

２　供給する公営住宅等の確保

（１）市（建設部）は、既設の市営住宅等で提供可能なものを確保する。
（２）市内で確保できない場合、県に要請し、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを求めるものとする。

第３　応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。

１　対象者

本節第２の１に掲げる対象者に同じ。

２　内容

（１）設置予定場所
　　市（建設部）において決定するものとする。
（２）住宅の規模及び構造
　　１戸当たり２９．７平方メートルを基準とする。
（３）実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常災害対策本部に協力を要請する。

※　市内建設業者一覧

３　民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

市は、協定の締結先やその他関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

４　費用の限度

災害救助法施行細則第２条で定められた額以内とする。

５　期間

（１）建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から２０日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

（２）供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第８５条第３項又は第４項による期間（３箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は２年）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第４　被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

１　対象

災害のため住家が半壊、半焼又は準半壊し若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な修理を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したもの。

２　実施方法

市（建設部）は、業者活用等により修理を実施する。

３　費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、支出できる費用は、災害救助法施行細則第２条で定められた額以内とする。

４　期間

応急修理は、災害発生の日から１月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第１８節　労務供給対策

主管部	企画総務部	関係部	

市（企画総務部）は、災害応急対策を実施するにあたって、必要な要員の確保を図り、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第１　労務供給計画

１　実施体制

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

２　要員の確保

市（企画総務部）は、職業安定所等との連絡を図りながら、災害時における必要な要員の確保、配分を行う。

各部が労働者を必要とする場合、次の事項を明示し総務部を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

（１）雇用の理由
（２）所要職種別人員
（３）作業内容
（４）雇用期間
（５）就労場所
（６）賃金の額
（７）労働者の輸送方法
（８）その他必要な事項

３　要員の確保が困難な場合の対応

市（企画総務部）は、市内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

（１）相互応援協定等に基づく他の市町村に対する応援要請
（２）県への要員確保依頼
（３）指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

※　災害時における相互応援協定等一覧

第２　災害救助法を適用した場合の要員の確保

市（企画総務部）、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市（企画総務部）又は県が行う。

１　対象

次に掲げる活動に要する労働者で、市（企画総務部）又は県が雇用する。

（１）被災者の避難
（２）医療及び助産
（３）被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
（４）飲料水の供給
（５）死体の捜索

（６）死体の処理（埋葬を除く。）
（７）救済用物資の整理配分

２　費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

３　期間

１の各救助の実施が認められる期間（ただし(1)については１日程度)。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第１９節　公共施設等応急対策

主管部	道路施設：建設部 上下水道施設：上下水道部 河川管理施設：建設部	関係部	道路施設：企画総務部 河川管理施設：消防部

災害に際して、交通機関、ライフライン等市民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第１　道路施設

１　被害情報の収集

市（建設部）は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

（１）道路パトロールカー等による巡視に努める。

（２）市（建設部）は、県土木事務所、警察など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

２　災害状況の伝達

（１）市（企画総務部・建設部）は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

（２）市（企画総務部・建設部）は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

３　応急措置

（１）緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

（２）交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行禁止・制限の措置をとり、道路法第４７条の５に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

（３）交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急通行車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、県指定緊急輸送道路を優先して機能の確保を図る。

※　市域における緊急輸送道路一覧

（４）二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

（５）道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第２　鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努めるものとする。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備するものとする。

１　被害情報等の情報収集・伝達

（１）鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するものとする。

（２）市（企画総務部・建設部・消防部）の情報収集・伝達

市（企画総務部・建設部・消防部）は、大規模な鉄道事故災害発生により、区域内で栃木県火災･災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県（直接即報基準に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

２　応急措置

捜索、救急・救助、医療及び消火活動、緊急輸送、広報対策等の応急措置については、本章各節の定めるところによる。

第３　上水道施設

１　被害情報の収集、伝達

水道事業者（上下水道部）は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報するものとする。

２　応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者（上下水道部）は、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内市民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努めるものとする。

（１）工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

※　指定給水装置工事事業者一覧

（２）送配水管等の復旧手順

① 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

② 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

（３）仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

（４）通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

３　広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で市民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を市民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても知らせるとともに、利用者の水道に関する不安解消に努める。

４　応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

第４　下水道施設

１　被害情報の収集、伝達

市（上下水道部）は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民への広報に努める。

２　応急措置

（１）下水道施設が被害を受けた場合、市（上下水道部）は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

（２）処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

① 応急復旧の緊急度、工法の検討

② 復旧資材、作業員の確保

③ 技術者の確保

④ 復旧財源の措置

※ 排水設備指定工事店一覧

第５　電力施設

１　東京電力パワーグリッド㈱の対応

東京電力パワーグリッド㈱は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図るものとする。

（１）　被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド㈱は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民への広報に努める。

（２）　応急措置

①　要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド㈱は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

②　電力の融通

東京電力パワーグリッド㈱は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合における各電力会社間の電力の融通を行う。

③　危険予防措置

市（企画総務部）、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド㈱に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

④　自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド㈱は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

⑤　応急工事の実施

東京電力パワーグリッド㈱は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

ア　発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ　変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ　配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

オ　通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

（３）　広報

東京電力パワーグリッド㈱は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

２　各電力事業者の対応

発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、上記１に準じて対応

第６　ＬＰガス

ガス事業者は地震の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を維持するものとする。

１　応急措置

（１）事業者による初動措置

①　ＬＰガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

②　病院等公共施設及び大規模容器置場を有する施設に対し、速やかに施設巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を行うものとする。

③　消費者の要請又は巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動するものとする。

④　使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため回収に努め、 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

（２）応急復旧

事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し復旧のための改修を行う。

２　広報

（１）ガス栓閉止等の広報をする。

（２）消費先に対し、ＬＰガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

第７　都市ガス施設

鬼怒川ガス㈱は、栃木県都市ガス協会の各事業者の区域内ガス供給施設に被害が生じた場合、各ガス事業者が相互に協力し、被害を最小限にくい止めるとともに、ガス供給の早期復旧を図るものとする。

１　被害情報の収集

鬼怒川ガス㈱は、災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

２　被害情報の伝達

（１）鬼怒川ガス㈱は、被害の概況が把握された時点で、速やかに県、市（企画総務部）、消防本部、所轄の警察署、防災関係機関に被害情報を連絡する。

（２）鬼怒川ガス㈱は、被害の状況により、救援が必要と判断される場合は、県都市ガス協会幹事事業者に対してあらかじめ被害情報を連絡する。

３　応急措置

（１）災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認められる場合は、保安規程に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

（２）二次災害の防止対策

被害状況により必要と判断される場合は、ガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止対策をとる。

（３）救援要請

①　被災ガス事業者は、被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者（足利ガス(株)）に対して救援要請を行う。

②　幹事ガス事業者（足利ガス(株)）は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

（４）ガス供給施設復旧計画

被災ガス事業者は、次の基準によりガス供給施設の復旧を行う。

①　被害調査と復旧実施計画の策定

災害発生により供給停止となった地域の早期復旧を図るため、復旧基本計画の策定後、被害状況の収集や被害踏査を実施し、中圧導管、重要施設、被害軽微地区の復旧優先を考慮した効率的な復旧計画を立てて、復旧作業を実施する。

なお、被害調査は、低圧導管へのガス供給源となる中圧導管設備を含む重要路線及び建物被害の状況を、次により修繕に先立ち先行調査し、復旧優先順位付けを検討する。

ア　中圧導管は路線単位に踏査を行い、低圧導管はブロック毎、面的に被害踏査を実施する。

イ　巡回調査が必要な整圧器、バルブを含む中圧路線と重要路線、建物被害状況等について調査すべき点検項目をあらかじめ設定しておく。

（５）関係機関の連携

復旧作業の迅速化、効率化のため、関係機関、特に水道事業者と必要に応じ情報交換を行う。

（６）復旧作業

復旧作業は、中圧の復旧と低圧の復旧の連携を取りながら実施する。

中圧の復旧は、低圧への送出源となるラインを優先し、低圧の復旧は、低圧導管網を復旧ブロック化して、その単位ごとに閉栓、被害修理、エアーパージ、閉栓の順に実施する。

４　広報

台風、洪水、火災等による災害の広報活動は、二次災害の防止、消費者の不安解消、復旧作業の円滑な推進のため極めて重要であり、次により迅速、適切に実施する。

（１）災害発生直後の広報

①　利用者に対する広報活動

テレビ、ラジオ、広報車などを通して、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

②　報道機関に対する広報活動

地元をはじめとするテレビ、ラジオ放送局に対して、二次災害防止の観点から、保安確保のための緊急放送を依頼する。

また、必要に応じて、マイコンメーターの取扱い方法についても放送を依頼する。

③　地方自治体、県警察、消防等に対する広報活動

都市ガスに関する被害情報を連絡するとともに、保安確保や利用者広報に対する協力を要請する。

（２）ガス供給停止時の広報

災害等により供給停止の措置がとられた場合、二次災害防止とともに、消費者への不安解消を目的とした広報を行う。

このため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する周知についても適切な広報を行う。

①　利用者に対する広報活動

報道機関や諸官公庁への協力要請等により、供給停止や保安確保に関する情報を周知してもらうよう努め、地区全体や個々の消費者の復旧作業内容、スケジュール、復旧見通し等を、チラシ、広報車、社告、ハンドマイク、個別訪問等で可能な限り提供するように努める。

②　報道機関・地方自治体等に対する広報

ア　報道機関・地方自治体等に対して随時情報提供し、利用者の理解と協力を得られるように、報道や公的周知の面での協力を要請する。

イ　関係省庁、地方自治体、警察、消防、自治会等と復旧状況報告などを通して情報を密にする。

ウ　インターネットのホームページの活用も考慮する。

第８　河川管理施設等の対策

市（建設部）は、地震発生時に災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、県及び関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

１　水防機関の監視、警戒活動

地震発生後に災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

（１）出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、直ちに県に報告するものとする。

①　消防団が出動したとき。

②　水防作業を開始したとき。

③　堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む）

（２）出動及び水防作業

①　水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防団を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

ア　水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

イ　水防警報指定河川等にあっては知事からの警報を受けた場合

ウ　緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

②　本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

③　消防機関

ア　待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

イ　準備

河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備

をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

（ア）消防団の団長及び班長は所定の詰所に集合する。

（イ）水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

（ウ）水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

ウ　水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

２　河川管理施設等損壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第２５条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

第２０節　危険物施設等応急対策

主管部	消防部	関係部	

危険物施設等が被災した場合に、危険物が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、市（消防部）は、関係機関と連携して、適切な災害応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、ＬＰガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物資に係る応急対策については、第３編（風水害等対策編）第７章「危険物等事故災害対策」の規定に準ずる。

第２１節　観光客対策

主管部	観光経済部	関係部	

市（観光経済部）は、観光施設や宿泊施設等の協力を得ながら、当市の地理に不案内な観光客に対し、避難所の周知や安全の確保を図るための対策を実施する。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
重 要 度	○	◎	◎	○	◎
地域特性		観光客対策	観光客対策		観光客対策

第１　各種対策

１　避難所の周知

地理の不案内な観光客に対して、避難所等の周知を図るため、市（観光経済部）は、宿泊施設や観光施設等の協力を得て、市内の避難所等の周知を図る。

２　観光客の把握と適切な避難誘導

市（観光経済部）は、観光協会や旅館組合をはじめ、宿泊施設や名所･旧跡等の施設管理者と連携協力し、宿泊施設等に滞在･滞留する観光客数や施設の利用者数を把握するとともに、避難所に避難する観光客の安全な誘導を図る。

なお、道路状況の安全や交通機関の運行の確認次第、観光客が順次帰宅できるよう、情報の収集や公表、相談対応などの支援体制をとる。

３　孤立者対策

道路損壊等により孤立した地区にあっては､多数の観光客が帰宅できないという状況が発生する。市（観光経済部）は、観光協会や旅館組合との連携を図り、県や関係機関の支援協力を得て、観光客の救出等にあたるとともに、観光客への食料や飲料水等の供給に努める。

第２２節　広報活動

主管部	企画総務部	関係部	地域振興部・消防部

災害時に、市民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、市（企画総務部）は、県や防災関係機関と相互に連携して、市民ニーズに対応した広報活動を行う。
また、当市は高齢者が多く居住し、災害時には土地に不慣れな観光客も滞在していることなども踏まえ、正確な情報が確実に伝わるような広報活動に努める。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
拠点施設	本庁舎	日光行政センター	藤原行政センター	足尾行政センター	栗山行政センター

第１　広報の内容

市（企画総務部）及び防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、（１１）については、当該安否情報に係る被災者又は第３者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

（１）災害の規模、被害の状況に関する事項
（２）避難指示に関する事項
（３）犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
（４）医療救護活動に関する事項
（５）交通規制等に関する事項
（６）食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
（７）保健衛生に関する事項
（８）道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
（９）電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
（１０）災害用伝言ダイヤル、災害伝言板など活用に関する事項
（１１）被災者の安否に関する事項
（１２）ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
（１３）問合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
（１４）その他関係機関の応急対策に関する事項
（１５）市民の心得等人心の安定のために必要な事項
（１６）その他必要な事項

第２　広報の方法

市（地域振興部・企画総務部）・消防本部は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、防災用屋外スピーカーや戸別受信機、広報車等市が所有する広報手段、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などを積極的に活用し、広く市民に的確な情報提供を行う。

１　広報計画の策定

市（企画総務部）は、市民生活の混乱を防止するため、県の広報計画に準じて計画を策定し、関係機関と連携を図り、市民に対して迅速、的確に広報活動を実施する。

２　市民に対する広報の方法

（１）人心の安定を図るため、被害の状況とその対策の実施状況並びに注意事項及び

協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。また、要配慮者に対し、県と連携して、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を受けながら的確な情報提供を行うものとする。

① 防災用屋外スピーカー及び戸別受信機
② 広報車の現地派遣
③ 消防団・自主防災組織、自治会等を通じた周知
④ 県内放送機関の協力による周知広報
⑤ ポスター等の掲示又は配布
⑥ ホームページによる広報

（２）広報車を利用する際は、道路の規制状況を把握するとともに、各地区ごとに分担を定め、効率的な広報を行う。広報を行うにあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区の必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

第３　災害報道

市（企画総務部）は、災害情報及び市の災害応急対策状況について、報道機関に対し速やかに発表する。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行う。

第４　記録写真等の収集

災害が発生した場合等の記録写真等は、各関係機関で収集に努める。

第２３節　自発的支援の受入

主管部	ボランティア：地域振興部 義援物資・義援金：企画総務部・機動部	関係部	ボランティア・義援物資・義援金：健康福祉部

大規模災害発生時に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、市（地域振興部・健康福祉部）は、社会福祉協議会等関係機関と適切な支援調整を行う。また、市(企画総務部・健康福祉部)は、被災者の必要物資等を把握し、寄せられた義援物資・義援金を的確に受入れ、公平に配分する。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
災害ボランティアセンター候補地	中央公民館、市社会福祉協議会	市社会福祉協議会日光支所	市社会福祉協議会藤原支所	市社会福祉協議会足尾支所	市社会福祉協議会栗山支所

第１　ボランティアの受入・活動支援

１　災害時のボランティアの活動内容

災害時において､ボランティアに期待される活動内容は､次のものが想定される。

（１）災害・安否・生活情報の収集・広報
（２）炊出し、その他の災害救助活動
（３）医療、看護
（４）高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
（５）清掃、保健衛生活動
（６）災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
（７）家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
（８）災害応急対策事務の補助
（９）その他災害応急対策に関する業務

２　ボランティア活動の支援調整

市（地域振興部・健康福祉部）は、県及び社会福祉協議会と連携を図りながら、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより､連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

また、市（地域振興部・健康福祉部）は、ボランティアを一元的に調整する機関として、災害ボランティアセンターの開設を社会福祉協議会に要請するとともに、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援する。

第２　義援物資・義援金の受入・配分

１　義援物資の受入

（１）義援物資の受入

市（企画総務部・健康福祉部）は、義援物資に関する対応方針について、ホー

ムページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、義援物資は、物資集積所において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

（２）義援物資の需給調整と情報提供

市（企画総務部・健康福祉部）は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

２　義援金の受入・配分計画

（１）義援金配分委員会の設置

市(企画総務部)は、義援金配分委員会を設置し、義援金の受入・配分を実施する。

（２）義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

（３）義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。

（４）配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第２４節　孤立集落支援対策

主管部	企画総務部	関係部	地域振興部、建設部、消防部

市（企画総務部）は、地震に起因する土砂災害等による道路や通信の途絶により孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

第１　孤立実態の把握

市（企画総務部）は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査に基づき各地域と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡がとれない場合は、ヘリコプターを活用するとともに、必要に応じて職員の現地派遣や災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。

孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第２　救出・救助活動の実施

市（企画総務部・消防部）は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

第３　通信体制の確保

市（企画総務部）は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第４　生活必需物資の輸送

市（企画総務部）は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプターや、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第５　救出・救助活動の実施

市（建設部）は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第４章　復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定

主管部	基本方向・復興計画：企画総務部 防災まちづくり：建設部	関係部	基本方向・復興計画：各部等

＊第４章における部の名称は、現在の組織機構に基づく名称である。

市（企画総務部・建設部等）は、被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第１　基本方向の決定

１　実施体制

市（企画総務部・各部等）は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

なお、著しく異常かつ甚大な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第２８条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、市（企画総務部）は、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

２　市民との協働

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に行う。

３　県、国等職員の派遣要請

市（企画総務部）は、復旧・復興にあたり、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

第２　迅速な原状復旧

市（各部等）は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

（１）施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

（２）施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとすること。

（３）地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。

（４）ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧時期の目安を明示すること。

（５）施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第３　計画的復興の推進

１　復興計画の作成

特定大規模災害等により被災した場合において、被災地域の再建は、都市構造の

改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市（企画総務部・各部等）は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進める。

①　復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定めるものとする。

（ア）復興計画の区域

（イ）復興計画の目標

（ウ）市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

（エ）イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

（オ）復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

（カ）復興計画の期間

（キ）その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

２　防災まちづくり

（１）防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、市（建設部）は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、市（建設部）は、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。

（２）防災まちづくりに関する留意事項

市（建設部）は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、次の点に留意するものとする。

①　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

②　必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

（ア）避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

（イ）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

（ウ）建築物や公共施設の耐震化、不燃化

（エ）耐震性貯水槽の設置

③　被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的実施を行うこと。

④　新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うこと。

第２節　民生の安定化対策

主管部	被災者相談：企画総務部 り災証明：市民環境部・消防本部 住宅対策：建設部 租税減免・被災者生活再建：企画総務部・財務部	関係部	被災者相談：市民環境部・観光経済部

災害により被害を受けた市民・事業者の自力復興を促進し、安定した市民生活や社会生活の早期回復を図るため、市（企画総務部・財務部・市民環境部・建設部・消防本部）は、関係機関と連携を図りながら、生活相談、住宅対策、租税減免等を計画的に実施する。

第１　被災者のための相談、支援

市（企画総務部・市民環境部・観光経済部）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置する。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整える。

第２　り災証明書の発行

市（市民環境部）は、地域に係る被害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞無く、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、り災害証明書を交付しなけらばならない。

また、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、市と他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ただし、火災に係るり災証明書の発行は、消防本部が行う。

第３　住宅対策

市（建設部）は、被災者の住宅復旧を促進するため、状況によっては県に対して必要とする住宅復興用木材の調達について、あっせんを求める。

第４　地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、市（企画総務部）は、その制度の普及促進に努めるものとする。

第５　租税の減免等の措置

市（財務部）は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、日光市税条例に基づいて、市税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

１　期限の延長（日光市税条例第１８条の２）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納付・納入ができないと認められる場合は、地域、期日その他必要な事項を指定してその期限を延長する。

２　徴収猶予（地方税法第１５条及び第１５条の２並びに日光市税条例１８条の２）

災害により期日までに市税を納めることができない者で、その市税を一時に納付

することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として１年以内の期間に限り徴収を猶予する。

３　減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について軽減又は免除するとともに、被災した特別徴収義務者の納入義務を免除する等の納税緩和措置を講じる。

第６　被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度である。

１　対象となる災害

この制度が適用になる災害は、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

（１）災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した自然災害
（２）１０世帯以上の住宅が全壊した自然災害
（３）県内で１００世帯以上の住宅が全壊した自然災害
（４）５世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口１０万未満のものに限る。）であって、（１）から（３）に規定する区域に隣接する自然災害
（５）全壊１０世帯以上の被害等が発生した市町村を含む都道府県内で、全壊５世帯以上の被害が発生した自然災害
（６）（３）または（４）に規定する都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

２　支給対象世帯

（１）居住する住宅が全壊した世帯
（２）居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
（３）災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
（４）居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

３　支給額

支給額については、資料編のとおりとする。

※　被災者生活再建支援金の支給額

４　支給手続

支給申請は市（企画総務部）に行い、提出を受けた市（企画総務部）は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である公益財団法人栃木県市町村振興協会に提出する。

第７　栃木県被災者生活再建支援制度

平成２４年５月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）が適用されたが、栃木県では支援法の要件を満たさなかったため、適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな独自の制度（以下「支援制度」という。）を平成２５年４月に創設した。

なお、平成２６年５月に住宅の全壊等１世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

１　対象となる災害

この制度が適用になる災害は、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

２　支給対象世帯

本節第５の２と同じ

３　支給額

本節第５の３と同じ

※　被災者生活再建支援金の支給額

４　支給手続

被災者は、支給申請を市（企画総務部）に行い、提出を受けた市（総務部）は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である公益財団法人栃木県市町村振興協会に提出する。

第８　融資・貸付・その他資金等の支援

被災した市民の生活の早期再建を図るため、県が行う資金枠の確保、貸付け等の金融支援は資料編のとおりである。

※　融資・貸付・その他資金等の概要

第３節　公共施設等災害復旧対策

主管部	災害復旧対策事業：各部等 激甚災害：企画総務部	関係部	激甚災害：各部等

公共施設の早期復旧を図るため、市（各部等）は、県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

第１　災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には資料編に掲げたようなものがある。

※　災害復旧事業の種別

第２　災害復旧事業実施方針

１　災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

２　緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

３　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第３　災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。

【公共土木施設災害復旧事業事務手続】

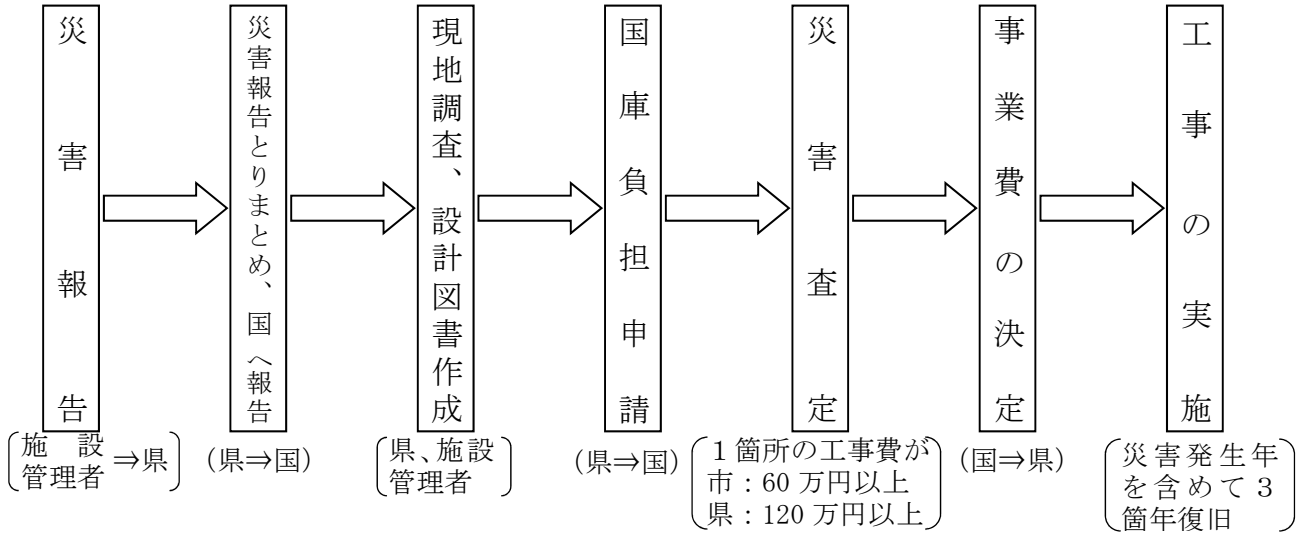

第４　激甚災害の指定に関する計画

１　計画の方針

市(企画総務部)は、災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

２　激甚災害に関する調査

（１）激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるべき被害が発生したときは、県は、市の被害状況等を検討の上、関係各部で必要な調査を実施する。

（２）前記（１）の場合において、市（企画総務部・各部等）は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

３　激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき指定される。

※　激甚災害指定手順、激甚災害適用措置と指定基準

第３編　風水害等対策編

第１章　総則

第１節　日光市の風水害等を取り巻く自然的条件

第１　気象の状況

気候は内陸性気候に属し、年平均気温は市街地で１２℃程度、山間部では７℃程度であり、夏季は比較的涼しく、冬季は氷点下になることも多い。

降水については、夏季に太平洋から関東平野を北上してきた湿った南風は、日光連山によって、初めて上昇する機会を得るため、当市では夏季の雨量が多く、雷雨となることも多い。近年の年間降水量をみると、平成３１年・令和元年が多く２，４０８．５㎜（宇都宮地方気象台今市観測所）となっている。

冬季は、シベリアから日本海を越してくる湿った北風が、上信越の日本海側山岳や日光連山北西側などで大量の雪を降らせ、その影響は日光白根山や男体山側などから湯元地域にまで及んでいる。近年の日最大降雪量をみると、平成２６年が多く６０㎝（宇都宮地方気象台土呂部観測所）となっている。また、雪を降らせた風は、関東平野に向かって寒く乾燥した季節風（男体山おろし）となって吹く。近年の最大風速をみると、平成３０年が強く２１．２m/s(宇都宮地方気象台奥日光観測所)となっている。

第２　土砂災害・洪水等を引き起こす可能性のある地勢

１　土砂災害・洪水等を引き起こす可能性のある地勢の概要

当市には、日光白根山、男体山、赤薙山などの日光火山群の山々が連なっており、地形・地質的にもろい地域が大部分であるため、崩壊しやすい所が多く、山地災害危険地区も多い。

また、これらの険峻な火山帯を源とする鬼怒川や渡良瀬川をはじめとする河川は、その流域の地質が脆弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質を有し、豪雨、台風等に見舞われると山腹、渓岸は崩壊を起こし、土砂災害を引き起こすことが危惧される。そして多量の土砂が下流に流送することで、河床の上昇を招き、洪水流の疎通を妨げ、河積の断面積不足による破堤の原因ともなる。扇状地においては、排水能力を超えるような豪雨があった場合は、河川や排水路の溢水により浸水被害の発生が危惧される地域もある。

２　災害危険箇所の状況

当市における山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）数は次のとおりである。

【林野庁・栃木県環境森林部所管の山地災害危険地区】　（箇所）

	山地災害危険地区	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
日光市	（６８） ８０３	（３８） ４４０	（３０） ３６２	１
今市地域	９９	５７	４２	－

日光市	山地災害危険地区	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
	（６８） ８０３	（３８） ４４０	（３０） ３６２	１
日光地域	（２１） ２７８	（１０） １４５	（１１） １３３	－
藤原地域	（１５） ５９	（６） ３５	（９） ２４	－
足尾地域	（２６） １５９	（１８） ９０	（８） ６９	－
栗山地域	（６） ２０８	（４） １１３	（２） ９４	１

（　）内数字は国有林内の山地災害危険地区数で内数。　（平成３０年４月１日現在）

【栃木県県土整備部所管の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり）の状況】　（箇所）

日光市	土砂災害警戒区域合計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり
	９３５	５２４	３９８	１３
今市地域	２５１	１６４	８５	２
日光地域	２６３	１３１	１２９	３
藤原地域	１９２	１０７	８３	２
足尾地域	１２２	６７	５４	１
栗山地域	１０７	５５	４７	５

（平成３０年４月１日現在）

第３　河川の状況

１　河川の概要

当市には、鬼怒川、渡良瀬川、大谷川、田川、男鹿川など多数の一級河川が流れている。鬼怒川上流部は山を侵食して深い谷をつくっており、この地形を利用して大規模なダムが築かれている。河川の流域に崩壊地などの荒廃地が広く分布しており、上流部では中禅寺湖などの多くの湖、滝がある。

また、足尾山地は、火災と多年にわたる銅製錬の煙害等によりはげ山が多く、崩れやすい岩石が急斜面で松木側の谷にのぞみ、崖錐をつくっており、土砂流出や支川を含む氾濫を繰り返してきた。現在は河川改修が進められ、山も公共事業による緑化工事、ボランティアの植樹活動により復旧しつつあるが、完全に緑で覆われるには多年の歳月を必要とする。

２　重要水防箇所指定の状況

当市における、県管理及び国管理の河川における重要水防箇所数（令和２年４月現在）は次のとおりである。

【重要水防箇所】

	国の管理区間	県の管理区間	合計
重要度Ａ	1 箇所 540m	8 箇所 713m	9 箇所 1, 253m
重要度Ｂ	―	4 箇所 2, 130m	4 箇所 2, 130m
合計	1 箇所 540m	12 箇所 2, 843m	13 箇所 3, 383m

第４　豪雪地帯の状況

１　豪雪地帯の指定状況

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、住民の生活水準の向上が阻害されている地域については、一定の条件を満たしている場合、「豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）に基づき「豪雪地帯」と指定される。当市は、日光、藤原、栗山の３地域が指定されている。

２　雪崩危険箇所の状況

豪雪地帯対策特別措置法により指定を受けた豪雪地帯に分布する当市の雪崩危険箇所数（平成２６年４月現在）は、次のとおりである。

【雪崩危険箇所数】　（箇所）

日　光　市	林野庁・県環境森林部所管	県土整備部所管	合計
	３８	１４７	１８５
日　光　地　域	7	５８	６５
藤　原　地　域	1	５２	５３
栗　山　地　域	３０	３７	６７

第２節　過去の主な風水害等

風水害等の種類と特性、月別の風水害等の被害発生件数及び実際に当市に被害を及ぼした主な気象災害の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第１　風水害等の種類と特性等

風、雨、雪等がもたらす災害にはいくつかの種類があるが、洪水、土砂災害、風害、雪害にわけ、それぞれについて発生状況、主な要因等を挙げると概ね次のとおりとなる。

【風水害等の種類と特性等】

災害の種類		発生状況	主な原因
洪水	外水氾濫	河川を流れる水が堤防を越え溢れ出したり（溢水）、堤防が切れたり（破堤）して浸水する。	・台風性の豪雨 ・狭い地域に集中する降雨 ・気温上昇や降雨による融雪 ・地震
	内水氾濫	河川の水位が上昇し、堤内地の水が本川等へ排水できないため、堤内地が浸水する。	
土砂災害	山崩れ がけ崩れ	地面に染み込んだ雨水で柔らかくなった土砂が、急斜面や切り土斜面から突然崩壊する。	・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨 ・地震
	地すべり	比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響でゆっくり動き出す。	・梅雨期や台風時の長雨 ・気温上昇や降雨による融雪
	土石流	谷や斜面にたまった土砂や岩石が、大雨による水と一緒に一気に流れ出して発生する。	・梅雨前線や台風に伴う集中豪雨
風害	（共通）	強い風の影響による飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊	
	暴風 強風	風の影響は原因である熱帯低気圧の移動に伴い、広域（数百～数千km）に及ぶ。フェーン現象による火災延焼が発生することがある。	・台風（最大風速が約17m/s（34ノット）以上の熱帯低気圧）や発達した低気圧の通過
	突風	風の影響は局所的な範囲（数十m～数十km）に留まり、発生時間も数分から数十分と短い。前兆として黒く厚い雲、雷、強い雨を伴い、ひょうが降ることもある。	・竜巻、ダウンバースト、ガストフロント（寒気の流入等によって生じる積乱雲に伴い発生）
		粉塵が舞い上がる程度で、被害発生には至らない場合がほとんどであるが、稀にテントの飛散やビニルハウスの損壊等の軽微な被害を及ぼすことがある。	じん旋風（主に晴天時に地表付近で温められた空気の上昇により発生）

雪害	雪崩	山の斜面の積雪の一部が崩壊して発生する。	・多量の新雪 ・気温急上昇、大雨
	積雪害	多量の積雪による鉄道･道路の不通等の交通障害、交通途絶により孤立集落が発生する。	・長期間の降雪 ・多量の降雪
	雪圧害	雪の重さや降雪層が沈降するときの力によって建物や樹木が倒壊する。	・長期間の降雪 ・多量の降雪
	融雪害	雪解けが原因となり、洪水害、土砂災害が発生する。	・気温急上昇、大雨

参考資料：防災白書（内閣府編）、地域防災データ総覧（消防科学総合センター編）等

第２　過去の主な風水害等

１　風水害等の発生状況

当市では、７月～９月において、台風や大雨による被害が発生しやすく、１月～３月にかけては、雪崩をはじめとする雪害の発生のおそれがある。また、４月頃には林野火災が発生しやすい状況にある。

これらを考慮して、市は、災害が起こりやすい時期の前に、自らの組織の参集体制・伝達体制の確認や他機関との連携方法、また、機器や資機材の点検等を充分に行っておく必要がある。

２　主な風水害等の被害状況

近年の風水害･雪害等の被害状況をみると､台風､大雨による家屋への浸水被害、土砂崩れ道路の被害が発生している。平成９年に、雪崩による死者１名、平成１３年には､台風１５号により死者１名､平成２７年９月には､関東･東北豪雨により、死者１名、負傷者４名を出した。

なお、平成元年以降に当市に被害をもたらした主な風水害・雪害等は次のとおりである。

【平成元年以降の主な風水害等の履歴】

年月日	名称	被害概要
1989（平成元）9.10	大雨	〔今市地域〕床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟、道路被害 5 箇所、河川被害 2 箇所
1990（平成 2）9.19	台風 19 号	〔足尾地域〕南橋地内護岸崩壊、国道一部崩落（田元）
1991（平成 3）8.20～21	台風 12 号	〔今市地域〕農業被害（農地被害 2 箇所、水路被害 8 箇所、道路被害 1 箇所）、土木被害（道路被害 11 箇所、河川被害 6 箇所）、トイレ浸水 3 棟 〔日光地域〕床下浸水 3 棟、土砂崩れによる道路被害（いろは坂、和の代～小来川）
1991（平成 3）8.31	台風 14 号	〔今市地域〕家屋被害（床下浸水 2 棟）、農業被害（水路被害 3 箇所）、土木被害（道路被害 7 箇所、河川被害 1 箇所）、ブロック塀 1 箇所
1991（平成 3）9.19	台風 18 号	〔今市地域〕農業被害（農地被害 7 箇所）、土木被害（道路被害 3 箇所）、土砂崩れ 1 箇所
1994（平成 6）5.27	大雨	〔今市地域〕農業被害（農地被害 15 箇所）、土木被害（道路被害 18 箇所、河川被害 10 箇所）、土止の決壊 1 箇所、橋梁 1 箇所
1994（平成 6）9.30	台風 26 号	〔今市地域〕家屋被害（非住家床下浸水 2 棟）、屋根一部破損
1995（平成 7）	大雨	〔今市地域〕家屋被害（非住家床下浸水 1 棟）、農業被害（農地被害 6 棟）、土木被害（道路被害 9 箇所、河

年月日	名称	被害概要
7.11		川被害 1 箇所）
1995（平成 7） 7.12～13	大雨	〔今市地域〕土木被害（道路被害 9 箇所、河川被害 4 箇所）
1995（平成 7） 8.31	大雨	〔今市地域〕農業被害（農地被害 14 箇所）、土木被害（道路被害 5 箇所、河川被害 1 箇所）、住家破損 1 箇所、土手くずれ 1 箇所
1997（平成 9） 1.26	なだれ	〔日光地域〕死者 1 名
1998（平成 10） 8.26～31	大雨	〔日光地域〕床下浸水 1 棟、土砂崩れによる道路被害（小来川、山久保）、那須方面で人的被害 〔藤原地域〕床上浸水 21 棟、床下浸水 51 棟 〔足尾地域〕道路一部崩壊（県道鹿沼足尾線）、土砂流出 2 箇所
1998（平成 10） 9.15～16	台風 5 号	〔日光地域〕床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟、土砂崩れによる被害（市内全域）一時、小来川が孤立状態 〔藤原地域〕床上浸水 1 棟、床下浸水 7 棟 〔足尾地域〕道路への土砂流出及び一部崩壊等 6 箇所、工事倉庫 1 棟倒壊 〔栗山地域〕道路決壊等
2001（平成 13） 9.10～11	台風 15 号	〔日光地域〕奥日光中禅寺湖畔での合計降水量が 895 ㎜に達した。 〔栗山地域〕道路決壊等、死者 1 名
2007（平成 19） 9.6～7	台風 9 号	〔今市地域〕床下浸水 1 棟（老人福祉施設） 〔日光地域〕床上浸水 2 棟（湯元：旅館）、道路等への土砂流出及び土砂崩れ 2 箇所（湯元：金精道路、温泉源泉）、修学旅行のため湯元温泉のホテルに宿泊していた小学生が強風で割れたガラスにより 6 名負傷 〔藤原地域〕床下浸水 1 棟（川治：旅館）、道路等への土砂流出及び土砂崩れ 3 箇所（日塩有料道路、国道 121 号［上三依地内］、市道奥入山沢線） 〔足尾地域〕床下浸水 2 棟（民家）、わたらせ渓谷鐵道の線路上に土砂流出 〔栗山地域〕県道黒部西川線の道路崩落により湯西川住民や観光客など約 1,420 名が一時孤立【災害対策本部設置】、土砂崩れ 2 箇所（林道奥鬼怒線）
2008（平成 20） 8.10	大雨	〔今市地域〕床上浸水 7 棟、床下浸水 26 棟、土砂崩れ 2 箇所（豊岡地区） 〔藤原地域〕床上浸水 5 棟（※非住居 4 棟）、床下浸水 9 棟、土砂崩れ 2 箇所、道路冠水 2 箇所

年月日	名称	被害概要
2014（平成26）2.15	大雪	［今市地域］道路通行止 9 箇所、今市大通り商店街（国道 119 号）アーケード破損 ［日光地域］軽傷 3 名、道路通行止 4 箇所、小来川地区が一時孤立状態 ［藤原地域］道路通行止 3 箇所 ［足尾地域］道路通行止 3 箇所、足尾全域が一時孤立状態 ［栗山地域］軽傷 7 名
2014（平成26）6.21	大雨・突風（ダウンバースト）	［今市地域］一部損壊 7 軒、土砂崩れ 1 箇所、杉並木の倒木 1 本
2015（平成27）8.2	大雨・突風（ダウンバースト）	［今市地域］一部損壊 17 軒（その他、雹被害多数）、火災 1 軒、床下浸水 1 軒、道路通行止（片側を含む）16 箇所、園芸作物用施設 129 箇所、農作物被害多数、杉並木の倒木・き損 36 本、並木火災 4 箇所
2015（平成27）9.9～11	大雨	平成２７年９月　関東・東北豪雨 ［市内全域］死者 1 名、負傷者 4 名 ［住家被害］全壊 9 棟、半壊 110 棟、一部損壊 5 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 221 棟 市内 3 箇所の観測所（今市、五十里、日向）において、総雨量 600㎜ 超えを記録した。 土砂災害により一時、芹沢地区が孤立状態。 ・大雨特別警報発令、災害対策本部設置 （9 月 10 日　0 時 20 分） ・避難準備情報発令（9 月 10 日　4 時 45 分） ・避難指示発令（9 月 13 日　9 時 00 分） ・災害救助法、被災者生活再建支援法適用（9 月 9 日）
2019(令和元年) 10.12～13	大雨	令和元年東日本台風 ［住家被害］ 大規模半壊 1 棟、半壊 8 棟、一部損壊 19 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 8 棟 栗山地域野門観測所において総雨量 500 ㎜越を記録した。 ・大雨特別警報発令 （10 月 12 日　19 時 50 分） ・避難準備・高齢者等避難開始発令 （10 月 12 日　14 時 00 分から順次発令） ・避難勧告発令 （10 月 12 日　15 時 15 分から順次発令）

年月日	名称	被害概要
		・災害救助法、被災者生活再建支援法適用 （10 月 12 日）
2020（令和 2 年）8.11	突風（ダウンバースト）	[今市地域] 人的被害 2 名（軽傷)、住家一部損壊 4 棟、杉並木倒木 18 本 倒木により国道通行止、停電約 660 軒発生

第３節　その他の災害状況

第１　火山災害の状況

１　火山災害の種類と特性

噴火等の活発な火山活動により発生する現象は、噴火の際の噴出物（溶岩流、噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰）や噴火等の活発な火山活動に伴い発生する現象（火山泥流、火山性地震、火山性地殻変動、山体崩壊等）、噴出物の堆積後の降雨等により発生する土石流等様々である。このため、被災状況、避難等の応急活動もそれぞれの現象で異なることが火山災害の特徴である。

主な現象及びその特徴は次のとおりである。

【火山災害の主な現象及び特徴】

主な現象	特徴
降下火砕物 （降灰等）	火口から空中に噴出した火山灰等が降ってくる現象で、多くの火山に共通した現象である。火山のすぐ周辺では厚く堆積することで埋没等の被害が生じる場合がある他、噴火の規模によっては風にのって遠方に運ばれ堆積する。人的被害に結びつくことはまれであるが、火山活動が長期化すると周辺住民の生活に影響を与える。
溶岩流	火口から流れ出た溶岩が流下する現象で、通過域では、破壊・焼失・埋没等の被害が生じる。流下速度は、溶岩の粘り気等によって異なるが、多くの場合、時速１km程度以下と遅いため徒歩による避難が可能である。まれに溶岩の質や流下する地形によって時速十数 km 程度になる場合もある。
噴石 （火山弾等）	噴火に伴い吹き飛ばされた溶岩等が落ちてくる現象で、建物の破壊、死傷の被害が生じる。噴石は、噴出後すぐに落下してくるため、噴火が発生してからの避難は困難である。
火砕流 火砕サージ	高温の火山砕屑物（火山灰、軽石等）が、ガスと一体となり高速で流下する現象で、その運動エネルギー及び熱エネルギーにより、通過域では焼失、破壊等壊滅的な被害が生じる。流下速度は時速１００km を超える場合もあり、発生後に避難することは困難である。特に火山灰を含む高温のガスを主体としたものを火砕サージといい、火砕流よりも広範囲かつ高速に流下する。
火山泥流	噴火による火口湖の決壊や急激な融雪等により発生した泥水が岩石や木を巻き込みながら流下する現象で、地形にもよるが、時速３０km～６０km になる。破壊力が大きく通過域では壊滅的な被害が生じる。我が国では冬期冠雪する火山も多く、噴火による融雪が泥流発生の引き金として懸念される。
火山ガス	火山の活動に伴い火口や噴気口から大気中に火山ガスが放出される。火山ガスの大半は水蒸気であるが、その他に二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素等の有毒な成分を含むことがある。

（参考資料：防災白書（内閣府編））

２　当市における活火山の概要

【日光白根山（常時観測火山）】

概　　要	当市西部の群馬県との県境に位置し、日光火山群のうちで唯一の活動記録を持っている火山である。西方にのびる厚い溶岩流の上に、主峰奥白根山などのすべて安山岩の溶岩円頂丘群が形成されている。有史後の噴火として奥白根の水蒸気爆発があるが、現在は噴気している地域はない。南方約１０～２０㎞の一帯で地震活動が活発である。
これまでの火山活動の状況	比較的新しい火山で、過去約１万年の間に現在の日光白根山の山頂付近を火口として、粘性の高い溶岩が、何度も噴出している。比較的規模の小さい水蒸気爆発型の活動が１６４９年から１８９０年にかけて５回記録されている。また、１９５２年には、噴煙多量、鳴動といった異常が記録されており、１９９３年から１９９５年にかけては山頂直下での微小地震が発生した。

【高原山（活火山）】

概　　要	当市北東部、矢板市、那須塩原市、塩谷郡塩谷町に広がる複合火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西－東南東の割目群に伴う単成火山群がある。活動の開始は、更新世中期（３５～４０万年前）である。高原山のもっとも新規の活動は、単成火山群の一つである富士山溶岩ドームの形成及び高原-上ノ原テフラの噴出である。平成１５年の活火山見直しで新たに活火山として選定された。
これまでの火山活動の状況	約６５００年前に北麓での水蒸気爆発と降灰の活動があり、溶岩ドーム（富士山）の形成があったと推定されている。有史後の噴火記録は残されていないが、富士山近くの新湯では噴気活動がある。また、富士山付近の地下を震源とする群発地震が１９７９年２月及び１９８１～１９８２年に発生している。

【男体山（活火山）】

概　　要	当市西部に位置し、日光火山群に属する成層火山である。山頂に、直径約 1㎞ の火口をもつ。山体南西に位置する中禅寺湖は、この火山の活動によりつくられた堰止湖である 。 確認された最新の噴火は約 7000 年前のマグマ水蒸気噴火であり、これにより平成２９年６月２０日に火山噴火予知連絡会により活火山に選定された。
これまでの火山活動の状況	最近１万年間には、山頂火口内に位置する小火口を噴出口とする噴火が、少なくとも４回発生した。それらの噴火はマグマ噴火（湖底での水中溶岩噴火）、マグマ水蒸気噴火ないし水蒸気噴火であり、その噴出物は、山頂火口内と北東山麓に分布する 。また、山頂火口内には一時期、火口湖が形成されていた。最新の噴火は約 7000 年前に発生したマグマ水蒸気噴火で、それ以降に噴火の痕跡は確認されていない。２０１１年３月か

	ら翌年秋にかけ、山頂西側及び山頂から北 5km 付近で構造性の地震活動が活発化した。最大規模の地震は、山頂西側の深さ 4km で発生した M4.2（日光市等で震度３を観測）の地震であった。

第２　火災災害の状況

過去５年間の火災状況をみると、建物火災が火災総件数の約半数にあたる５０％となっている。火災による出火原因は、下記の取扱い不注意、不始末等による、たき火・たばこ。コンロが多い。

過去の大きな火災事故としては、昭和５５年に川治プリンスホテルで、溶接の火花の落下により出火し、死者４５名、負傷者２２名、損害額５億３千万円という大惨事が発生した。この火災事故により、全国一斉に、旅館ホテル等における防火管理体制の強化や一斉点検が実施されるなど、社会的影響も大きかった。また、平成９年には川俣国有林が約６ヘクタール焼失するという林野火災が発生した。

今後、防火安全保護対策としての安全管理、消火設備の設置促進、自衛消防隊の体制強化、関係機関との連携体制などを推進していくことが必要である。

また、当市の地域特性や過去の災害履歴などを踏まえると、次のような課題が考えられる。

○　国際観光都市として、大きな宿泊施設が数多くあり、かなりの宿泊客が訪れるということを考慮し、宿泊施設等との連携などの防火対策
○　世界遺産、国宝をはじめとする数多くの歴史文化財に対する防火対策
○　住宅火災における被害軽減を図る防火対策
○　市の総面積の約８７％を森林が占めており、林野火災への対策

【火災件数等の推移】

区分＼年		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
火災件数	建物火災	20	18	15	20	23
	林野火災	7	6	1	2	4
	車両火災	4	3	7	7	4
	船舶火災					
	航空機火災					
	その他火災	29	17	10	9	7
	計	60	44	33	38	38
焼損棟数	全　　焼	7	13	2	16	18
	半　　焼	1	2	3	1	1
	部　分　焼	7	6	5	10	9
	ぼ　　や	9	6	6	8	12
	計	24	27	16	35	40
建物焼損床面積（㎡）		1,235	1,027	299	1,224	2,557
建物焼損表面積（㎡）		34	80	9	21	75
林野焼損面積（ａ）		34	8	5	1	120
死者数	放火自殺者		1	2	1	1
	上記以外による		3		2	1
負傷者数		3	5	5	2	3
り災世帯数	全損	5	5	5	9	16
	半損	1				2
	小損	12	8	8	8	10
	計	18	13	13	17	28

区分＼年		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
り　災　人　員		27	28	23	32	43
損害額（千円）	建　　物	73,874	40,635	18,270	61,699	52,700
	収　容　物	4,279	6,685	1,309	20,070	5,957
	林　　野	37	87		72	967
	車　　両	10	4,799	834	2,213	16,922
	船　　舶					
	航　空　機					
	そ　の　他	26	0	10		28
	爆　　発					
	計	78,226	52,206	20,423	84,054	76,574
出火率（件/人口１万人）		6.9	5.1	3.9	4.5	4.6

【原因別火災発生状況】

原因別＼年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
たばこ	1	1	3	5	1
こんろ	3			3	1
かまど					
風呂かまど	1	1		1	
炉			1		1
焼却炉					
ストーブ	1	1		2	1
こたつ			1		
ボイラー	1	1			1
煙突・煙道		1			1
排気管	1		1	1	
電気機器	2	1	1		
電気装置	1	1			
電灯・電話等の配線	1	1	1		
内燃機関		2		1	1
配線器具		2	3	5	3
火あそび			1		1
マッチ・ライター		1		1	
たき火	8	5	3	7	6
溶接機・切断機					
灯火					
衝突の火花	1		1	4	
取灰			1		1
火入れ		1			2
放火	4	1	4	1	2
放火の疑い	9	2	1	1	1

原因別＼年	平成 26 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
その他	4	11	6	1	1
不明・調査中	22	11	5	5	14
計	60	44	33	38	38

【主な火災履歴（被害が特に大きなもの）】

年　月　日	地域	被　害　状　況
1965(昭和 40)．２．８	藤原	建物火災　高原り災８戸、り災者３８名
1966(昭和 41)．２．９	藤原	林野火災　五十里旧藤原町有林（県造林地）　損害面積は約４．３ｈａ
1967(昭和 42)．４．25	栗山	林野火災　湯西川民有林０．８ｈａ焼失
1967(昭和 42)．５．20	栗山	林野火災　鬼怒沼国有林１ｈａ焼失
1968(昭和 43)．１．21	藤原	建物火災　７戸、り災者６０人
1969(昭和 44)．３．18	足尾	建物火災　赤沢地区１２世帯全焼
1969(昭和 44)．４．８	栗山	林野火災　湯西川の村有林６ｈａ焼失
1969(昭和 44)．５．２	栗山	林野火災　湯西川財産区有林８ｈａ焼失
1969(昭和 44)．５．４～５．９	栗山	林野火災　鬼怒沼国有林５０ｈａ焼失
1969(昭和 44)．10．13	足尾	建物火災　松原地区３０世帯全半焼
1970(昭和 45)．６．26	栗山	建物火災　湯西川旅館１棟焼失
1973(昭和 48)．５．７	日光	建物火災　日光山内火災、殿堂案内組合事務所出火
1974(昭和 49)．11．25	今市	建物火災　平ヶ崎琴平山神社、社務所焼失、木造本堂全焼
1975(昭和 50)．１．26	足尾	建物火災　松原地区１２棟全焼
1979(昭和 54)．５．６	栗山	林野火災　湯西川私有林１１ｈａ、財産区有林５ｈａ焼失
1980(昭和 55)．11．20	藤原	建物火災　川治プリンスホテル火災　死者４５名、負傷者２２名、損害額５億３０００万円
1981(昭和 56)．10．５	日光	その他火災　日光山内文化財事務所前杉並木火災
1982(昭和 57)．11．12	日光	建物火災　板屋ホテル火災
1983(昭和 58)．９．29	今市	車両火災　瀬尾ガソリンスタンド倉庫、ﾀﾝｸﾛｰﾘｰ車焼失
1984(昭和 59)．12．26	足尾	建物火災　渡良瀬地区９棟全焼、２棟部分焼
1986(昭和 61)．５．10	藤原	林野火災　高原山焼損面積６２８ｈａ
1987(昭和 62)．５．９～５．12	栗山	林野火災　９日～１２日は湯西川民有林５ｈａ焼失。１０日～１２日は川俣国有林７ｈａ焼失
1994(平成６)．４．22	今市	林野火災　長畑山林６ｈａ焼失、民有林５０年杉５０本焼失。陸上自衛隊１０３名と各種車両、ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ出動
1997(平成９)．４．29	栗山	林野火災　川俣国有林６ｈａ焼失
1999(平成 11)．２．19	栗山	建物火災　湯西川旅館１，７００㎡焼失

第３　鉱山等災害の状況

足尾銅山は、２０世紀初頭には日本の銅産出量の約４分の１を担うほどに成長し、わが国の近代化に大きく貢献した。その一方、急激な鉱山開発は、足尾鉱毒事件に見られる公害を引き起こし、下流域住民を苦しめ、日本の公害の原点と呼ばれた。

足尾地域には、足尾銅山閉山後も多くの鉱山施設が残り、鉱さい堆積場が１３箇所設置され、現在も簀子橋堆積場が稼動している。戦後、原堆積場、源五郎沢堆積場の流出事故が発生しており、防災上からも対策が必要となっている。

鉱山等の災害発生を防止するため、経済産業省関東東北産業保安監督部では、鉱山保安法に基づき「ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理に伴う危害や鉱害の防止」などについて指導・監督を行っている。

当市としても、関係機関との連携を図りながら、防災対策を講じる必要がある。特に、稼働中の簀子橋堆積場は、監視体制や集中豪雨時などにおける市民への周知体制の強化が求められている。

第４　その他の災害の状況

当市においては、過去の経験などから、震災、風水害、火災、火山災害、鉱さい堆積場流出事故などの災害が想定される。

これら以外に、毎年発生している日光杉並木街道等の倒木事故、雪害、風害などの自然災害も想定する必要がある。また、石油類などの危険物、高圧ガス、火薬類の施設の事故、鉄道網が市の全域をカバーしており列車事故の可能性、その他の大事故なども考えられる。

第２章　予防

第１節　防災意識の高揚

主管部	企画総務部	関係部	消防本部等

＊第２章における部の名称は、現在の組織機構に基づく名称である。

市（企画総務部）・消防本部は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民並びに防災上重要な施設の管理者に対し、適切な防災意識の啓発を積極的に行うとともに、職員に対する防災教育を行うことにより、防災意識の高揚を図るものとする。

第１　市民に対する防災意識の高揚

１　防災知識の普及啓発

市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所で自ら行動する、あるいは市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市（企画総務部）・消防本部は、市民に対し、自主防災思想の普及、意識の向上を図るとともに、家庭等で普段からできる防災対策について、継続的に周知していく。

また、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

（１）主な普及啓発活動等

① 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
② 防災パンフレット、チラシ等の配布
③ 広報紙等による広報活動の実施
④ インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
⑤ 防災訓練の実施
⑥ 防災器具、災害写真等の展示
⑦ 各種表彰の実施

（２）普及啓発すべき防災知識・技術

① 災害時の心得
② 避難経路、避難所の場所
③ 風水害の危険性
④ 応急・救護方法
⑤ 家庭での予防・安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備・点検等）
⑥ 注意報・警報等の内容と発表時にとるべき行動
⑦ 災害危険箇所
⑧ 要配慮者に対する配慮

⑨　消防団、自主防災組織及びボランティアの役割・重要性 等

（３）防災週間、火災予防運動等の実施

防災週間や全国火災予防運動をはじめ、各種防災・安全運動等を通じ、自主防災意識の普及、徹底を図る。

①　防災とボランティア週間（１月１５日～１月２１日）

②　全国火災予防運動実施週間（春：３月１日～３月７日　秋：１１月９日～１１月１５日）

③　防災週間（８月３０日～９月５日）

④　とちぎ防災の日（３月１１日）

（４）県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として消防防災総合センターを宇都宮市に設置している。

市（企画総務部）は、広報紙等を通じて当該施設の周知、利用を啓発し、大雨、大風等の疑似体験や応急処置の訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

（５）消防団員等による巡回等

市（企画総務部）・消防本部は、消防団員等による地域の巡回を促進し、災害危険箇所の点検・把握、住家等の危険箇所の地域住民への周知等を行い、防災知識の高揚を図る。

第２　児童・生徒等に対する防災教育

第２編（震災対策編）第２章第２１節第１のとおりとする。

第３　防災上重要な施設の管理者等の教育

市（各部等）は、消防本部と協力・連携して、防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力、指導力を養うなど緊急時に対処できる自主防災体制の確立を図る。

また、その他の企業等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対策について知識の普及に努める。

・ 危険物等施設（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設）
・ 病院、社会福祉施設
・ ホテル、旅館
・ 大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第４　職員に対する防災教育

市（企画総務部）は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

・ 気象予警報、土砂災害の種類、竜巻等突風、災害危険箇所等災害に関する知識
・ 災害に対する予防、応急対策に関する知識
・ 災害発生時における職員がとるべき役割と具体的行動
・ 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
・ その他災害対策上必要な事項

第５　防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市、県及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第６　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

第２編（震災対策編）第２章第１節第６に準ずる。

第７　業務の継続

第２編（震災対策編）第２章第１節第７に準ずる。

第２節　地域防災の充実・ボランティア連携強化

自助・互助・共助の精神に基づく地域防災の体制整備については、第２編（震災対策編）第２章第２節「地域防災の充実・ボランティア連携強化」に準ずる。

第３節　防災訓練の実施

災害時における効果的な災害応急対策の実施に資する防災訓練については、第２編（震災対策編）第２章第３節「防災訓練の実施」に準ずる。

第４節　避難行動要支援者等対策

避難行動要支援者に対する災害時の安全確保については、第２編（震災対策編）第２章第４節「避難行動要支援者等対策」に準ずる。

第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活の確保については、第２編（震災対策編）第２章第５節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」に準ずる。

第６節　風水害・雪害に強いまちづくり

主管部	災害に強いまちづくり：建設部・市民環境部 治水・砂防・治山対策：建設部・観光経済部	関係部	

市（建設部）は、風水害・雪害に強いまちづくりを行うため、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、風水害・雪害対策上整備の緊急性の高い箇所等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第１　災害に強いまちづくり

１　災害に強い都市整備の計画的な推進

市（建設部）は、防災の観点を考慮しつつ、「日光市都市計画マスタープラン」や、県の定める「都市計画区域マスタープラン」等に基づき、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

２　災害に強い都市構造の形成

（１）防災機能を有する施設の整備

市（建設部）は県等の関係機関と相互に連携し、市街地整備事業等による都市基盤、都市内幹線道路の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

（２）避難行動要支援者に配慮した施設の整備

第２編（震災対策編）第２章第４節第２の３のとおり整備を推進する。

３　災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

（１）公園の整備

市（建設部）は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリコプター離着陸場等の災害応急対策施設を備え、避難場所となる公園の整備を推進する。

（２）その他公共施設の整備

道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所･避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

４　分散型エネルギーの導入拡大

市（市民環境部）は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに､内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第２　効果的な治水・砂防・治山対策の促進

１　治水対策

当市には、鬼怒川、渡良瀬川、大谷川、田川、男鹿川などの一級河川が流れており、国及び県においては川俣ダムや川治ダムをはじめとするダムの建設など、各種事業により治水対策を推進している。市（建設部）は、水害から市民の生命・財産を保護するため、国及び県に対して、河川の危険箇所の整備促進を要請する。

２　砂防対策

当市には、河川流域に崩壊地が分布し土砂災害の発生のおそれのある地域もあるため、市（建設部）は、国及び県に対して砂防対策の促進を要請する。

３　治山対策

当市には、日光白根山、男体山、赤薙山などの日光火山群の山々が連なり、地形・地質的にもろい地域が多い。また、当市の南西にある足尾山地は、火災と多年にわたる銅製錬の煙害等によりはげ山が多くみられ、緑化工事が進められているものの、災害が発生するおそれのある地域がある。このため、市（観光経済部）は、国及び県に対して治山対策の促進を要請する。

第７節　土砂災害・山地災害予防対策

主管部	土砂災害対策：建設部 山地災害対策：観光経済部	関係部	企画総務部・消防本部

市（建設部・観光経済部・企画総務部）は、大雨、長雨等発生時の土砂災害からまちを保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づく区域の指定等を踏まえ、計画的な予防対策を実施する。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	計
重　要　度	◎	◎	◎	◎	◎	
土砂災害警戒区域数(県土整備部所管) Ｈ３０．４．１現在	２５１	２６３	１９２	１２２	１０７	９３５
山地災害危険箇所数(林野庁・県環境森林部所管) Ｈ３０．３．３１現在	１１２	（２１） ３１１	（１５） ７５	（２６） １８８	（６） ２１７	（６８） ９０３

（　）内数字は国有林内の山地災害危険地区数で内数。

第１　現状と課題

土砂災害・山地災害（がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり）は、毎年のように全国各地で発生している。これらによる犠牲者は、自然災害による犠牲者の中で大きな割合を占めており、当市に大きな被害をもたらした平成１０年８月末豪雨災害においても、福島県西郷村で土石流及びがけ崩れにより９名の死者が発生している。平成２７年９月関東東北豪雨では、市内で土砂災害により３名の負傷者が発生したほか、多数の住家被害が発生した。

当市には、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）は９３５箇所、山地災害危険地区（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）は９０３箇所にのぼり、市全域に分布している。

土砂災害・山地災害の対策として、関係法令等に基づき、砂防・治山事業等によるハード面の整備と併せて、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

※　災害危険箇所等

第２　土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（急傾斜地の崩壊・地すべり・土石流）から市民の生命、身体及び財産を守るため、市（建設部・企画総務部）は県と連携し、「土砂災害防止法」に基づき、次の対策を実施する。

１　土砂災害警戒区域等の指定等

（１）土砂災害警戒区域

市（建設部・企画総務部）は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）」として指定するにあたり、県に対して協力を行う。

（２）土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ市民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」とし

て指定し、次のような措置を実施するにあたり、市（建設部・企画総務部）は県に対して協力を行う。

① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
④ 勧告による移転者への融資、資金の確保　等

２　予防対策

（１）土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）の所有者、管理者又は占有者に対して、その維持管理に努めるよう要請するとともに、災害の防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置その他必要な措置をとるよう指導を行う。

（２）崩壊防止工事の促進

民有地であっても、一定の条件を具備する場合は、地すべり防止法等の規定により国等の負担で崩壊防止工事が実施できるので、同工事の促進を図るように努める。

３　警戒区域等における警戒避難体制の整備

（１）警戒避難体制の整備

① 市（建設部・企画総務部）・消防本部は、県をはじめとする関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行う。
② 知事により指定を受けた警戒区域については、その区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

※　土砂災害警戒区域別避難伝達体制一覧

（２）災害危険箇所のデータベース化

市（建設部・企画総務部）は、災害危険箇所の調査結果や防災パトロールによる実態把握、対策の実施状況等の情報のデータベース化を図り、関係機関が共有することにより、災害時の迅速な対応体制づくりを図る。

（３）地域住民への周知

市（企画総務部・建設部）・消防本部は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項等、警戒区域における円滑な避難を行うために必要な事項について地域住民に周知を行う。

（４）要配慮者利用施設における対策

土砂災害警戒区域等に含まれる要配慮者利用施設における対策は、本編第２章第４節第６「要配慮者利用施設における対策」に準ずる。

【警戒区域における情報収集及び伝達・避難体制の体系】

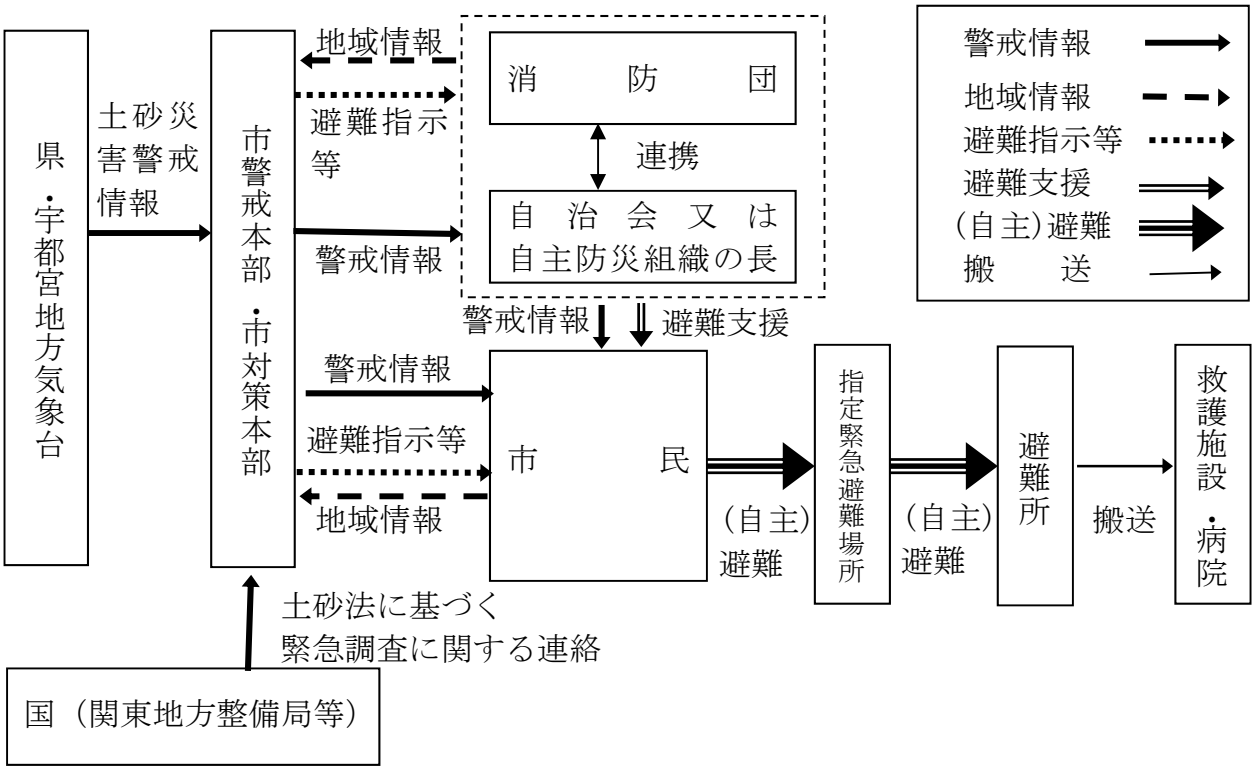

第３　被災宅地危険度判定制度の整備

市（建設部）は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

１　被災宅地危険度判定実施体制の整備

市（建設部）は、「日光市被災宅地危険度判定実施規程」等に基づき、被災宅地危険度判定実施体制を整備する。

２　被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

市（建設部）は、被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

第４　急傾斜地の崩壊対策

当市には、急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域が５２４箇所あり、市全域に分布している。

１　危険箇所の実態調査

市（建設部・企画総務部）・消防本部は県と協力し、急傾斜地の崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

なお、崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある土地について、県は「急傾斜地崩壊危険区域」として市内４０箇所を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発する行為を制限するほか、崩壊防止工事を実施している。

２　土地所有者等に対する防災措置

（１）土地所有者等に対する指導

市（建設部）は、調査結果に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

３　市民への周知

市（企画総務部・建設部）は県と協力し、周辺に居住する地域住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域の周知を行う。また、市民に対し次の事項に注意し、異常を察知した場合、市（企画総務部・建設部）又は警察に速やかに通報を行うよう周知する。

○危険状況判断のための着眼点

・降雨量、積算雨量等の増加
・崖中途からの地下水の湧出
・がけからの湧水が濁る
・がけに亀裂や割れ目が入る
・小石がパラパラと落ちてくる

※　災害危険箇所等

第５　土石流防止対策

当市における土石流に関する土砂災害警戒区域は３９８箇所あり、日光地域は特に多く、１２９箇所にのぼる。

土砂災害警戒区域（土石流）について、砂防法により、国・県がその対策を順次実施している。

市（企画総務部・建設部）は県と協力し、周辺に居住する地域住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域等の周知を行う。また、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市（企画総務部・建設部）又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
・渓流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
・降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
・渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
・渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

※　災害危険箇所等

第６　地すべり防止対策

当市には、地すべりに関する土砂災害警戒区域が１３箇所ある。

市（企画総務部・建設部）は、県と協力して、周辺に居住する地域住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域等の周知及び点検を行う。

また、市（企画総務部・建設部）は、市民に対し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知する。

○危険状況判断のための着眼点

・地面にひび割れができる

・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
・沢や井戸の水が濁る
・斜面から水が噴き出す
・池や沼の水かさが急減する

※　災害危険箇所等

第７　山地災害防止対策

当市には、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）が９０３箇所ある。

これらの山地災害危険地区については、県が地形地質・森林現況、保全対象等を考慮し緊急性の高いものから順次対策工事を実施している。

市（企画総務部・観光経済部）・消防本部は、県と協力するとともに、県が認定した山地防災ヘルパーと連携しながら広く市民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

※　災害危険箇所等

第８　道路アンダー冠水対策

最近の集中豪雨は、特に狭所に集中し、かつ、多発化しており、これらの局地的大雨(いわゆるゲリラ豪雨)による道路冠水対策については、喫緊の課題となっている。道路管理者（建設部）は冠水箇所を公表して注意を喚起するとともに、迅速な初動対応に努める。

１ 冠水箇所を公表

道路管理者（建設部）は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

２ 対策工事等の推進

道路管理者（建設部）は、局地的大雨(いわゆるゲリラ豪雨)に対処するため、被害の発生するおそれが高い箇所について、重点的に対策工事等を推進する。

〇対策工事等の例

・冠水喚起看板やチェックラインの設置
・進入防止柵の設置
・設備や排水路の点検

３ 初動体制の確立

道路管理者（建設部）は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため訓練を実施する。併せて、ドライバーに局地的大雨(いわゆるゲリラ豪雨)の場合、道路アンダー部には進入しないよう周知を行う。

第８節　水防体制の整備

主管部	消防本部・企画総務部	関係部	建設部

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、水防施設を整備するとともに、平常時における水防活動体制並びに情報伝達体制、河川管理施設等の水害予防対策を推進する。

第１　水防管理団体の義務

１　水防管理団体等の責務

（１）水防管理団体（市）の責務

水防管理団体は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

（２）水防管理者の責務

水防管理者（市長）は、平常時から水防団（消防団）の整備に努める。

（３）居住者等の水防義務

当該水防管理団体の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者、消防機関の長等が、水防のためやむを得ない必要があって命じた水防活動に従事しなければならない。

２　水防計画の策定

水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、変更したときは知事に届け、関係機関に周知する。

第２　水防活動体制の整備

１　資機材等の整備

消防本部・水防管理団体は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

２　水防施設の整備

消防本部・水防管理団体は、県と連携し、国が推進する河川防災ステーションの整備事業の制度を活用するなど、水防活動拠点の整備に努める。

３　観測・伝達体制の強化

市（企画総務部）は、県防災行政ネットワークを通じて河川水位・雨量情報を収集する。また、異常気象時は、防災用屋外スピーカー、戸別受信機、インターネット、広報車等を利用して、市民に対して雨量・水位情報等の提供を行う。

※　雨量・水位観測所一覧

４　訓練、研修等による水防団（消防団）の育成・強化

（１）消防本部・水防管理団体は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

（２）消防本部・水防管理団体は、計画的に水防訓練を実施する。

（３）消防本部・水防管理団体は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法

をあらかじめ検討する。

第３　河川管理施設等の水害予防対策

１　河川管理施設等

（１）平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関との協議調整を図る。

（２）事業計画

①　河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、河川改修整備を実施する。

②　水防活動の的確な実施を図る。

２　ダム施設（多目的・利水ダム）

市域には、多目的ダムである川俣ダムや川治ダム、発電専用の栗山ダムや今市ダムなど、多くのダムが立地している。また、平成２４年には、湯西川ダムが完成した。

（１）市（企画総務部）は、ダム施設の管理者に対して、日常の保守管理における安全対策と耐震化を要請する。

（２）市（企画総務部）は、各ダム施設の管理者との連絡体制の整備に努める。

※　ダム施設現況一覧

第４　洪水予報河川等に指定されていない中小河川のおける対策

市（企画総務部）は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第５　浸水想定区域における対策

市（企画総務部）は、国、県等管理ダム下流河川の浸水想定範囲毎の洪水予報等伝達方法及び避難施設等について、住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

※資料編「第４災害危険箇所等　８浸水想定範囲の示されているダム」

第９節　積雪・雪崩・融雪害予防対策

主管部	積雪対策：建設部・地域振興部 雪崩防止対策・融雪害予防対策： 建設部・観光経済部	関係部	各部等

市（建設部等）は、豪雪害・雪崩による被害の軽減を図るため、特に豪雪地帯である奥日光や藤原地域、栗山地域において、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備、雪崩防止対策、融雪出水等防止のための雪害対策を実施する。

第１　豪雪地帯対策基本計画による対策の推進

当市では、本編第１章第１節第４に記載のとおり、日光地域、藤原地域、栗山地域の３地域が、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく豪雪地帯として指定されている。豪雪地帯においては、県が策定した「栃木県豪雪地帯対策基本計画」に基づき、道路整備や、除排雪体制の充実、防雪施設の整備等雪害対策を推進していく。

第２　積雪対策

１　道路整備

冬期間における市民の安全な生活の確保を図るため、市（建設部）は、県及びその他の道路管理者と連携し、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

（１）積雪、堆雪等に配慮した道路整備
（２）防護柵、スノーシェッド、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
（３）路盤改良
（４）流雪溝の設置
（５）堆積帯、チェーン着脱帯の確保

２　除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保できるよう、市（建設部）は、県及びその他の道路管理者と連携し、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

（１）除雪機械の整備充実
（２）除雪要員等の動員体制
（３）所管施設の点検
（４）除雪資機材、融雪剤等の備蓄
（５）備蓄品の保管庫の整備

３　雪に強い住宅環境の整備

市（建設部等）は、屋根雪荷重による家屋の倒壊等を防止するため、雪に強い住宅環境の整備を推進する。

（１）屋根雪下ろし
①　屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。
②　高齢者等自力での屋根雪下ろしが困難な世帯等をあらかじめ把握し、積雪の際に人員の派遣やボランティア、地域住民の協力による雪下ろし応援体制の整

備を推進する。

（２）雪に強い家づくりの推進

市（建設部）は、住宅の耐雪構造化や屋根融雪装置の設置、自然落雪型の住宅などに関する情報の提供や指導を行うなど、雪に強い家づくりの普及促進を図る。

４　公共建築物の対策

市（建設部・各部等）・施設等の管理者は、管理する施設の耐雪性の確保を図るとともに、次の雪害予防対策を講じる。

（１）降雪期前に、建物の調査・点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

（２）施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。

（３）雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

（４）野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

第３　雪崩防止対策

当市の雪崩危険箇所は、豪雪地帯である奥日光、藤原地域、栗山地域の３地域に分布し、合計１８５箇所ある。

県は、雪崩防止対策として、森林の整備や雪崩防止工事の実施、市民への周知などを推進している。市（建設部・観光経済部）は、県に協力するとともに、周辺に居住する地域住民等を中心に、広く危険箇所の周知及び点検を行う。

※　雪崩危険箇所一覧

第４　融雪害予防対策

県は、融雪に伴う地すべりや洪水災害等を防止するため、県が実施する土砂災害警戒区域等の指定や洪水災害対策、森林整備を推進している。市（建設部・観光経済部）は、県に協力するとともに、周辺に居住する地域住民等を中心に、広く危険箇所の周知及び点検を行う。

第１０節　農林水産業関係災害予防対策

災害時における農林水産業被害を最小限に止めるための予防対策については、第２編（震災対策編）第２章第８節「農林水産業関係災害予防対策」に準ずる。

第１１節　警戒情報観測・収集・伝達体制の整備

主管部	企画総務部	関　係　部	消防本部

台風、豪雨、豪雪等により、大規模な風水害等が発生するおそれがある場合の被害の軽減を図るため、市（企画総務部）・消防本部は、警戒情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

第１　宇都宮地方気象台から発表される防災気象情報

１　警報、注意報等の防災気象情報

【大雨・豪雨時に発表する防災気象情報】

防災気象情報	概　要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報（府県情報）〈大雨に関する情報/台風に関する情報 等〉	警報･注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報･注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」という情報を発表。	台風に関する情報など大規模で顕著な現象の場合は、２～３日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が本県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県（北部・南部）全域を対象として発表。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。	事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表されている。情報の有効期間(注意が必要な期間)は、発表してから１時間。より発生確度の高い地域は気象庁のホームページより「竜巻発生確度レーダーナウキャスト」から閲覧できる。有効期間中は空模様に注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある頑丈な建物の中に避難する。屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。
注意報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表。	現象の将来的見通しとして、警報の可能性及びその発表時期への言及を行うことがある。
警報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表。	対象となる重大な災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられる。

特別警報	数十年に１度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨、暴風、大雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表。 ＊大津波 3m、噴火警報レベル４　以上は特別警報相当とする。	住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっている。
記録的短時間大雨情報	数年に１度程度にしか発生しないような短時間の大雨（１時間雨量 110㎜以上）を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに、発生時刻、場所、雨量を直ちに気象台が発表。	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生が高まっていることを周知する。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難指示等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町及び地域を特定して警戒を呼びかける情報で栃木県（県土整備部）と宇都宮地方気象台が共同で発表。	土砂災害の危険度が高まった市町村及び地域を特定し、市町村長による避難指示等の災害応急対応や住民の自主避難の参考となるよう県と気象台が共同で発表する防災情報。 また、雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。

【宇都宮地方気象台が発表する風水害･雪害に係る注意報･警報の種類及び発表地域区分】

防災気象情報			日光市今市
注意報	大雨注意報	表面雨量指数	９
		土壌雨量指数	９６
	洪水注意報	流域雨量指数	鬼怒川流域=60.6、田川流域=6.8、大谷川流域=31.9、板穴川流域=16.1、砥川流域=12.2、古大谷川流域=6.8、赤堀川流域=7.5、武子川流域=8.9、長畑川流域=16.6、行川流域=9.1
		複合基準	古大谷川流域=（5，5.4） 行川流域=（5，7.3）
	強風注意報	平均風速	１２m/s
	風雪注意報	平均風速	１２m/s ただし、雪を伴う
	大雪注意報	１２時間降雪深	平地５cm、山地１５cm
	なだれ注意報	２４時間降雪深	３０cm以上
		その他	積雪４０cm以上かつ日最高気温６℃以上
警報	大雨警報	表面雨量指数	１４
		土壌雨量指数	１５９
	洪水警報	流域雨量指数	鬼怒川流域=75.8、田川流域=8.6、大谷川流域=39.9、板穴川流域=20.2、砥川流域=15.3、古大谷川流域=8.5、赤堀川流域=9.4、武子川流域=11.2、長畑川流域=20.8、行川流域=11.4
		複合基準	古大谷川流域=（7，7.6）
	暴風警報	平均風速	２０m/s
	暴風雪警報	平均風速	２０m/s ただし、雪を伴う
	大雪警報	１２時間降雪深	平地１５cm、山地３０cm

防災気象情報			日光市日光
注意報	大雨注意報	表面雨量指数	９
		土壌雨量指数	９５
	洪水注意報	流域雨量指数	田川流域=2.4、大谷川流域=31.3、 湯川流域=14.4、行川流域=5.2
		複合基準	―
	強風注意報	平均風速	１２m/s
	風雪注意報	平均風速	１２m/s ただし、雪を伴う
	大雪注意報	１２時間降雪深	平地５cm、山地１５cm
	なだれ注意報	２４時間降雪深	３０cm以上
		その他	積雪４０cm以上かつ日最高気温６℃以上
警報	大雨警報	表面雨量指数	１４
		土壌雨量指数	１５６
	洪水警報	流域雨量指数	田川流域=3、大谷川流域=39.2、 湯川流域=18、行川流域=6.5

防災気象情報			日光市日光
		複合基準	―
	暴　風　警　報	平均風速	２０m/s
	暴 風 雪 警 報	平均風速	２０m/s ただし、雪を伴う
	大　雪　警　報	１２時間降雪深	平地１５cm、山地３０cm

防災気象情報			日光市藤原
注意報	大 雨 注 意 報	表面雨量指数	９
		土壌雨量指数	１０１
	洪 水 注 意 報	流域雨量指数	鬼怒川流域=47.4、男鹿川流域=19.1
		複合基準	―
	強 風 注 意 報	平均風速	１２m/s
	風 雪 注 意 報	平均風速	１２m/s ただし、雪を伴う
	大 雪 注 意 報	１２時間降雪深	平地５cm、山地１５cm
	なだれ注意報	２４時間降雪深	３０cm 以上
		その他	積雪４０cm 以上かつ日最高気温６℃以上
警報	大　雨　警　報	表面雨量指数	１２
		土壌雨量指数	１６７
	洪　水　警　報	流域雨量指数	鬼怒川流域=59.3、男鹿川流域=23.9
		複合基準	―
	暴　風　警　報	平均風速	２０m/s
	暴 風 雪 警 報	平均風速	２０m/s ただし、雪を伴う
	大　雪　警　報	１２時間降雪深	平地１５cm、山地３０cm

防災気象情報			日光市足尾
注意報	大 雨 注 意 報	表面雨量指数	８
		土壌雨量指数	９０
	洪 水 注 意 報	流域雨量指数	渡良瀬川流域=24
		複合基準	―
	強 風 注 意 報	平均風速	１２m/s
	風 雪 注 意 報	平均風速	１２m/s ただし、雪を伴う
	大 雪 注 意 報	１２時間降雪深	１５cm
	なだれ注意報	２４時間降雪深	３０cm 以上
		その他	積雪４０cm 以上かつ日最高気温６℃以上
警報	大　雨　警　報	表面雨量指数	１４
		土壌雨量指数	１４８
	洪　水　警　報	流域雨量指数	渡良瀬川流域=30.1
		複合基準	―
	暴　風　警　報	平均風速	２０m/s
	暴 風 雪 警 報	平均風速	２０m/s ただし、雪を伴う
	大　雪　警　報	１２時間降雪深	３０cm

防災気象情報			日光市栗山
注意報	大雨注意報	表面雨量指数	９
		土壌雨量指数	７８
	洪水注意報	流域雨量指数	鬼怒川流域=33.9、湯西川流域=8.1
		複合基準	―
	強風注意報	平均風速	１２m/s
	風雪注意報	平均風速	１２m/s ただし、雪を伴う
	大雪注意報	１２時間降雪深	１５cm
	なだれ注意報	２４時間降雪深	３０cm以上
		その他	積雪４０cm以上かつ日最高気温６℃以上
警報	大雨警報	表面雨量指数	１４
		土壌雨量指数	１２９
	洪水警報	流域雨量指数	鬼怒川流域=42.4、湯西川流域=10.2
		複合基準	―
	暴風警報	平均風速	２０m/s
	暴風雪警報	平均風速	２０m/s ただし、雪を伴う
	大雪警報	１２時間降雪深	３０cm

第２　市の対応

１　気象情報の収集及び周知

市（企画総務部）・消防本部は、日頃から県防災行政ネットワーク等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集に努める。

また、災害に結びつくと思われる気象情報については、防災用屋外スピーカー、戸別受信機、インターネット、広報車、自治会、自主防災組織等への連絡等により、関係住民への周知に努める。

２　河川水位・雨量データの収集

市（企画総務部・建設部）は、県リアルタイム雨量・河川水位観測情報システムを利用し、異常気象時における雨量、水位情報の収集及び河川情報等の収集に努める。

３　土砂災害警戒情報の活用

避難指示等が適切かつ迅速な判断のもと行えるよう、市（企画総務部）は、土砂災害警戒情報システムの習熟に努め、土砂災害警戒情報の活用を図る。

また、この情報は市民の自主避難の判断の目安ともなるため、防災用屋外スピーカー、戸別受信機、インターネット、広報車、登録制メール配信システム（日光市防災メール）、自治会、自主防災組織等への連絡等により、情報が確実に伝わるよう講ずる。

第１２節　情報通信の整備

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制の整備については、第２編（震災対策編）第２章第１０節「情報通信の整備」に準ずる。

第１３節　避難体制の整備

主管部	避難所等指定：企画総務部 避難体制：企画総務部 避難所管理・運営体制：市教育委員会・健康福祉部	関係部	避難体制：消防本部 避難所管理・運営体制：地域振興部等

市（企画総務部等）は、災害発生時に危険区域にいる市民、駅等の帰宅困難者、ホテルの利用者等の混乱を軽減し避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導体制、避難所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくすため避難に関する知識を市民に対し周知徹底するとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知する。

第１　指定緊急避難所及び指定避難所等の指定・整備

市（企画総務部）は、学校体育館や公立公民館などを対象に、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所としての指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）と、被災者が一定期間生活する場所としての指定避難所（以下「避難所」という。）を指定しているが、人口動態の変化、耐震性、構造、施設の老朽化などを考慮して、状況に応じて適宜見直す。その際は、次の事項に留意して見直す。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除した場合には、速やかに公示して市民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

１　緊急避難場所の指定

（１）指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

①　災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

②　災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

③　安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

④　地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危害を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

（２）災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

２　避難所の指定

（１）指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

①　被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。

②　速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。

③　想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

④　物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

（２）上記の基準に加えて、次の事項にも留意すること。

①　原則として地域別に指定し、高齢者、障がい者、幼児等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

② 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
③ 生活面を考慮し、バリアフリー化された施設が望ましいこと。
④ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

（３）避難者の体調やプライバシーに配慮し、避難状況（長期的な避難等）に応じて、市有宿泊施設の活用も考慮する。

２　避難所等の整備にあたっての留意事項

（１）避難収容施設においては、耐震性の確保に努めること。
（２）電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
（３）放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。
（４）換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
（５）帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の標準化（平成２８年３月２３日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成２８年３月２２日付で日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。
（６）食料・飲料水の供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性、要配慮者等に配慮した生活必需品等の確保を検討すること。

※　指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第２　避難に関する知識の周知徹底

市（企画総務部）、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難所等の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難所等への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の市民の周知徹底に努める。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

１　主な周知方法

（１）自主防災組織等を通じた周知（市）
（２）標識、誘導標識、案内板等の設置による周知（市）
（３）避難所等マップ配布による周知（市）
（４）広報紙、インターネットによる周知（市、県）
（５）ＮＴＴハローページ（レッドページ）・防災タウンページ掲載による周知（県）
（６）避難訓練の実施（自主防災組織等）
（７）平素の警察活動での周知（県警察）

２　避難市民への注意事項・携行品

（１）注意事項
① 車両による避難は、原則として禁止する。
② 避難に際しては必ず電気、火気、危険物等の始末を完全に行う。

（会社、工場等にあっては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置）

③　携行品はリュック等に入れ、両手の自由を確保し、過重な携行を避ける。

（２）携行品の内容

①　貴重品（保険証、預貯金通帳、印鑑、証明書）

②　食料品（水、応急食料、高齢者や幼児用食品）

③　応急医薬品

④　衣類（肌着、防寒着等）

⑤　その他（ラジオ、懐中電灯）

第３　避難実施・誘導体制の整備

１　避難基準の設定

市（企画総務部）は、土砂災害警戒区域等や、浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

２　避難準備・高齢者等避難開始発令体制の確立

市（企画総務部等）は、避難に時間がかかる避難行動要支援者の早期避難、その他の市民には避難準備を促すため、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合に、危険予想地域に居住する地域住民に避難指示を発令する準備に入ったことを知らせる高齢者等避難を発令する体制を確立する。

３　避難伝達手段の整備

市（企画総務部）・消防本部は、土砂災害警戒区域等や浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、防災用屋外スピーカー及び戸別受信機による伝達、職員による広報車等での伝達、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達などのほか、携帯端末の緊急速報メール及びメール一斉配信システムなど、多様な伝達手段の整備に努める。

４　避難誘導体制の確立

（１）各機関連携による地域の避難体制の確立

市（企画総務部等）は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

①　各地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと。

②　地区の実態に応じ、避難経路を２箇所以上選定しておくこと。

③　避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。

④　避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

⑤　水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

（２）避難時に困難が生じると予想される者への対策

①　避難行動要支援者対策

市（健康福祉部）は、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携

し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援内容を具体的に定めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

ア　社会福祉施設

市（健康福祉部）は、避難行動要支援者が利用する公的社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。（第２編（震災対策編）第２章第４節参照）

② 観光客対策

市（観光経済部）は、宿泊施設や名所・旧跡等の施設管理者に対して、避難所並びに避難経路の周知を図るとともに、これらの施設管理者と連携し、避難体制について確立しておくように努める。

③ 帰宅困難者対策

駅の管理者は、大規模風水害等により列車が長期間停止する場合に備え、バス等による代替輸送等の計画を策定しておくものとする。

また、市の定める避難所等へ避難させることを想定し、市（市民環境部）と駅の管理者は連携し、避難体制について確立しておくよう努めるものとする。

④ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市（企画総務部）は、消防本部と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

（３）土砂災害に係る避難訓練

市（企画総務部等）は、国、県、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、土砂災害に係る避難訓練を毎年１回以上実施する。

なお、訓練は実践的な避難訓練となる様、広く市民の参加が得られるよう努める。

第４　避難所等管理・運営体制の整備

１　避難所等管理体制の確認

市教育委員会・市（健康福祉部等）は、避難所等がスムーズに開設できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法等も毎年度確認しておく。

なお、各部等における避難所等の所管は、次のとおりとする。

所管部	所管する避難所等
健康福祉部	健康福祉部の公共施設、各部等の所管に属さない施設
市教育委員会	市・県教育委員会の公共施設、集会所
地域振興部	地域振興部の公共施設、自治公民館
観光経済部	観光経済部の公共施設、地域の宿泊施設、農業協同組合・森林組合の施設等
建設部	建設部の公共施設

２　職員派遣体制の整備

市教育委員会・市（健康福祉部等）は、災害発生初期において避難所等管理・運営を円滑に行うため、避難所等への職員派遣基準・体制を事前に明確にしておく。

３　自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市（企画総務部・健康福祉部・地域振興部）は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

４　指定管理者等との役割分担の明確化

市（企画総務部）は、指定管理施設を避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

５　専門家等との情報交換

市（企画総務部）及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第５ 帰宅困難者対策

１ 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

２ 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

市（観光経済部）、県、県警察、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

同会議は、県が主宰する。

３ 一斉帰宅の抑制

震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、救急・救助活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害の発生のおそれがある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する対策を実施する。

（１）企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

・従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水、食料、毛布等の備蓄の確保
・従業員や児童・生徒等の安否確認手段の確保
・従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル１７１や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

（２）駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る

計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

（３）市民等への周知

市（企画総務部）は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民へ周知するとともに、（１）（２）の取組について企業等への啓発を図る。

４ 一時滞在施設等の確保

市（観光経済部）は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、所管施設や関係施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

市（企画総務部）は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

５ 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市（観光経済部）は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の誘導について、鉄道事業者や県警察、消防機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、（一社）栃木県バス協会に協力を得られるよう努める。

６ 外国人への支援

市（観光経済部）は、国際交流協会と連携し、外国人に多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

第１４節　消防・救急・救助体制

主管部	消防本部	関係部	企画総務部

大規模災害時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急処置、救急搬送等が行えるよう、消防本部・市（企画総務部）は、消防団、県と連携して、平常時から消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第１　組織の充実強化

消防本部･市（企画総務部）は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図り、中･長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進するとともに、消防団員の確保と資質の向上を図りながら、消防体制の強化に努める。

※　消防組織・施設の状況

第２　救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部・市（企画総務部）は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

第３　地域防災力の向上

消防本部・市（企画総務部）は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、市民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

第４　医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化するものとする。

第５　県消防防災ヘリコプター等による救助・救急の受け入れ体制の整備

市（企画総務部）・消防本部は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、ヘリコプターの離着陸場等の確保を図る。

第６　応援受入・連携体制の整備

消防本部は、第２編（震災対策編）第２章第２２節第２のとおり広域的な救急・救助応援受入体制を整備するものとする。また、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図るものとする。

なお、市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

第１５節　保健医療体制の整備

大規模災害発生時における負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動の体制整備については、第２編（震災対策編）第２章第１３節「保健医療体制の整備」に準ずる。

第１６節　緊急輸送体制の整備

被災地域へ応急対策人員、援助物資等の輸送に関する体制整備については、第２編（震災対策編）第２章第１４節「緊急輸送体制の整備」に準ずる。

第１７節　防災拠点の整備

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため防災拠点の整備については、第２編（震災対策編）第２章第１５節「防災拠点の整備」に準ずる。

第１８節　建築物等災害予防対策

主管部	民間建築物の予防対策：建設部 公共建築物の予防対策：各部等	関係部	

風水害等による建築物の安全性の確保を促進するため、市（建設部・各部等）・施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止等必要な防災対策を講じる。

第１　一般建築物に対する予防対策

１　老朽危険建築物に対する調査、指導

市（建設部）及び県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等への指導、助言を行う。

２　特殊建築物の検査、指導

市（建設部）及び県は、旅館、ホテル、大規模販売店、量販店、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

３　落下物・飛散物防止対策

市（建設部）は、県と協力し、風圧等による落下物・飛散物の防止のため、施設管理者及び市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

第２　防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

１　防災上重要な公共建築物

（１）防災拠点（災害対策活動拠点）（第２編（震災対策編）第２章第１５節参照）
（２）医療救護活動の施設（病院、診療所、保健福祉センター等）
（３）応急対策活動の拠点（消防署、消防団詰所等）
（４）避難収容施設（学校、文化・スポーツ施設等）
（５）社会福祉施設等（養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター等）

２　防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

（１）建築物、建造物の安全確保

市（各部等）、その他の施設管理者は、建築基準法、消防法等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

（２）防災設備等の整備

市（各部等)、その他の施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

①　飲料水の確保
②　非常用電源の確保
③　敷地内の排水施設、擁壁等の整備
④　配管設備類の固定・強化
⑤　施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
⑥　その他防災設備の充実

（３）施設の維持管理

市（各部等)、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

①　法令に基づく点検等
②　建設時の図面及び防災関連図面
③　施設の維持管理の手引

第１９節　公共施設等災害予防対策

主管部	ヘリコプター離着陸場：企画総務部・消防本部 上下水道施設：上下水道部 廃棄物施設：市民環境部	関　係部	

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努めるものとする。

第１　輸送施設の対策

１　鉄道施設

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じるものとする。

（１）施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、定期的に補修・改良に努める。

（２）施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

（３）運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行うとともに、運転規則によって災害の防止に努める。

２　ヘリコプター離着陸場の整備

市（企画総務部）・消防本部は、施設等の管理者と連携し、災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、次のとおりヘリコプターの受入体制の整備に努める。

（１）市（企画総務部）・消防本部は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、ヘリコプター離着陸場について、施設等の管理者等と協議して選定するとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

（２）ヘリコプター離着陸場候補地のうち、飛行場外離着陸場等として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

※　ヘリコプター離着陸場一覧

第２　ライフライン関係機関の対策

１　上水道施設

水道施設の管理者（上下水道部）は、水が市民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

（１）書類の整備
施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。
（２）貯留水の確保
配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。
（３）二次災害防止
ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。
（４）施設の維持管理
点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。
（５）配水管路等の改良
石綿セメント管等の老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。
（６）応援体制の整備
給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。
（７）応急復旧用資機材の備蓄
応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

２　下水道施設

下水道施設の管理者（上下水道部）は、次により施設の災害予防対策を講じるものとする。
（１）書類の整備
施設台帳、施設仕様書等を整備しておく。
（２）二次災害の防止
水処理センター内の薬液注入設備、重油、ガス等の燃料用設備等について、地震による漏洩、火災等の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。
（３）施設の維持管理
災害発生に備え施設の日常管理点検に努め、水処理センターについては、運転維持管理業者と災害対応マニュアルを作成しておく。
さらに、施設の耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。
（４）施設の整備
施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。
（５）応急復旧用資機材の備蓄
応急復旧が迅速に行えるよう主要資機材の備蓄に努める。

３　電力施設

（１）東京電力パワーグリッド㈱の対応

災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド㈱栃木北支社では、次の予防措置を講じるものとする。

①巡視、点検等の実施

台風、豪雨に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

なお、関係法規の定めるところにより、次の業務を実施する。

ア　一般需要家の屋内電気工作物

屋内の一般用電気工作物は４年に１回電路の絶縁抵抗測定を実施する。

イ　配電線路（引込線を含む。）

（ア）　２年に１回の巡視を実施する。なお、市街地など地域環境変化の著しい地域は、半年に１回のパトロールを実施する。

（イ）　柱上変圧器の第２種接地抵抗箇所は５年に１回測定し、高圧電路と低圧電路との混触時における低圧電路の電位上昇防止に努める。

施設対策

ア　水害対策

（ア）　水力発電設備

過去に発生した災害による被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖化等）を実施する。

（イ）　送電設備

架空電線路は、土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート回避、擁壁、石積み強化を実施する。

（ウ）　変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋内機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ　風害対策

各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は補強等により対処する。

ウ　雷害対策

（ア）　送電設備

架空地線の設置、アークホーンの取付け、鉄塔等の接地抵抗の低減等を行う。

（イ）　変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

（ウ）　配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け、対処する。

③要員、資機材の確保対策

ア　要員の確保

（ア）　非常災害対策本(支)部構成表に基づく個々の要員(交代要員を含む。)を定め、連絡経路・方法等を確立しておく。また、交通途絶等により所属する本（支）部に出動することが不可能な場合を想定し、個々の要員について出動すべき最寄事業所を定めておく。

（イ）　復旧作業等において応援を必要とする請負会社等との連絡体制を確立しておく。

イ　資機材等の確保対策

（ア）　復旧作業等に必要な資機材、車両、舟艇、航空機、無線局等について、あらかじめ災害時における調達について特約しておくなど、その確保、整備に努める。

（イ）　非常用食料､飲料水等についてあらかじめ必要量を備蓄等により確保しておく。

④防災訓練の実施

災害発生時の円滑な対応を図るため、情報連絡、本・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を定期的に全店をあげ実施する。

（２）各電力事業者の対応

発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、上記（１）に準じて対応する。

４　都市ガス施設

（１）施設の安全化対策

鬼怒川ガス㈱では、台風、洪水等発生時において、施設に係る災害を未然に防止するため、安全化対策を進めるものとする。

設備、施設は、ガス事業法、建築基準法、道路法などの関係法規、土木学会の諸基準、日本ガス協会基準に基づき設計し、安全化対策に努めるものとする。

既設の設備、施設については、ガス事業法に基づく定期点検、自主保安検査の実施により、常に技術基準を適合している状態を維持する。さらに施設の堅牢化を図るとともに、緊急操作設備を充実強化するものとする。

（２）災害防止のための体制の整備

①　台風、洪水等発生時において、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員などの整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。

②　緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い､調達を必要とする資機材はメーカー、本社等から速やかに確保できる体制を維持する。

③　災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

（３）防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市、消防本部、警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

（４）災害発生時の措置に関する教育訓練

① ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策、大規模風水害などの非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

② 従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

（５）消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることやガスの供給を停止することもあることなど、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

第３　その他の公共施設の対策

１　廃棄物処理施設

市（市民環境部）は、県及び処理業者等民間事業者との連絡体制を整備するとともに、災害に強い施設の整備に努め、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じる。

（１）処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。

（２）被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

（３）廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。

（４）応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

（５）廃棄物の最終処分場（平成１０年６月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

第２０節　危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故の防止対策については、第２編（震災対策編）第２章第１８節「危険物施設等災害予防対策」に準ずる。

第２１節　鉱山災害等予防対策

災害発生時における、鉱山、採石場等における鉱山災害の予防対策については、第２編（震災対策編）第２章第１９節「鉱山災害等予防対策」に準ずる。

第２２節　文教・文化財対策

災害発生時の児童・生徒の安全確保並びに文化財の災害予防対策については、第２編（震災対策編）第２章第２１節「文教・文化財対策」に準ずる。

第２３節　防災関係機関相互応援体制の整備

大規模災害における他市町村間の広域相互応援体制、県等との協力体制等の整備については、第２編（震災対策編）第２章第２２節「防災関係機関相互応援体制の整備」に準ずる。

第２４節　孤立地区対策

災害により集落が孤立した場合の救援体制や地区の自立性・持続性を高めるための対策については、第２編（震災対策編）第２章第２３節「孤立地区対策」に準ずる。

第２５節　倒木災害予防対策

主管部	市教育委員会	関係部	観光経済部・建設部

台風や春一番などの強風発生時における日光杉並木の倒木災害を防止するため、市教育委員会は、県教育委員会、国等と連携して、平常時から災害予防対策に努める。

第１　現状と課題

当市には、日光街道、日光例幣使街道、会津西街道の３街道の両側に、世界最長を誇る（総延長３７㎞）日光杉並木がある。日本では唯一、国の特別史跡及び特別天然記念物の二重指定を受け、歴史的にも貴重な財産である。

しかし、近年は、排気ガスや周辺の開発により傷みが激しく、台風や突風等による倒木、枯れ木の伐採を含めると、毎年約６０本から１００本程度消えている。平均樹高２７ｍの巨木が倒木した場合は、道路交通への障害が生じるだけでなく、住家など建築物の損壊や人的被害、ライフラインへの支障など大きな影響を及ぼすおそれがある。七里では、平成１４年１２月には、杉２本が強風により倒れて道路をふさぎ、大型トレーラーと衝突し、さらに電線が損傷し、付近の３５０世帯が約２時間停電している。

また、平成２７年８月には例弊使街道において杉２７本が突風（ダウンバースト）により倒れ、３日間に渡り通行止めとなる災害が発生している。

市教育委員会は、県教育委員会、国、関係機関と連携し、杉並木の保存に努めつつ、倒木による被害の発生防止若しくは被害を最小限に防ぐための対策を推進する必要がある。

第２　倒木予防対策の推進

１　杉並木の保存

市教育委員会は、県と連携し、日光杉並木の保護に努める。また、重要な文化財である日光杉並木に対する市民の理解が深まるよう知識の普及啓発に努めるとともに、日光杉並木の保護活動を推進する団体の各種事業の周知や保護活動への参加促進などを行う。

２　倒木災害予防対策

（１）市教育委員会は県教育委員会と連携し、杉並木の状況の把握に努める。

（２）市教育委員会は、文化財である杉並木の倒木災害による被害を防ぐため、強風注意報や暴風警報などの防災気象情報が発表された場合には、沿道沿いの通行を控えるよう市民に周知する。また、当地は観光名所となっているため、観光協会や宿泊施設等を通じて、観光客への注意喚起に努める。

第３　倒木災害の体制整備

市教育委員会は、県教育委員会と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、道路管理者が速やかに倒木の除去等の措置が行えるよう体制の整備に努める。

第２６節　災害廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に対処することができるようにするための常時からの体制整備については、第２編（震災対策編）第２章第２４節「災害廃棄物等の処理体制の整備」に準ずる。

第３章　応急対策

第１節　活動体制の確立

主管部	企画総務部	関係部	消防部・各部

＊第３章における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

市の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、市（企画総務部・消防部）は、必要な職員を配備し、各地域における活動体制について万全を期すものとする。

当市は広大な面積を有するため、災害が発生した場合には、各地域の自立性を踏まえながら、市全体としての災害応急対策が求められる。また、各行政センターにおいては、災害発生時には自らの的確な状況判断に基づく災害応急対策が必要となる場面も考えられる。さらに、孤立地区発生等も想定し、各地区センター等においては情報収集を行うなど、拠点施設に準ずる役割が求められる。そのため、各地域の活動体制を有効に相互活用して、市全体が補完しあう体制づくりや、災害発生地域へのバックアップ・支援体制の確立を図る。

地域	拠点施設	準拠点施設
今市地域	本庁舎	落合地区センター 豊岡地区センター 大沢地区センター 塩野室地区センター 南原出張所 市民サービスセンター
日光地域	日光行政センター	小来川地区センター 清滝出張所 中宮祠出張所
藤原地域	藤原行政センター	三依地区センター
足尾地域	足尾行政センター	
栗山地域	栗山行政センター	湯西川地区センター

第１　市の配備体制

【職員の配備区分及び配備体制】

配備体制	災害の態様	体制の概要	備考 （勤務時間外の配備）
注意体制	①気象注意報の発表 ②小規模な災害が発生するおそれがある場合	小規模災害の情報収集及び災害応急対策を行う体制	企画総務部総務課・地域振興部行政センターの防災担当職員は自宅待機。ただし、小規模な災害が発生した場合は直ちに登庁

第１警戒体制	①気象警報の発表 ②中規模な災害が発生するおそれがある場合 （台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合）	災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び災害応急対策を行う体制	企画総務部総務課・地域振興部行政センター職員（管轄地域）、警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁 災害対策関係職員とは、主に道路等の公共施設、ライフライン等を担当する職員である。
第２警戒体制	①土砂災害警戒情報の発表 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部・地域災害警戒本部が設置され、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	
本部体制	①特別警報の発表 ②大規模な災害が発生するおそれがある場合 ③大規模な災害が発生した場合	災害対策本部・地域災害対策本部が設置され、市の全域をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員が直ちに登庁

第２　注意体制

１　注意体制の配備

小規模な災害が発生した場合、企画総務部総務課、地域振興課行政センターの防災担当職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

（１）災害に関する情報の収集
（２）被害情報の把握
（３）被害情報の県への報告
（４）必要に応じて関係課等への通報
（５）必要に応じて市長等への報告
（６）その他災害応急対策

第３　第１警戒体制

気象警報が発表された場合及び中規模な災害が発生するおそれがある場合、企画総務部総務課、地域振興部行政センター職員、警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

（１）災害に関する情報の収集
（２）被害情報の把握
（３）被害情報の県への報告
（４）必要に応じて関係課等への通報
（５）必要に応じて市長等への報告
（６）その他災害応急対策

第４　市災害警戒本部（第２警戒体制）

市（企画総務部）は、市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置、市対策本部を設置しないで行う災害応急対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を警戒本部長とする市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、次の災害応急対策を実施する。

１　市警戒本部の設置

（１）市警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において、市警戒本部を設置する。

①　土砂災害警戒情報が発表されたとき

②　市内に中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合

③　その他副市長が市警戒本部の設置を必要と認めるとき

（２）設置場所

市警戒本部は、市役所本庁舎内に設置する。本庁舎内に市警戒本部を設置することができない場合は、消防本部に設置する。消防本部に設置することができない場合は、警戒本部長の指定する場所に設置する。

（３）市警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、市警戒本部は解散する。

①　被害の発生するおそれがなくなったと警戒本部長が認めたとき。

②　災害応急対策がおおむね終了したと警戒本部長が認めたとき。

③　市対策本部が設置されたとき。

２　市警戒本部の業務

市警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

（１）市対策本部を設置していない場合における災害応急対策の実施に関すること。

（２）被害状況の調査に関すること。

（３）消防部、県等関係機関との災害に関する情報の交換及び整理に関すること。

（４）被害情報の県への報告に関すること。

（５）地域間の連絡調整に関すること。

（６）市対策本部の設置に関すること。

（７）その他必要事項に関すること。

３　市警戒本部の構成員

市警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長（企画総務部長)、財務部長、地域振興部長、市民環境部長、健康福祉部長、観光経済部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、消防長等の職員及び必要に応じた人員で構成するものとする。

４　代決者

市警戒本部長が不在時等の意思決定は、警戒副本部長とし、警戒副本部長が不在の場合は財務部長が行う。

５　地域災害警戒本部の設置

市（地域振興部）は、市警戒本部が設置された場合には、各行政センターの区域において、災害応急対策に関する措置を、迅速かつ的確に行うため、行政センター所長を地域警戒本部長とする地域災害警戒本部（以下「地域警戒本部」という。）を設置し、次の災害応急対策を実施する。設置後は、速やかに市警戒本部長に報告する。

（１）地域警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合において、地域警戒本部を設置する。

①　管轄地域を対象とした土砂災害警戒情報が発表されたとき

② 管轄地域において中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合
③ その他、市警戒本部長が地域警戒本部の設置を必要と認めるとき

（２）設置場所

地域警戒本部は、行政センター庁舎内に設置する。行政センター内に設置することができない場合は、地域警戒本部長の指定する場所に設置する。

（３）地域警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、地域警戒本部は解散する。

① 管轄地域内で被害の発生するおそれがなくなったと市警戒本部長が認めたとき
② 管轄地域内で災害応急対策がおおむね終了したと市警戒本部長が認めたとき
③ 地域災害対策本部を設置したとき

（４）地域警戒本部の業務

① 市対策本部を設置していない場合における地域内の災害応急対策の実施に関すること
② 地域内の被害状況の調査に関すること
③ 市警戒本部との連絡調整に関すること
④ その他必要事項に関すること

第５　市災害対策本部

市(企画総務部)は、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害対策基本法第２３条の規定により、市長を本部長とする市対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

１　市対策本部の設置、解散の時期等

（１）設置基準

次のいずれかに該当する場合において、市長が必要と認めるとき

① 特別警報が発表されたとき
② 大規模な災害が発生するおそれがある場合
③ 大規模な災害が発生した場合
④ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生したとき
⑤ 地域災害対策本部を設置したとき
⑥ その他市長が必要と認めるとき

（２）市対策本部の設置場所

① 市対策本部は、市役所本庁舎内に設置する。大規模災害により本庁舎が使用不能になった場合は、消防本部に設置する。消防本部に設置することができない場合は、市長の指定する場所に設置する。
② 市対策本部には、市対策本部の所在を明確にするため「日光市災害対策本部」の掲示をする。

（３）市対策本部の解散

市対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策をおおむね完了したと本部長が認めたときに解散する。

※ 日光市災害対策本部条例

２　防災関係機関、市民等への市対策本部の設置・廃止の通報等

（１）市対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

①　県危機管理課
②　他市町村
③　陸上自衛隊第１２特科隊
④　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
⑤　その他の関係機関

（２）市対策本部を設置し、又は廃止したときは、市民に対し、広報車、ホームページその他確実かつ迅速な方法で周知する。

３　市対策本部の運営

（１）市対策本部の業務

市対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

①　災害救助法の実施に関すること。
②　災害応急対策の実施・調整に関すること。
③　市対策本部の活動体制に関すること。
④　地域間の連絡調整に関すること。
⑤　県及び他市町村への応援要請に関すること。
⑥　自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること。
⑦　災害広報に関すること。
⑧　応援に関すること。
⑨　市対策本部の解散に関すること。
⑩　その他災害対策の重要な事項に関すること。

（２）市対策本部会議

①　市対策本部会議の構成

市対策本部会議は、本部長、副本部長（副市長）、本部員（各部長等）で構成し、災害応急対策の基本的な事項について協議する。

②　市対策本部会議の開催

ア　本部長は、市対策本部の運営、災害応急対策の推進に関し、必要と認めるときは、市対策本部会議を招集する。

イ　本部員は、市対策本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を企画総務部長に申し出るものとする。

③　市対策本部会議の協議事項

ア　市対策本部の配備体制に関すること。

イ　災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ　県その他関係機関に対する災害応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

エ　その他災害対策に関する重要事項

④　協議事項の実施

市対策本部会議の決定事項については、担当部長は、他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速な実施を図るものとする。

⑤　市対策本部会議の庶務

市対策本部会議の庶務は、市対策本部事務局（企画総務部総務課）が担当する。

４　市内被災地域への支援体制

当市は広大な面積を有するため、災害が一部の地域に限定される場合も考えられる。そのため、災害発生の初期の段階等においては、被災地域への重点的な支援が図られるような体制を構築する。

市対策本部各部の職員は、市対策本部のもとで応急対策にあたることになるが、所管の分掌事務の実施に猶予が認められる各部の職員は、本部長の指示等により、被災を受けた地域や事務が集中する他の部の支援を行うものとする。

５　地域災害対策本部の設置

市対策本部長は、市対策本部を設置した場合には、各行政センターの区域において、災害応急対策に関する措置を、迅速かつ的確に行うため、行政センター所長を地域対策本部長とする地域災害対策本部（以下「地域対策本部」という。）を設置し、次の災害応急対策を実施する。

ただし、緊急を要する場合、行政センター所長は、市対策本部長に代わって地域対策本部を設置することができる。

なお、設置後は、速やかに本部長に報告する。

（１）地域対策本部の設置基準

①　市内に特別警報が発表されたとき
②　管轄地域内で大規模な災害が発生するおそれがある場合
③　管轄地域内で大規模な災害が発生した場合
④　その他市長が必要と認めるとき
⑤　緊急を要する場合で、行政センター所長が必要と認めるとき

（２）地域対策本部の設置場所

地域対策本部は、行政センター庁舎内に設置する。行政センターに設置することができない場合は、地域対策本部長の指定する場所に設置する。

（３）地域対策本部の解散

管轄地域内で災害応急対策がおおむね終了し、市対策本部長が認めたとき、地域対策本部は解散する。

（４）地域対策本部の業務

①　災害対策本部との連絡調整に関すること
②　地域内の災害応急対策に関すること
③　地域内の被害状況の調査に関すること

６　現地災害対策本部の設置

（１）本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、次の事務を行う。

①　被害情報、対応、支援状況、復旧状況等の把握
②　市対策本部、国、県、関係機関等との連絡調整
③　緊急を要する災害応急対策の実施
④　その他災害対策に関する必要な事務

（２）本部長は、副本部長、本部員その他の職員のうちから、現地本部長及び現地本部員を指名する。

（３）現地災害対策本部は、行政センター又は被災地に近い学校、公民館等を利用して設置する。
（４）市対策本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。

７　代決者

市の幹部職員及び災害対策担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、状況に応じた意思決定の手順を決めておく。

※　市災害対策本部員の代替職員

８　本部職員の認証等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害応急対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害応急対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

９　市対策本部の組織図

※　市災害対策本部の体制図

１０　市対策本部の事務分掌

※　市災害対策本部条例、市災害対策本部の事務分掌

第６　動員計画

１　動員体制の整備

（１）各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努める。
（２）配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

２　連絡責任者の任命及び責務

（１）各部においては、業務連絡の責任者を定めるものとする。
（２）連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。
（３）連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を企画総務部長まで届け出るものとする。

３　動員の方法

（１）幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員、防災担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、できる限り携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

（２）勤務時間内における動員

①　企画総務部長は、市長の指示等により配備体制がとられた場合は、本部連絡員及び行政センター連絡員にこれを伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。

② 本部連絡員及び行政センター連絡員は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

③ 企画総務部長は、消防部に非常配備を伝達する。

（３）勤務時間外、休日における動員

① 各職員の措置

休日、勤務時間外に災害が発生した場合、あらかじめ配備体制に応じて指名された配備要員は、直ちに本庁舎及び行政センター等に登庁し、状況に応じた適切な措置を行うものとする。

なお、配備要員以外の職員は、テレビ等で災害情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。

② 参集困難な際の措置

大規模災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、その旨を所属長等に連絡するとともに、避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い、災害応急対策活動に従事するものとする。

③ 参集時の留意事項

ア 参集時の服装等

参集途上での活動や災害応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。なお、各職員は、直ちに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

イ 参集途上の措置

（ア）被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

（イ）緊急措置

職員は、参集を最優先とするものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防部又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策

主管部	企画総務部・消防部	関係部	

災害が発生した場合、救出・救護活動等の災害応急対策活動や市民の避難指示等の判断を行うため、市（企画総務部・消防部）は、２４時間体制で速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
防災行政情報システム（同報システム）	整備	整備	整備	整備	整備
拠点施設	本庁舎	日光行政センター	藤原行政センター	足尾行政センター	栗山行政センター

第１　情報収集体制

市（企画総務部・消防部）は、災害発生時の情報の収集、伝達を２４時間体制で迅速、適切に実施する。

１　災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（企画総務部長・総務課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害情報の収集等初期災害応急対策を指揮する。

２　災害対策主管課の体制

（１）緊急登庁体制

災害対策の主管課である企画総務部総務課防災担当職員は、災害発生後直ちに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

（２）連絡体制

県防災行政ネットワークの気象情報配信システムを活用して気象情報等を、また消防本部等から災害情報等を２４時間体制で受信し、直ちに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

※　栃木県火災・災害等即報要領

３　携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用し、災害時における緊急通信の確保を図る。

第２　警戒情報等の伝達

１　防災気象情報

気象業務法に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（本編第２章第１１節参照）を次の伝達系統に基づき速やかに通知する。

市（企画総務部）は、県からの通報やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、

気象警報、土砂災害警戒情報を知ったときは、必要に応じて市民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

【気象注意報・警報の伝達系統】

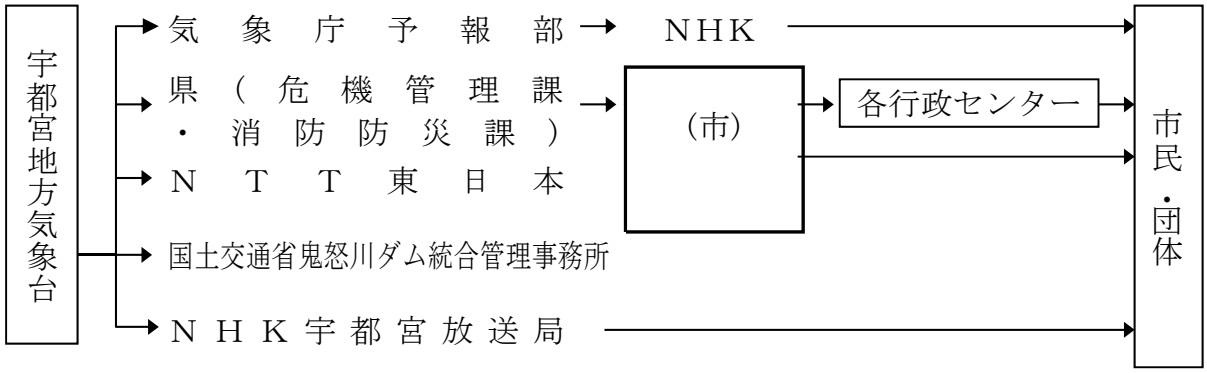

２　ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

※　ダム放流通報の伝達系統一覧

３　地域住民からの通報

（１）発見者（市民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市（企画総務部・消防部）又は警察署に通報する。

（２）市（企画総務部）、警察署の処置

①　災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察署は、その旨を速やかに市（企画総務部）へ通報するものとする。

②　異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、本部長（市長）は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。

第３　被害情報等の収集

１　収集すべき情報

市（企画総務部・消防部）は、次に掲げる項目に留意しながら、必要な情報収集、伝達に努める。

（１）災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

（２）降雨、降雪、河川の水位、ダム・湖沼の水位状況

（３）市民の生命・財産の安否の状況、市民の避難の状況

（４）家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況

（５）水道、ガス、電気、通信等の被害状況

（６）要配慮者利用施設の被害状況

（配慮者利用施設）

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者福祉サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センタ

一、医療提供施設、幼稚園、その他
（７）消防、水防等の応急措置の状況
（８）食料その他緊急に補給すべき物資、数量
（９）衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
（１０）医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
（１１）その他法令に定めがある事項

２　被害情報等の収集方法

被害情報等の収集は、次により行うものとする。
収集にあたっては、警察等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

（１）市（企画総務部・消防部）の情報収集

市(企画総務部)は、テレビ、ラジオから災害に関する情報等を収集するほか、県から送信される災害情報を収集する。

消防部は、市民等からの１１９番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等により情報の収集を行う。

（２）各部ごとの被害状況調査

各種被害ごとにあらかじめ定めた調査担当者が速やかに被害状況の調査を行い、被害情報を収集する。

（３）消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

（４）自治会・自主防災会からの情報収集

市（地域振興部・企画総務部）は、自治会・自主防災会を通じて、地域における被害状況等情報の収集を行う。

（５）避難所等からの収集

避難所等において、避難所等への参集途上の被災状況、市民の避難状況等の情報を収集する。

（６）無線による情報収集

アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

（７）災害時応援協定による情報収集

市（企画総務部・消防部）は、災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先等に無人航空機（ドローン等）による被災地域の情報収集を要請する。

（８）郵便局に対する協力要請

市（企画総務部）は、郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報により、市内の被災状況等を把握する。

第４　情報の整理・分析

市(企画総務部・消防部)は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、企画総務部長を通じて把握した情報を直ちに本部長（市長）に報告するものとする。

第５　被害状況の報告

１　県及び国への報告

市（企画総務部・消防部）は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害

等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

【県（危機管理課）の連絡先】

防災行政ネットワーク	ＮＴＴ回線
５００－２１３６ ５００－２１４６（FAX）	０２８－６２３－２１３６ ０２８－６２３－２１４６（FAX）

【国（総務省消防庁）の連絡先】

区分 / 回線別		平　日（９：30～18:15） ※　応　急　対　策　室	左　記　以　外 ※　宿　直　室
ＮＴＴ回線	電　　話	０３―５２５３―７５２７	０３―５２５３―７７７７
	ＦＡＸ	０３―５２５３―７５３７	０３―５２５３―７５５３

【報告系統図】

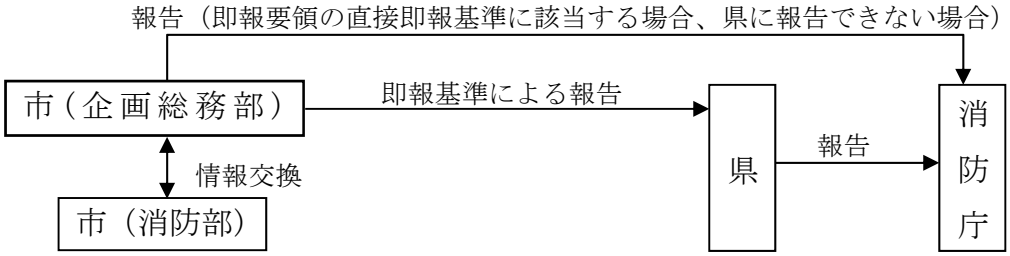

２　自らの対応力のみでは災害対策を講じることができない場合の対応

市（企画総務部）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

※　栃木県火災・災害等即報要領

第６　通信手段の種類

災害時の通信手段としては、有線電話が電話線の切断や輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、県防災行政ネットワークのほか広報車で行い、また関係機関の各種通信施設を有効に利用して、通信の確保を図る。

【通信手段の種類】

区　分	通信手段	説　明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
防災行政情報システム（同報システム）		屋外スピーカー及び戸別受信機により、避難情報等を放送し、市民への周知に使用する
ＮＴＴ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
ＮＴＴドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む）
ＫＤＤＩ ソフトバンク	災害時優先電話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話機 ・衛星携帯電話機
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	非常通信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信

第７　通信施設の利用方法

１　県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や当市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関等との通信は、県防災行政ネットワークを活用して行う。

２　防災行政情報システム

市（企画総務部）は、避難情報等の重要な情報を市民に伝達する際、防災行政情報システムを使用し、屋外スピーカー及び戸別受信機への放送を行う。

３　公衆電気通信設備の利用

市（企画総務部）、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ東日本電信電話㈱及び㈱ＮＴＴドコモに登録する等措置しておく。

（１）災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

４　携帯電話等の活用

災害時の初動体制に万全を期するため、個人の所有する携帯電話を最大限に活用し、より有効な災害時通信体制の構築を目指す。また、既設の通信ルートの寸断した場合等においては、㈱ＮＴＴドコモ等に協力を依頼し、衛星携帯電話の活用を図るなど、通信手段の確保に努める。

５　消防無線の利用

市（消防部）は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（主運用波・統制波）で行う。

６　警察通信設備の優先利用

市（企画総務部）は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

７　非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

（１）非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

（２）非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの栃木地区非常通信協議会構成員所属の無線局等に依頼する。

（３）依頼の方法

①　適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

②　通報は何通でも依頼できるが、１通の通信文はなるべく本文２００字以内とする。

③　あて先は、住所、氏名（職名）、わかれば電話番号をはっきり記載する。

④　本文の末尾に発信人名を記載する。

⑤　用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

（４）非常通信の経路

市（企画総務部）から県へ伝送される非常通信の主な経路（発信依頼局、着信局）は、非常通信計画（資料編）のとおりである。

※　非常通信計画

（５）取扱い無線局等

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

※　栃木県非常通信用無線局局名録

第８　通信施設の応急復旧

１　県防災行政ネットワーク

通信施設が被災した場合は、消防部に設置されている施設を使用するなど、通信回線の確保にあたる。

２　防災行政情報システム

通信施設が被災した場合は、被害実態を早期に確認し、屋外スピーカー及び戸別受信機の放送が可能なエリアを把握する。放送が不可能なエリアについては、その

他の通信手段等を用いて周知を行うとともに、障害の早期復旧に努める。

３　公衆通信

東日本電信電話㈱は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行うものとする。

（１）可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
（２）交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し応急復旧を図る。
（３）電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。
（４）基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星通信システムによる応急復旧を図る。

４　移動通信

㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行うものとする。

（１）移動通信無線基地局が被災した場合には、携帯・自動車電話方式可搬型基地局装置（Ｐ―ＭＢＳ）を使用し、回線の応急復旧を図る。
（２）移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用し、応急復旧を図る。

第９　放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第５７条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会宇都宮放送局、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

第３節　災害拡大防止活動

主管部	監視・警戒：企画総務部・消防部・建設部 浸水被害：消防部 土砂災害：建設部・企画総務部	関係部	土砂災害：消防部

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、市（企画総務部・建設部・消防部）は、関係機関と相互に連携して迅速かつ的確な措置を実施する。

第１　監視、警戒

１　市（企画総務部・建設部・消防部）

市（企画総務部・建設部・消防部）は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

（１）警戒段階

①　降雨量等の気象情報
②　河川の水位、流量等の変化
③　河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
④　市民の動向
⑤　その他発災防止上必要な事項

（２）災害発生初期

①　人的被害の発生状況
②　家屋等建物の被害状況
③　河川等の氾濫、浸水の状況
④　がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
⑤　避難の必要の有無、避難の状況
⑥　道路、交通機関の被害状況
⑦　電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
⑧　１１９番通報の殺到状況
⑨　その他災害の応急対策活動に必要な事項

２　水防管理者（市長）

水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

（１）堤防の溢水状況
（２）堤防の亀裂、崩壊

（３）水門、樋門等の漏水、扉の締り具合
（４）橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第２　浸水被害の拡大防止

１　市の活動

水防管理者（市長）は、防災気象情報や河川の状況により、水防上必要であると認めたときは、消防本部、消防団を出動又は出動の準備をさせるとともに、市民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

また、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

（１）水防管理団体（市）の非常配備

①　水防管理者（市長）が管下の消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

ア　水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

イ　緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

②　本部員の非常配備

水防管理団体（市）の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者（市長）はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

③　消防機関（消防団）

ア　待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、消防団の団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

イ　準備

河川の水位が消防団待機水位に達し、かつ上昇のおそれがあり、警戒の措置が必要と認められる場合は、消防団に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

（ア）消防団の団長及び団員は、所定の詰所に集合する。

（イ）水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画

（ウ）水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ消防団員を派遣し水門等の開閉準備をする。

ウ　出動

河川の水位が氾濫注意水位に達したとき、又は水防管理者（市長）が出動の必要を認めたときは、直ちに団員を所定の配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者（市長）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

・第１次出動

消防団の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

・第２次出動
　消防団の一部が出動し水防活動に入る。
・第３次出動
　消防団の全部が出動して水防活動に入る。

エ　解除
河川の水位が下降し、水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

（２）警戒区域の設定
地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

（３）地域住民に対する高齢者等避難、避難指示の発令
水防管理者（市長）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域住民等に対して、高齢者等避難、避難指示を発令し、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

第３　土砂災害の拡大防止

１　施設・災害危険箇所の点検・応急措置の実施
市（建設部・企画総務部・消防部）は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。
許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。
二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

２　被災宅地危険度判定の実施
市（建設部）は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から市民の安全の確保を図るため、県と連携を図り宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。
判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市（建設部）は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

３　避難対策
市（企画総務部・消防部・建設部）は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第６節の避難対策の要領により警戒区域の設定又は高齢者等避難、避難指示を発令する。

第４　風倒木等対策
道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木があった場合には、関係機関へ連絡するとともに、速やかな除去に努める。

第４節　相互応援協力・派遣要請

他自治体への応援要請及び自衛隊の災害派遣の要請については、第２編（震災対策編）第３章第３節「相互応援協力・派遣要請」に準ずる。

第５節　災害救助法の適用

災害救助法の適用の申請及び法に基づく応急的な救助の実施については、第２編（震災対策編）第３章第４節「災害救助法の適用」に準ずる。

第６節　避難対策

主管部	避難の指示等：企画総務部 避難所等の開設・運営：教育部・健康福祉部 避難行動要支援者等対策：健康福祉部 高齢化集落対策：地域振興部	関係部	避難の指示等：消防部 避難所等の開設・運営：避難所等所管の各部 避難行動要支援者等対策：地域振興部

災害時における人的被害を軽減するため、市（企画総務部・消防部等）は、消防団、県等と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、市（教育部・健康福祉部等）は、迅速な避難所等の開設・運営にあたるとともに、要配慮者、帰宅困難者への支援、避難所等における生活等について特に配慮する。

なお、避難対策にあたっては、当市は高齢化率が高く、藤原地域、足尾地域、栗山地域では高齢化集落があることや、国内外から多くの観光客が訪れることなどを踏まえた対策を実施する。

第１　実施体制

市長（企画総務部）は、高齢者等避難、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行う。また、市長の不在時等においては、次の者が市長に代わって行うことができる。

①　副市長（市長が不在の場合）

②　企画総務部長（市長及び副市長が不在の場合）

③　各部長、各行政センター所長（市長、副市長及び企画総務部長が不在の場合）

なお、管轄地域内において災害の発生が切迫している場合は、行政センター所長（地域警戒本部長及び地域対策本部長）が市長に代わって行うことができる。また、現地災害対策本部が設置され、現地において災害の発生が切迫している場合は、現地災害対策本部長が市長に代わって行うことができる。

県は市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。また、市民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難指示等の発令を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合において、指示を行った者は、速やかにその旨を市に通知する。

第２　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保、警戒区域の設定の内容

１　高齢者等避難、避難指示

（１）高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の基準

災害に係る高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令は、次の場合に、必要な範囲の市民に対して行う。

なお、これらは、避難指示等の発令にあたり参考とすべき情報であり、関係機関との情報交換を密に行いつつ、気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

①　高齢者等避難

・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合

・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
・水位観測所の水位が水防団待機水位を超えた状態で、流域雨量指数の３時間先までの予測値が洪水警報基準（赤色）に到達した場合（洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が出現した場合）
・軽微な漏水・浸食等が発見された場合
・高齢者等避難の発令が必要となるような強い風雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

② 避難指示
・土砂災害警戒情報が発表された場合
・土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合
・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
・水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、流域雨量指数の３時間先までの予測値が洪水警報基準を大きく超過した基準（薄い紫色）に到達した場合（洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合）
・異常な漏水・浸食等が発見された場合
・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
・その他、特に市長が緊急の避難が必要と認めた場合

③ 緊急安全確保
災害が発生していることを把握した場合

（２）高齢者等避難、避難指示の内容

市（企画総務部）その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備情報の発表、避難の指示を行う。

① 避難対象地域
② 避難先
③ 避難経路
④ 避難の理由
⑤ 避難時の注意事項
⑥ その他の必要事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル１、警戒レベル２は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

住民は、警戒レベル３で高齢者等は避難、警戒レベル４で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
警戒レベル１	災害への心構えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発表）
警戒レベル２	避難に備え自らの避難行動を確認する。	（大雨・洪水注意報等） （気象庁が発表）
警戒レベル３	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル４	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示（緊急） ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令
警戒レベル５	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保 ※可能な範囲で発令

警戒レベル相当情報（例）
（国土交通省・気象庁・県が発表）

・大雨警報
・洪水警報
氾濫警戒情報など

・氾濫危険情報
・土砂災害警戒情報など

・氾濫発生情報
・大雨特別警報など

（３）高齢者等避難、避難指示等の種類

高齢者等避難、避難指示等は次表のとおりとする。

市（企画総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難又は避難指示を発令し、速やかに知事に報告する。

【避難指示等の種類】

区　分	実　施　者	措　置	実 施 の 基 準
避難準備・高齢者等避難開始	市長 （災害対策基本法第５６条第２項）	要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。
避難指示（緊急）等	市長 （災害対策基本法第６０条第１項・第２項）	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。
	知事 （災害対策基本法第６０条第５項）	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 （地すべり等防止法第２５条）	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者〔水防法第２９条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 （災害対策基本法第６１条第６項）	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき。
	警察官 （警察官職務執行法第４条）	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法第９４条第１項）	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第４条の避難の措置をとる。

２　警戒区域の設定

（１）警戒区域と避難指示等の違い

避難指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

（２）警戒区域の種類

警戒区域の設定は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

【警戒区域の設定の種類】

	実　施　者	措　置	実 施 の 基 準
(1)	市長 （災害対策基本法 第６３条第１項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	水防団長、水防団員、消防吏員 （水防法 第２１条第１項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消防吏員、消防団員 （消防法 第２３条の２、第２８条第１項 第３６条第８項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、火災を除く災害
(4)	警察官 （災害対策基本法 第６３条第２項他）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	（１）、（２）、（３）の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第８３条第２項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 （災害対策基本法 第６３条第３項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	（１）、（４）の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第６３条第１項の措置をとる。

（３）警戒区域の設定

市（企画総務部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

第３　避難指示等の周知・誘導

１　高齢者等避難

高齢者等避難が発令された際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の市民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

２　市民等への周知

市（企画総務部）は、高齢者等避難、避難指示を発令したときは、当該実施機関は、市民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、おおむね次の方法により伝達する。特に乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、観光客、別荘滞在者等に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

（１）防災用屋外スピーカー及び戸別受信機による伝達
（２）緊急速報メールによる伝達
（３）登録制防災メール（日光市防災メール）による伝達
（４）広報車の使用による伝達

（５）サイレン、鐘等の使用による伝達
（６）自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達

３　県への報告

市（企画総務部）は、高齢者等避難、避難指示を発令したとき、又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

４　関係機関相互の連絡

市（企画総務部）その他の避難指示等実施機関は、避難指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

５　避難の誘導

（１）市民の誘導

市（企画総務部）その他の避難指示等実施機関は、市民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、自主防災組織が援助者を定めて避難させる等、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等地域住民の協力のもと、速やかに避難できるよう配慮する。

（２）集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

（３）徒歩帰宅者の支援

市（市民環境部等）は、徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

６　案内標識の設置

市（健康福祉部・教育部等）は、避難所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

第４　避難所等の開設、運営

１　避難所等の開設

（１）市（教育部・健康福祉部等）は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所等を設置する。

また、広域的な災害が発生した際などにおいては、他自治体からの避難者を受入れるため、県等と協議の上、避難所等を設置する。

（２）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所等を選定し、速やかな開設に努める。当市の避難所等は、資料編に掲載のとおりである。

※　指定緊急避難場所・指定避難所一覧

（３）市（企画総務部）は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被害者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ

指定した避難所等以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテル等の活用等を検討する。

（４）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所等に収容する者を誘導し、保護する。

（５）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等を開設したときは、リスト化に努めるとともに、直ちに次の事項を県に報告する。

①　避難所等開設の日時、場所
②　受入人員
③　開設期間の見込み
④　その他必要事項

（６）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等を開設したとき、避難所等ごとに市職員を派遣、駐在させる。駐在した市職員は、避難所運営に係る帳簿等を備え、帳簿の記録、整理保存を行う。

特に避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

（７）市（教育部・健康福祉部等）は、避難者の体調やプライバシーに配慮し、避難状況（長期的な避難等）に応じて、市有宿泊施設等を活用した２次避難所を開設する。

２　避難所等の運営

（１）市（教育部・健康福祉部等）は、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所等設置・運営計画に基づき避難所等を運営する。

（２）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などに努める。

特に女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

また、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、観光客等のニーズの把握、これらの者への情報提供等に配慮する。

（３）市（教育部・健康福祉部等）は、避難所等の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を行う。

（４）市（教育部・健康福祉部等）は、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師、栄養士等による巡回健康相談、栄養相談等を実施する。

近年では、プライバシーを確保できるなどの利点から、車やテントなど避難所外で避難生活を送る避難者も多く、水分不足や運動不足からエコノミークラス症候群を引き起こす避難者もいるため、予防方法について周知する。

（５）市（教育部・健康福祉部等）は、警察署と十分連携を図りながら避難所等の巡回を行う。

（６）市（教育部・健康福祉部等）は、所管する全ての避難所等の避難状況（避難者

数・課題等）を把握し、常に市対策本部への情報連絡を行う。

（７）市（教育部・健康福祉部等）は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信設備を設置する。

（８）市（教育部・健康福祉部等）は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等の雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。

（９）市（教育部・健康福祉部塔）は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する

※　避難所名簿様式

第５　要配慮者への生活支援

１　要配慮者への対策

（１）避難行動要支援者の避難対策

①　安否確認、救助活動

市（健康福祉部・地域振興部）は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援等関係者の協力を得ながら、名簿等の活用により、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

②　搬送体制の確保

市（健康福祉部・地域振興部）は、避難行動要支援者の搬送手段として、必要に応じて市若しくは社会福祉施設が所有する自動車を活用する。また、これらを確保できない場合は、県や物資輸送機関への協力の要請を行う。

（２）要配慮者への日常生活の支援

市（健康福祉部）は、県とともに被災した乳幼児、高齢者、障がい者などの避難所生活等や在宅生活等に必要なミルク、哺乳びん、車椅子等の福祉用具、おむつ等の生活必需品、ホームヘルパーや手話通訳等のニーズの把握に努め、適切な調達と供給による円滑な生活支援を行う。また、避難所等での要配慮者の健康状態、生活状態、環境衛生の把握に努めるため、保健・福祉巡回サービスの実施や、必要に応じて医師等の意見を求めるなど、適切な支援を図る。

なお、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、次の措置を行う。

①　拠点福祉避難所の開設

市（健康福祉部）は、福祉関連施設を拠点福祉避難所として開設し、要配慮者を受け入れるものとする。

②　地区福祉避難所の開設

状況によっては、拠点福祉避難所以外の避難所等についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「地区福祉避難所」として開設するものとする。

③　相談窓口の開設

要配慮者向けの相談窓口を設置し、福祉に関する情報提供や相談業務を実施する。相談窓口には、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を図る。

２　社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等における対応は、まず、利用者の安全確保を最優先する。さらに、災害の状況によっては、社会福祉施設等の自立的運営が困難となることが予想されるため、市（健康福祉部）は、関係機関と連携して社会福祉施設等に対して、次の対策を実施する。

（１）市（健康福祉部）は、施設管理者の要請に基づき、施設利用者等の安全かつ速やかな救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、防災関係機関、自主防災組織、近隣住民等にも協力を要請する。

（２）市（健康福祉部）は、必要に応じて社会福祉施設等の巡回調査を実施する。

（３）市（健康福祉部）は、社会福祉施設等から食料等の調達要請があった場合は、品目や数量の需要を調査し、供給を行う。

（４）介護職員等の確保

市（健康福祉部）は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等への協力を要請する。

３　被災児童等への対策

市（健康福祉部・教育部）及び県は、被災により生じた要保護児童等の発見と把握に努め、親族の引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

４　外国人への対策

（１）外国人への支援

市（観光経済部）は、県、関係団体等と協力して、外国人の被災状況の把握に努めるとともに、英文に限らず、多言語による緊急情報の提供に努め、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

（２）外国人への対策

市（観光経済部）は、被災した外国人に対して、県及び公益財団法人栃木県国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

５　高齢化集落における対策

市（地域振興部）は、自治会、自主防災組織、消防団等の協力を得て、災害に関する情報や避難の必要性を実感できる情報の提供に努め、早い段階での避難誘導を図る。情報提供にあたっては、確実に地域住民に情報が伝達できるよう、広報車の巡回や防災用屋外スピーカーや戸別受信機を使って市民への注意喚起を図るとともに、消防団、自治会、自主防災組織等の協力等による戸別訪問の実施など、確実な伝達が行われるよう配慮する。

第６　市における計画

市(企画総務部・各部)は、市民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項を定めておく。

なお、学校等の施設を避難所等に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所等の開設、運営について協力を求める。

（１）避難所等の所在地、名称、概況、収容可能人員
（２）避難のための準備、伝達の方法
（３）避難指示の伝達方法
（４）避難経路、誘導方法
（５）避難所等の開設、運営方法
（６）避難に必要な準備、携帯品
（７）避難行動要支援者の避難支援の方法
（８）その他必要事項

第７　帰宅困難者対策

１　一斉帰宅の抑制

（１）一斉帰宅抑制の呼びかけ

市（観光経済部）は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、市民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

（２）企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童・生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

（３）駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺の安全を確認の上、利用者を一時滞留が可能な場所へ誘導し保護する。

２　一時滞在施設の開設

市（観光経済部）は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認の上、一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受入を行う。

（１）一時避難施設への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、一時滞在施設に従業員や児童・生徒等を誘導する。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺が安全でない場合や利用者が多数で施設内で安全に利用者を保護できない場合、一時滞在施設に利用者を誘導する。

誘導に際しては、警察と協力し、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、警察と協力して、一時滞在施設に誘導するよう努める。

市（観光経済部）は、帰宅困難者が多数発生するなど一時避難施設への誘導が困難であるときは、（一社）栃木県バス協会に帰宅困難者の輸送を依頼する。

（２）一時避難施設での対応

市（観光経済部）は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第４の２に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

また、警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を市に提供する。

さらに、鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を市に提供する。

３　外国人への支援

市（観光経済部）は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第８　広域避難

災害の規模又は避難所等の状況により、市のみでは十分な避難者収容が実施できないときは、本部長（市長）は、災害時における市町村相互応援に関する協定をはじめ、各個別の相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。この場合、円滑な実施ができるよう、県に支援協力を依頼する。

※　災害時における相互応援協定等一覧

第９　被災者台帳の作成

市(企画総務部)は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

（１）氏名
（２）生年月日
（３）性別
（４）住所又は居所
（５）住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
（６）援護の実施の状況
（７）要配慮者であるときは、その旨及び配慮者に該当する事由
（８）その他必要事項

第１０　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

１　対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

２　内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。

避難所等での生活が長期にわたる場合等においては、避難所等に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

３　費用の限度

避難所等を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第２条で定める額以内。ただし、福祉避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内。

また、冬期（１０月～３月）は、別途加算する。

（１）賃金職員等雇上費
（２）消耗器材費
（３）建物の使用謝金
（４）器物の使用謝金、借上費又は購入費
（５）光熱水費
（６）仮設便所等の設置費

４　期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から７日以内。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第７節　災害警備活動

災害時における社会秩序維持活動等、警察署が行う災害警備活動の協力体制については、第２編（震災対策編）第３章第６節「災害警備活動」に準ずる。

第８節　救急・救助活動

主管部	消防部	関係部	企画総務部・健康福祉部

市（消防部・企画総務部）は、地域住民、自主防災組織、消防団、県、県警察、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

また、今市地域、日光地域、足尾地域、栗山地域は木造家屋が特に多いため、火災発生予防並びに消火対策の万全を期する。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
消防本部	消防本部（今市消防署、日光消防署、藤原消防署）				
消防団	今市消防団	日光消防団	藤原消防団	足尾消防団	栗山消防団

第１　市民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の寸断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

１　関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに市（消防部）等の関係機関に通報する。

２　初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

３　市（消防部）への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、市（消防部）等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第２　市、消防機関の活動

市（消防部）は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

１　救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数発生する事態を考慮し、要救助者の名簿を作成するなど、情報収集に努め、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

２　救急活動の実施

（１）市（健康福祉部）は、直ちに地元医師団等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

（２）多数の負傷者が発生した場合は、医師、看護師、救命士等はトリアージ※を行

い、重傷者から搬送する。

（３）重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター等による搬送を要請する。

（注）トリアージ…災害医療における多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別する方法

第３　県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

１　県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長又は消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要がある場合には、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

【県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー（県フロー図）】

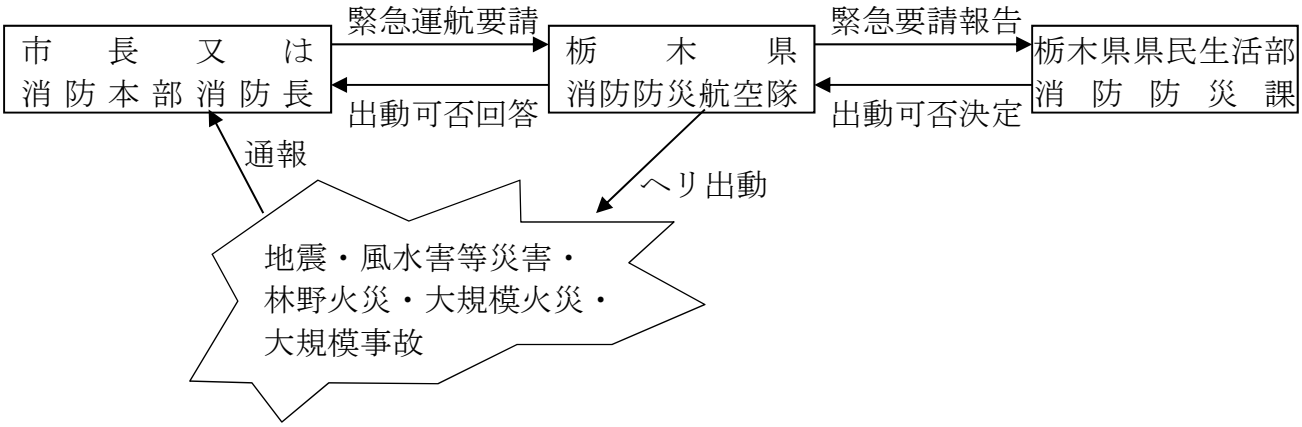

２　ヘリコプター活動体制

市（企画総務部）は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、あらかじめ定めたヘリコプター離着陸場等の中から適地を選定し、安全対策を図る。また、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行うなど、必要な活動体制を整備する。

※　ヘリコプター離着陸場一覧

第４　消防相互応援・広域応援等

１　県内消防相互応援協力等

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

（１）「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

消防本部は、県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」に基づく所定の手続きにより要請、出動する。

①　第一次応援体制

一の消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援側消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に

応援要請する。

② 第二次応援体制

一の消防機関を県内の他のブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続：ⅰ）受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

ⅱ）応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

（２）その他の協定

（１）による他、市町村間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

２ 緊急消防援助隊の応援要請

（１）応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

① 市（消防部）は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。

ア 災害発生日時
イ 災害発生場所
ウ 災害の種別・状況
エ 人的・物的被害の状況
オ 応援要請日時
カ 必要応援部隊数
キ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
ク 応援部隊の進出拠点、到着ルート
ケ 指揮体制及び無線運用体制
コ その他参考事項（必要資機材、装備等）

※ ①中の応援要請時に記載する情報は、ア～キとし、応援要請が決定ししだいク～コについても追加報告する。

② 市（消防部）は、県に連絡が取れない場合、直接、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を行い、事後、速やかに栃木県知事に応援要請を行った旨を連絡するものとする。

また、市長等は、併せて代表消防機関（宇都宮市消防局）に対し、応援要請を行った旨を連絡するものとする。

③ 栃木県知事は、代表消防機関との協議の結果、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、被災地市長等からの要請を待たずに、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を行うことができる。この場合において、栃木県知事は、併せて被災地市長等に対し、応援要請を行った旨を速やかに連絡するものとする。

（２）指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

第５　県、警察、自衛隊との連携

市（企画総務部）は、警察の救助活動の応援を求める場合は県警察に要請し、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は知事に要請を依頼する。

市（企画総務部・消防部）は、警察、自衛隊が被災地に派遣する連絡調査員と調整を図り、警察、自衛隊の行う被災者の迅速適切な救出・救助活動の実施に協力する。

第６　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

１　内容

災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

２　費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費とする。

３　期間

災害発生の日から３日以内とする。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

（１）現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。

（２）家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき。

（３）災害の発生が継続しているとき。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第９節　医療救護活動

災害の状況に応じた適切な医療助産活動の実施については、第２編（震災対策編）第３章第８節「医療救護活動」に準ずる。

第１０節　緊急輸送活動

災害時の被災者の避難、応急対策に必要な人員、緊急物資等の緊急輸送対策の実施については、第２編（震災対策編）第３章第１０節「緊急輸送活動」に準ずる。

第１１節　食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

災害時の食料・飲料水・生活必需品の調達、供給体制の確立については、第２編（震災対策編）第３章第１１節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」に準ずる。

第１２節　農地・農林水産業用施設等対策

主管部	観光経済部	関係部	健康福祉部

市（観光経済部）は、被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期の復旧を目指す。

第１　農作物・林産物等の応急対策

１　農林産技術対策

（１）市（観光経済部）は、風水害、雪害等による農林産被害を防止するため、必要に応じ、県、農業協同組合、森林組合等関係機関と連携して、排水、病害虫防除、施肥等の指導を行う。

（２）市（観光経済部）は、県を通じて宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報の発表を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、県が作成した被害予防のための技術対策資料を団体等に配布し、農家に対する指導の徹底を図る。

２　家畜伝染性疾病予防体制

市（観光経済部）は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

（１）家畜伝染性疾病予防実施体制

市（観光経済部）は、被災地における予防対策を実施する。

（２）応急対策の実施

①　家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

②　伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

③　その他必要な指示の実施

（３）死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、第２編（震災対策編）第１３節第３に準じて行う。

第２　農地・農林水産業用施設等の応急対策

１　施設の点検、監視等

（１）施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

（２）関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市（観光経済部）、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

（３）災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、施設・設備の適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市（企画総務部・消防部）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

２　災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

（１）被害状況の把握

市(観光経済部)は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。

（２）応急対策の実施

①　施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

ア　発災後の降雨の状況等により、主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市(観光経済部)及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

イ　土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

ウ　集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

エ　ダム・ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

オ　施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

②　市（観光経済部）は、農地・農林水産業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

３　農林水産業共同利用施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施し、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

（１）施設の点検・監視等

①　施設の点検、監視

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

②　関係機関等への通報

施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市（観光経済部)、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

（２）災害応急復旧対策

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、県（上都賀農業振興事務所及び県西環境森林事務所）に報告する。

第１３節　保健衛生活動

災害時における保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理の的確な実施については、第２編（震災対策編）第３章第１３節「保健衛生活動」に準ずる。

第１４節　障害物等除去活動

主管部	住居内障害物：市民環境部 道路・河川障害物：建設部 除雪：建設部	関係部	除雪：企画総務部・ 健康福祉部

被災市民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、市（建設部・市民環境部）及び関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
障害物仮置場候補地	リサイクルセンター、平ヶ崎災害時ストックヤード	旧日光クリーンセンター	リサイクルセンター	足尾ストックヤード	栗山館駐車場、湯西川中継基地

第１　住居内障害物の除去

１　家屋等の障害物の除去

市（市民環境部）は、災害により家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（健康福祉部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

２　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

（１）対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者とする。

（２）内容

賃金職員等、技術者等を動員して除去する。

（３）費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則第２条で定める額以内。

（４）期間

原則として、災害発生の日から１０日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第２　河川の障害物の除去

１　実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

２　実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

第３　道路の障害物の除去

１　実施体制

市（建設部）は、道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は市内の建設業者に委託するなどして速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

※　市内建設業者一覧

２　実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた重要物流道路及び緊急輸送路については最優先に実施する。

（１）車両移動等の実施

①　道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

・緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。

・運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

②　土地の一時使用等

①の措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

第４　除雪活動

１　家屋等の除雪活動

市（建設部等）は、市民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（建設部等）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

２　公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第５　障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第１５節　廃棄物処理活動

被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物処理については、第２編（震災対策編）第３章第１５節「廃棄物処理活動」に準ずるほか、下記の項目を追加する。

第３　水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市（市民環境部）は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

１　仮置場

水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

２　収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

３　処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。

腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

４　衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

第１６節　文教・文化財対策

主管部	教育部	関係部	消防部

災害時の児童・生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、市（教育部）は県教育委員会と協力し、必要な措置を講じる。また、当市にある貴重な国宝や重要文化財など数多くの文化財への被害が拡大しないように、国、県、関係機関、地域住民等と連携し、緊急に応急対策を講じ、その保全を図る。

第１　応急措置

（１）校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。

①　実施方法

ア　実施責任者は、校長等とする。

イ　避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員を必ず付けて誘導する。

ウ　校長等は、避難誘導の状況を市（教育部）に報告し、また保護者に通報する。

エ　その他児童・生徒等の避難計画は、本章第６節「避難対策」に準じて実施するものとする。

（２）校長等は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市（教育部）に報告する。

（３）校長等は、災害の状況により、市（教育部）と連絡のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰下げ又は繰上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

第２　応急時の教育の実施

１　教育施設の確保

（１）市（教育部）は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

【応急教育実施のための予定場所の選定基準】

災　害　の　程　度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	①　公民館等公共施設 ②　隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	①　市民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 ②　応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	近隣市町村の学校、公民館等公共施設

（２）被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（１週間以上）による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合又は仮教

室が市民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

２　応急教育計画作成上留意すべき点

（１）児童・生徒等に対する災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定める。

（２）各学校長等は被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。

（３）休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。

（４）授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行う。

３　教職員の確保

市(教育部)は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

（１）市内における災害の状況により、市（教育部）は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に応援させ教育の正常化に努める。

（２）市における被災の状況がひどく、（１）によることが困難な場合は、県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会が、県単位に対策をたて、市（教育部）と協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

（３）短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

第３　防災拠点としての役割

避難所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

第４　給食に関する措置

市(教育部)は、学校給食についてはできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合の一時中止措置について考慮しておくものとする。

（１）災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。

（２）給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

（３）感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。

（４）給食物資の調達が困難なとき。

（５）その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分に注意する。

第５　学用品の調達・給与

市(教育部)は、教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に本部長（市長）が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

１　対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育後期課程の児童及び中等教育学校の前期課程の生徒及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

２　内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

（１）教科書
（２）文房具
（３）通学用品

３　費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

（１）教科書代
① 小学校児童及び中学校生徒:教科書の発行に関する臨時措置法第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、市(教育部）に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
② 高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材を給与するための実費

（２）文房具費、通学用品費
災害救助法施行細則第２条で定められた額以内とする。

４　期間

災害発生の日から教科書については１月以内､その他の学用品については１５日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

※　災害救助法施行細則：別表第一、第二

第６　文化財の保護

１　応急措置

（１）出火防止
文化財所有者及び関係者は、巡回し、火気使用場所の点検等の出火防止措置を実施するものとする。

（２）文化施設における応急対策
施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させ、臨時休館又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

（３）災害発生の措置（通報）
文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市（教育部）に通報するものとする。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育長とする。通報を受理したときは、県教育委員会に報告する。

（４）文化財建造物及び文化財の保存

文化財所有者及び関係者は、文化財建造物及び文化財の保護に努めるとともに、必要な場合は次のような措置を行うものとし、市（教育部）は、これに支援・協力する。

①　文化財建造物とその部材の保護の方法

ア　文化財建造物等に延焼の危険がある場合

（ア）火災の初期の段階では、速やかに燃焼部位を確認する。

（イ）状況に応じて最も有効な消火方法を用いて火災の一挙鎮圧を図る。

（ウ）屋内進入が可能な場合は、建物の内壁や小屋裏、廊下等及び収容されている重要文化財等を火災防御重点箇所として、火災の拡大防止と収容されている重要文化財等への延焼防止を図る。

（エ）火災が最も盛んな時期においては、火勢の制圧と並行して周囲への延焼拡大防止を重点的に行う。

（オ）文化財建造物内には美術品等の文化財が収蔵されている場合が多いため、消火活動により収蔵物の破損又は汚損のおそれがある場合には、状況に応じ、収蔵物を移動又は防水シート等により保護する。

（カ）文化財建造物の周囲で火災が発生したとき、当該建造物への延焼防止を図る。

（キ）延焼により焼失が確実と思われる場合には、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

イ　文化財建造物が災害により大きく破損した場合

（ア）危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う。

（イ）軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に、危険部分に立入制限の措置をとる。

（ウ）破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

ウ　文化財建造物の主要な構造部分が地震により大きく傾斜した場合

支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立入制限の措置をとる。

②　文化財の緊急保存措置

ア　転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録した上、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に個体別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記する。

イ　火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いので、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤、汚れなどを清掃することは避けるべきである。

ウ　水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取扱いに便利な場所へ移動する。その後は、カビの発生に注意しながら低温の環境を保つ。その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要のある

文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなどの対応をとる。

エ　損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合

（ア）搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段，搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

（イ）搬出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその状況を記録する。

２　被害状況の調査、復旧対策

市（教育部）は、県と連携し、災害発生の場合は被害の程度により係員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告する。

※　指定文化財一覧

第１７節　住宅応急対策

公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設及び被害家屋の応急修理などについては、第２編（震災対策編）第３章第１７節「住宅応急対策」に準ずる。

第１８節　労務供給対策

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、労力的に不足する箇所への労務の安定供給については、第２編（震災対策編）第３章第１８節「労務供給対策」に準ずる。

第１９節　公共施設等応急対策

交通機関、ライフライン等市民の生活に多大な影響を及ぼす施設の災害応急対策については、第２編（震災対策編）第３章第１９節「公共施設等応急対策」に準ずる。

第２０節　危険物施設等応急対策

危険物等施設の被災した場合の災害応急対策については、本編第７章「危険物等事故災害対策」第２節「応急対策」に準ずる。

第２１節　観光客対策

観光客への避難所の周知や安全の確保を図るための対策については、第２編（震災対策編）第３章第２１節「観光客対策」に準ずる。

第２２節　広報活動

災害時における広報活動の実施については、第２編（震災対策編）第３章第２２節「広報活動」に準ずる。

第２３節　自発的支援の受入

ボランティアの受け入れや活動支援、義援物資・義援金の受入れ・配分については、第２編（震災対策編）第３章第２３節「自発的支援の受入」に準ずる。

第４章　復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定

災害応急対策を講じた後の復旧・復興の基本方向については、第２編（震災対策編）第４章第１節「復旧・復興の基本的方向の決定」に準ずる。

第２節　民生の安定化対策

被災した市民に対する生活相談、住宅対策、租税減免等の計画的な実施については、第２編（震災対策編）第４章第２節「民生の安定化対策」に準ずる。

第３節　公共施設等災害復旧対策

公共施設等の早期に復旧事業の実施については、第２編（震災対策編）第４章第３節「公共施設等災害復旧対策」に準ずる。

第５章　火災災害対策

第１節　予防

主管部	市民等の防災活動：消防本部 火災に強いまちづくり：建設部 応急対策への備え：消防本部・企画総務部 林野火災：観光経済部、消防本部	関係部	市民等の防災活動：企画総務部、地域振興部 火災に強いまちづくり：市民環境部・消防本部 応急対策への備え：健康福祉部 林野火災：企画総務部

＊第１節における部の名称は、現在の組織機構に基づく名称である。

消防本部・市（企画総務部）は、消防団、県と連携して、大規模火災及び林野火災の未然防止に努める。特に、今市地域、日光地域、足尾地域、栗山地域では木造住宅が多いため、出火や延焼拡大予防のための対策に努める。また、当市は森林面積の占める割合が非常に高いため、貴重な自然環境保護の観点からも、林野火災予防対策に努める。

第１　市民等の防災活動の促進

消防本部は、市民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

１　火災予防対策の推進

（１）防火管理者等の育成・指導

消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検、火気の使用等防火管理上必要な業務について指導する。

消防本部は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を養成指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

（２）建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消防設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

（３）予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立ち入り検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

（４）防火知識の普及啓発

消防本部は、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火ちらしの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や市民が防火について正しい知識と技術を身につけられるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。

２　地域防災力の強化

（１）自主防災意識の普及・徹底

市（地域振興部）は、市民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう自主防災意識の普及、徹底を図る。

（２）自主防災活動の推進

①　自主防災組織の結成促進

災害発生時の被害の拡大を最小限に食い止めるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域及び市民の自主的な初期消火や救助などの防災活動が重要なことから、市（地域振興部）は、自主防災組織の結成の促進や防災資機材の整備を進める。

②　女性防火クラブ等の育成強化

消防本部は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成強化を推進する。

（３）消防団の活性化

消防本部・市（企画総務部）は、災害時においては消火、救出救助、避難誘導等を、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動を実施するなど地域防災の核として大きな役割を担う消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進を行い、地域防災力の向上と地域住民の安全確保を図る。

（４）人的ネットワークの形成

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市（企画総務部）は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

（５）事業者防災体制の強化

企業、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員、顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

市（企画総務部・観光経済部）は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、災害時行動マニュアルの作成を働きかける。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

第２　火災に強いまちづくり

市（建設部・市民環境部）・消防本部は、火災に強い地域づくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対しての平常時からの適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

１　災害に強いまちづくり

本編第２章第６節の定めるところに準じ、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

２　火災に強い都市の形成

（１）災害に強い都市構造の形成

市（建設部）は、避難路、避難所、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、市（企画総務部）は、ヘリコプター離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

※　ヘリコプター離着陸場一覧

（２）火災延焼防止のための緑づくり

市（建設部）・市教育委員会は、避難所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

３　野外堆積物対策

消防機関は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、市（市民環境部）及び県等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

４　火災に対する建築物等の安全化

（１）消防用設備等の適正な維持管理

消防本部は、多数の人が出入りする事業所等について、消防法に基づき設置された消防用設備等が、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう、定期的に自主点検の実施及び有資格者に点検を行わせるなど適正な維持管理を指導する。

（２）建物火災安全対策の充実

市（建設部）は、消防本部が行う消防用設備等の維持管理指導に関連し、建物の所有者又は管理者に対して、建築基準法に基づく定期報告制度等の周知を図るとともに、県が行う火災安全上必要とされる指導等に協力する。

消防本部は、建物の所有者又は管理者に対し、有資格者による防火対象物の点検の実施促進、防火区画の徹底、避難経路の維持管理を指導するほか、火災予防上の観点から火気使用設備器具等の安全管理対策の充実を図るよう指導する。

（３）文化財等の安全対策の促進

市教育委員会は、貴重な文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、第２編（震災対策編）第２章第２０節第２に準じて、文化財の安全対策の促進を図る。

なお、市内にある文化財は木造建造物が多いことを踏まえ、次の事項に特に留意して安全対策の向上に努める。

①　文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

②　文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

③　「文化財防火デー」（１月２６日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

※　指定文化財一覧

第３　迅速かつ円滑な応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、消防本部・市（企画総務部）は、消防団、県等の関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリコプターと市・消防機関の連携など、相互連携体制強化対策を平常時から実施する。

１　情報収集・伝達体制の整備

（１）火災警報発令等情報の充実

市（企画総務部）・消防本部は、宇都宮地方気象台が発表する火災気象通報等の情報を適時・的確に把握し、火災警報を発令するなど、大規模な火事災害防止に努める。

（２）情報の収集・伝達

①　消防本部・市（企画総務部）及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

②　市（企画総務部）・消防本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努める。

③　市（企画総務部）・消防本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

（３）機動的な情報収集体制の整備

市（企画総務部）・消防本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

（４）多様な情報収集体制の整備

市（企画総務部）は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

（５）通信確保対策

市（企画総務部）は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

２　災害応急体制の整備

（１）職員の体制

市職員の非常参集体制については、本章第２節第１のとおりとする。

また、市（企画総務部）は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

（２）防災関係機関との連携

①　災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市（企画総務部）・消防本部、県、その他の防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

②　消防本部・市（企画総務部）及び県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

③　市（企画総務部）は、県を通じた自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

３　消火活動への備え

（１）消防組織の充実・強化

消防本部・市（企画総務部）は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、中・長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の確立に努める。

また、平常時から消防機関及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

※　消防組織・施設の状況

（２）消防施設等の整備・強化

①　消防施設・設備の整備

消防本部・市（企画総務部）は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

② 消防水利の整備

消防本部・市（企画総務部）は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

ア 消防水利施設の設置と維持管理

消防本部・市（企画総務部）は、消防活動に必要な消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽の設置及びこれら消防水利施設の維持管理を行い、自然水利の確保に努める。

イ 河川水の緊急利用

消防本部・市（企画総務部等）は、人口密集地域を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

ウ 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

消防本部・市（企画総務部）は、市役所本庁、行政センター、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の設置等を図る。

エ 消防本部・市（企画総務部）は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

※ 消防水利・資器材の現況

③ 消防用資機材等の整備

ア 消防本部・市（企画総務部）は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

イ 消防本部・市（企画総務部）は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

④ 空中消火活動への備え

市（企画総務部）・消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプター離着陸場の確保に努める。

※ ヘリコプター離着陸場一覧

４ 救急・救助、医療活動への備え

（１）救急・救助活動への備え

消防本部・市（企画総務部）は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。また、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

（２）医療活動への備え

① 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

市（健康福祉部）は、県と連携し、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

② 医薬品、医療資機材の整備

市（健康福祉部）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

５　避難収容活動への備え

（１）緊急避難場所

市（企画総務部）は、都市公園、河川敷、公民館、学校など公共的施設等を対象に、緊急避難場所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努める。また、緊急避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。（本編第２章第１３節参照）

※　指定緊急避難場所・指定避難所一覧

（２）避難誘導への備え

市（企画総務部）は、緊急避難場所や避難経路について、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障がい者その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。（本編第２章第１３節参照）

６　関係機関の防災訓練の実施

市（企画総務部・地域振興部）・消防本部は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。（第２編（震災対策編）第２章第３節参照）

第４　林野火災予防対策

当市は豊かな自然に恵まれており、市面積の９割近くを森林が占めている。森林は豊かな自然環境の源であり、市民の生活に潤いや安らぎをもたらすとともに、風光明媚な自然景観は多くの人々を惹きつけ、国の内外から多くの観光客が当市を訪れている。中でも、日光地域及び栗山地域では、地域面積の大部分が日光国立公園に含まれており、景勝地が多く、貴重な高山植物や野生動物も生息している。こうした尊い自然環境を有する森林資源を焼失することがないよう、林野火災予防対策を推進する。

１　林野火災の特徴

林野火災には次のような特徴があり、制圧には多くの人員やヘリコプターを含む各種機材を要し、火災の消火までに長時間要する場合もみられる。

（１）広い面積を持つ森林に存在する多くの可燃物は、質・量とも同一ではないので燃焼が複雑である。

（２）山地の複雑な地形により気流の変化が激しく、常に危険な燃焼動態となる。

（３）山地斜面の燃焼速度はきわめて速く飛び火による延焼拡大も多いので、市街地の建物火災とは異なった長い火線をもっている。

（４）現地は人里から遠い山地が多く、消防水利の不足や道路状況などの地理的、地形的な条件から消防活動が非常に困難となる。

（５）一度焼失すると森林が再生するまでに長期の歳月を要するだけでなく、森林の喪失は保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨による土砂崩れなどの自然災害を誘発するなど、大きな災害が発生するおそれがある。

２　入山者等への防火意識の啓発

市（観光経済部）は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

３　防火知識の普及啓発

林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動（３月１日～７日）、栃木県春の山火事防止強調運動（３月１日～５月３１日）を実施する。

４　林野等の整備

（１）林野火災特別地域対策事業の推進

市（観光経済部）・消防本部は、県と協力し、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定し、林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

（２）火災に強い森林づくりと管理活動の推進

市（観光経済部）・消防本部は、県と協力し、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

５　監視体制の強化

市（観光経済部）・消防本部は、日光森林管理署、県等と協力し、乾燥注意報、強風注意報等が発表された時など林野火災の発生のおそれがあるときは、巡視及び監視を強化し、入山者等に対し、一層の防火意識を喚起し、火気取扱上の指導を行って火災の発生を防止する。

（１）火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況を火災の予防上危険であると認めたときには、火災警報を発し、入山者等に対する周知等必要な措置を講ずる。

（２）火入れの協議

市長は、火入れによる失火を防止するため、森林法第２１条第１項の規定に基づく許可に当たっては、時期、許可条件等について、事前に消防本部と十分調整する。また、火入れの場所が近隣市町村に近接している場合には、当該市町村に通知する。

（３）たき火等の制限

市長は、気象状況によっては、入山者等に火を使用しないように指導する。

また、火災の警戒上特に必要と認めるときは、消防法第２３条の規定に基づき、期間を限って一定区域内におけるたき火又は喫煙を制限する。

６　迅速かつ円滑な応急対策への備え

本項目に定める他、本節第３に準ずる。

（１）消防体制の整備

消防本部・市（企画総務部・観光経済部）は、県や日光森林管理署等の防災関係機関と協力し、地域における総合的消防体制の確立を図る。また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

（２）予防施設及び林野火災対策用資機材の整備

消防本部・市（企画総務部）は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材、防火水槽、自然水利利用施設等の増強を図る。

また、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離着陸場を確保に努める。

第２節　応急対策

主管部	**活動体制の整備：企画総務部 情報・通信：企画総務部・消防部 消火、救急・救助：消防部・健康福祉部 広報：企画総務部 林野火災：消防部・観光経済部**	**関係部**	**消火、救急・救助： 健康福祉部**

＊第２節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

火災（大規模建物火災・林野火災・文化財火災）の発生時に、火災による被害を最小限にとどめるため、市（各部）は、地域住民、自主防災組織、消防団、県、県警察、自衛隊等と連携して、迅速かつ適切な応急対策活動を行う。

特に、今市地域、日光地域、足尾地域、栗山地域は木造家屋が多いため、延焼拡大の防止並びに消火対策に万全を期する。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
消防本部	消防本部（今市消防署、日光消防署、藤原消防署）				
消防団	今市消防団	日光消防団	藤原消防団	足尾消防団	栗山消防団

第１　活動体制の確立

火災（大規模建物火災・林野火災・文化財火災）の発生時、市（企画総務部）は、応急対策活動を迅速・的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

１　市の活動体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

【大規模建物火災・林野火災・文化財火災発生時の職員の配備区分及び配備体制】

体制	災害の態様	体制の概要	備考 （勤務時間外の配備）
警戒体制	①大規模な建物火災により相当の死傷者等が発生するおそれのある場合 ②大規模な林野火災が発生するおそれのある場合 ③重要文化財に係る相当の火災が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び災害応急対策を行う体制	企画総務部総務課職員、該当する地域振興部行政センター職員、その他警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁。災害対策関係職員については別に定める。
本部体制	①大規模な建物火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合又は発生した場合 ②大規模な林野火災により多数の建物被害や死傷者等が発生するおそれのある場合又は発生した場合 ③重要文化財に係る大規模な火災が発生するおそれのある場合又は発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員が直ちに登庁

２　大規模な火災発生時の措置

（１）災害警戒本部の設置

市（企画総務部）は、市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置するに至るまでの措置､市対策本部を設置しないで行う災害応急対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を警戒本部長とする市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、次の災害応急対策を実施する。

①　設置基準

次のいずれかに該当する場合において、副市長が必要と認めたとき。

ア　大規模な建物火災により相当の死傷者等が発生するおそれのある場合

イ　大規模な林野火災が発生するおそれのある場合

ウ　重要文化財に係る相当の火災が発生するおそれのある場合

エ　その他総務部担当の副市長が必要と認めた場合

②　市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営については、本編第３章第１節第３に準ずる。

③　市警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、市警戒本部は解散する。

ア　市警戒本部の設置基準(①ア・イ・ウ)に該当しなくなったと警戒本部長が認めたとき
イ　大規模な火災応急対策を概ね終了したと警戒本部長が認めたとき
ウ　市対策本部が設置されたとき

（２）市対策本部の設置

市（企画総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第２３条の規定により、市長を本部長とする市対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

①　設置基準

次のいずれかに該当する場合において、市長が必要と認めたとき

ア　大規模な建物火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合又は発生した場合
イ　大規模な林野火災により多数の建物が被災するおそれのある場合又は被災した場合
ウ　重要文化財に係る大規模な火災が発生するおそれのある場合又は発生した場合
エ　その他市長が必要と認めた場合

②　市対策本部の組織及び運営

市対策本部の組織及び運営については、本編第３章第１節第４に準ずる。

③　市対策本部の解散

市対策本部は、大規模な火災のおそれ等が解消し、災害応急対策が概ね完了したき解散する。

第２　情報の収集・伝達及び通信確保対策

市（企画総務部・消防部）は、大規模な建物火災が発生した場合等において、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

１　大規模火災

（１）情報収集・伝達体制

市（企画総務部・消防部）は、大規模な建物火災等の発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、市（消防部）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

※　栃木県火災・災害等即報要領

（２）情報の収集・伝達系統

大規模な建物火災等に係る情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

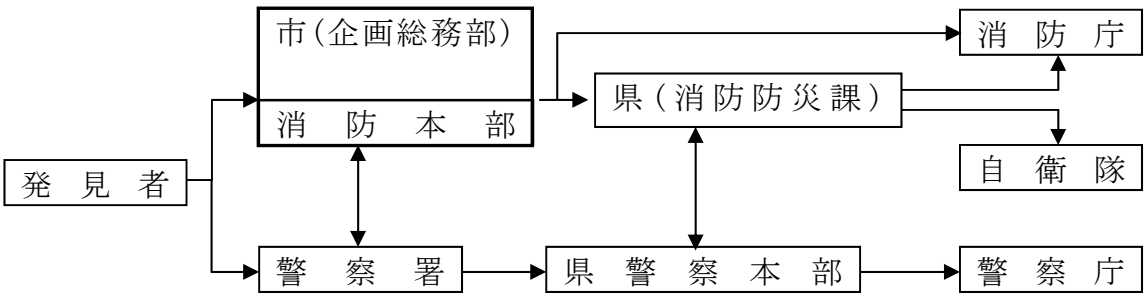

２　通信確保対策

火災災害が発生した場合等の通信確保対策は、本編第３章第２節第６、第７及び第８に準ずる。

第３　災害救助法の適用

災害救助法の適用の申請及び法に基づく応急的な救助の実施については、第２編（震災対策編）第３章第４節に準ずる。

第４　消火活動及び救急・救助活動

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は市民等の協力のもと、迅速・的確な消火活動及び救急・救助活動を行う。ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してより的確で効果的な対策を実施する。

１　消防関係機関の活動

（１）市（消防部）の活動

市（消防部）は、関係機関と密接な連携のもと、「日光市消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

①　現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

②　無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

③　飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第２次、第３次火災の警戒にあたる。

④　消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

⑤　救急・救助活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

（２）消防団の活動

「日光市消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、市（消防部）、市民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

２　消防相互応援・広域応援等の要請

（１）広域応援の要請

①　県内消防相互応援協力等

一の消防機関では対応できないような大規模な火災等が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

ア　「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請

市（消防部）は、県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」による「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、所定の手続きにより応援を要請する。

（ア）第一次応援体制

一の消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制

要請手続：受援側消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

（イ）第二次応援体制

一の消防機関を県内の他のブロックの消防機関が応援する体制

要請手続：ⅰ）受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

ⅱ）応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

イ　その他の協定

アによる他、市町村間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

②　緊急消防援助隊の応援要請

ア　市（企画総務部・消防部）は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。

県は、県内の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、県は、栃木県緊急消防援助隊受援計画に基づき、国（総務省消防庁長官）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

（ア）災害発生日時
（イ）災害発生場所
（ウ）災害の種別・状況
（エ）人的・物的被害の状況
（オ）応援要請日時
（カ）必要応援部隊数
（キ）連絡責任者の職・氏名・連絡先等
（ク）応援部隊の進出拠点
（ケ）指揮体制及び無線運用体制
（コ）その他参考事項（必要資機材、装備等）

※　ア中の応援要請時に記載する事項は、（ア）～（キ）とし、応援要請が決定しだい（ク）～（コ）についても追加報告する。

イ　市（企画総務部）は、県に連絡が取れない場合、直接、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を行い、事後、速やかに栃木県知事に応援要請を行った旨を連絡するものとする。

また、市長等は、併せて代表消防機関（宇都宮市消防局）に対し、応援要請を行った旨を連絡するものとする。

ウ

栃木県知事は、代表消防機関との協議の結果、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、被災地市長等からの要請を待たずに、国（総務省消防庁長官）に対し応援要請を行うことができる。この場合において、栃木県知事は、併せて被災地市長等に対し、応援要請を行った旨を速やかに連絡するものとする。

③　指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

（２）自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、第２編（震災対策編）第３章第３節第３に準ずる。

３　大規模火災対策

（１）大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

（２）古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第５　災害拡大防止対策

火災災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、市（企画総務部・教育部・健康福祉部・消防部）は、本編第３章第６節に準じ、市民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

第６　施設、設備の応急対策

市（各部等）は関係機関と連携し、火災が発生した場合、市民に多大な影響を与えるライフライン及び公共施設等について、第２編（震災対策編）第３章第１９節に準じ、緊急点検や応急措置等の適切な対策を速やかに実施する。

第７　広報対策

市（企画総務部）や関係機関は、市民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。（第２編（震災対策編）第３章第２２節参照）

１　情報発信

市（企画総務部）は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講

じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また情報の公表、広報活動の際には、その内容について、関係機関と相互に連絡し、連携を図る。

２　関係者からの問い合わせに対する対応

市（企画総務部）は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第８　林野火災応急対策

１　活動体制の整備

林野火災の応急活動体制については、本節第１に準ずる。

２　情報の収集・伝達及び通信確保対策

林野火災発生時の情報の収集・伝達及び通信確保対策については、本節第２に準ずる。

なお、林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

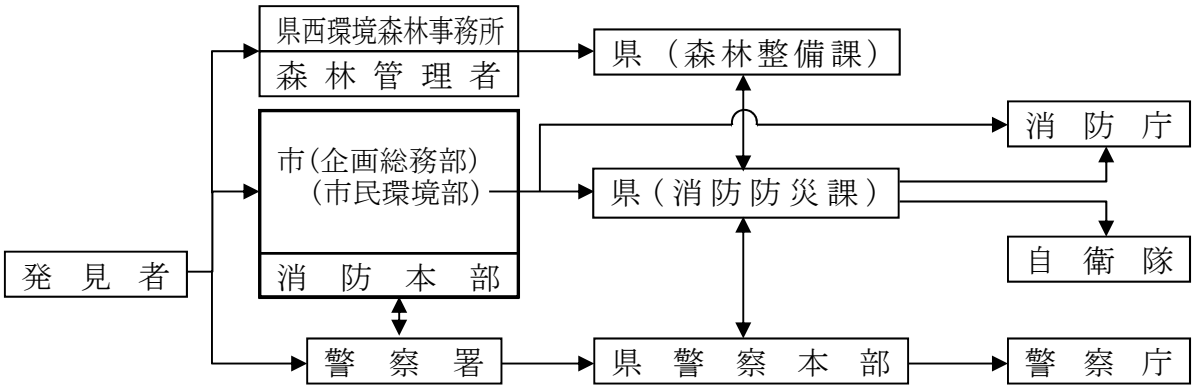

３　災害救助法の適用

災害救助法の適用の申請及び法に基づく応急的な救助の実施については、第２編（震災対策編）第３章第４節に準ずる。

４　消火活動及び救急・救助活動

消火活動及び救急・救助活動については、本節第４に定めるものの他、次のとおりとする。

（１）迅速な消火活動

市（消防部）は、消防ポンプによる消火活動のほか、水槽付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐

採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

（２）現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

（３）消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

（４）空中消火活動の実施

市（消防部）は、県と十分協議の上、ヘリコプター離着陸場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

※　ヘリコプター離着陸場一覧

５　災害拡大防止対策

林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合に、被害の拡大を防ぐため、市（企画総務部・消防部等）は、本編第３章第６節に準じ、市民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

６　広報対策

市（企画総務部）及び関係機関は、本節第７に準じ、市民、入山者等に対し迅速かつ的確な災害に関する広報活動を行う。

第３節　復旧

主管部	施設の復旧：各部等 林野の荒廃復旧：観光経済部	関係部	

＊第３節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

火災（大規模火災・林野火災）により被災した施設や林野の原状回復を図るため、市（各部等）や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

第１　施設の復旧

市（各部等）は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第２　林野の荒廃の復旧

市（観光経済部）、県及び関係機関と連携し、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

第６章　火山災害対策

第１節　予防

主管部	市民等の防災活動：企画総務部・消防本部 火山災害に強いまちづくり：観光経済部 応急対策への備え：企画総務部	関係部	市民等の防災活動：地域振興部・健康福祉部・市教育委員会 火山災害に強いまちづくり：各部 応急対策への備え：地域振興部・健康福祉部・観光経済部・市教育委員会・消防本部

＊第１節における部の名称は、現在の組織機構に基づく名称である。

活火山である日光白根山及び男体山が市西部、高原山が市北東部に位置するため、市（企画総務部・観光経済部）・消防本部は、火山現象による被害発生の未然防止及び被害の軽減に努める。

区　　分	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
重 要 度	○	◎	◎	○	○
地域特性		日光白根山 男体山	高原山		

第１　市民等の防災活動の促進

市（企画総務部）・消防本部は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民、職員等に対する適切な防災意識の高揚に努める。また、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

１　防災意識の高揚

（１）防災思想の普及、徹底

「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本であり、活火山周辺に居住する地域住民はその自覚を持ち、平常時より火山災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、噴火等発生時には、長期の避難生活等が予想されることから、近隣の要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは市、県、自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市（企画総務部）は、市民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

（２）防災知識の普及

①　市民、観光客、登山者等に対する防災知識及び火山に関する知識の普及啓発推進

市（企画総務部）・消防本部は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民、観光客、登山者等に対し、火山災害の危険性を周知するとともに、火山災害に

対する正しい知識と技術を身につけられるよう、ビジターセンター等の案内施設や観光施設、関係事業者と連携して防災知識及び火山に関する知識の普及啓発を推進する。

ア　普及啓発すべき防災知識・技術及び火山に関する知識

・当市の活火山の状況
・火山の成り立ちや歴史、文化
・火山災害発生時の心得
・避難経路、避難場所、避難手段
・火山災害に関する知識（火山活動による直接的災害・二次的災害、噴火等発生の前兆現象）
・応急・救護方法
・家庭での予防・安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備・点検等）
・気象庁の発表する噴火警報等の種類
・雪崩、土石流等危険箇所
・要配慮者に対する配慮
・消防団、自主防災組織及びボランティアの役割・重要性等

イ　啓発強化期間

特に次の期間においては、各種講習会、イベント等を開催し、二次的災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

・防災とボランティア週間（１月１５日～１月２１日）
・土砂災害防止月間（６月１日～６月３０日）
・防災週間（８月３０日～９月５日）

②　児童・生徒に対する防災教育

市教育委員会は、第２編（震災対策編）第２章第２０節第１に準じ、学校教育を通じて、地震、風水害に加えて、火山災害に対する教育の充実を図る。

また、火山災害時は長期の避難が予想されることから、地域住民同士で助け合うことが必要になるため、ボランティア活動をとおして、自助と共助の必要性を学び、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

③　職員に対する防災意識啓発

市（企画総務部）は、火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行えるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的に防災訓練の実施を行い、防災教育の徹底に努める。

④　要配慮者への配慮

市（健康福祉部・観光経済部）は、第２編（震災対策編）第２章第４節に準じ、避難行動要支援者等の支援体制の整備を推進する。

２　地域防災活動の充実･ボランティア連携強化

（１）自主防災組織体制の整備

噴火警報が発表され、地域住民全てが早期に避難所等安全な場所に避難する必要がある際には、地域住民が組織的に、連携しての避難の実施及び避難の誘導や避難行動要支援者に対する対応等を実施することが効果的である。

市（地域振興部）は、こうした地域の初動災害対策を担う自主防災組織を、第

２編(震災対策編)第２章第２節第３に準じて、自主防災組織体制の整備を図る。

（２）消防団の活性化の推進

消防団は、火山災害発生時においては、救出救助・避難誘導等を実施するとともに、平常時においては、地域に密着したきめ細かい予防活動や防災知識普及啓発活動等を実施するなど地域における消防防災の中核として重要な役割を果たしている。

消防本部・市（企画総務部）は、こうした重要性に鑑み、第２編（震災対策編）第２章第２節第４に準じ、消防団の活性化の推進を図る。

（３）災害関係ボランティアの環境整備

市（地域振興部・健康福祉部）は、火山災害時においては市民の避難生活が長期間に及ぶことが予想されることから、第２編（震災対策編）第２章第２節第６に準じ、災害関係ボランティアの環境整備を図る。

（４）企業、事業所等の自主防災体制の充実・強化

第２編（震災対策編）第２章第２節第２の２に準じて実施する。

第２　火山災害に強いまちづくり

日光白根山、高原山、男体山については、静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されることから、市民の生命・財産を守るため、交通・通信機能の強化、重要な施設の堅牢化等を図り、火山災害に強いまちづくりを進める。

１　砂防・治山事業の推進

市（建設部・観光経済部）は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、国及び県に対して砂防・治山事業の推進を要請する。

２　交通・通信機能の強化

火山災害の特性を踏まえた交通・通信機能の強化を図る。（本節第３参照）

３　施設の整備

（１）重要な施設の安全化

①　応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、市（各部等）、その他の施設管理者は、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために、不燃堅牢化を推進する。また、本編第３章第１８節第２に準じ、設備等の適切な整備を推進する。

・防災拠点（災害対策活動拠点）（第２編（震災対策編）第２章第１５節参照）
・医療救護活動の施設（病院、診療所、保健福祉センター等）
・応急対策活動の拠点（消防署、消防団詰所等）
・避難所、物資集積所等になる建物（学校、文化・スポーツ施設等）
・社会福祉施設等（養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター等）
・観光施設等不特定多数の者が使用する施設

②　ライフライン施設等の安全化

市（上下水道部・市民環境部）及び公共事業者は、上下水道、工業用水道、

電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（２）退避壕、その他の退避施設の整備

市（企画総務部）は、火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の降下が予測される地域においては、一時的な避難所としての退避壕、その他の退避施設の整備に努める。

第３　迅速かつ円滑な災害応急対策の備え

市（企画総務部）は、火山災害に備えた関係機関との連携、噴火警報等の伝達体制を整備するとともに、避難誘導、避難所の指定、実践的な訓練の実施等の対策を実施する。また、地域住民のほか、観光客や登山客等の安全を確保するための対策を実施する。

１　火山防災協議会等の設置

火山災害は、噴石、泥流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が、平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行っておくことが重要である。

このため、火山災害警戒地域の指定を受けた市（企画総務部）及び県は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、防災関係機関、火山専門家等を構成員とし、火山防災協議会を共同で設置する。

協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。

（１）噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項

（２）影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項

（３）噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項

（４）避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項

（５）「火山防災マップ」に関する事項

（６）県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項

（７）市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項

（８）市民や観光客、登山者等に対する情報提供に関する事項

（９）火山防災意識の普及活動に関する事項

(10) その他必要と認められる事項

日光白根山については、平成２５年度に設置されている。

２　火山防災マップの整備

火山防災協議会において、活火山が噴火した場合における想定される危険地域（溶岩流や火砕流、土石流、火山灰、噴石など事象ごとに記載）を明示し、また、その場合の効果的な避難等応急対策や、市民等への情報提供等に資する火山防災マップなどの作成を行う。

なお、作成後、市（企画総務部）は、県と連携し、地域住民のみならず、観光客、登山客等の安全確保を図るため、積極的な広報活動等により広く周知に努め

る。

また、より効果的な火山防災マップにするため、関係機関連携の下、不足する情報の追記や想定の見直し等必要な改善に努める。災害は、噴石、泥流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が、平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行っておくことが重要である。

３　噴火警報等の伝達体制の整備

（１）宇都宮地方気象台から発表される噴火警報等

【気象庁の発表する噴火警報等】

①　噴火警戒レベル運用火山（日光白根山）

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要。
			レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難行動要支援者の避難、住民の避難の準備等が必要。
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の避難行動要支援者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。
予報	噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。
				火山活動は静穏。	住民は通常の生活。規制区間なし。

② 噴火警戒レベルを運用していない火山（高原山・男体山）

種別	名称 ＜略称＞	対象範囲	警戒事項等（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別警報	噴火警報（居住地域） ＜噴火警報＞	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における厳重警戒（居住地域厳重警戒）	居住地域及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	危険な居住地域からの避難等が必要、あるいは警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難行動要支援者の避難、住民の避難の準備等が必要
警報	噴火警報（火口周辺） ＜火口周辺警報＞	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒（入山危険）	火口から居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の避難行動要支援者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒（火口周辺危険）	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等
予報	噴火予報	火口内等	平常（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等

③ 降灰予報

火山情報	内　　容
降灰予報（定時）	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報（速報）	・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、

	噴火後速やかに（5～10分程度で）発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報（詳細）	・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。

④気象庁の発表する火山現象に関する情報

火山情報	内 容	発表時期
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報	火山活動の状況に応じて適時発表
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する情報	火山活動の状況に応じて適時発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて火山活動の状況等について解説するため、定期的又は臨時に発表するもの	毎月又は必要に応じて発表
月間火山概況	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもの	毎月上旬に発表
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に知らせるもの	随時発表
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの	随時発表
火山ガス予報	居住地域に長時間影響をするような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせするもの	随時発表

（２）関係機関及び機関相互の情報伝達体制の整備

噴火警報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、市（企画総務部）、県及びその他防災関係機関は連携し、情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達が行

える体制の整備に努める。

（３）情報通信の整備

①　市民、観光客、登山者への伝達体制

火山災害は、泥流や火砕流等のスピードが速いという特性のため、短時間の内に、多数の地域住民や観光客、登山者に情報や避難指示等を伝達できる体制が必要となることを踏まえ、市（企画総務部）・消防本部は、第２編（震災対策編）第２章第１０節のとおり、情報通信の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

②　通信確保対策

市(企画総務部)は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

また、緊急速報メール、登録制防災メールの有用性を確保・推進するため、火山地帯における移動端末の有効エリアの把握に努めるとともに、不感地帯の解消に向け必要に応じて移動端末事業者等と協議を行う。

（４）地域住民等からの通報体制の確立

市（企画総務部）は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市（企画総務部・地域振興部・消防本部)、警察署又は宇都宮地方気象台に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。

４　緊急輸送体制の整備

（１）交通規制区域の事前調査への協力

火山災害時の輸送体制を確保するとともに市民の生命を守るため、市（市民環境部）は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象が発生又は発生のおそれがある場合に、交通規制すべき区域についての県警察が実施する事前調査について協力を行う。

（２）その他の対策

市（建設部）は、関係機関と連携し、噴石、降灰等各種現象を考慮した道路の整備に努めるほか、第２編（震災対策編）第２章第１４節に準じて実施する。

５　避難体制の整備

（１）避難所等の指定・整備

市（企画総務部・健康福祉部）・市教育委員会は、本編第２章第１３節第１に準じて緊急避難場所及び避難所の指定・整備を行う。

なお、火山災害は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象により危険区域が異なることを考慮し、火山防災協議会における共同検討を通じて、それぞれの事象に応じた避難所を選定するよう努める。

また、避難に要する時間の短縮を図るため、避難路の指定について検討する。

（２）地域住民への周知徹底

市（企画総務部・健康福祉部）・市教育委員会は、本編第２章第１３節第２に準じて避難所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難所への持出品

等避難に必要な知識の周知徹底に努めることとするが、特に、以下の点に留意して周知を行う。

① 避難所の中には、他の災害時においては安全であるが、火山災害においては危険地域に含まれ使用することができない場所があること

② 一度噴火すれば、即座に生命や身体に危害を及ぼす可能性が高いことから、他の災害に比べて早期に避難する必要があること

③ 他の災害よりも避難生活が長期に及ぶ可能性があること

④ 長期に警戒区域が設定される可能性があり、その場合には家に戻ることができないこと 等

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

（３）避難実施・誘導体制の整備

本編第２章第１３節第３に準じて実施することとするが、火山災害時には被害が予想される地域住民が早期に避難する必要があることを考慮し、避難時の行動において支援を必要とする要配慮者に対しての対策の強化を図る。

（４）避難所管理・運営体制の整備

本編第２章第１３節第４に準じて実施することとするが、火山災害時には避難が長期間に及ぶことを考慮し、長期にわたり適切な運営体制を確保できる体制の整備に努める。

６　登山届等の提出の周知・啓発

（１）市及び県の対応

市（観光経済部・企画総務部）及び県は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関と連携し、火山への登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出について、周知・啓発を図るよう努める。

また、市（企画総務部）及び県は、関係機関と連携し、携帯電話による災害情報に関する登録制防災メールについて周知・啓発を図り、情報の把握につとめる。

（２）登山者の対応

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等に努めるものとする。

７　登山者・観光客・別荘利用者保護対策

市（観光経済部・企画総務部）は、登山者・観光客・別荘利用者の安全確保を図るため、火山活動の状況に応じた登山規制・立入規制の事前対策、観光客・登山者・別荘利用者への普及啓発活動、ホテルや旅館、観光施設等の施設管理者への指導、別荘地区における対策について検討する。

８　火山防災訓練の実施

第２編（震災対策編）第２章第３節に準じて実施する。また、防災訓練を通じて、市民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図れるよう市民の防災訓練への参加促進に努める。

９　避難促進施設の指定

活動火山対策特別措置法第６条第５項に基づく避難促進施設を次のとおり定める。

施設名	所在地
日光湯元スキー場	日光市湯元温泉

第２節　応急対策

主管部	活動体制：企画総務部 情報・通信：企画総務部 二次災害防止：建設部 避難対策：企画総務部 救急・救助、医療、消火：消防部 降灰等対策：観光経済部 施設・設備の応急対策：建設部 広報活動：企画総務部	関係部	活動体制：消防部 情報・通信：消防部・地域振興部 二次災害防止：企画総務部・消防部 避難対策：教育部・健康福祉部・消防部 救急・救助、医療、消火：消防部 施設・設備の応急対策：上下水道部等

＊第２節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

市（企画総務部・消防部）は、火山災害による被害を最小限にとどめるため、地域住民、自主防災組織、消防団、県、県警察、自衛隊等と連携して、迅速かつ適切な火山災害対策活動を行う。

第１　活動体制の確立

市（企画総務部・消防部）火山災害による被害を軽減するため、迅速な火山災害直前対策を実施する。発災後は職員の参集、災害対策本部の設置等必要な体制を確立する。

１　市の活動体制

火山災害に応じた市の職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、火山活動、被害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

【市の活動体制】

体制	災害の態様	体制の概要	備考 （勤務時間外の配備）
注意体制	市内火山の火口周辺警報（レベル２）又は火口周辺警報（火口周辺危険）等により噴火の前兆現象等が確認された場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	企画総務部総務課・地域振興部行政センターの防災担当職員は直ちに登庁
警戒体制	①市内火山が噴火した場合（微噴火に限る。） ②市内火山に火口周辺警報（レベル３）又は火口周辺警報（入山危険）が発表された場合	災害の拡大を防止するために必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	企画総務部総務課・地域振興部行政センター職員、警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁。災害対策関係職員とは、主に道路等の公共施設、ライフライン、降灰対策等を担当する職員である。

体制	災害の態様	体制の概要	備考 （勤務時間外の配備）
本部体制	①市内火山が噴火した場合（微噴火を除く。） ②市内火山に噴火警報（レベル４～５）又は噴火警報（居住地域厳重警戒）が発表された場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員が直ちに登庁

２　火山災害発生時の措置

（１）注意体制

市（企画総務部）は、市内火山の噴火予報等により噴火の前兆現象等が確認された場合、注意体制をとり、情報収集、警戒活動、国への報告等の措置を講じる。

（２）市災害警戒本部の設置

市（企画総務部）は、市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置及び市対策本部を設置しないで行う災害応急対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を警戒本部長とする市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

①　設置基準

次のいずれかに該当する場合において、副市長が必要と認めたとき

ア　市内火山に火口周辺警報（レベル３）又は火口周辺警報（入山危険）が発表された場合

イ　市内火山が噴火した場合（微噴火に限る。）

ウ　市内火山に係る火山性地震、火山性微動その他の火山現象が見られ、火山災害発生のおそれがあると認められる場合

②　市警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、本編第３章第１節第３に準ずる。

③　市警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、市警戒本部は解散する。

ア　火山災害の発生するおそれがなくなったと警戒本部長が認めたとき

イ　災害応急対策が概ね終了したと警戒本部長が認めたとき

ウ　市災害対策本部が設置されたとき

（３）市対策本部の設置

市（企画総務部）は、火山（微噴火を除く。）災害が発生したときなどは、災害対策基本法第２３条の規定により、市長を本部長とする市対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

①　設置基準

次のいずれかに該当する場合において市長が必要と認めるとき

ア　市内火山に噴火警報（レベル４～５）又は噴火警報（居住地域厳重警戒）が発表された場合

イ　市内火山が噴火した場合（微噴火を除く。）

ウ　市内に災害救助法による救助を実施する火山災害又はこれに準ずる火山災害が発生した場合

② 市対策本部の組織及び運営

市対策本部の組織及び運営については、本編第３章第１節第４に準ずる。

③ 市対策本部の解散

市対策本部は、火山災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき解散する。

第２ 情報の収集・伝達及び通信確保対策

市（企画総務部・消防部）は、火山情報及び火山災害による被害の状況を迅速に収集し伝達するため、情報の収集・伝達及び通信の確保を行う。

１ 火山災害に関する情報の収集・伝達

（１）災害情報の収集・伝達

① 災害情報の収集・伝達

ア 市（企画総務部・消防部）、県、警察署は、宇都宮地方気象台から火山情報（噴火警報及び火口周辺警報）の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

イ 市（企画総務部・消防部）は、火山災害により市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県に報告する。

② 災害情報の周知

市（企画総務部）は、噴火警報や火口周辺警報の伝達を受けたときは、広報活動を行い、地域住民や観光客、登山者等に対する周知に努める。

【噴火警報等の伝達経路】

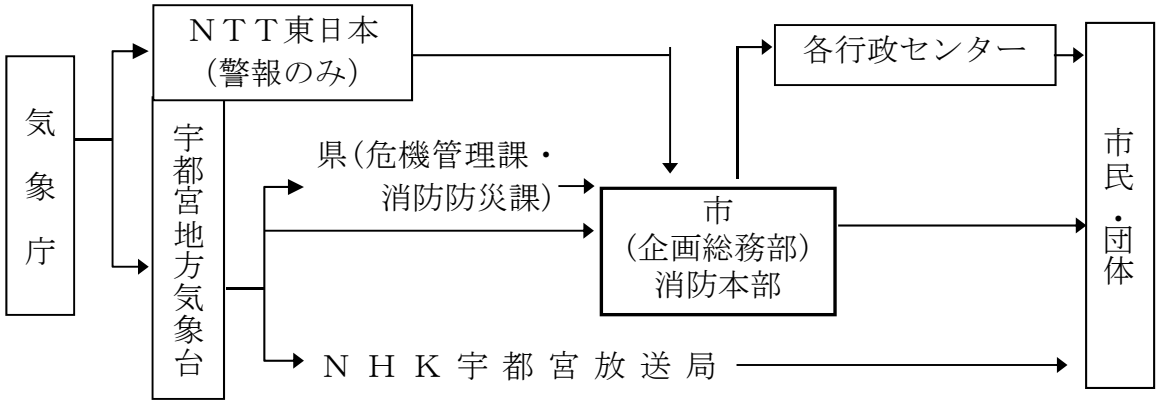

（２）異常現象発見者の通報

① 次のような異常現象を発見した者は、市（企画総務部・消防本部・地域振興部）又は警察署に通報する。併せて、宇都宮地方気象台にも通報するよう努める。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化

イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発

ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化

エ 噴気孔の新生拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な

異常変化

オ　火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

カ　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等

キ　火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

②　異常現象発見者から通報を受けた市長又は警察署は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ連絡する。

【異常現象発見者からの情報伝達経路図】

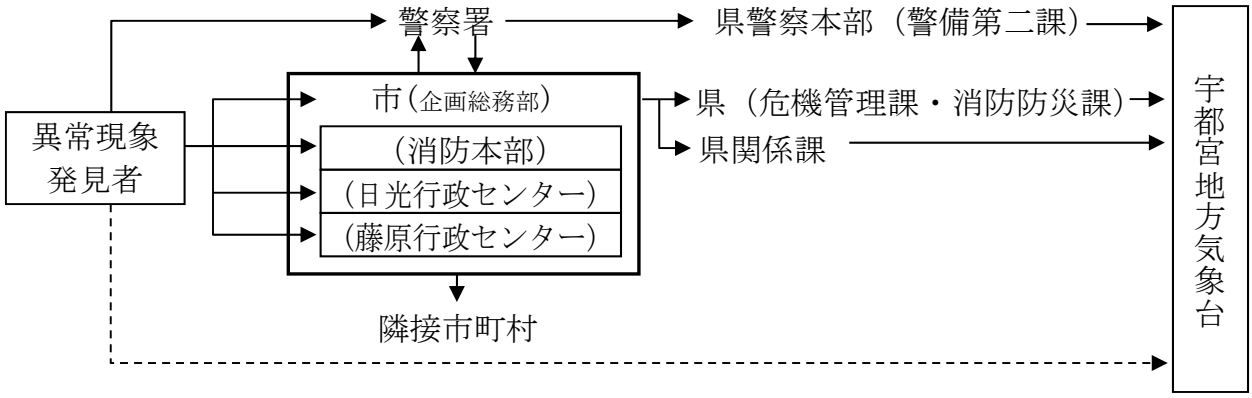

２　火山災害に関する通信確保対策

噴火警報等が発表された場合、火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、本編第３章第２節第６、第７、第８に準ずる。

第３　二次災害防止活動

市（建設部・企画総務部・消防部）は、降灰等地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

１　土砂災害等の防止

（１）土砂災害の防止

①　点検・応急措置の実施

市（建設部）は、周辺地域において火山性地震、土石流、火山泥流等による二次災害の防止のため、各機関の管理施設や観測機器の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設構造物の設置等の応急措置を行う。

②　避難対策

市（企画総務部・消防部）は、二次災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本節第５の要領により警戒区域の設定又は避難の指示を行う。

（２）水害の防止

第２編（震災対策編）第３章第１９節第８に定めるところに準ずる。

２　建築物・構造物の二次災害防止

市（建設部）は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、第２編（震災対策編）第２章第９節第２に準じ、被災建築物応急危険度判定による施設の点検を実施するとともに、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

３　火山災害時の社会秩序の維持

火山災害は、避難生活が長期化することもあるため、第２編（震災対策編）第３章第６節に定めるところに準じ、社会秩序の維持を図る。

第４　災害救助法の適用

災害救助法の適用の申請及び法に基づく応急的な救助の実施については、第２編（震災対策編）第３章第４節に準ずる。

第５　避難対策

市（企画総務部・消防部）は、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、火山活動が長期化した場合は、警戒区域の変更及び状況の変化に応じた対策を行う。

なお、避難対策にあたっては、避難行動要支援者への配慮をしながら適切な避難誘導や避難所での生活支援を行う。

１　避難の指示及び警戒区域の設定

（１）避難の準備

市（企画総務部）は、火口周辺警報（レベル３）若しくは火口周辺警報（入山危険）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、居住地域における通常の市民生活は可能であるものの、特に避難行動要支援者に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警報（レベル４）又は噴火警報（居住地域厳重警戒）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住地域における避難準備及び避難行動要支援者の避難を呼びかけるものとする。（第６章第１節第３の３（１）①及び②の表を参照）

（２）避難の指示及び警戒区域の設定

避難の指示及び警戒区域の設定については、本項目に定めるほか、本編第３章第６節に準ずる。

なお、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、噴火警報等に対応した入山規制、避難指示、警戒区域の設定を行うものとする。

（３）避難の指示等の基準

火山災害に係る避難の指示は、次の場合に、必要な範囲の市民、登山者及び滞在者その他の者に対して行う。災害対策基本法に基づく避難については、危険の切迫する前に十分な余裕をもって指示を行う。なお、市（企画総務部）は、県の助言を参考にして、避難の指示にあたる。

①　噴火警報（レベル４～５）若しくは噴火警報（居住地域厳重警戒）又は、火口周辺警報（レベル３）若しくは火口周辺警報（入山危険）等が発表され、避難を要すると認められるとき

② 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき
③ 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき
④ 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき
⑤ 避難路を断たれる危険があるとき
⑥ 噴火が発生し、再噴火による被害の恐れがあるとき
⑦ 酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、人的被害の恐れがあるとき
⑧ その他特に必要があると認められるとき

（４）登山の規制等の実施

市（観光経済部）、その他関係機関は、避難の指示等に準じて、必要に応じ登山の規制措置を行う。

２ 避難指示等の周知、誘導

本編第３章第６節第３に準じて、市民、観光客、登山者、別荘利用者等に対して避難指示等の周知徹底及び避難誘導を行う。

なお、遠く離れた避難先への避難を指示したときは、バスを手配する等、集団避難に配慮するものとする。

３ 避難経路

市の定める避難経路は、下図のとおりとする。

【日光白根山避難経路】

※地図は、国土地理院発行の電子地形図（タイル）を複製して使用している。

４ 避難者情報の収集

市は、市民、登山者及び滞在者に対し避難の誘導を実施したときは、避難者名簿を作成するなど、関係機関と連携して避難者名等の情報収集を行うものとする。特に登山者及び滞在者については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、要救助者名簿

等との照合も併せて行うものとする。

５　避難施設

本編第３章第６節第４に準じて、市（教育部・健康福祉部）は、火山災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。

なお、避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から市民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置する。避難行動要支援者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に収容する。

６　応急仮設住宅等

市（建設部）は、避難生活が中長期化すると認められる場合は、第２編（震災対策編）第３章第１７節に準じ、公営住宅や応急仮設住宅のあっせんに努める。

７　避難行動要支援者への生活支援

市（健康福祉部）は、本編第３章第６節第５に準じ、避難行動要支援者への生活支援を行う。

第６　救急・救助、医療及び消火活動

市（消防部・健康福祉部）は、市民の生命・身体の安全を守るため、被災者の救急・救助活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を実施する。また、火山災害に伴う火災について消火活動を実施する。

なお、火山災害の特殊性から、救急・救助活動における救助部隊の活動基準を「山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル（平成２８年３月消防庁作成）」を参考に以下の項目について関係機関との協議の上、定めることとする。

（１）天候や火山の状態に応じた活動（中止）基準
（２）再噴火に対する避難方法
（３）必要な資機材及び救出方法

１　救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動については、本編第３章第８節に準ずる。

２　医療活動

火山災害に係る医療活動については、第２編（震災対策編）第３章第８節に準ずる。

３　消火活動

火山災害に係る消火活動については、本編第５章に準ずる。

４　被災者情報の収集

市（企画総務部・消防部）は、市民等の安否確認を行い、行方不明者や負傷者など被災者情報の把握に努めるものとする。特に登山者及び滞在者の安否確認については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、避難者名簿等との照合などの方法により行うものとする。また、これらの被災者情報について県及び関係機関との

情報共有に努めるものとする。

５　市域を超えた救急・救助活動

市（消防部・健康福祉部）は、本節に掲げる活動にあたり市域を超えた救助が必要と判断した場合は、震災対策編第３章第７節及び第８節に定めるところに準じ、県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第７　緊急輸送活動

火山災害時の緊急輸送活動については、第２編（震災対策編）第３章第１４節に準ずる。

第８　降灰等対策

市（観光経済部）は、被災市民の生活の確保のため、火山灰等の障害物対策を実施する。

１　農林水産業対策

（１）実施体制

市（観光経済部）は、県及び農業協同組合等関係機関と連携して、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

（２）農林水産業対策

市（観光経済部）は、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、概ね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。

① 作物や施設（被覆資材）に付着した火山灰は、 ブロワーや散水機器等により速やかに除灰する。

② 降灰時は灰がハウス内に侵入しないよう注意するとともに、こまめに除灰する。また、除灰作業に多量の水を使用する場合は、ハウス内外の排水に留意する。

③ 降灰量が少ないほ場では、火山灰の pH や成分の分析を行い、強酸性の場合は作付前にアルカリ資材（石灰等）を土壌に施用し中和する。降灰の堆積量が多いほ場では、降灰が落ち着いた時点で除灰を検討する。

④ 水稲移植後の降灰については、湛水する水の入れ替えの間隔を短くして、火山灰の除去に努める。

⑤ 育苗期の野菜については、防塵塩化ビニール又はポリオレフィン系フィルム等でトンネル被覆する。また、生育中の作物も可能な場合は被覆する。

⑥ 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰が多量に付着した飼料作物の給与は控える。茎葉の枯死した飼料作物は、まき直しを行うか、再生可能な場合は、早めに掃除刈をして追肥を行い、再生・回復させる。

⑦ 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

⑧ 倒木や損傷した木材、製材品については二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除の徹底に努める。

２　宅地等の降灰対策

（１）火山灰の除去

市（市民環境部）は、市民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報

提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（健康福祉部・地域振興部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかける。

（２）集積場所の確保

市（市民環境部）は、適当な場所に市民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。

３　市民が実施する自衛措置

市民は、降灰時には、できる限り外出を控え、やむを得ず外出する場合は、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグルなどを着用する。

第９　施設・設備の応急対策

火山災害発生時に、市（各部）は、公共施設の応急対策を迅速に行う。

１　公共施設

（１）公共施設の応急対策

①　火山灰等の除去

道路・河川等の公共施設管理者は、巡視の結果をもとに、公共施設に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を、関係機関と連絡を密にし、安全を確認の上除去する。除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所に、当該管理者が確保する。

②　被災施設の応急復旧

公共施設管理者は、路面の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型泥流による埋没箇所について、関係機関と連絡を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。

２　ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、第２編（震災対策編）第３章第１９節に準ずる。

第１０　広報活動

市（企画総務部）は、火山災害時に、事実と異なる情報等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、広報活動を行う。

１　被災者への広報

（１）広報の内容

火山災害時に、市（企画総務部）は、被災者に対して、概ね次のような情報について正確かつきめ細やかに広報する。

①　火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
②　避難指示に関する事項
③　犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
④　医救護活動に関する事項
⑤　交通規制等に関する事項
⑥　食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項

⑦　保健衛生に関する事項
⑧　道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
⑨　電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
⑩　被災者生活再建支援に関すること
⑪　復旧・復興計画に関すること
⑫　問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
⑬　その他関係機関の応急対策に関する事項
⑭　その他必要な事項

（２）広報の方法

市（企画総務部）は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、県と相互に連絡をとりあう。また、要配慮者等に配慮した広報を行う。

２　市民への広報

市（企画総務部）は、市民全体に対し概ね次のような情報を積極的に伝達するものとする。

広報に当たっては、報道機関を通じて行う情報提供のほか、防災用屋外スピーカーや戸別受信機、広報車等市が所有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民に的確な情報提供を実施する。

（１）火山活動の状況
（２）被害の状況
（３）交通施設等の復旧状況
（４）復旧・復興計画
（５）義援物資、義援金の取扱い等
（６）ボランティアの募集状況

第３節　復旧・復興

主管部	企画総務部	関係部	各部等

＊第３節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

市（企画総務部等）は、被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか､又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第１　復旧・復興の基本的方向の決定

１　基本方向の決定

第２編（震災対策編）第４章第１節に準じ、復旧・復興の基本方向を定める。

なお、火山活動が継続中の場合も、火山活動や被災状況を総合的に勘案して、必要と認めたときは復旧復興の段階に移行し､又は応急対策と並行して復旧復興活動を実施する。

２ 迅速な原状復旧

市（各部等)、その他関係機関は、次の点に留意して公共施設の復旧にあたる。

（１）施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資､資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用する。

（２）施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

（３）降灰や地盤の緩み等により土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

（４）ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

（５)施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は､その事業者が適正に処理する。

（６）火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、市民等の一時的避難施設の整備を行う。

（７）火山災害の状況に応じ、融雪型火山泥流、土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

（８）火山噴火等が長期化，反復するおそれがある場合には，安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努める。

３　計画的復興の推進

大規模な火山災害により地域が壊滅し､社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、第２編（震災対策編）第４章第１節に準じ、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進める。

なお、復興計画の策定にあたっては、第２編（震災対策編）第４章第１節に定める他、次の点に留意する。

（１）必要に応じ、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、

発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めること。

（２）火山活動が継続中の場合、避難対策・安全確保対策について配慮すること。

第２　民生の安定化及び公共施設等復旧対策

火山災害により被害を受けた市民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市（地域振興部・企画総務部・市民環境部・建設部・消防本部）は、第２編（震災対策編）第４章第２節並びに第３節に準じて、生活相談、公共施設等の復旧対策を実施する。

なお、火山の爆発に伴う降灰により市民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれのある地域では、活動火山対策特別措置法に基づく、避難施設や防災営農施設の整備、降灰除去事業等の実施が早期に行われるよう、県の被災状況調査の支援や各種事業の周知などに努める。

第７章　危険物等事故災害対策

第１節　予防

主管部	防災体制：消防本部・企画総務部 石油類等事故、ガス事故、火薬類事故、毒物劇物事故：消防本部 放射性物質事故対策：企画総務部・市民環境部	関係部	防災体制：財務部・市民環境部・健康福祉部・建設部・市教育委員会 火薬類事故：市民環境部

＊第１節における部の名称は、現在の組織機構に基づく名称である。

危険物、高圧ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、流出の発生（以下「危険物等事故」という。）等による被害発生の未然防止及び被害の軽減に努める。

第１　当市の危険物関係の状況

平成３１年４月１日現在における市域内の危険物施設の総数(完成検査済証交付施設）は、７０７施設、その他にも毒物劇物貯蔵取扱い施設、高圧ガスや火薬類等を取扱う事業者が市域には複数ある。

※　危険物の大量貯蔵所等一覧

第２　事業所に対する防災体制の強化

危険物等事故の未然防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

１　危険物等関係施設の安全性の確保

（１）保安体制の整備

①　事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

②　消防本部、県及び事業者は、相互に連携し、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

（２）保安教育の実施

消防本部は県と協力し、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

２　情報収集・伝達体制の整備

（１）情報の収集・伝達

①　消防本部及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

②　市（企画総務部）・消防本部及びその他防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努める。

③　市（企画総務部）・消防本部及びその他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

（２）機動的な情報収集

①　市（企画総務部）・消防本部及びその他防災関係機関は、機動的な情報活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

（３）多様な情報収集体制の整備

市（企画総務部）は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

（４）通信の確保

市（企画総務部）は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

３　災害応急対策への備え

（１）職員の体制

市職員の非常参集体制については、本章第２節第１のとおりとする。

また、市（企画総務部）は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを見直し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

（２）防災関係機関との連携

①　災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要なため、応急活動及び復旧活動に関し、市（企画総務部）、消防本部、県、その他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

②　消防本部・市（企画総務部）、県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

③　市（企画総務部）は、県を通じた自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

（３）救急・救助、医療及び消防活動（危険物流出対策含む）への備え

①　救急・救助活動への備え

消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。

②　医療活動への備え

ア　関係機関相互の連絡・連携体制の整備

市（健康福祉部）・消防本部及び事業者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

イ　医薬品、医療資機材等の備蓄

市（健康福祉部）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

③　消火活動への備え

ア　資機材等の整備促進

消防本部、事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

イ　消防体制の整備

消防本部は、平常時から消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

④　危険物等の大量流出時における防除活動への備え

市（市民環境部・健康福祉部・企画総務部）は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

ア　消防本部・市（市民環境部）は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ　市（財務部）は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ　市（市民環境部・消防部）は、防災関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

（４）緊急輸送、代替輸送への備え

市（建設部・市民環境部）は、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

（５）避難収容活動への備え

①　避難所

市（企画総務部）は、都市公園、河川敷、公民館、学校公共的施設等を対象に、避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。（本編第２章第１３節参照）

※　指定緊急避難場所・指定避難所一覧

②　避難誘導への備え

市教育委員会・市（健康福祉部・企画総務部）は、避難所や避難経路について、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障がい者その他いわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。（本編第２章第１３節参照）

４　防災意識の高揚、訓練の実施

（１）防災知識の普及啓発

消防機関等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所での行動等防災意識の普及啓蒙を図る。

（２）防災訓練の実施

市（企画総務部・地域振興部）・消防本部は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。（第２編（震災対策編）第２章第３節参照）

第３　石油類等危険物事故予防対策

危険物の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

１　事業者の対策

（１）危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。

（２）危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。

（３）大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

（４）自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

（５）従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

（６）防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

（７）近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

２　消防機関等の対策

消防本部は、県が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習会に参加し、事故防止のための各種対策に協力するとともに、次の対策を実施する。

（１）危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

（２）既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

（３）危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

（４）立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

① 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
② 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査

（５）危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
（６）化学消防自動車等の整備に努める。

第４　ガス事故予防対策

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

１　ＬＰガス・一般高圧ガス

（１）販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

① 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

ア　ＬＰガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

イ　ガス設備の法定の点検・調査を徹底し、常に安全に使用できるよう努める。

ウ　事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

② 災害予防体制の強化

ア　従業員の資質向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加し、保安教育に努める。

イ　ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ　容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。

エ　被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

（２）高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

① 災害予防措置の実施

ア　定期的に貯槽の沈下状況の測定を行い、その結果により貯槽の不同沈下の軽減を図るとともに、緊結ボルトの増締め等適切な措置を講じる。

イ　高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。

ウ　防消火設備、緊急遮断装置、散水用エンジンポンプ、バッテリー、除害設備等の保安設備を重点に点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。

エ　高圧ガスを充てんするための容器を取り扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

オ　防災資機材、緊急点検及び応急措置に必要な資機材の整備を充実強化する。

カ　緊急時に優先して点検を行う高圧ガス設備をリストアップし、速やかに点検できる体制を整備する。

キ　高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素ガスを移動

する際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。

また、移動開始前には必ず安全装置の状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を実施する。

② 災害予防体制の強化

ア 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

イ 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

（３）市の対策

消防本部は、県が実施する各種講習会や研修会等への参加促進に努めるとともに、事故防止のための各種対策に協力する。

２ 都市ガス

（１）事業者の対策

① 台風、洪水、火災等の災害により、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員、機器、図面などの整備を図るとともに、迅速な対応ができる体制を確立する。

② 災害の発生が予想され、又は発生した場合には必要に応じて対策本部を設置する。

③ 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

④ 災害の発生が予想され、又は発生した場合に、市（総務部）・消防本部、県、警察等防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、予め連絡方法を確認するなど連携体制を整備する。

⑤ 災害時に出動する職員について、応急措置、受付などに関する教育、訓練を実施する。

第５ 火薬類事故予防対策

火薬類の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

１ 事業者の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いにかかる技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

２　市の対策

消防本部・市（市民環境部）は、県が実施する各種講習会等への参加促進に努めるとともに、事故防止のための各種対策に協力する。

第６　毒物・劇物事故予防対策

毒物・劇物事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、市民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

１　事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

２　市の対策

（１）県への協力

市（企画総務部）は、毒物・劇物事故防止のため、県が実施する各種予防対策に協力する。

（２）医療活動への備え

市（企画総務部・健康福祉部）・消防本部、県及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第７　放射性物質事故対策

近県における原子力発電所事故による放射能が拡散した場合に備え、市（市民環境部）・消防本部は、放射線測定器などを備蓄し、事故発生時における測定監視体制の整備など必要な体制整備を図る。

また市（企画総務部・市民環境部）・消防本部は、放射能対策のため、県が実施する各種予防対策に協力し、消防本部、県及び医療機関等とともに事故対策を迅速、的確に実施するため、事故発生時の連絡体制の整備を図る。

第２節　応急対策

主管部	活動体制：企画総務部 災害の拡大防止：消防部 救急・救助、医療、消火：消防部・健康福祉部 広報：企画総務部 石油類事故、ガス事故、火薬類事故、毒物劇物事故：消防部 放射能事故対策：企画総務部・市民環境部	関係部	災害の拡大防止：企画総務部・市民環境部・建設部 救急・救助、医療、消火：健康福祉部 石油類事故：企画総務部・建設部 ガス事故、火薬類事故、毒物劇物事故：企画総務部

＊第２節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

大規模な危険物等事故が発生又は発生するおそれがある場合に、市（各部）は、その他防災関係機関と協力し、危険物等事故応急対策の実施に努める。

第１　活動体制の確立

１　市の活動体制

危険物等の事故災害発生時、市(企画総務部)は、応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた活動体制と職員の参集体制を確立する。

【危険物等事故災害発生時における職員の配備区分及び配備体制】

体制	災害の態様	体制の概要	備考 （勤務時間外の配備）
警戒体制	① 危険物等事故災害により相当の死傷者等が発生するおそれのある場合 ② 漏洩物により相当の被害が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、危険物等事故災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び災害応急対策を行う体制	企画総務部総務課、該当する地域振興部行政センター職員、警戒配備に該当する災害対策関係職員は直ちに登庁。災害対策関係職員とは、主に保健医療、環境、道路等を担当する職員である。
本部体制	① 危険物等事故災害により多数の死傷者が発生するおそれがある場合又は発生した場合 ② 漏洩物により甚大な被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員が直ちに登庁

２　危険物等事故災害発生時の措置

（１）災害警戒本部の設置

市（企画総務部）は、市災害対策本部(以下「市対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置､市対策本部を設置しないで行う災害応急対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を警戒本部長とする市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

①　設置基準

次のいずれかに該当する場合において、副市長が必要と認めるとき。

ア　危険物等事故災害により相当の死傷者等が発生するおそれのある場合

イ　漏洩物により相当の被害が発生するおそれのある場合

ウ　その他、副市長が必要と認めた場合

②　市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営については、本編第３章第１節第３に準ずる。

③　市警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア　危険物等事故災害のおそれがなくなったと警戒本部長が認めたとき

イ　漏洩物により相当の被害発生のおそれがなくなったと警戒本部長が認めたとき

ウ　市対策本部が設置されたとき

（２）市対策本部の設置

市（企画総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第２３条の規定により、市長を本部長とする市対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

①　設置基準

次のいずれかに該当する場合において、市長が必要と認めるとき

ア　危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれがある場合又は発生した場合

イ　漏洩物により甚大な被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合

ウ　その他市長が必要と認めた場合

②　市対策本部の組織及び運営

市対策本部の組織、運営については、本編第３章第１節第４に準ずる。

③　災害対策本部の解散

災害対策本部は、危険物等事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第２　災害救助法の適用

災害救助法の適用の申請及び法に基づく応急的な救助の実施については､第２編（震災対策編）第３章第４節に準ずる。

第３　災害拡大防止対策

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

１ 災害の拡大防止活動

（１）事業者は、危険物等の事故災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

（２）市（消防部・企画総務部）は県、県警察と協力し、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

２　災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

（１）交通の状況の把握

市（市民環境部・建設部）は、現場の警察官、関係機関等からの情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２）交通規制・誘導

市（市民環境部）、道路管理者、警察署は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

３　危険物等の大量流出に対する応急措置

市（消防部・市民環境部）、県及び県警察と連携し、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

４　避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難対策は、本編第３章第６節に準ずる。

第４　救急・救助、医療及び消火活動

１　救急・救助活動

（１）危険物等事故災害に係る救急・救助活動、本編第３章第８節及び第５章第２節に準ずる。

（２）事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、救急・救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

２　医療活動

市（健康福祉部）を中心に市内の医療機関に協力を求め、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。（本編第３章第８節参照）

３　消火活動

市（消防部）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。（本編第５章第２節参照）

第５　広報対策

市（企画総務部）や関係機関は、市民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

１　情報発信

市（企画総務部）、県及び事業者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

２　関係者からの問い合わせに対する対応

市（企画総務部）は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第６　石油類等危険物事故応急対策

市（消防部・市民環境部・企画総務部）は、石油類等危険物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と一体となり応急対策を実施する。

１　情報の収集・伝達

（１）被害状況等の情報収集・伝達

①　発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市（消防部・企画総務部）、警察署に通報する。

②　市（消防部・企画総務部）の情報収集・伝達

市（消防部・企画総務部）は、危険物等事故災害発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報基準に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

※　栃木県火災・災害等即報要領

（２）情報の収集・伝達系統

石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

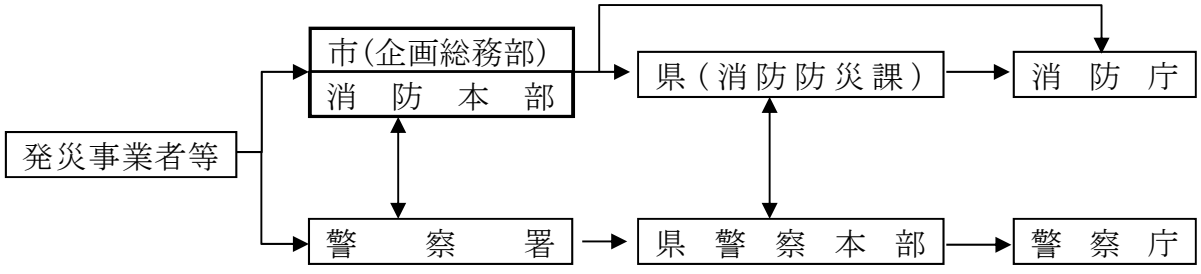

２　火災・爆発応急対策

（１）危険物取扱事業所等の対策

① 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
② 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
③ 災害が発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
④ 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
⑤ 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

（２）市（消防部・企画総務部）の対策

市（消防部・企画総務部）は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

また、市（消防部）は必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

３ 漏洩応急対策

（１）危険物取扱事業所等の対策

① 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
② 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
③ 災害の発生時には直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
④ 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
⑤ 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

（２）河川管理者等の対策

① 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
② 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

（３）市（建設部・市民環境部・消防部・企画総務部）の対策

① 市（消防部）は、必要に応じて危険区域への立入規制、交通規制を行う。
② 市（建設部・市民環境部）は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
③ 市（消防部・企画総務部）は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第７　ガス事故応急対策

市（消防部・企画総務部）は、ガス事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と一体となり応急対策を実施する。

１　情報の収集・伝達

（１）被害状況等の情報収集・伝達

①　発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市（消防部・企画総務部）、警察署に通報する。

②　市（消防部・企画総務部）の情報収集・伝達

市（消防部・企画総務部）は、危険物等事故災害発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報基準に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

※　栃木県火災・災害等即報要領

（２）情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

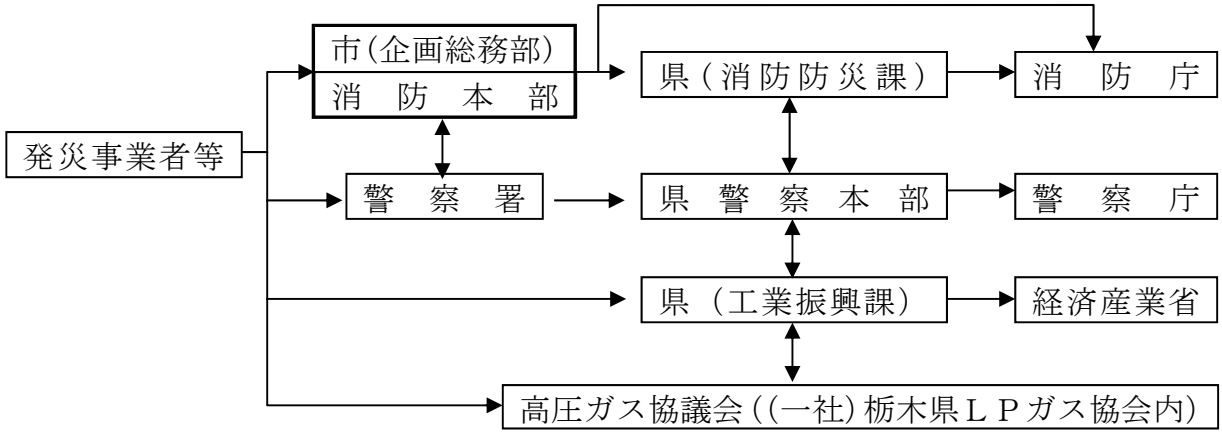

２　ＬＰガス・一般高圧ガス

（１）販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

①　速やかな応急措置の実施

ア　販売事業者等は、二次災害を防止するため、市民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ　事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、市（企画総務部・消防部）、県、警察及び高圧ガス協会等関係機関に速やかに通報する。

②　応援・協力

ア　販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ　エルピーガス協会各支部内での対応が困難な場合は、エルピーガス協会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ　高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ　高圧ガス協会は、協力要請に基づき、市（消防部・企画総務部）、県、警察署等防災関係機関との密接な連携のもと、事業所の実施する応急対策に協力する。

（２）市（消防部・企画総務部）の対策

①　市（消防部・企画総務部）は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

②　市（消防部）は、必要に応じて危険区域への立入制限、交通規制を行う。

③　市（消防部）は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

④　市（消防部）は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

３　都市ガス

（１）事業者等の対策

①　被害情報の収集・伝達

災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

また、被害状況が把握された時点で、速やかに市（消防部・企画総務部）、県、県警察等関係機関に被害状況を連絡する。

②　災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

③　二次災害の防止

被害状況等必要に応じガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止策を講じる。

④　救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

⑤　救援隊の派遣

県都市ガス協会は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

（２）市（消防部・企画総務部）の対策

①　市（消防部・企画総務部）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。

②　市（消防部）は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活

動等応急対策を実施する。

③　市（消防部）は、必要に応じて危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第８　火薬類事故応急対策

市（消防部・企画総務部）は、火薬類事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と一体となり応急対策を実施する。

１　情報の収集・伝達

（１）被害状況等の情報収集・伝達

①　発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市（消防部・企画総務部）、警察署に通報する。

②　市（消防部・企画総務部）の情報収集・伝達

市（消防部・企画総務部）は、危険物等事故災害発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報基準に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

※　栃木県火災・災害等即報要領

（２）情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

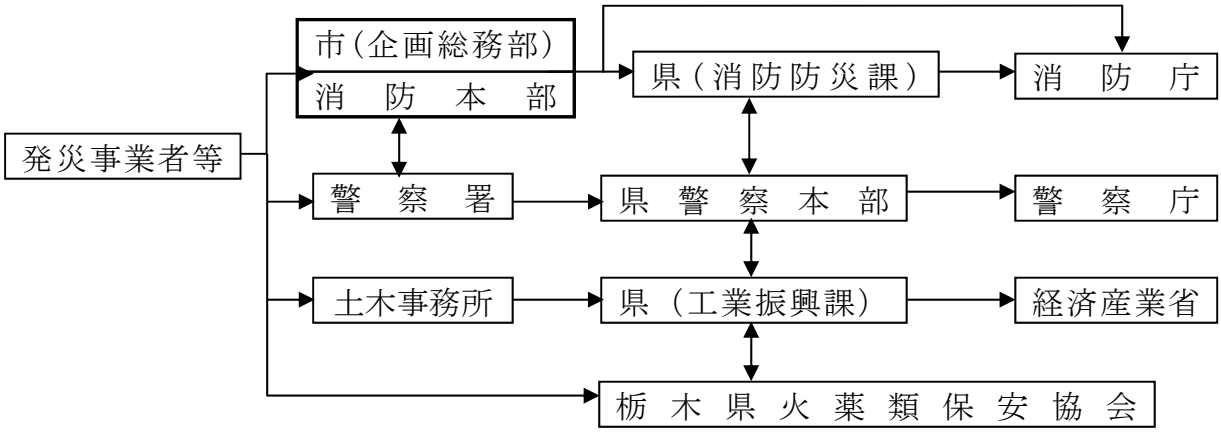

２　事業者等の対策

（１）火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。

（２）移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。

（３）火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近住民に避難するよう警告する。

（４）安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

３　市（消防部・企画総務部）の対策

（１）市（消防部・企画総務部）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害

状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

（２）市（消防部）は、必要に応じて危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第９　毒物・劇物事故応急対策

市（消防部・企画総務部）は、毒物・劇物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と一体となり応急対策を実施する。

１　情報の収集・伝達

（１）被害状況等の情報収集・伝達

①　発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市（消防部・企画総務部）、警察署に通報する。

②　市（消防部・企画総務部）の情報収集・伝達

市（消防部・企画総務部）は、危険物等事故災害発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報基準に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

※　栃木県火災・災害等即報要領

（２）情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

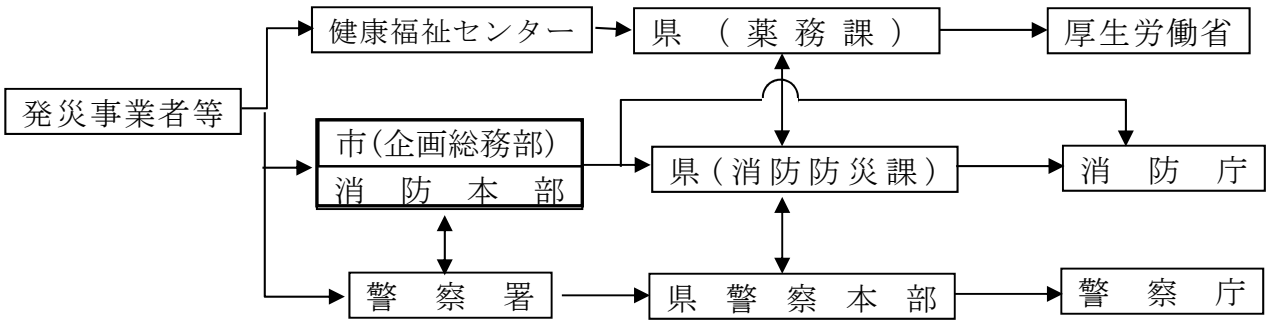

２　事業者等の対策

（１）毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市（企画総務部・消防部）、県、警察等へ通報する。

（２）漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。

（３）災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

３　市（消防部・企画総務部）の対策

（１）市（消防部・企画総務部）は、状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

（２）市（消防部）は、必要に応じて危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第１０　放射性物質事故対策

市（企画総務部）は、近県での原子力発電所事故発生時における放射能拡散時においては、災害対策本部体制に準じた「放射性物質事故対策本部」を設置し、関係機関と一体となり、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

１　測定監視体制の強化

市（市民環境部）は、近県での原子力発電所事故発生により、放射線の拡散が確認された際には、放射線測定器を用いた放射線の監視測定を行い、速やかに当該災害の状況を把握し、市民に周知するとともに県にも報告する。

２　市（企画総務部・市民環境部）の対策

市（企画総務部・市民環境部）は、県と協議のうえ必要な対策を実施し、状況により、避難指示、避難誘導の設定等の措置を講じる。

第３節　復旧

主管部	各部等	関係部	

＊第３節における部の名称は、原則として災害対策本部の各部に基づく名称とする。

市（各部等）は、被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定し、復旧事業を実施する。

１　復旧計画の策定及び復旧事業の実施

市（各部等）は、危険物等事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。